

厚生労働行政推進調査事業費補助金

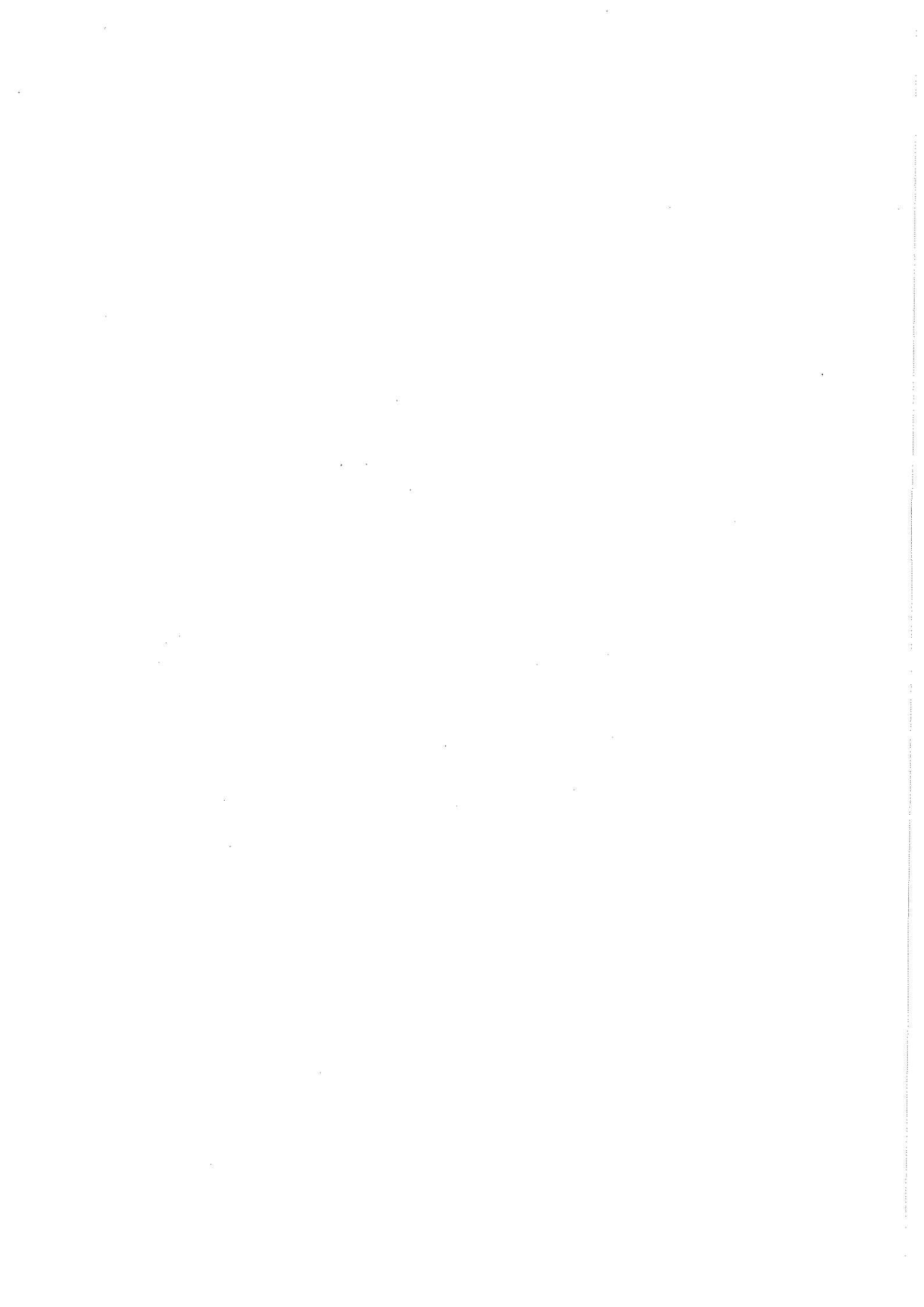
厚生労働科学特別研究事業

墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究

令和2年度 総括研究報告書

令和3年 3月

研究代表者 喜 多 村 悦 史



目 次

墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究報告書	…	1
1 研究の要旨	…	1
2 研究の概要	…	1
3 研究者	…	1
4 研究目的	…	2
5 研究方法	…	2
6 研究結果	…	3
7 残された課題	…	3
第1章 各種調査の結果		
第1 散骨をめぐる法制度の考え方	…	5
第2 国民意識調査の結果概要	…	6 0
第3 地方自治体の条例・要綱・ガイドラインの概要	…	1 1 1
第4 地方自治体アンケート調査の結果概要	…	1 2 2
第5 海外における火葬及び散骨の動向調査の概要	…	1 3 6
第6 海洋散骨現地調査報告	…	1 6 2
第7 散骨事業者アンケートの結果概要	…	1 6 7
第8 散骨問題に関する事業者ヒアリングの概要		
① 一般社団法人全国海洋散骨船協会	…	1 7 4
② 一般社団法人日本海洋散骨船協会	…	1 7 8
③ 戸田葬祭サービス株式会社(陸上散骨業者)	…	1 8 0
第9 火葬場アンケート調査結果報告	…	1 8 2
第10 火葬場自治体ヒアリングの概要	…	2 5 5
第2章 散骨問題に関するガイドラインの提案	…	2 5 9
第3章 火葬場建設・維持管理マニュアルの改訂にあたって 留意すべき事項	…	2 6 7
(参考資料)		
平成10年厚生省懇談会報告書	…	2 7 0

厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)

令和2年度総括研究報告書

墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究

研究代表者 喜多村悦史 東京福祉大学教授 特定非営利活動法人日本環境
斎苑協会理事

1 研究の要旨

何人も必ず死を迎えるが、その際、残された遺族は、葬送の儀式を行うとともに、衛生的に火葬を行い、また埋葬などを行うのが通例である。こうした葬送は、国民の宗教的感情の適合し、かつ公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障なく行われなければならない。本研究は、最近における墓地埋葬をめぐる現状と課題を研究し、対応策の在り方を明らかにする。

2 研究の概要

何人も、必ず死を迎えるが、その際、残された遺族は、故人をしのび、葬送の儀式を行うとともに、衛生的に火葬を行い、又、埋葬等を行うのが通例である。こうした葬送の儀式は、国民の意識を踏まえ、公衆衛生の改善と国民の宗教的感情を踏まえて適切な対応を行うことが求められている。このあり方を定めたのが、墓地及び埋葬に関する法律である。

本研究「墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究」は、新たな葬送の方法として、近年増加しつつある散骨に関しその法的な位置づけ、国民意識の動向、諸外国の規制の動向、地方自治体や事業者の対応の動向を調査し、その適正化に向けてガイドラインの策定について研究を行うこと、また、現時点における火葬場の設置管理の現状を調査することにより、墓地埋葬火葬の在り方をどうすべきかについて提言を行うこととしたものである。

3 研究者

代表研究者	喜多村悦史	東京福祉大学教授 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会理事
分担研究者	横田勇	静岡県立大学名誉教授 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会常任理事
	横田睦	公益財団法人全日本墓園協会理事
	小松初男	弁護士 虎の門法律事務所
研究協力者	福井晶喜	独立行政法人国民生活センター相談情報部

相談第二課長

4 研究目的

本研究は、二つの目的を持つ。その一つは、散骨に関するガイドラインの策定である。近年わが国では、都市化や核家族化に伴う家意識の希薄化、少子高齢化の進展により、葬送の在り方に関する国民意識も変化してきており、このような背景から、家族が墓を所有せず、遺骨を散骨する例やいわゆる「墓じまい」に伴い、遺骨を散骨する事例が増加している。散骨については、現状では、法律上の位置づけが明確でなく、一部の地方自治体の条例やガイドライン、業界団体の自主基準などに従って行われているが、全国的な見地から明確なガイドラインの設定を検討すべきだとの指摘もなされている。本研究では、国民の意識の動向の把握、外国における散骨への対応状況の整理、地方自治体の条例などの検討、業界団体へのヒアリングなどを通じて、適切なガイドラインの策定を行うこととしたものである。

二つ目の目的は、火葬場の設置管理に関するマニュアルの見直しに関する指針の策定である。現在、火葬場の設置管理に関しては、墓地埋葬に関する法律(以下、「墓理法」という。)では、特段の規定がないため、特定非営利活動法人日本環境斎苑協会(以下、「斎苑協会」という。)が地方自治体などによるべき指針として、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を策定し、公表している。

本研究では、火葬設置管理に関する実態を把握するため、全国の火葬場を対象にアンケート調査を行い、その現状を把握するとともに、これをもとに「マニュアル改定にあたって留意すべき事項」を整理した。この結果は、斎苑協会が行うマニュアル改定にあたって指針となるものである。

5 研究方法

(1) 本研究では、法律制度の専門家である代表研究者、公衆衛生・環境の専門家、墓地埋葬法・墓地制度の専門家、法制度・判例研究の専門家、消費者保護の専門家で構成する研究会を構成し、研究を進めた。

(2) 研究会の構成員は、次のとおりである。

代表研究者	喜多村悦史	東京福祉大学教授 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会理事
分担研究者	横田 勇	静岡県立大学名誉教授 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会常任理事
分担研究者	横田 睦	公益財団法人全日本墓園協会理事
分担研究者	小松初男	弁護士 虎の門法律事務所
研究協力者	福井晶喜	独立行政法人国民生活センター相談情報部 相談第2課長

(3) 本研究では、次のような調査により、実情の把握を行った。

- ① 散骨に関する研究では、次のような調査を行った。
 - 1) 国民の埋葬、散骨に関する意識調査
 - 2) 地方自治体の条例などによる規制動向に関する調査
 - 3) 規制を行っている地方自治体に対するアンケート調査
 - 4) 散骨事業者及び散骨事業者団体に関するアンケート調査
 - 5) 散骨事業者に対するヒアリング調査
 - 6) 海外における火葬及び散骨の実態に関する専門家の調査
- ② 火葬場の管理の在り方に関する研究では、全国の火葬場に対しその実情、管理に関し、アンケート調査を行った。

6 研究結果

上記の各種調査を踏まえ、研究班では、次の成果を取りまとめた。

- ① 散骨に関する基本的考え方のとりまとめ、地方公共団体の判断事項に対する散骨のガイドライン及び事業者に対する散骨のガイドラインの提案
なお、本研究のとりまとめにあたっては、海外の火葬、散骨の実態及び法制度などに関し、聖徳大学の長江曜子教授に詳細なレポートの提出をいただき、また、研究会関係者のヒアリングに応じていただく等、大変参考にさせていただいたほか、散骨の実務に携わっておられる海洋散骨事業者の団体である全国海洋散骨船協会、日本海洋散骨協会、陸上散骨を行っている戸田葬祭サービス株式会社にもヒアリングを通じて、実態把握を行わせていただき、大変参考にさせていただいたことに対し、厚く御礼申し上げます。
- ② 火葬場の建設・維持管理マニュアルの改訂にあたって留意すべき事項

7 残された課題

- (1) 策定された上記の「火葬場の建設・維持管理に関するマニュアル改定にあたって留意すべき事項」については、別途特定非営利活動法人日本環境斎苑協会において、学識経験者からなる研究会を設置し、同協会が策定している「火葬場の建設・維持管理に関するマニュアル」の改訂に向けて検討を進めることが必要である。
- (2) 散骨に関するガイドラインについては、厚生労働省に提出した上で、厚生労働省のご指導の下で、適切な普及啓発活動が行われることが望まれる。
- (3) 散骨実施するにあたり、死者の個人情報を守るため、地方自治体及び散骨事業者は、死者の指名、散骨の実施、散骨の実施場所に関する情報に関し、適切な保全処置を講ずるよう努める必要がある。このため、こうした趣旨を適切に広報するものとする。

第1章 各種調査の結果

第1 散骨をめぐる法制度の考え

第2 国民意識調査の結果概要

第3 地方自治体の条例・要綱・ガイドラインの概要

第4 地方自治体アンケート調査の結果の概要

第5 海外における火葬及び散骨の動向調査の概要

第6 海洋散骨現地調査報告

第7 散骨事業者アンケートの結果概要

第8 散骨問題に関する事業者ヒアリングの概要

① 一般社団法人全国海洋散骨船協会

② 一般社団法人海洋散骨協会

③ 戸田葬祭サービス株式会社（陸上散骨事業者）

第9 火葬場アンケート調査結果報告

第10 火葬場自治体ヒアリングの概要

第2章 散骨に関するガイドラインの提案

第3章 火葬場建設・維持管理マニュアルの改訂にあたって留意すべき事項 (参考資料)

平成10年厚生省懇談会の報告書

第 1 章 各種調査の結果

第 1 散骨に関する法制度の考え方

この「考え方」は、本研究会が散骨のガイドラインを検討するに先立ち、散骨に関連する法制度の考え方を整理するため、分担研究者である小松初男氏が議論の素材を作成し、研究会メンバーで論議の上、取りまとめたものである。

I 散骨（撒骨）とは

死者の遺骨を粉にして海や山へ撒く葬礼¹。

II 散骨に係わると思われる法律

1 刑法 190 条 死体等損壊罪

「死体・遺骨・遺髪又は棺内に納めてある物を損壊・遺棄・領得した者は、3年以下の懲役に処する。」

(1) 保護法益

本罪は財産権の保護を目的とする財産罪ではなく、死者に対する社会的風俗としての宗教的感情を保護するものであり、その結果、死体等や棺内蔵置物に対し、所有権等の財産権を有する者も本罪の主体となりうる²。

(2) 解釈

ア 「遺骨」は、死者の祭祀・記念のために保存の対象となるものに限る。

したがって、遺族らが風俗習慣に従って正当に処分したもの、例えば火葬場において遺族が収集した残りの骨片で遺族が放擲したものは、もはや遺骨ではなくその領得は遺骨領得罪を構成しない³。

イ 「損壊」とは、物理的に損傷、破壊することをいう⁴。

- ・ 殺害後に運搬あるいは隠匿の便宜等のため死体を切断する行為（大判昭和8年7月8日）、殺害した死体を家屋とともに焼却する行為（大判大12年8月21日）、万病薬として売却するため墳墓から発掘した嬰兒の死体を黒焼きにして粉末にする行為（秋田地裁大館支部昭和31年12月26日、判時104号27頁）等がこれにあたる⁵。
- ・ 刑訴法の鑑定等として行なわれる司法解剖（168条1項、229条）、墓理法に基づく火葬（5条）、死体解剖保存法に基づく解剖（7条）、食品衛生法（59条2項）に基づく解剖なども死体の損壊行為であるが、これらの法令に基づくものであるかぎり違法性

¹ 広辞苑

² 大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第7巻」（青林書院）307頁（資料1）、団藤重光「刑法各論第3版」（創文社）363頁（資料2）

³ 大判明治43年10月4日刑集16輯1608頁ほか、大塚仁ほか編・前掲310頁

⁴ 大塚仁ほか編・前掲311頁

⁵ 同上311頁

がないことはもとよりである⁶。

- 以下は、臓器移植法が 1997 年 10 月に施行される前の記述であるが、法律に定めのない死体等損壊の適法性（違法性）に関する考え方の参考に供するため引用する。

「心臓移植のためなど法の明文に基づかない場合は、刑法 35 条の一般原則の適用の問題となり、結局、医学的見地および社会的見地の双方から相当と見られる場合にかぎって違法性が阻却される、というべきであろう⁷。」

※ 刑事罰が科される犯罪とは、犯罪構成要件に該当し、違法かつ有責な行為をいう。

ウ 違法性阻却事由

* 刑法 35 条「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」

- 正当な業務による行為とは、プロボクサーによる殴打やプロレスラーによる殴打や蹴り等をいう。
- 法律は、法令または正当な業務による行為および正当防衛（36 条）・緊急避難（37 条）を定型的な違法性阻却事由として規定しているが、違法性が具体的・実質的なものである以上、その阻却事由もこれらに限定されるはずはない。ことに、正当な業務による行為を法律が挙げている趣旨は、業務ということに格別の意味を認めたものとは解されない。職業的拳闘家の拳闘が暴行罪・傷害罪にならないのと同様に、学生の拳闘も暴行罪・傷害罪になるはずがない。かようにして、35 条を手がかりとして、違法性の阻却に関する解釈論が展開されるようになったのである。つまりは、法秩序全体の精神に照らして是認されるかどうか—反面からいえば、社会的相当性が認められるかどうか—によって決定されることになる⁸。
- ・・・団藤博士は、「社会的相当行為」を違法性阻却事由の一つとして摘示し、業務妨害に該当する労働争議行為、安楽死ないし尊厳死等の違法性阻却事由を論じている。
- 要するに違法性とは、単に形式的ではなく実質的に、全体としての法秩序に反することである。実質的に全体としての法秩序に反するということは、法秩序の基底となっている社会倫理的な規範に反することにほかならない。M・E・マイヤーが「文化規範の違反」といっているのも、また、ヴェルツェルが「社会的相当性」の観念でこれを説明しているのも、かような意味で理解されるべきである⁹。

エ 「可罰的違法性」という考え方

犯罪の成立要件である違法性は、当該の犯罪の処罰を基礎付けるだけの「質」と「量」を備えたものでなければならない。構成要件該当行為が、刑法以外の法領域において違

⁶ 同上 311 頁

⁷ 団藤・前掲 364 頁

⁸ 団藤重光「刑法総論第 3 版」（創文社）209 頁

⁹ 同上 188 頁

法であると評価されている場合に、刑法において、その違法性が阻却される余地があるとする考え方。「当該構成要件が規定する法益侵害・危険が惹起されても、それが軽微であり、当該犯罪について認められた法定刑により処罰するにはあたらぬ程度の違法性しか認められない場合には、犯罪の成立は否定される」ことになる¹⁰。

オ 「遺棄」とは、習俗上の埋葬等と認められる方法によらないで死体等を放棄することをいう。

- ・ 殺害した死体を山中に埋め、床下に隠匿し、井戸や海中に投げ捨て、あるいはコインロッカー内に詰め込み放置する等の行為が典型である。死体を土中に埋葬する行為であっても、それが宗教風俗上の埋葬とは認められない方法によるものであれば遺棄に該当する¹¹。
- ・ 遺言に従った葬送のために死体・遺骨を海中に投棄したような場合、一般の宗教的感情を害するか否かによって判断するほかない。遺骨を灰にして投棄する場合はともかく、死体あるいは遺骨のまま海中等に投棄することは、本条の遺棄に該当するのではないか。
- ・ 船員法（15条）・同施行規則5条に基づく水葬については、死体遺棄罪は成立しない。

←法令による行為（刑法35条）

2 墓地、埋葬等に関する法律（資料4）

(1) 関連条文

ア 第1条「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行なわれることを目的とする。」

イ 第4条1項「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行なってはならない。」

(2) 解釈

イ 1991年10月に「葬送の自由をすすめる会」が、第1回の海洋散骨を相模灘で実施した際、当時の法務省がマスコミ関係者からの問い合わせに対して、実施から10日後に記者クラブを通じて発表したとされる見解¹²。

「刑法190条は、社会的習俗としての宗教的感情などを保護するのが目的だから、葬送のための祭祀で、節度を持って行われる限り問題はない。」「墓地、埋葬等に関する法律は、もともと土葬や火葬を対象にしている、遺骨を海や山にまくといった葬法は想定しておらず対象外である。」

ウ これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書(平成10年6月厚生省生活衛生局、

¹⁰ 山口厚「刑法総論第2版」（有斐閣）173頁（資料3）

¹¹ 大塚仁ほか編・前掲311頁

¹² 村田ますみ編「海へ還る 海洋散骨の手引き」（啓文社）33頁

座長・浦川道太郎)¹³ (資料 5)

「墓地埋葬法が想定していない葬法として、焼骨を粉末状にして、墓地又は墓地以外の場所に焼骨を散布する散骨を行なう人々が現れた。墓地埋葬法は、本来、伝統的な葬法である埋葬・火葬の取締法規であり、葬法の在り方自体を直接的に規制するものではない。また、刑法の遺骨遺棄罪は社会的な習俗、倫理に関するものであり、相当の節度をもって行なう場合は、散骨を処罰の対象とすることはできないと解されている。」—中略—「しかし、一方で散骨の方法によっては紛争が生じる可能性がある、・・・意識調査の中でも街中、水源地、公園などでは散骨を行なうべきではないという意見が 8 割から 9 割を占めている。したがって、散骨については、その実施を希望する者が適切な方法によって行なうことは認められようが、その方法については公認された社会的な取り決めが設けられることが望ましい。」

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (資料 6)

(1) 関連条文

ア 第 16 条「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」

イ 第 2 条 1 項「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、・・・動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。」

ウ 第 25 条 1 項「次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。・・・14 第 16 条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者」

(2) 解 釈 (資料 7、9)

ア 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その形状等を総合的に勘案して判断すべきものであつて、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。法 2 条 1 項の規定は、一般に廃棄物として取り扱われる蓋然性の高いものを代表的に例示し、社会通念上の廃棄物の概念規定を行なつたものであること。¹⁴

イ 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じる可能性を常に有していることから、法

¹³ 生活衛生法規研究会監修「新訂逐条解説墓地、埋葬等に関する法律第 3 版」(第一法規) 347 頁以下に収録

¹⁴ 「廃棄物の範囲等」昭和 46 年 10 月 25 日環整 45 号(最終改正 平成 14 年 5 月 21 日 環廃産 294 号)

による適切な管理下に置くことが必要であること¹⁵。

← 人骨がそのようなものに該当するであろうか？

ウ 動物霊園事業において取り扱われる動物の死体については、昭和 52 年 8 月 3 日付環計第 78 号において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項の廃棄物には該当しないとされているところである。これは、当該事業において取り扱われる動物の死体は、宗教的及び社会的慣習等により埋葬及び供養等が行なわれるものであるため、社会通念上、同項に規定する「汚物又は不要物」に該当しないとの考えによるものである。一方で、動物霊園事業において当該死体の火葬に伴って生じた焼骨であって、埋葬及び供養等が行なわれないものについては、必ずしもこの考えに当てはまるものではないことから、…産業廃棄物該当性を適切に判断の上、産業廃棄物として取り扱うことが適当なものについては、その様に取り扱って差し支えない。

← 人体や人骨についてはなおさらである、と解釈すべきではないか。

エ 「みだりに」とは、社会通念上許容されないことを意味し、廃棄物処理法の趣旨・目的に照らし、公衆衛生及び生活環境の保全に支障が生じると認められる行為を指す¹⁶。

(3) 適用範囲 (資料 8)

ア 投棄禁止¹⁷

- ・ 市町村が一般廃棄物の処理を行なう必要があるものとして一定の計画を策定する廃棄物処理法第 6 条第 1 項に規定する区域及びその地先海面並びにその他の区域においても下水道及び河川その他の公共の水域にあっては、一般廃棄物の投棄は禁止されること。
- ・ 地先海面を含むわが国の全域において産業廃棄物の投棄は禁止されること。
- ・ 地先海面とは、わが国の領海すなわち海岸から 3 海里¹⁸までの海域及び内湾、内海を指すものであること。

イ 投棄禁止¹⁹

廃棄物の不法投棄対策を強化するため、我が国の全域において廃棄物の不法投棄を禁止したこと。

4 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (資料 10)

(1) 関連条文

ア 第 2 条 1 項「何人も、船舶、海洋施設又は航空機からの油、有害液体物質又は廃棄物の排出・・・その他の行為により海洋汚染等をしないように努めなければならない。」

¹⁵ 「廃棄物該当性の判断」平成 30 年 3 月 30 日環循規発 18033028 号

¹⁶ 廃棄物処理法編集委員会編「廃棄物処理法の解説〈平成 24 年度版〉」(一社)日本環境衛生センター 355 頁

¹⁷ 昭和 46 年 10 月 16 日環整 43 号(最終改正 昭和 49 年 3 月 25 日環整 36 号)

¹⁸ 1 海里は、1.8520 キロメートル

¹⁹ 平成 4 年 8 月 13 日衛環 232 号(最終改正 平成 8 年 6 月 5 日衛環 189 号)

- イ 第 3 条「6 廃棄物 人が不要とした物（油、有害液体物質等及び有害バラストを除く。）をいう。 7 排出 物を海洋に流し、又は落とすことをいう。」
- ウ 第 10 条 1 項「何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りではない。－後略」
- エ 第 55 条 1 項「次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。 4 第 10 条 1 項の規定に違反して、廃棄物を排出した者」

(2) 解 釈

焼骨は、同法にいう「廃棄物」に該当しないのではないか。

5 海事法規²⁰

(1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法

- ア 釣り船や屋形船、海洋散骨等で乗客を乗船させた船の船長は、小型船舶操縦士の資格のほか、特定操縦免許（自動車の 2 種免許にあたるもの）の資格が必要。
- イ 船長は、暴露甲板にいる乗客に対して救命胴衣を着用させる義務がある。

(2) 海上運送法（資料 11、12）

- ア 船舶運航事業のうちの「不定期航路事業」等の許可や届け出が必要。
- イ 釣り船や渡船等漁場等へ案内して釣り等のサービスをするのは、「遊漁船業」の許可事業。漁業法で「もっぱら漁業に従事する船舶」でおこなうことも、不可。
- ウ レジャーボート所有者、釣り船業者、漁業者が、遺族らを乗船させて海洋散骨等を行う行為（ヤミ散骨）は、「3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金又はこれらの併科」（第 46 条 3 号）か「50 万円以下の罰金」のいずれかがその実態に応じて科される。なお、自分の身内や友人を乗船させて散骨を行う場合（いわゆる自家用船としての出船）は、同法の対象外のため、許可等は不要となる。

²⁰ 村田ますみ編・前掲 112 頁～

第190条 〔死体等損毀・遺棄罪〕

死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ蔵置シタル物ヲ損毀、遺棄又ハ竊得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

細目次

I 趣旨	1	(1) 作為形態	30
II 要件	4	(2) 不作為形態	34
1 死体	8	3 窃得	37
2 遺骨	15	4 行為態様相互の關係	40
3 遺髪	17	IV 他罪との關係	43
4 棺内に蔵置したる物	19	1 財産罪	44
		2 その他の罪	49
III 行為	22	V 処罰	54
1 損毀	24		〔岩村修二〕
2 遺棄	28		

I 趣旨

財産権の保護を目的とする財産罪ではなく、死者に対する社会的風俗としての宗教感情を保護するものであり、その結果、死体等や棺内蔵置物に対し、所有権等の財産権を有する者も本罪の主体となり得る(国原・注釈④)〔草案〕385頁、大塚・注釈886頁、名古屋高判昭和27年12月26日(特報80号27頁)は、死体遺棄罪の意義につき、「死体遺棄罪が処罰せらるる所以のものは信教上の信念に基く吾人の死者に対する感情を害する行為を処罰せんとするにあるものと解しなければならぬ。即ち人類は古今東西を問わず死者に対し限りなき追慕を感じその死体を懇ろに葬り長くこれを記念して礼拝の対象とする信教上の信念を有するのである。従って死体を過するの権限が吾人の信教上の信念に適はず世上一般に行われる慣行に依らず死体を恣意に放置することがときは到底吾人の信教上の信念の許容し得らるるところではない」としている。

なお、財産罪との関係については後記IV、I参照。

II 要件

本罪の客体は、死体、遺骨、遺髪、及び棺内蔵置物である。

191条との関係上、本条の客体たる死体等には、不法に発掘して得られたものは含まれないとする説・判例がある(大塚・注釈887頁、判例二 [窪田] 382頁、大判大3・11・13第20輯2095頁「刑法190条に規定する犯罪の目的物は同法191条において規定する不法の被毀遺棄によりて損毀遺棄又は竊得の目的となれるものを限外したる死体遺棄等を指すものと解すべきものとす。D.」)

第2編 罪

§190 〔死体等損毀・遺棄罪〕

不法に損毀して死体等を損棄するなどすれば189条と本条の結合犯である191条の損毀遺棄死体損毀罪に該当するのは当然であるが、損毀遺棄の犯人からその死体等を不法に竊得した場合は本条に該当するので(後記III、3参照)、その点留庫を要する(国原・各論338頁は前掲大判大3・11・13につき「少なくとも被毀において正確を欠く。」)としている。

死体遺棄罪の判断には死屍・臓腑等が何人のものに原るかを詳記する必要がある(大判昭5・2・13刑部系刑法6巻534/21頁)。

1 死体

死体とは、死亡した人の身体であるが(大塚・注釈885頁)、何を以て死亡とするかについては、臓器移植をめぐる脳死問題との関連で、従来より議論がある。基本的には医学の問題であるが、国民の生命観、宗教観、倫理観ともかわるものである。現行法には、死の定義をするものはなく、従来、いわゆる三兆候説(心臓拍動の不可逆的停止、自発的な呼吸の不可逆的停止、瞳孔の散大をもつて死とするもの)によって死の判定を行うのが一般的な考えとされてきた。しかし、これに対しては脳死(一時的には全脳の会での機能の不可逆的停止をいうとされる)をもって死とすべきであるとする説も唱えられ、これが重大な問題であるため、平成元年12月成立の臨時脳死及び臓器移植調査会(平成2年2月発足)で、この調査大匠の諮問機関である「臨時脳死及び臓器移植調査会」(平成2年2月発足)で、この問題につき審議が行われているところであり、その動向が注目されているところである。

仮死状態は脳死とは異なるものであり、いまだ人であって死体ではない(国原・注釈④)〔草案〕387頁、大塚・注釈886頁、仙台高判昭25・5・22特報8号109頁、判タ12号35頁、札幌高判昭32・3・23第10巻2号197頁、高松連判35号1頁「刑法190条にいう死体とは心臓の鼓動が完全に停止したものであることを要し、まだ仮死状態にあるものを含まない。』

このように、本条の死体には仮死状態を含まないのが原則であるが、行為の時点で死亡していたか否かが明確でない場合もあり、その誤りに対抗を要することもある。これに関連する判例としては、①救急行為の寸前に死亡していても殺人未遂であって、死体損毀にはならないとする判例(広島高判昭36・7・10第14巻5号311頁、判時269号17頁、判タ121号135頁、なお、評論として野木・ジュエリ基本判例205頁、同2版107頁、八木・ひろるは15巻2号19頁、長島・研修172号75頁、前田・法ニ68号80頁、研修160号65頁、大塚・評論49号10頁、野木・日法27巻6号144頁、がある。大塚・注釈888頁)、他方、②殺人行為に及んだ後既に被害者が死亡したのものであり、身元の判明を困難にして犯跡を隠蔽すべく被害者の顔面にダンボール等を敷き重ねて顔面を隠蔽した事案につき、「被告人が被害者の死亡を確信していたこと、何人も外見上は被害者の死亡に疑いを容れる余地のない状態にあったこと、医学的にも判明が困難であること、頭部の損傷により短時間の死亡が確実であり既に死亡したること、本件損毀行為が被害者の死亡に何等の原因を与えないこと」などを理由に、たまたま事

ても、それが人の形態を具えており、宗教的崇敬の対象となるものは含まれる(国歴・注釈4)〔坂倉〕358頁。なお、死体に死胎を含むとした上記判例はいずれも、妊娠4ヵ月以上の死胎に関するものである。妊娠3、4ヵ月で流産するぶどう状屍體なるぶどう状屍體には含まれない(国歴・注釈4)〔坂倉〕359頁。

15 2 遺 骨

16 死者の祭祀・記念のために保存し、または保存すべき骨骸をいう(国歴・注釈4)〔坂倉〕359頁。大塚・注釈836頁。大判大10・3・14(昭27刑165頁)。遺族等が風俗・習儀にしたがって正當に処分したもの、例えば火葬場において遺族が収葬した残りの骨片で遺族が敬慕したもの、本条の趣旨には該当せず、その領得は遺骨領得罪に当たらないとされる(国歴・注釈4)〔坂倉〕359頁。小野ら・注釈434頁。前掲大判大10・3・14。大判明43・10・4(昭16刑1608頁)〔人の遺骨が刑法第190条の遺骨に依りこれを保存し又は保存すべきことを許さざるは法益たるがために死後の祭祀又は記念のためこれを保存し又は保存すべきものを要し死者の遺族その他遺骨を処分するの権限を有する者が風俗習儀に従い正当にこれを処分したるものはこの性質を有せざるをもつてこれを保存するも刑法第190条の犯罪を構成することなし〕。博物館に陳列された遺骨を有せざるをもつてこれを保存するはないから、本条の遺骨には含まれない。(大塚・注釈836頁。判コメII〔藤田〕383頁)。

17 3 遺 髪

18 死者の祭祀・記念のために保持し、または保存すべき人の頭髪をいう(国歴・注釈4)〔坂倉〕359頁。大塚・注釈836頁。販賣目的で所持される遺髪は、本条にいう遺髪に含まれない(大塚・注釈836頁)。

19 4 棺内に蔵置したる物

20 祭祀・記念の直接的目的である死体・遺骨・遺髪とともに棺内に蔵置された物、すなわち副葬品をいう(国歴・注釈4)〔坂倉〕359頁。小野ら・注釈434頁。大塚・注釈836頁。大判大8・3・6(昭15刑1547号21頁)。その領得等が一般の宗教的感情を害する性質を有するものである必要があり、例えば死者の愛用品、未亡人の毛髪など、死者に対する崇敬の念を示し、あるいは死者の靈を慰めたるために死者とともに保存されるものがこれに当たると(国歴・注釈4)〔坂倉〕359頁)。

21 本罪は敬重罪ではないから、窃盗罪等について財物性を有する必要はないし、それ自体所権の對象とされている必要もない(国歴・注釈4)〔坂倉〕359頁。種自体は、文壇からみて「棺内に蔵置したる物」とはいえない(貞旨、国歴・注釈4)〔坂倉〕359頁。大塚・注釈836頁。死体等を棺内に蔵置されたままに領得することが本罪に該当することは当然である(国歴・注釈4)〔坂倉〕360頁)。

22 III 行 為

23 本条の行為の態様は、損壊、遺棄、領得である。

24 I 損 壊

370 (岩村)

後の解剖結果により行為時において被害者の生存の可能性を否定し得ないとしても、死体損壊罪の成立を認め得るとした判例(東京高判昭62・7・30判テ655号250頁。判時1246号143頁)。
③父親が生後49日の実子を遺棄した事案につき、被害者の死亡時期が不明であり、犯罪の証明が不十分として、死体損壊罪、保護責任者遺棄罪の双方の成立を否定した判例(大阪地判昭46・9・9判時662号101頁。判テ272号349頁。米田・判時165号36頁。伊藤・判時25号10号156頁)。
④除霊作業中霊を誤って霊山に埋没させたが、それにより被害を蒙った後に霊がいけないことに気付き、霊山を掘ったところ、霊の下から霊を発見したが、その状況から既に死亡していると思ひ、霊道に交通事故を蒙って遺棄したもので、法医学上の見地のみからは遺棄時における被害者死亡の事実が確定しえない事案につき、「鑑定結果に加え、遺棄当時の具体的状況を総合し、社会通念と死体損壊罪という刑事責任を問得るかどつか」という法的観点を踏まえて、死亡の有無を考察すべきである」との立場から、被害者死亡の事実を認定して死体損壊罪の成立を認められた判例(札幌高判昭61・3・24判テ607号105頁)などがある。不能犯論、新函の取一酌認定の可否、故意論等にかかわる問題であるが、具体的事実を踏まえて、慎重な検討を要するものと思われる。
死体の一部も死体である(藤木・各論122頁。国歴・各論355頁)。したがって臓器や歯茎も本条にいう死体であり(国歴・注釈4)〔坂倉〕359頁。小野ら・注釈434頁。大塚・注釈836頁)。火葬場で火葬に付する死体の臓器を数峰で掻きだし領得した事案につき死体領得罪の成立を認められた判例がある(大判大14・10・16(昭4・各論133頁。判コメII〔藤田〕382頁)。遺骨や遺髪も死体の一部ではあるが、本罪の客体として別に列挙されているから、本条の死体からは遺骨・遺髪は除外される(小野ら・注釈434頁)。

12

本条の死体には、人の形態を具えた死胎を含むとするのが通説判例である(国歴・注釈4)〔坂倉〕358頁。小野ら・注釈434頁。大塚・注釈836頁。判コメII〔藤田〕382頁。大判明44・10・23(昭17判4752頁。大判昭6・11・13(昭10懲597頁)〔死胎ト遺棄ト異ナル所ナキヲ以テ之ヲ同条ニ所備死體中ニ包含スルモノト解セザルヘカラス〕)。死胎も、人の形態を具えるものであれば、死体と同様に宗教的崇敬の対象となり、その宗教的感情も保護に値するというのであれば、死体と同様に宗教的崇敬の対象となり、その宗教的感情も保護に値するものであるが、定着した解釈であり、特段の異論はないようである。

13

本条の死体には、人の形態を具えた死胎を含むとするのが通説判例である(国歴・注釈4)〔坂倉〕358頁。小野ら・注釈434頁。大塚・注釈836頁。判コメII〔藤田〕382頁。大判明44・10・23(昭17判4752頁。大判昭6・11・13(昭10懲597頁)〔死胎ト遺棄ト異ナル所ナキヲ以テ之ヲ同条ニ所備死體中ニ包含スルモノト解セザルヘカラス〕)。死胎も、人の形態を具えるものであれば、死体と同様に宗教的崇敬の対象となり、その宗教的感情も保護に値するものであるが、定着した解釈であり、特段の異論はないようである。

14

なお、「墓地、埋葬等に関する法律」2条は、前記のとおり、妊娠4ヵ月以上の死胎を死体に含むとしているが、行政規制であることから一定の基準を設けたものであり、本罪にいう死体に含まれる死胎の範囲は、同規定と直接連動するものではなく、本罪の趣旨に照して画されるべきものであるとされる(国歴・注釈4)〔坂倉〕358頁。小野ら・注釈434頁。大塚・注釈836頁。判コメII〔藤田〕382頁。すなわち、妊娠4ヵ月以上の死体であつても人の形態を具えず、崇敬の対象とならないものは含まれない一方、妊娠4ヵ月未満の死胎であつて

370

の埋葬とは、死者の遺骸を一定の墳墓に安置し、その死後を安んずる場所として吾人をしてこれを追憶
記念することをせしむるを以て目的とするものなれば、必ずしも葬祭の儀式を営むの要なきも、
遺棄上首首すべからざる事情の下に単に死体を土中に埋葬放置したるがときは、いまだもって埋葬
といふべからざるを以て死体を遺棄したるものといわざるをえず。

1 判例に現れた遺棄遺棄事案としては、以上のほか、①殺人の犯跡隠蔽のため共同墓地に
埋めたるもの（大判昭20・5・1第244巻1頁〔死体埋没の場所が墓地なるや否やのごときは犯罪成立に
何等関係あることなし〕、判コメII〔藤田〕384頁）、②殺害した死体を室内床下に運び入れて隠
蔽したもの（横判昭24・11・26第3巻II号1850頁、中野・評釈II巻387頁、なお本判例は、犯人が合
掌したり、死者の冥福を祈ったりしたこと、その死体がその墓所内にあったことは、死体遺棄罪の構
成要件とは関係がないものとしている）、③殺害した死体を同一建物の厩所内に引きずりこ
み、戸を釘付けにしたもの（横判昭29・4・15第8巻4号47頁）、④殺害後の死体を途中に運
送する目的で、これに石を釘金で縛りつけた上、草蓆で舟につなぎ、舟中草蓆が切断し
て死体が海中に沈んだもの（大判昭8・7・11第12巻1290頁）、⑤分娩直後の新生児を殺害し、
自宅裏に穴を掘って埋めたもの（東京高判昭25・11・20第10巻10号148頁）、⑥殺害した死体を
布団袋につめ袋で移送を委託して引き渡す、駅構内に放置したもの（東京地判昭32・11・15判
時132号4頁）、などがある。また、⑦殺害した死体の血痕を試い、ベッドの上に寝かせる
等一応丁寧な取扱いをした場合でも、自己の殺人を隠蔽するため、死体を施されたマン
ションの自室に運び込み、放置して逃走したときは死体遺棄罪が成立するとしたものの（大
阪地判支判昭47・9・4判タ289号321頁）、⑧犯跡隠蔽のため死体を殺害現場である家屋の押入
内の奥の布団と壁との間に落とし込み、マットレスをかぶせて覆い、外部から容易に発見
し得ないようとした事案につき死体遺棄罪を認めたもの（東京高判昭55・3・2第8巻2496
号）がある。

32 なお「隠匿」行為は、以上のように「遺棄」に含まれるが、解釈上の疑義をなくすた
め、改正刑法草案では、行為態様として、「隠匿」を加えている。

33 遺棄に従って葬うたために死体・遺棄を海中に放棄したような場合、一般の宗教的感情を
害するか否かによって判断するに可くない。遺棄を灰にして放棄する場合はともかく、死体
あるいは遺棄のまま海中等に放棄するのは本条の遺棄に該当するであろう（国藤・注釈(4)
〔飯倉〕361頁）。なお船員法に基づき水葬については、死体遺棄罪は成立しない（前注II、7
参照）。

34 (2) 不作為形態 法令、慣習、契約等により葬祭の義務を有する者が葬祭の意思なく
死体を放置して死体のある場所から離去する場合は、場所的移転を伴わないが、いわゆる
不作為不作為犯の一態として、本条の遺棄に含まれるとするのが通説判例である（国藤・注
釈(4)〔飯倉〕361頁、小野・註釈494頁、大塚・注釈337頁、国藤・各論355頁、大判大6・11・24第23
巻1202頁）。

25 物理的に損傷、破壊することをいう（国藤・注釈(4)〔飯倉〕360頁、小野・註釈494頁、大塚・
注釈337頁、国藤・各論355頁）。被害後に運搬あるいは隠匿の便宜等のため死体を切断する行
為（国藤・注釈(4)〔飯倉〕360頁、大判昭8・7・8第12巻1195頁）、殺害した死体を家屋とともに
焼きする行為（大判大12・8・21第2巻681頁）、万病薬として死体として死体とするため試薬から発露した
嬰兒の死体を黒糖にして粉末にする行為（秋田地判大判昭31・12・26第104号27頁）などが
これに当たる。なお、刑罰法の鑑定等として行われる司法解剖、墓地埋葬等に關する法律
に基づき火葬、死体解剖保存法に基づき解剖、食品衛生法に基づき解剖など死体の損壊
行為であるが、これらの法令に基づきものである限り違法性がなく、刑法33条の一般原則の
（前注II参照）、心臓移植のためなど法の明文に基つていない場合は、刑法33条の一般原則の
適用いかんの問題となり、医療的見地及び社会的見地の双方から相当と認められる場合に
限って違法性が阻却されるとされる（国藤・各論356頁）。

26 妊婦の死体から死胎を分離して葬らないと妊婦は成仏しないと一部の地方の迷信に従って、
い、死体を損傷して死胎を分離しても、保護法益を害していないとして死体損壊の成立を
否定する説がある（国藤・注釈(4)〔飯倉〕360頁、植松・各論219頁）、しかし、これが少なくと
も今日において、一般の宗教的感情を害するものではないとすることは疑問が湧く。

27 死体を足げし、唾を吐きかける等の行為は、損傷の結果を生じない限り、多少死体の
位置がずれ、汚損することがあっても、本条の罪は成立しない（國木・各論122頁）。屍骸
（死体に対する毀望）も、死体を物理的に損壊・破壊するものではないから、本条にいう損壊
には当たらない（飯倉未達の隠匿死させた後に妻に殺した事案につき高判昭32・11・16第12巻1535
頁、判コメII〔藤田〕384頁、中野・評釈10巻135頁、前田・別冊ジュリ(37)184頁、国藤・注釈(4)〔飯
倉〕360頁、小野・註釈494頁、大塚・注釈337頁）。しかし、損壊と同様に死体を辱めるもので
あり、死者に対する崇敬の念、宗教的感情を害すること甚だしいものであり、そのため改
正刑法草案においては、死体の「毀辱」すなわち有形力の行使を伴う侮辱的行為を損壊と
同様処罰することとしている。

2 遺 棄

28 習俗上の埋葬等とみられる方法によらないで死体等を放棄することをいう（大塚・注釈
29 337頁、国藤・注釈(4)〔飯倉〕360頁、判コメII〔藤田〕384頁）、行為の態様として作為形態と不
作為形態とがある。

(1) 作為形態 場所的移転を伴うもので、殺害した死体を山中に埋め（大判大6・5・5・
31第25巻77頁、大判昭11・1・29第15巻80頁）、床下に隠匿し（飯倉の墓で遺棄客室の床下に殺
害放置した事案につき高判昭26・6・7裁判集〔刑47〕47号405頁）、井戸や海に投げ捨て、あるいは
はエイロンカーカー内に隠れ込み放置するなどの行為が典型である。死体を土中に埋蔵する
行為であっても、それが宗教風俗上の埋葬とは認められない方法によるものであれば遺棄
に該当する（国藤・注釈(4)〔飯倉〕360頁、大塚・注釈337頁、大判大13・3・4第3巻175頁〔死体
に該当する

39

取得は、所持の取得であれば、直接・間接を問わず、また窃取、竊取、買受けなど、方法のいかんを問わない(国藤・注釈4)〔版倉〕362頁、小野ら・註釈434頁。死体等保存法による解剖や角膜及び腎臓の移植に関する法律に基づく移植手術のためである場合など、適法とされるものを除き、本罪の領得に当たる。死体を譲得した犯人からさらに取得するものも本条の領得に当たるとするのが判例である(大判大1・6・24第21回385頁、国藤・註釈4)〔版倉〕362頁、大塚・註釈338頁、国藤・各論336頁。

40

4 行為態様相互の関係

41

損壊、遺棄、領得が連続して行われた場合は、本条の包括一罪であるが、各行為が日時を異にするなどのため、包括的に評価し得ないときは、それぞれ別の罪が成立し、併合罪とされる(国藤・注釈4)〔版倉〕364頁、小野ら・註釈435頁、大塚・註釈339頁。判例は、致害のうえ埋没遺棄した死体を数ヵ月後に発掘して損壊した事案につき、死体遺棄罪と死体損壊罪が成立し併合罪としている(衆判昭27・6・24第5巻6号804頁、判タ22号47頁、山崎・評釈14巻139頁「同一死体に対する」とはいえ、構成要件の評価においては1回ということはできない、構成要件的评价において時間的関係は重要である」山崎・評釈25巻8号92頁、本田・懲罰時第7巻12号55頁)。

42

棺内屍物を領得した後に損壊したときは、同損壊は不可罰的事後行為となすとする説がある(国藤・注釈4)〔版倉〕364頁。死体・遺骨・遺髪についてはともかく、財産罪の財物とそれ自体異なることのない棺内屍物については、財産罪におけると同様領得後の損壊は領得罪で評価し尽くされているとするのであろうか。本条の罪が棺内屍物についてであれ、一般の宗教的感傷を保護する趣旨に於ては、同趣旨に於ては、疑問が残る。

IV 他罪との関係

43

1 財産罪

44

本罪の客体である死体、遺骨及び遺髪が財産罪の客体になり得るか、窃盗等との関係はどうみるか、については、従来より議論がある。①財産罪の客体としての財物性を否定する説(小野ら・註釈435頁参照、大塚・注釈840頁、判タ22号47頁)〔版倉〕361頁、②財物性を肯定し、財産罪との競合を認める説(国藤・注釈4)〔版倉〕362頁、国藤・各論355頁、③財物性を認め、死体等所有権の成立を肯定する説(木村・各論230頁)、④棺内屍物についてのみ財産罪との観念的競合を認める説(小野・各論154頁)、⑤棺内屍物につき窃盗罪の成立を否定しなから、これに贓物罪の成立を肯定する説(木村・各論230頁)、などがあつた。①が通説とされる。判例は、死体等も所有権の対象となしなから(大判大10・7・25民録27頁408頁)、死体の一部を譲得した事案につき財産罪の成立を否定する考えを採っているときれる。すなわち、大判大正4年8月24日(第21回386頁)は、死体の領得犯人からこれを買い受けた事案につき、死体領得罪のみの成立を認め、贓物致買罪の成立を否定している。

45

死体等が適法な取引の対象とされ得ないものであることは否定できないが、そのことと

314 〔岩村〕

35

葬祭の義務を作為義務として構成するものであり、前掲大審大正6年11月24日判決は、母親がその新生児を砂中に埋めて窒息死させた上、死体をそのまま放置してその義務を去った事案につき、死体遺棄罪を認められたものである。葬祭の義務をどの範囲に認めるかについては明確な基準を示したものが無いが、仙台高判昭和27年4月26日(判報22号123頁)は、「被害者の子で被告人の父が屋外で被害者が死亡したことを知らずに、屋内において就寝しており、被害者の孫である被告人がこれを眼前に見て知っている場合であるから、被告人にその死体を監禁すべき義務があったものと謂わねばならぬ。——その義務を果すこととなく何の処置も施さないで、夜間、屋外にこれを放置した被告人は、死体遺棄の罪責を負うべきものとするのが至当である」としている。その他、自己の妻の死体が他人の家への押入に隠してあることを知りながら、葬祭の意思なくこれを放置してその場所から立ち去った事案につき死体遺棄を認められた判例(東京高判昭和40・7・19第18巻5号506頁「死体遺棄は葬祭に反する良俗に反する行為を処罰するの目的とするものであるから、法令又は慣習により葬祭をなすべき義務のある者が、葬祭の意思なく死体を放置してその所在場所から離去する場合には、たとえみづから刑法上有責にその死体の死の結果を招いたものでないとしても、死体遺棄罪を構成する」小野・別冊ジュリ(37)190頁、原井・判タ209号50頁、判タ209頁(藤田)385頁)がある。

36

他方、死体の葬祭の義務のない者は、たとえ自己が隠害したものであっても、単に死体を放置してその場所を立ち去るといふ不作為のみでは、死体遺棄の罪責を問われることはない(国藤・注釈4)〔版倉〕361頁、小野ら・註釈434頁、大塚・注釈837頁、大判昭8・7・8第12巻1195頁、大判大正13年3月14日(第3巻285頁)は、木炭を製造中の炭坑かまどに少年が落ち込み死したことを知りながら、死体を撤出せず、かえって少年の落ち込んだ穴を鉄板でふさぐなどして放置した事案につき、死体遺棄罪の成立を否定している。死体を移動せず、また葬祭の義務がない以上致害現場において被害者の着衣を剥ぎ去ったまま放置しても死体遺棄罪に当たらないとした事例もある(福岡地裁家支判昭40・11・9下集7巻11号2060頁)。交通事故で被害者を死亡させた場合、これを放置して逃走した場合も、葬祭の義務がなければ、自己不申告についての道路交通法違反に問われることはあつても、死体遺棄罪は成立しない(国藤・注釈4)〔版倉〕361頁)。

8 領得

37

38

所持を不法に取得することとされる(国藤・注釈4)〔版倉〕362頁、小野ら・註釈435頁、大塚・注釈338頁、大判大13・10・7新判2331号6頁)。所持を取得する意思のみならず、さらに死体等につき所有者のごとくふるまう意思が必要であるか否かについては、これを要するとする説(福松・各論200頁など)もあるが、本罪は財産罪ではないから財産罪における領得の意思とパラレルに考へる必要はなく、一般的に宗教的感傷を保護する本罪の罪質にてらし、不要であると解すべきである(国藤・注釈4)〔版倉〕362頁)。死体等を処分する意思や経済的利益を得る意思も要しない(国藤・注釈4)〔版倉〕362頁、反対として大塚・各論下567頁など)。

殺人罪は死体遺棄罪を包含するので死体遺棄罪は成立しないとする説(後掲・研究②163頁)などがある。幸運犯説も有力であるが、③併合罪説(国原・注釈④〔後掲〕361頁、大判昭8・7・8集12巻1195頁、大判昭11・1・29集15巻30頁、大判昭44・7・6集17巻1388頁〔死体遺棄の行為は常に必ず殺人行為に伴うものではない、大判昭9・2・2集13巻41頁〕が実務に定着している。殺人罪と死体遺棄罪とは罪質を異にし、両者の間に通常手段結果の關係があるとは思われないから、併合説が妥当である(後掲吉川・判解刑(昭34)47頁)。

51 傷害致死罪と死体遺棄罪も併合罪である(国原・注釈④〔後掲〕361頁、大塚・注釈839頁、後掲昭34・2・19集13巻2号161頁、吉川・判解刑(昭34)47頁、なお、萩原・研究32巻3号は幸運犯説)。

52 放火によって死体を損壊したときは、放火罪と死体損壊罪とは法益を異にするから觀念的競合とされる(大塚・注釈840頁、大判大12・8・21集2巻681頁)。

53 本条の罪と墮犯罪違反(死体等不申告の罪、墮犯罪等変更の罪)、船員法違反(本条命令違反の罪)との關係については前注II、2及び7参照。

Y 処罰

54 3年以下の懲役である。

〔資料卷二〕

財物性とは直接關係がない。取引の対象とされないようなものであっても、窃盗等の客体となり得るのであるから、一般的に財物性を否定することはできないように思われる。棺内蔵置物についてのみ財物性を認める理由もない。そして、具体的事案において死体等に財物性が認められるものである以上、保護法益が異なるのであるから、これに対する侵害行為につき、本罪のほか窃盗等の財産罪が成立すると解する。①の註や④の説は、本罪の客体が祭礼・記念の対象であるとして財産罪の客体たる財物と区別されていること、死体等に對する所持や所有が財物に對するものと異なり緩やかであるから、刑の軽い本罪でのぞめば足りること(森林窃盗に窃盗より軽い法定刑が規定されているが、これも同趣旨とするものもある。小野ら・註釈435頁は、本条列挙の物につき財産罪の対象としないことにより刑が軽しくなる理由について「一般の場合よりも所有放棄のあつた状態に一步近づいたと見るべきか。」としている)などを根拠とするが、本罪はあくまで宗教的感情、死者に對する崇敬の感情を保護するため、その観点から客体を死体等と定めたものであつて、それが財産罪の対象にもなるか否かは、本来別個の問題である。また、本罪の客体に對する支配が窃盗罪における財物に對するそれよりも緩やかであるとして、本罪は財産罪とは罪質を異にするものである(原田・注釈④〔後掲〕363頁)、仮にそうであつたとしても、本罪は財産罪とは罪質を異にするものであるから、本罪のみで処罰すれば足りるとの結論を導き出すことはできない。森林窃盗と刑法上の窃盗とは罪質を同じくするのであつて、これらの關係と本問題を同一に論じるのも適當でない。②の説が妥当と解する。小野ら・註釈435頁は、本条列挙の物につき財産罪の対象としないことにより刑が著しく軽くなる理由について「一般の場合よりも所有放棄のあつた状態に一步近づいたと見るべきか。」としているが、適當でない。

なお、死体・遺骨から脱落した金歯のように、独立した財物と認められるものは、もとより財産罪の客体とされる(東京高等裁判27・6・3高裁5巻6号933頁、大判昭14・3・7集18巻93頁、国原・注釈④〔後掲〕363頁、小野ら・註釈434頁)。また、他人の所有に属する墳墓に埋葬せられてその内容をなすものであつて、190条・191条の特別規定の範圍に入らないものは、墳墓の地裁におけるその組成物である碑石、植物、土製等とその法律上の性質を異にしたいから、窃盗の目的物となり、賊物となり得るとする判例がある(大判大8・3・6新判1547号21頁、新判例体系刑法534/20頁)。

上記①③の立場では、本罪の客体である死体等は、賊物罪の対象にもなり得ないが(前掲大判大4・6・24集21冊886頁、小野ら・註釈435頁、大塚・注釈840頁)、財産罪の客体たり得るとの點に立てば、それが賊物罪の対象ともされることとなる(国原・注釈④〔後掲〕364頁)。

2 その他の罪

殺人罪と死体遺棄罪は、併合罪となる(大塚・注釈839頁、殺人罪と死体遺棄罪の關係について、①幸運犯とする説(大塚・注釈839頁、小野・各論153頁、植松・各論219頁、徳田・各論152頁、判例II〔藤田〕366頁など、なお、小野ら・註釈435頁は、幸運犯説が有力説とする)、②

第191条 [墳墓発掘死体等損壊・遺棄罪]

第百八十九条ノ罪ヲ犯シ死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ蔵置シタル物ヲ損壊、
遺棄又ハ竊得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

細目次

I 趣旨 1 III 処罰 8
II 客体・行為 3 [岩井修二]

I 趣旨

本条は、198条の墳墓発掘罪と190条の死体等損壊・遺棄罪との結合犯である(国藤・注釈
(4) [版倉] 364頁、小野ら・註釈435頁、大塚・註釈840頁、判ニモII [版田] 387頁、国藤・各論358
頁)、甚をあげて埋葬物を盗むといったものが犯罪類型として存在することから、特別
規定を設けて重く処罰しようとするものである。

II 客体・行為

不法に墳墓を発掘した者が、死体等の損壊・竊得行為に及んだ場合に本罪が成立する
(国藤・注釈(4) [版倉] 364頁、小野ら・註釈435頁、藤木・各論122頁)、本罪に該当する特異な事
例として、墳墓を発掘して嬰兒の死体を掘り出し、これを黒猪にして粉末とした事案が存
在(秋田地大庭支判昭31-12-26判時104号27頁)、墳墓を発掘して死体を竊得した者から、他の
者がそれを買い受けた場合、本罪は成立せず、190条の死体損壊罪が成立するのみである
(国藤・注釈(4) [版倉] 364頁、大塚・注釈840頁、国藤・各論358頁、大判大4・6・24第2項865頁)、
なお、190条の目的物を、墳墓発掘によって損壊・遺棄・竊得の目的となつたものを除くも
のとす判例(大判大3-11-13第20095頁)は、少なくともその蒙現に於いて正確でない
とされる(国藤・注釈(4) [版倉] 364頁、国藤・各論)。

5 遺法に墳墓を発掘した場合は、本条に当たらず、190条の問題になる(国藤・注釈(4) [版
倉] 364頁、小野ら・註釈435頁、国藤・各論358頁、前掲大判大3-II-13)。

6 死体等の損壊等を目的として墳墓を発掘したが、損壊等が既遂に至らなかつたときは、
本罪の未遂規定がないから、189条の墳墓発掘罪で処断されることになる。改正刑法草案
は、単に墳墓を発掘した場合と死体損壊等の目的で発掘した場合とでは犯層が違ふこと、
死体損壊等の目的で墳墓の発掘に着手した以上、墳墓発掘について既遂に至らなかつた場
合でも処罰の必要があることなどから、本罪の未遂規定を設けている(草案解説)。

7 その他、189条・191条の項を参照されたい。

III 処罰

8 3月以上5年以下の懲役である。
9 [岩井修二]

著者紹介

- 大塚 仁 (おおつか ひとし)
大正12年生 群馬県 名古屋大学名誉教授、愛知大学
教授
- 河上 和雄 (かわかみ かずお)
昭和8年生 東京都 前最高検察庁公判部長、北海道
西大学教授、駿河大学客員教授、弁護士
- 佐藤 文哉 (さとう ふみや)
昭和11年生 東京都 藤岡家庭裁判所長

検印廃止

大コンメンタール刑法第7巻 [第174条~第198条]

1991年8月26日 初版第1刷印刷
1991年9月5日 初版第1刷発行

著者 大塚 和文 河上 和雄 佐藤 文哉
発行者 岩井 修二
印刷者 岩井 修二

発行者 東京 岩井 修二 岩井 修二 岩井 修二
本社 東京都千代田区千代田 1-1-1 岩井 修二
〒100-0001 東京 千代田区千代田 1-1-1 岩井 修二

印刷・製本/年次刊行印刷 岩井 修二 岩井 修二 岩井 修二
©1991 大塚・河上・佐藤
Printed in Japan

ISBN 4-417-01073-0

第二章 社会的禁忌に対する罪 第三節 道徳的秩序に対する罪

つて一層これを犯す者の宗教的感情を傷むるに十分であつたと考へることが出来る。したるれば、本件の行為は一層国民の宗教的感懐を著しく害するものといつべきであつて、原判決がこれを前記礼拝所本教罪に同案したのは正当なといはなければならぬ。

一(東京裁判昭和二十七年八月五日刑集三卷八号二二六四頁)。

(二) 説教・礼拝または葬式を妨害した者は、一年以下の懲役・禁錮または一〇〇元以下(二〇、〇〇〇元以下)の罰金に処せられる(一八八)。

三 墳墓に関する罪

(一) 墳墓発掘罪

墳墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処せられる(一九九)。

祭祀礼拝の対象とならない石塚などは、本罪の客体とはならない。ただし、宗教感懐と無関係だからである。発掘とは、墳墓の葺土の全部もしくは一部を除去し、または墓石等を破壊解体して、墳墓を損壊する行為をいひ、かならずしも墳墓内の棺槨・遺骨・死体を外部に露出させることを要しない、というのが判例である。

(一) 大判昭和九年六月二三日刑集二卷七四七頁。これは、原判決が本罪として仮指定した土塚を無許可で発掘して、埋納し木棺を露出させ、埋納を顕赫したという事案であつた。判旨は、一八八条乃至一九九一条の増用を委定し、現人物権罪の成立を認められた。なお、文化財保護法一〇七条の二・一一一条六号参照。

(二) 登二英判昭三九年三月二日刑集一八卷三三九九頁。なお、この判例にいう「墓石等を破壊して墳墓を損壊する」とは、棺蓋の上部に台石・仏石・門石等が立てられているような構造の墓のほかに、墳墓発掘罪の性質上、「少なくとも、その総重量の半、天井及び扉等の重要な部分を破壊解体することを必要とする」趣旨と解される(福岡裁判昭五九年六月十九日判例集第一二七号二五七頁【刑集三卷】)——一回にわたつて仏石を押し倒して露出させその復舊で門石を損壊させたが、総重量

はたいやメント壁の一部剥落が生じたばかりであつたといふ事案であつた。判旨は、墳墓発掘罪は構成しないが一八八条一項に当たる可能性があるとして破棄差戻。

(二) 死体損壊罪等

死体・遺骨・遺髪または棺内に隠置した物を損壊・遺棄・獲得した者は、三年以下の懲役に処せられる(二〇九)。

客体は、死体・遺骨・遺髪および棺内に隠置した物である。死体の一部も死体である。死亡時期の問題およびそれに関連して殺人罪と死体損壊罪との限界の問題については、生命・身体に対する罪の章で後述する(三二四頁以下)。死胎もすでに人体の形をなしているものは、死体である。遺骨は、死者の祭祀・記念のために保存の対象となるものにかぎる。ここに列挙された物は、財物の保護という見地からでなく宗教感懐の保護という見地から、本罪の客体とされるのであり、したがつてこれらが財物といえるかどうかを問わないのは、もちろんである。問題となるのは、これらが同時に財物といえるほかに、別に財産罪をも構成するかどうかである。これらの客体も「物」であるにちがいないのは財産罪と区別してとくにこの規定を設けた趣旨から、これらに対する損壊・遺棄・獲得は別に財産罪を構成しないと解する見解が、有力に行われている。しかし、財産罪の競合を委定する根拠は充分でなく、刑の権衡の点からもむしろ財産罪の成立を競合的にみとめるのが妥当であらう。このことは、とくに棺内蔵置物について強くあてはまるが、かならずしも棺内蔵置物にかぎらないであらう。

(三) 死亡後のものにつき死体損壊が殺人未遂か加害となつた事案がある(広島裁判昭三九年七月一〇日刑集一四卷五号三二〇頁)。後三三七五頁注七参照。

(四) 大判大正十四年一〇月二六日刑集四卷六一三頁。

第四節 礼拝所および墳墓に関する罪

- (五) 大判明治四四年一〇月三日刑集一七卷一七五二頁、大判昭和六年一月三日刑集一〇卷五九七頁。
- (六) したがって、遺棄等が風俗毀損としたがごとく正當に処分したものは、もはや遺棄ではなくその關係は遺棄罪を構成しない(大判明治四三年一〇月四日刑集一六卷一六〇八頁、大判大正一〇年三月十四日刑集一七卷一六七頁)。
- (七) なお、死体・遺骨から脱落した金類のように死体・遺骨から離立した物品とみられるものについては既述罪——そうして既述罪だけ——の成立があるのは、ここは述べたところとは別個である(最高裁判昭和二十七年六月三日刑集五卷六十九八頁)。
- (八) 牧野・三二頁以下、植松・五八二頁以下。なお、小野・一五二頁を、埋内遺棄物につき既述罪の概念的認定をみると、死体・遺骨等については財産性を否定する。また、木村・三三〇頁は、埋内遺棄物につき、既述罪の成立を否定し既述罪の成立だけを肯定する。

行爲は、擧げ、遺棄、領得である。「擧げ」は物理的な擧げをいう。死体の解剖も擧げであるが、一定のほめいには法令上許されている(死体解剖(遺棄)罪)。死体の一部摘出も、もちろん死体の擧げにあたる。臓器移植の關係では、まず、死体といえるための前置事件として腦死か心臓死かの問題があるが、これについては後述(論議)にゆずる。臓器移植のための死体の一部摘出は、一定の要件のもとに合法性が阻却される。法律に明文があつてその事件にしたがつて行はざるは問題ないが、それ以外のほめい(叙論)は、三五条の一般原則の適用の問題となり、遺屍、醫藥的見地および社会的見地の双方から相対せよとせられるほめいにかゝつて、合法性が阻却されるというべきであらう。「遺棄」(叙論)は死体等を他に移して遺棄するほめいのほか、とくに死体についていえば、葬祭をする義務を負する者が葬祭の意思なくこれを放置してその場所から離去するほめいをも含むこととなる。死体を土中に埋没しても、法令・慣習等による埋葬といえないほめいは、やはり遺棄にあたる。「領得」は

所持を不法に取得することである。買受なども、これに含まれる。死体の領得犯人からみるとこれを買はけるのも、死体領得罪にあたる。

(九) いわゆるほめいは事件は、その機動的な例である(大判昭和八年七月八日刑集一二卷一一九五頁)。既述が死体擧げにたるならぬのは、もちろんである(最高裁判昭和三年一月十六日刑集二卷二五三三五頁)。ちなみに、専断(二四二条二項)は、死体の臓器を同様は罰することにしてはいる。

(一〇) 食廢及び厨廢の処理に関する法律(昭和五四年法律六三号)は、視力障害者の視力の回復を目的とする食廢処理箱および厨廢処理箱に厨廢処理を付することを目的とする厨廢処理箱のために、一定の規格を要件のもとに、死体から眼珠、腎臓を摘出することを認めている。

(一一) 大判大正六年一月二四日刑集二三卷一三〇二頁(年が卵巣を砂中に埋めて遺棄死をせ死体そのまゝ放置した事案)。これに反して、警察の義務のない者が死体を放置しただけでは死体遺棄罪にならない(大判大正一三年三月十四日刑集三卷一八五頁——波塚かまどに落ちた少年の死体そのまゝ放置して火葬にまかせた事案)。——なお、殺人犯人が被害者の死体を現場そのまゝ放置するのは、犯人がとくに警察の義務を負する者でないかぎり、別に死体遺棄罪にはならないが(前掲大判昭和八年七月八日刑集一二卷一一九五頁)、死体を土中に埋没するとか、床下に埋んで隠匿するとかの行爲があれば死体遺棄罪になる(註二に掲げる判例参照)。

(一二) 大判大正八年五月三十一日刑集三五卷七二七頁、大判昭和十一年一月十九日刑集一五卷三〇頁(殺人の罪跡をおもつたため土中に埋没)、大判昭和二〇年五月一日刑集二四卷二頁(殺人の罪跡をおもつたため共同墓地に埋没)、最高裁判昭和二十四年一月二六日刑集三卷一〇一八五〇頁(殺人犯人が死体を床下に隠匿)。

(一三) 大判大正一三年一〇月七日法律新聞三三三二号六頁。

(一四) 大判大正四年六月二十四日刑録二輯八八六頁(陸物故置罪の成立を肯定)

(三) 墳墓若しくは死体損壊罪等

墳墓若しくは死体・遺骨・遺髪または棺内に設置した物を損壊・遺棄・領得した者は、三月以上五年以下の懲役に処せられる(二款)。

これは前一条の罪の総称犯である。不法に墳墓を差掘した者が死体等の損壊・遺棄・領得をしたばかりに、本罪が成立する。墳墓を差掘して死体を領得した者から、他の者がその死体を買ひ受けても、それは本条の死体領得罪ではなく一九〇条の死体領得罪を構成するにすぎない。また、本罪は一八六条の罪を犯して死体等を損壊・遺棄・領得することを要するから、理法に墳墓を差掘した際に死体等を損壊・遺棄・領得するのは、やはり本罪を構成せず一九〇条の罪を構成するだけである。

(一五) 大判大正四年六月二十四日刑録二輯八八六頁。なお、この意味で、後出大判大正三年一月三日刑録二〇輯二〇六五頁が、一九〇条の罪の目的を、致傷罪理によつて損壊・遺棄・領得の目的となつたものを除外した死体・遺棄等を指すものとしてゐるのは、少くとも義理において正確な点。

(一六) 大判大正三年一月三日刑録二〇輯二〇九五頁。

四 死死者致害罪

検視を受けないで死死者を葬つた者は、五〇元以下(一〇、〇〇〇元以下)の罰金または科料に処せられる(三款)。

これは警察目的あるいは犯罪捜査の目的による一種の行政刑罰法規で、宗教的感情の保護とは無関係である。死死者とは、判例によれば、不自然な死亡を遂げその死因の不明なる者をいふものとされる。たとえば、食品の中毒に

よる死亡の疑いがあるとか、犯罪による死亡の疑いがあるとかのはあいだ、前者のはあいだにはいゆる行政検視(総則三三三條及三三三條之二)が、後者のはあいだにはいゆる司法検視すなわち刑事訴訟法(九条)による検視が行われるはずであるが、その検視を受けないで死死者を葬ると本罪になるわけである。したがつて、判例の定義における死因の不明というところも、単に医学的見地からではなく、検視の必要という見地から考えられなければならない。

(一) 既条(三三三條以下)、準價罪条(二五七條以下參照)はこの規定を前になが、厚条(二四四條)はこれを復活して警察刑として増強を加へたる(説明書二〇一三三頁)。

(二) 「検視に死死者と云ふものは不自然の死者を就察するものと解すべきも、元來刑法第九十二條が死死者を埋葬するの前置として検視を受けることを必要としたれば、畢竟、死因に犯罪の嫌疑ある死者は就き死因を調査して犯罪捜査の端緒を致はらうとするがため以外ならざるが故に、同条に所謂死死者とは不自然なる死亡を遂げ其死因の不明なる者のみを指すと(大判大正五年二月四日刑録三六輯一四三三頁—同上より差つて医師の検察を受けたがつてに死亡した事案につき、これを死死者でないとした。医師に業務上過失致害罪の嫌疑があつたのでないが、むしろ、むしろ正理である)。

(三) ただし、行政検視を受けないで死死者を葬つたはあいだについては本罪の成立をきとめるべき点については、疑問がないではない。前掲大判が、司法検視だけを命題にしている。

(四) なお、最高裁新判昭和二年二月三日法律新聞六一四号一頁參照。

(五) 刑罰二九條(なお、總論第四條)は「死死者又は死屍のある死体」といふ検視を要してゐる。そのいゆる「死死者又は死屍のある死体」が刑法一九二條の「死死者」に含まれるかどうかは疑問である。検視の目的を達すればこれを有するものとみるのによつてであるが、おそく、それまで疑問をひらけぬ懸念を解するのが正理である。

田原登光 (だんどう-しげみつ)
 既婚：1913 生れ、1935 東大法学部卒業、1937-1947 東大法学部助教授、1947-1974 東大法学部教授、1974 慶応義塾大学法学部教授、1962-1974 日本刑法学会理事専攻、1974-1983 最高裁判所判事。

現在：東京大学名誉教授 (1974-)、日本学士院会員 (1981-)、文部科学省、法曹博士、名誉法学博士 (ミシガン大学)、国際刑法学会 (A.I.D.P.) 国際法学会 (S.I.D.S.) 各名誉理事、日本刑法学会顧問 (1974-)、アメリカ法学・科学アカデミー一外国人名誉会員。

著：『刑法総論要論』(初版 1957、改訂版 1978、3 版 1990)、『刑法総論要論』(初版 1964、改訂版 1985、3 版 1990)、『刑法総論要論』(1943)、『新刑法訴訟法要論』(初版 1948、7 訂版 1967)、『Japanese Criminal Procedure, translated by B. J. George, Jr., 1965)、『訴訟法と訴訟行為 (1949)』、『刑法と刑事訴訟法との交錯 (1950)』、『刑法の近代化の過程』(初版 1948、改訂版 1952)、『新刑法訴訟法 (上) (1950)』、『刑法施行 (1967)』、『法学入門 (1973、増補 1986)』、『実践の法理と法理の實踐 (1986)』、『この一歩を踏み出す (1986)』、『おががの流路 (1988)』、『死刑廃止論 (1991、改訂版 1992)』

1964 年 11 月 15 日 初版第 1 刷発行
 1972 年 4 月 10 日 初版第 26 刷 (増補) 発行
 1981 年 3 月 15 日 初版第 44 刷 (増補) 発行
 1985 年 10 月 20 日 改訂版第 1 刷発行
 1988 年 5 月 25 日 改訂版第 3 刷 (増補) 発行

〔刑法総論各論〕

一九九〇年六月三〇日 第三版第一刷発行 左欄五六五頁
 一九九二年一月三〇日 第三版第二刷発行 (左欄五五〇頁)

著者 田原登光
 発行所 文芸春秋社
 発行所 久保井浩俊
 印刷所 山田隆

発行者 株式会社 創文社
 本社 東京都千代田区二番二十十三
 東京支店 東京都文京区根口一丁目四十七番
 電話 〇三三三三三三三三三三三三三三
 総機 東京二一九四七三

著者の申し合せにより発行名義 創文社印刷 徳島製本

Printed in Japan
 ISBN 4-423-73050-2

2 判断基準

超法規的違法性阻却の判断基準は、違法性阻却の實質原理それ自体であるが、その理解については、大きく分けて3説が存在する。

第1説は、法益衡量を基準とするものであり、結果無価値論により採用される基準である。本書もこの基準が採られるべきだと考えるが、法益衡量の基準は刑法37条の緊急避難において法定されていると解されるから、それと異なる超法規的違法性阻却事由を肯定するためには、後述する「可罰的違法性」という考え方を採用する必要があり、それと結び付けてこそ独自の意味が初めて認められることになるのである。

第2説は、「社会的相当性」を基準とする見解である。これは、社会において一般に行われている行為か否かを基準とするものではなく、社会的に受忍することができず、非難に値する行為か否か（社会倫理違反）を基準とするものである。これは行為無価値論から主張される考え方であるが、何が「社会的相当」であるかは極めて不明確であり、またその基準自体の妥当性にも疑問がある（社会的相当性を欠くとは、社会的に非難に値することの意味するが、その判断は結局「けしからん」「許し難い」という倫理感情の発露にほかならない）。さらに、処罰を基礎付けられないはずの社会倫理違反性により処罰を基礎付けることになり、結局妥当でないとと思われる。

第3説は、当該の構成要件該当行為が「正当な目的のための相当な手段」であるかを基準とする見解である（目的説）。これは、判断の形式に着目した見解であり、判例においても採用されているが（外務省秘密濫用事件に関する最高裁判和53・5・31刑集29巻8号457頁は、報道機関の取材活動について、報道の目的から出たものであり（正当な目的）、法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認しうるか（相当な手段）を問題として、違法性阻却を判断している）、その実質においては、第1説（結果無価値論）又は第2説（行為無価値論）に帰着するものである。すなわち、目的の価値と手段の侵害性が比較衡量されるのであれば第1説に帰着し、手段の評価を独立して（それを社会倫理観念により）行う場合には、第2説に至ることになるのである。判例においては、目的と手段の間で一種の法益計算が行われているが、目的がいかに正当なものであっても、手段が「社会観念上是認されるも

ために行業者にとってもはや回避しえない結果が発生したとしても、結果惹起についての責任を問うことができないうこととなると解される。なぜなら、行為者としては、それはいかんともしがたい事態だからである（それについての責任を問うことは、行為の遂行を許したと矛盾する）。つまり、危険の引受けの事例においては、被害者の意思に基づいての危険な行為の遂行が許されることを前提として、客観的又は主観的に回避できない結果の発生を理由として行為者に刑事責任を問えないことから、犯罪の成立が否定されるのである（結局、過失犯の成立要件である注意義務違反が否定されることになる）。逆にいえば、客観的・主観的に結果の回避が可能であれば、行為者について犯罪の成立を否定する理由は何ら存在しないといえるのである。

第6節 実質的違法性阻却

第1款 超法規的違法性阻却

1 総説

現在の学説において共有されている実質的違法性の考え方は、明文の違法性阻却事由が存在しない場合においても、実質的な違法性阻却原理の適用により、違法性阻却を肯定できることになる。こうした、明文にない違法性阻却事由を超法規的違法性阻却事由と呼ぶが、判例においても、こうした考え方は否定されていないと思われる（久留米駅事件に関する最高裁判和48・4・25刑集27巻3号418頁参照。ここでは、「法秩序全体の見地」が採用されている）²⁶⁾。

26) 被害者には、危険についての的確な認識が必要である。何らかの危険を認識していたとしても、現実に存在するより重大な危険についての認識を欠く場合には、危険の引受けは認めることができない。

27) すでに述べたように、被害者の同意も、それを違法性阻却事由と解する場合には、超法規的違法性阻却事由である。

の]であることが違法性阻却のためには必要であるとされており、法益侵害を「社会観念」の見地から限定するという意味においては、後者のアプローチが採用されているということができよう。(とはいえ、判例が端的に「社会的相当性」の基準のみによって違法性阻却を判断しているわけではないということは重要である)。なお、目的説において手段の相当性の判断を目的とは独立して行う場合、以下のような問題が生じると思われる。すなわち、正当な目的を達成するための手段が相当なものかを判断する場合、その手段自体が構成要件に該当しているものであるから、それを独立して判断の対象とし、それが許されないものか否かによって違法性阻却を判断することなく意味をなさないということである(手段が構成要件に該当するから違法性阻却の判断が必要となるのである)、その手段が構成要件に該当するから違法性阻却が否定されるというのでは、違法性阻却は常に論理必然的に否定されることになってしまふ。そこには、構成要件該当性があるから違法性阻却は認められないという無意味な判断があるにすぎない)。そこで、狭義の手段である構成要件該当行為の前段階の行為が問題とされ、その評価が違法性阻却を決定的に左右するものとなる。これは、構成要件該当性を備えない「構成要件該当行為の前段階の行為」に対する否定的評価を根拠に処罰を肯定することになり、罪刑法定主義の見地から疑問が生じることはすなわち触れたところである(前出の外務省秘密濫洩事件決定は、新聞記者が女性事務官と関係を持ち、同女を利用した後は顧みることがなかったという「人格の露瀝の著しい曝露」を根拠として、国家公務員法違反の罪の成立を肯定するに至っている)。

第2款 「可罰的違法性」論

1. 総説

犯罪の成立要件である違法性は、法益侵害・危険差起行為に対する評価であり、処罰を基礎付けるに足りる程度の当罰性を備えたものでなければならぬ。構成要件は、すでにそうした当罰的な違法行為を類型化したものであり、当罰的な違法行為とはいえない行為は構成要件に該当しないが、違法性の段階においても、当罰性を備えた違法性が失われれば、違法性は阻却されることになる。この意味で、犯罪の成立要件としての違法性は

「可罰的違法性」でなければならぬのである。このような刑法上の違法性概念の独自性は「可罰的違法性」論として展開されたが、それは違法性の実質的意義を明確化することに役立つものであったといえよう(「可罰的違法性」論全般については、前田雅夫「可罰的違法性論の研究」参照)。

犯罪の成立要件である違法性は、当該犯罪の処罰を基礎付けるだけの「質」と「量」を備えたものでなければならぬ。

2. 違法性の一元性・多元性

構成要件該当行為が刑法以外の法領域において違法であると評価されている場合に、刑法において、その違法性が阻却される余地があるかが問題とされてきた。具体的には、労働法上違法として禁じられた争議行為に際して行われた構成要件該当行為について違法性が阻却されることがあるかが争われたのである。犯罪成立要件である違法性を、当該犯罪の処罰を基礎付けるに足りる「質」と「量」を備えたものと解する本營の立場からは、これは肯定されるのであるが、判例・学説では異なった考え方が示されてきた。

判例は、まず、(旧)公共企業体等労働関係法(公労法)17条が禁止する争議行為に際して(旧)国鉄職員である被告人が青函連絡船内に侵入したという事案において、公労法17条の争議行為の禁止は憲法28条に違反するものではなく、「争議行為を禁止され争議権自体を否定されている以上その争議行為について正当性の限界如何を論ずる余地はなし」としていた(最判昭和38・3・15刑集17巻2号23頁[国労特山丸事件])。これは、ある法領域において違法とされた行為については刑法上も違法であるとする、法領域を通じて違法性を一元的に理解する考え方(違法一元論)である。この判例は、全逓東京中郵事件判決(最判昭和41・10・26刑集20巻8号901頁)により変更され、公労法違反の争議行為についても、労組法1条1項の目的を達成するためのもので、不当性を伴わない場合には、処罰の対象とならぬとして、違法性阻却の余地が認められるに至った。ここにおいて、刑法以外の法領域において違法とされた行為についても、刑法における違法性阻却の余地が肯定されたことが重要である。しかし、その後、

るにあり(松宮101頁以下参照)、刑法以外の法領域において違法とされた行為についても、刑法上の違法性(可罰的違法性)の特殊性により、それが失われることがあることを否定するものではない。その見解が違法一元論の基本的立場を採るのには、国民に提示される行為規範の内容に混乱が生じることのないよう、法秩序は統一的に解釈されなければならないとするからである(すなわち、A法では違法と評価する行為を、刑法で適法と評価することは、法秩序の統一性に反するとする。しかし、処罰に必要な違法性が備わっているかは別問題だとするものである)。これに対し、違法多元論から違法の相対性を肯定する見解は、法領域を遡って違法性の統一的评价をなすことに集上の重要性を認めず、問題となる法領域における法的効果を支える要件の存否を重視するものといえる(すなわち、A法において違法だが、刑法上処罰されない行為について、違法だが可罰的違法性がないということに重要性を認めず、端的に違法でないといふべきである)。どちらの見解も、刑法上処罰の対象となる行為には、特別の違法性が認められることが必要である(やわらかな違法一元論は違法性の質の問題として、違法多元論は違法の相対性を肯定する)と解していることに変わりはない。

確かに、他の法領域、とくに民事法上許容された行為を刑法において処罰することは、刑法の補充性という見地からして、妥当でないであろう(また、刑法35条は、法秩序の統一性の観点から、他の法領域における許容性を違法性阻却事由として採用しうることを承認するものとも解しうる)。しかし、このことは(やわらかな)違法一元論が採用されなければならないことは別問題である(この問題については、京藤哲久「法秩序の統一性と違法判断の相対性」平野古希(上)187頁以下、町野朔「可罰的違法性の理論」法教207号4頁以下参照)。いかなる理解を採るにせよ、他の法領域(たとえば民法)においては違法である(たとえば、損害賠償義務が生じる)が、刑法上は違法性が阻却される行為について、いかなる行為に出るか(損害賠償義務があるからやめるか、処罰されないからやめないか)の選択が迫られる点においては変わりない。ここで、「その行為は違法であるが、可罰的違法性はない」ということに実質的な意味があるとは思われないのである。こうして、本書は、端的に違法の相対性を承認する見解を採用する。

判例は態度を変化させ、名古屋中野事件判決(最大判昭和52・5・4刑集31巻3号182頁)において、上記東京中野事件判決は変更されることとなった。ただし、同判決においても、「刑罰は国家が科する最も峻厳な制裁であるから、それにふさわしい違法性の存在が要求されることは当然である」とされ、さらに「単純参加者についてはこれを刑罰から解放」することが認められており、当初の違法一元論にまで理論的に逆戻りしたわけではない。

学説においては、刑法以外の法領域において違法とされた行為については刑法上違法性阻却を認める余地がないとする見解(これは、以下で述べるやわらかな違法一元論と対比する意味で、かたい違法一元論という)はおそらく極めて少数であり²⁸⁾、それを肯定する見解が多数である。しかし、肯定説は、①ある法領域で違法であれば、刑法上違法でなくなるわけではない(法秩序の統一性に基づく違法の一元性)、刑法上犯罪の成立を肯定するために、処罰に通ずる質と量の違法性が必要であり、(一般的)違法性が失われる場合だけでなく)そのような意味での「可罰的違法性」が失われれば、犯罪の成立は否定されるべきだとする見解(やわらかな違法一元論。佐伯196頁、松宮101頁以下など。さらに、松宮孝明「法秩序の統一性と違法阻却」立命館法学238号76頁以下参照)と、②法域によって(さらには刑法という同一法域であっても、犯罪によって)違法性の評価は異なるとする見解(これは、違法多元論に基づき、違法の相対性を肯定する見解である。平野1218頁以下、前田91頁以下など)が対立している。

やわらかな違法一元論のねらいは、刑法以外の法領域において違法でないとされた行為について、そのことにより刑法上の違法性を否定すること

28) こうした争訟行為処罰に対する謙抑的違法性は、国家公務員法、地方公務員法に規定された争訟行為のあり方の適用において「二重の絞り込み」をもたらした(最大判昭和44・4・2刑集23巻5号305頁[部教組事件]、最大判昭和44・4・2刑集23巻5号685頁[全司法(仙台事件)]が、それは後に判例により変更されることになる(最大判昭和48・4・25刑集27巻4号547頁[金婚式参観事件]、最大判昭和51・5・21刑集30巻5号1178頁[岩手県教組事件])。

29) 緊急避難であっても、民法上損害賠償義務が生じる場合がある。民法上の違法性を理由として、違法性阻却事由としての緊急避難の成立範囲を限定することは、明らかに不当であろう。

法性の内容・程度を論定する目的論的解釈の帰結に他ならない。

違法性が軽微な場合としては、①生じさせた結果自体が軽微であり、構成要件該当性自体が否定される場合（絶対的輕微型）であって、構成要件解釈として考慮されるとき（たとえば、スリがポケットからティッシュ・ペーパー1枚をスリ取り取ったときは、ティッシュ・ペーパー1枚は窃盗罪にいう「財物」にあらず、窃盗既遂ではなく、窃盗未遂が成立するにすぎない）と、②惹起した結果はそれ自体として軽微ではないが、実現する結果価値との総合的衡量の結果、違法性が阻却されないもの、当該の犯罪として処罰に値しないとされる場合（相対的輕微型）であって、違法性阻却事由の解釈として考慮されるとき（たとえば、緊急避難において、「審の均衡」の要件を充たした避難行為が「補充性」の要件をわずかに逸脱したにすぎない場合には、過剰避難とするには至らず、緊急避難が成立して違法性が阻却される）に分かれる（前田93頁以下参照）。この意味で、「可罰的違法性」の考え方は、構成要件段階、違法性段階の双方において問題となるのである。

(1) 絶対的輕微型 惹起した結果が軽微であるため、構成要件該当性が否定される場合である。法定刑の下限自体が極めて軽い場合には、こうした見地から構成要件該当性を否定することには制約もあるが、軽いにせよ犯罪という評価に値しない場合は構成要件から除外される（刑法208条の定める暴行罪の法定刑の下限は科料であり極めて軽いが、それでも除外される軽微な「物理力の行使」は存在する）。

判例では、煙草耕作者である被告人が価額1圓相当の煙草を国に納付することなく消費したという煙草専売法違反の事案において、「零細ナル反法行為」は（犯人に危険性がある特殊な場合を除き）処罰の必要がないとして犯罪の成立が否定され（大判明治43・10・11刑録16輯1620頁〔屋事件〕）、旅館業を営む被告人が宿泊客のために煙草を買い置いたというたばこ専売法違反の事案においても、「たばこ専売法制定の趣旨、目的に反するものではなく、社会共同生活の上において許容さるべき行為」だとして犯罪の成立が否定されていた（最判昭和32・3・28刑集11巻3号1275頁）。しかし、その後、判例は、電話を無料にかけることを可能にするマジックホンと称する機器を加入電話回線に取り付け、1回通話を試みただけで取り外した

違法の相対性は、法領域間（労働法と刑法、民法と刑法など）において認められるばかりではなく、刑法の領域内部においても異なった犯罪の間で認められる。たとえば、医師免許を有しないが、優れた技量を有する者が行った手術は、医師法違反の罪を構成するが、傷害罪については、患者の同意により違法性が阻却されることはありうると思われる。これは、違法性の実質が法益侵害・危険の惹起であり、それは構成要件ごとに異なるものであるから、いわば当然認められることである。

刑法上の違法性は、まず構成要件の面において現れる。すなわち、構成要件該当性を欠く行為は、そのことにより違法でないのである。構成要件の内部に規定された法益侵害・危険だけが処罰を基礎付けうることでその理由である。構成要件該当行為の違法性阻却判断に際しては、構成要件の内部に規定された法益侵害・危険を止揚（中性化）しうる、積極的価値の実現だけが考慮される。したがって、その行為が刑法以外の法領域において禁止されていたことは、その法領域における制裁を基礎付けうるとして、刑法上の違法性阻却判断に際しては、意味を有しない（むしろ考慮されてはならない）のである（この意味で、労働法上違法な争議行為に際して行われた構成要件該当行為であっても、正当な利益に奉仕するものであれば、違法性は阻却されるのであり、労働法上違法であるということと自体が違法性阻却の判断に直接影響することはない）。こうした結果価値を考慮した結果として、当該構成要件に規定された結果無価値が止揚（中性化）されるに至った場合には、違法性阻却が肯定されることになるのである（他の構成要件に該当する法益侵害が発生しており、その構成要件該当性との関係では違法性が阻却されないことがありうるということは別論である）。

3 軽微な違法性

当該構成要件が規定する法益侵害・危険が惹起されても、それが軽微であり、当該犯罪について定められた法定刑により処罰するにはあたらぬ程度の違法性しか認められない場合には、犯罪の成立は否定される。これが「可罰的違法性」論の重要な主張である。これは、違法性の程度に関する「可罰的違法性」の意義であり、法的効果の内容からその要件である違

事案については犯罪の成立を肯定しており（最決昭和61・6・24刑集40巻4号282頁）、厳しい態度を示すに至っているといえる。

(2) 相対的輕微型 構成要件該当行為を行うことについて、他の法益を保護するために必要であることが認められ、その結果、結果無価値の大幅な上揚（中性化）がなされることにより、結局、輕微な違法性しか認められなくなり、違法性阻却事由にあたるものが肯定されることがある。このような考え方を肯定して、初めて超法規的違法性阻却事由は存在意義を有することになる。

判例においては、超法規的違法性阻却事由の適用について、動きが見られる。昭和30年代までは、「補充性」の要件などを嚴格に解することにより違法性阻却を否定する態度が採られてきた（最判昭和38・5・22刑集17巻4号370頁〔東大ボボロ事件〕、最決昭和39・12・3刑集18巻10号698頁〔舞鶴事件〕）。

他方、労働事件である三友炭坑事件においては、「いまだ遂法に刑法284条にいう威力を用いて人の業務を妨害したもの」といえないとして無罪判決が維持されていた（最判昭和31・12・11刑集10巻12号1605頁）。そして、札幌市電事件では無罪判決が維持され（最決昭和45・6・23刑集24巻6号311頁）、また大阪学芸大事件では無罪判決は破棄されるに至らなかつたのである（最決昭和48・3・20判時701号25頁）。

しかし、その後においては、判例は、処罰を否定することに対して嚴格な態度を採るに至り、「法秩序全体の見地から許容されるべきものであるか否かを判定」という、いわゆる「久留米駅事件方式」（最判昭和48・4・25刑集27巻3号418頁）により、原審の無罪判決を次々に破棄するに至っている（最判昭和50・8・27刑集29巻7号442頁〔日本鉄工所事件〕、最判昭和50・11・25刑集29巻10号928頁〔光文社事件〕など）。こうして、判例は、超法規的違法性阻却の判断において、違法性が輕微であることを理由に犯罪の成立を否定することに對しては消極的な態度を示しているといえるのである。

著者紹介
山口 厚（やまぐち・あつし）
1933年 生まれ
1976年 東京大学法学部卒業
現在 東京大学大学院法学政治学研究所教授

主要書目
危険犯の研究（東京大学出版会、1982）
考える刑法（私文堂、共著、1986）
問題探究 刑法総論（有斐閣、1998）
問題探究 刑法各論（有斐閣、1999）
理論刑法学の最新線 I・II（岩波書店、共著、2001・2006）
刑法各論 補訂版（有斐閣、2006）
刑法（有斐閣、2006）
判例刑法総論 [第4版]（有斐閣、共著、2006）
判例刑法各論 [第4版]（有斐閣、共著、2006）
新判例から見た刑法（有斐閣、2006）

刑法総論 第2版

平成18年9月10日 第1刷発行
平成17年2月20日 初訂版第1刷発行
平成19年4月30日 第2刷第1刷発行

著者 山口 厚

発行者 江草貞治

発行所 翠有斐閣
東京都千代田区神田神保町3-17 4階
電話 (03) 3264-1314 (編集部)
(03) 3265-8311 (営業部)
郵政番号 101-0051
<http://www.yuhikaku.co.jp/>



印材：株式会社前橋社 製本：北野印刷株式会社
©2007, 山口厚, Printed in Japan
落丁・乱丁は交換いたします。
大産面はカバーに表示しております。

ISBN978-4-641-04248-3

本書の出版は、一部が「犯罪と被害」(ロビー) であることを、著作
権上の関係が複雑、採りだされております。また、本書・犯罪と被害へ
の入手が困難な状態に陥っております。これらの事項については、小生
が責任を負って印刷させていただきます。

墓地、埋葬等に関する法律

○墓地、埋葬等に関する法律

(昭和三五・五三二) 法四八

附則

昭和三五・六・一(附則) 昭和三五・六・二(附則) 昭和三五・六・三(附則) 昭和三五・六・四(附則) 昭和三五・六・五(附則)

第一章 総則

第一条 本法は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、國民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の増進に資することを旨とする。

第二章 納骨堂

第二条 本法で「納骨堂」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設をいふ。 第三条 本法で「火葬場」とは、死体を焼くことをいふ。 第四条 本法で「火葬」とは、死体を焼くことをいふ。 第五条 本法で「火葬許可証」とは、火葬を許可するために、火葬場として指定された火葬場の許可を受けた施設をいふ。

第三章 火葬及び改葬

第六條 火葬場外に火葬の禁止。 第七條 火葬場外に火葬の禁止。 第八條 火葬場外に火葬の禁止。

第九條 火葬場外に火葬の禁止。 第十條 火葬場外に火葬の禁止。 第十一條 火葬場外に火葬の禁止。

第四章 納骨堂及び火葬場

第十二條 納骨堂及び火葬場の管理。 第十三條 納骨堂及び火葬場の管理。 第十四條 納骨堂及び火葬場の管理。

第五章 罰則

第十五條 罰則。 第十六條 罰則。 第十七條 罰則。

第六章 附則

第十八條 附則。 第十九條 附則。 第二十條 附則。

第二十一條 附則。 第二十二條 附則。 第二十三條 附則。

第七章 雑則

第二十四條 雑則。 第二十五條 雑則。 第二十六條 雑則。

第八章 施行期日

第二十七條 施行期日。 第二十八條 施行期日。 第二十九條 施行期日。

第九章 附則

第三十條 附則。 第三十一條 附則。 第三十二條 附則。

第三十三條 附則。 第三十四條 附則。 第三十五條 附則。

附則

第三十六條 附則。 第三十七條 附則。 第三十八條 附則。

附則

第三十九條 附則。 第四十條 附則。 第四十一條 附則。

附則

第四十二條 附則。 第四十三條 附則。 第四十四條 附則。

4 これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書

(平成10年6月)
(厚生省生活衛生局)

はじめに

今年、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）が戦後間もない昭和28年に制定されてから50年となる。今日、我が国は戦後の混乱期、高度経済成長期を経て、世界の主要国としての地位を築いた。

このような経済の発展は、同時に、社会構造や家族の形態を大きく変遷させた。人々の生活様式や生活意識をも著しく変化させるものであった。墓地については、都市化の進展、核家族化の進行、高齢人口の増加、火葬率の上昇等の社会的要因や家意識の稀薄化、葬送の自由の主張等の国民意識の変化の影響を受けている。

墓地は従って人々の生活の営み即ち文化を反映するものであり、墓地行政は土地の習俗や人々の宗教的感情を尊重しつつ、社会情勢に即して展開されなければならぬ。

50年の月日の経過は墓地行政の見直しを要求し、また、今後予想される少子高齢化の進行は、来るべき社会に適合した墓地等の在り方を求めている。本懇談会はこのような認識の下に、墓地を利用する者の視点に立って、これからの墓地等の在り方について検討を行い、現段階における見解を以下のようにまとめた。

第1 墓地を巡る現在の状況

1 総説

今日の墓地埋葬等を取り巻く社会環境は、墓地埋葬法の制定当時と比べて、大きく変貌を遂げている。

第一は火葬率の上昇である。昭和25年当時において5割強にすぎなかった火葬率が平成8年には99%弱にまで上昇した。しかし、火葬率の上昇は火葬場の増加にはつながらず、逆に昭和85年には約24,000か所の火葬場が平成7

347

きたえるよう、高い職業倫理が求められている。

5 散骨の出現

(法の態度)

墓地埋葬法が想定していない葬法として、焼骨を粉末状にして、墓地又は墓地以外の場所に焼骨を散骨する散骨を行う人々が現れた。

墓地埋葬法は、本来、伝統的な葬法である埋葬・火葬の取締法規であり、葬法の在り方自体を直接的に規制するものではない。また、刑法の遺骨遺棄罪は社会的な習俗、倫理に関するものであり、相当の節度をもって行う場合は、散骨を処罰の対象とすることはできないと解されている。

現在、死後に自然に帰るといふ志向等を背景に、「自然葬」と称して散骨を行う市民団体が結成され、その普及活動も行われ、葬儀会社の中には事業として散骨を行う例も現れてきている。

時の経過とともに新しい葬法である散骨を容認する人々も増加の傾向にある。散骨を葬法として容認する人の割合は、平成2年の調査では2割強であったが（注8）、本年（平成10年）の調査では7割を超え（注9）、散骨についての理解が進んでいることが伺える。

しかし、一方で散骨の方法によっては紛争が生じる可能性がある。平成6年には、東京都所有の水源地の区域に散骨が実施され、地域住民から苦情が出ており、地元市町村が東京都に対して散骨を容認しないことを求める要請書を提出している。

意識調査の結果でも橋中、水源地、公園などで散骨を行うべきではないという意見が8割から9割を占めている（注10）。

したがって、散骨については、その実施を希望する者が適切な方法によって行うことは認められようが、その方法については公認された社会的な取決めが設けられることが望ましい。

第2 今後の墓地の在り方

1 経営主体の適格性

352

サービス・インフォメーション

通話無料

- ①商品に関するご照会・お申込みのご依頼
TEL 0120 (203) 694 / FAX 0120 (302) 640
- ②ご住所・ご名称等各種変更のご連絡
TEL 0120 (203) 696 / FAX 0120 (202) 974
- ③請求・お支払いに関するご照会・ご要望
TEL 0120 (203) 695 / FAX 0120 (202) 973

- フリーダイヤル(TEL)の受付時間は、土・日・祝日を除く
9:00～17:30です。
- FAXは24時間受付付けておりますので、あわせてご利用ください。

新訂 透染解説 墓地、埋葬等に関する法律〔第3版〕

平成29年3月15日 初版発行
監修者 生活衛生法源研究会
発行者 田中 英 弥
発行所 第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
ホームページ <http://www.danchohoki.co.jp/>

墓地 (新3版) ISBN978-4-474-05756-2 C2032 (2)

農業物の処理と農産物の販売

農業物の処理と農産物の販売 (1941)
(1) 農産物の処理
(2) 農産物の販売
(3) 農産物の運送
(4) 農産物の貯蔵
(5) 農産物の加工

農業物の処理と農産物の販売 (1941)

農業物の処理と農産物の販売 (1941)
(1) 農産物の処理
(2) 農産物の販売
(3) 農産物の運送
(4) 農産物の貯蔵
(5) 農産物の加工

農業物の処理と農産物の販売 (1941)

農業物の処理と農産物の販売 (1941)
(1) 農産物の処理
(2) 農産物の販売
(3) 農産物の運送
(4) 農産物の貯蔵
(5) 農産物の加工

農業物の処理と農産物の販売 (1941)

農業物の処理と農産物の販売 (1941)
(1) 農産物の処理
(2) 農産物の販売
(3) 農産物の運送
(4) 農産物の貯蔵
(5) 農産物の加工

農業物の処理と農産物の販売 (1941)
(1) 農産物の処理
(2) 農産物の販売
(3) 農産物の運送
(4) 農産物の貯蔵
(5) 農産物の加工

農業物の処理と農産物の販売 (1941)
(1) 農産物の処理
(2) 農産物の販売
(3) 農産物の運送
(4) 農産物の貯蔵
(5) 農産物の加工

農業物の処理と農産物の販売 (1941)
(1) 農産物の処理
(2) 農産物の販売
(3) 農産物の運送
(4) 農産物の貯蔵
(5) 農産物の加工

農業物の処理と農産物の販売 (1941)
(1) 農産物の処理
(2) 農産物の販売
(3) 農産物の運送
(4) 農産物の貯蔵
(5) 農産物の加工

第五節 罰則

(罰則)

第二十五條 次の各号のいずれかに該當する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七條第一項若しくは第六條第十四條第一項若しくは第六條又は第十四條の四第一項若しくは第六條の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の取扱若しくは運搬又は処分を禁じて行つた者
- 二 不正の手段により第七條第一項若しくは第六條、第十四條第一項若しくは第六條又は第十四條の四第一項若しくは第六條の許可(第七條第三項若しくは第七條、第十四條第三項若しくは第七條又は第十四條の四第三項若しくは第七條の許可の更新を含む。)を受けた者
- 三 第七條の二第一項、第十四條の

- 二第一項又は第十四條の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の取扱若しくは運搬又は処分の事業を行つた者
- 四 不正の手段により第七條の二第一項、第十四條の二第一項又は第十四條の五第一項の規定の許可を受けた者
- 五 第七條の三、第十四條の三(第十四條の六において読み替へて準用する場合を含む。)、第十九條の四第一項、第十九條の四の二第一項、第十九條の五第一項(第十七條の二第三項において準用する場合を含む。)、又は第十九條の六第一項の規定による命令に違反した者
- 六 第六條の二第六項、第十二條第五項又は第十二條の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者
- 七 第七條の五、第十四條の三の三又は第十四條の七の規定に違反し

- て、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の取扱若しくは運搬又は処分を禁じて行わせた者
- 八 第八條第一項又は第十五條第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者
- 九 不正の手段により第八條第一項又は第十五條第一項の許可を受けた者
- 十 第九條第一項又は第十五條の二の六第一項の規定に違反して、第八條第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五條第二項第四号から第七号までに掲げる事項を違反した者
- 十一 不正の手段により第九條第一項又は第十五條の二の六第一項の規定の許可を受けた者
- 十二 第十條第一項(第十五條の四の七第一項において読み替へて準用する場合を含む。)、の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

理二一七

理二一六

- 十三 第十四條第十五項又は第十四條の四第十五項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を委託した者
- 十四 第十六條の規定に違反して、廃棄物を捨てた者
- 十五 第十六條の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
- 十六 第十六條の三の規定に違反して、指定有害産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

(但し一六八、二八、四〇五、四四三、五三三、五五九、五九八、五九八、六一二、六一〇五、六一五、六一三、六一六、四〇、六一七、四二二、六一八、四二五、六一二、六一三、四二、六一九、四二二、二四九)

(参照) 昭和三七、三三

罰則の準化

(第一五・一一・二八) 第一三二条(一)〇〇二・三三三(一)〇〇二(六)

第二六 法律 廃棄物の不法投棄等を行つたとする者が、その行為に着手した時点で警察の監視に気付くことにより実行行為の遂行に至らず、懲罰を免れることとならざること、これらの者が自ら不法投棄等を行つた場合、懲罰を免れること、その再発を防止すること、環境保全の観点からは、既遂に達する前に取り止まる必要があること、一般 廃棄物の不法投棄及び不法焼却について、それそれ未遂行為を罰する旨の規定を新設した。

なお、おおせて、法人が一般廃棄物の不法投棄等に着手した場合に対する罰則を、産業廃棄物に係る罰則と同様に一年以下の罰金に引き上げることとした。

不法投棄未遂及び不法焼却未遂罪の新設

(第一五・一一・二八) 第一三二条(一)〇〇二・三三三(一)〇〇二(六)

第三一 不法投棄の罪については、廃棄物を不法投棄場所に投棄せらるべく、身体、道具又は機軸等を用いて、廃棄物を捨て、置く、埋める又は若しとすの行為に着手した時点で、不法投棄の遂行の着手があつたものとして、不法投棄未遂罪に該當するものとする。

具体的行為類型としては、タンクカーの荷台操作時の一連の投棄行為を指すこと、警察官等に制止された場合、警察に気付いて行為を止めつた場合、タンクカーが搬入し、廃棄物を投下できなかった場合等を考えられること。

2 不法投棄の罪については、行為が産業廃棄物を焼却せらるべく、焼却行為に着手した時点で、不法投棄の遂行の着手があつたものとして、不法投棄未遂罪に該當するものとする。

具体的行為類型としては、産業廃棄物を焼却した場命令、産業廃棄物を焼却する旨の指令物に答へた場合、焼却する旨の指令物に答へた場合等を考えられること。

罰則の準化

(第一六・一〇・二七) 第一四〇条(一)〇〇四・三三三(一)〇〇三(三)

第二五 (三) 不法投棄又は不法焼却の罪を犯す旨の産業廃棄物の取扱運搬の新設

平成一五年改正法において、産業廃棄物の不法投棄及び不法焼却の未遂罪を新設した。ことにより、不法投棄又は不法焼却の遂行に着手した者については、その行為が既遂に達する前の段階で取り止まることとなる。

つたことであるが、環境等の保護に必要とする場合は、環境を悪化させている状態を維持し、不法投棄又は不法処理の行為を繰り返す等の事情が認められる限り、これを正しくするまで、不法投棄又は不法処理の罪を犯す旨の罪を課し、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこの併科に処することとした。

処罰されることとなる具体的な行為類型としては、不法投棄を行われている現場付近まで不法投棄罪及び廃棄物を搬出した罪を犯し入れ、警察の調査を受ける行為、繰り返し不法投棄が行われている現場に現場の用に供するための増火刑とともに廃棄物を搬入する行為が考えられる。

(2) 不法投棄防止違反及び不法処理の罪の罰則

産業廃棄物の不法投棄及び廃棄物の不法処理に対する罰則を五年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金又はこの併科に引き上げるとともに、法人の代表者、役員等が、その法人の業務に関し不法投棄を行つた場合の罰則を法人に対する罰則の二倍とし、不法投棄罪一併に引き上げることとした。

(罰則)

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六條の二第七項、第七條第十四項、第十二條第六項、第十二條の二第六項、第十四條第十六項又は第十四條の四第十六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

二 第九條の二第十五條の二の七、第十九條の三(第十七條の二第三項において準用する場合を含む)、第十九條の十第一項において読み替へて準用する第十九條の四第一項又は第十九條の十第二項において読み替へて準用する第十九條の五第一項の規定による命令に違反した者

三 第九條の五第一項(第十五條の四において読み替へて準用する場合を含む)の規定に違反して、一

般廃棄物又は産業廃棄物処理施設を築り、又は借り受けさせた者

四 第十五條の四の五第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者

五 第十五條の四の五第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

六 前条第一項第十四号又は第十五号の罪を犯す旨の一般廃棄物の収集又は処理をした者

- (五) 一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

罰則

●罰則の強化

(平一五・一一・二八環境対策〇三二二八〇〇二・環境部案〇三二二八〇〇七) (第三十五條関係参照)

環境二一六

(罰則)

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して罰金若しくはその法人の代表者、役員等に対する罰金の二倍を、その法人に対して科する。

一 第二十五條第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項、三項、四項以下の罰金刑

二 第二十五條第一項(前号の場合を除く)、第二十六條、第二十七條、第二十七條の二、第二十八條、第二十九條、第二十九條又は第三十條各本條の罰金刑

2 前項の規定により第二十五條の規定に基づき法人又は人に罰金刑を科する場合における罰金の範囲は、同条の規定についての罰金の範囲による。

- 令(四三)一〇五・田部二六条(平)平(平)八五・一(平)平(平)一三(一〇五・一)部(五)田部三〇条(平)二(平)部(三)平(一)部(四)・平(一)部(二)・平(三)部(三)部(平)平(平)部(一)・一(部)部(五)

罰則

●罰則の強化

(平一五・一一・二八環境対策〇三二二八〇〇二・環境部案〇三二二八〇〇七) (第三十五條関係参照)

●不法投棄未遂罪及び不法処理未遂罪の新設

(平一五・一一・二八環境対策〇三二二八〇〇三・環境部案〇三二二八〇〇七) (第三十五條関係参照)

●罰則の強化

(平一六・一〇・二七環境対策〇四一〇一七〇〇四・環境部案〇四一〇一七〇〇三) (第三十五條関係参照)

●不法投棄等に係る罰則の強化等

(平一三・一一・四環境対策一〇二〇四〇〇四・環境部案一〇二〇四〇〇一)

第一八ノ一 不法投棄等に係る法人に対する罰則の強化

環境部案の罰則は、不法投棄の懲役やその社会問題化を多量に発生させた遊土において強化され、不法投棄の件数、量の減少などに一定の効果を挙げたことによる。一方、依然として多くの不法投棄が行われているため、罰則の二倍を課して不法投棄を繰り返す者に対する罰則を、環境物の処理をめぐり違法投棄未遂罪を設ける。

このように強化を課して、不法投棄、不法処理、無許可搬入、無許可収集及び許可の不正撤去に係る法人の罰則を二倍以下の罰金に引き上げることとした。(第三十三條第一項第一号)

2 公訴の時効期間の改正

公訴の時効期間は、刑罰法改正(昭和三年法律第一三三号)第三五〇条において、公訴時効期間の満了又は公訴時効期間に達する罪については五年、公訴時効期間の満了若しくは公訴時効期間に達する罪については三年とされた。

環境二一六

ている。廃棄物処理法に違反して罰則が適用される場合、例えば同法第二十六条の規定に違反して不法投棄を行つた者に対する罰則は、自然人に於いては五年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金であり、法人の場合は一億円以下の罰金（改正法による改正後は、三億円以下の罰金）であるから、これまで、公衆の健康被害は、行方不明の自然人の場合には五年となる一方、行方不明の法人の場合には三年となつてゐた。

このため、不法投棄を行つた者として懲罰等に対しては理及非理があつても、当該投棄等と関係に当該不法投棄に対し責任を負ふる法人に対しては理及非理であるといつた事例が生じてゐた。

そこで、本法第二十五条の違反行為につき、法人又は人に対して罰金刑を課する場合は、当該法人又は人に対する公衆の健康被害、同法の罪についての公衆の健康被害（すなわち五年）と合致することとした（本法第三十三条第二項）。

なお、上掲の改正法案については、平成二年七月八日から施行されていることと認識されたい（改正法附則第一條）。

〔罰則〕

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十五日以下の懲罰に処する。

- 一 第十二条第四項、第十二条の二第四項又は第十五条の十九第二項若しくは第三項の規定に違反して、届出をせず、又は届出の届出をしない者
 - 二 第十二条第九項又は第十二条の二第十項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
 - 三 第十二条第十項又は第十二条の二第十一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- （第三十三條四・第五）

附則

●罰則の考査

（第一六・一〇・二七環境法第一〇二四〇〇四・環境法第一〇二四〇〇三）
（本法第二十五条（改正法））

●不法投棄等に関する罰則の強化等

（第一三・二・四環境法第一〇二四〇〇〇四・環境法第一〇二四〇〇〇一）

第一八 多量排出事業者の処理計画に関する罰則の創設

廃棄物多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」という）が作成することとされる廃棄物処理の廃棄物その他の処理に関する計画（以下「処理計画」という）及びその実施状況の報告の提出を義務とし、排出事業者による多量排出事業者の取組を促進するため、処理計画を提出せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出し、又はその実施の状況を報告をせず、若しくは虚偽の報告をした多量排出事業者は、二〇万円以下の懲罰に処することとした（本法第三十三条第二項及び第三項）。

法

(要約)

第十六条 何人も、ふたりに廃棄物を捨ててはならない。

(昭和二十五年法律第六号、法律第二十三年改正)

要約

第十六条は、廃棄物の投棄の禁止に関する規定である。この規定は、我が国の国土の全域に亘り、生活環境を保全するに必要ならぬ地方から、廃棄物の投棄を規制しようとするものである。

要約

1 昭和四十二年の廃棄物処理法制定時、一般廃棄物の投棄については、市町村が定むる処理計画区域及びその区域外の区域に於ける河川等の公共の水域への投棄の禁止の趣意に、また、産業廃棄物については、本条を産業廃棄物の投棄の禁止とも、市町村が定むる処理計画区域又はその処理計画に於ける産業廃棄物の投棄が禁止の趣意とされた。

しかし、不法投棄問題の深刻化等を踏まえ、平成三年の改正に於いて、禁止区域、投棄禁止の趣意を、処理計画区域に於ける投棄を禁止するものとした。

2 「ふたりに」とは、社会生活上許容されないうる投棄し、廃棄物処理法の趣旨、目的に照らし、公衆衛生及び生活環境の保全に支障を生じようとする投棄を指す。

3 第十六条の規定は「何人も」とされる。したがって、事業者、行政機関等又は個人事業者及び後継者として行つた場合

第十四条 罰則(要約)

のみならず、単に一罰だけ違反した場合には、罰則を課せられることになる。

4 処理計画に適合しない処分行為は、処理計画が生活環境保全という本法の目的を達成するために設定された標準であることから、本条という「ふたりに捨てる」行為は違法行為である。また、処理計画に適合しない処分行為が、社会生活上許容されないうる処分行為であることは言うまでもないが、たとえこれを違反とはならない。

したがって、本条違反となるような行為は、処理計画違反行為の程度が著しい場合や、理区の処理計画違反であっても、公衆衛生・生活環境の悪い地域において行われる場合等、廃棄物の性状、数量、処理の条件、行為の態様等の事情を勘案して判断するものであり、社会生活上許容されないうる処分行為が対象となる。

なお、廃棄物を放置する行為により生活環境保全上支障を生じさせる場合、不作業により廃棄物を放置する行為についても本条の違反となる。

5 不法投棄の禁止は、処理計画の趣意がある場合を問わず、何人に対しても廃棄物の投棄を禁止し、生活環境の保全を担保するものである。その趣意に照らして罰則を課せられているものである。

これに対し、処理計画は、生活環境保全上の支障を生じないような標準であり、その違反行為については、廃棄物処理法に基づく改善命令及び措置命令等の罰則規定が、市町村長による行政処分や行政指導の対象となり、その違反者は罰則の適用が免れる。

したがって、罰則規定が、市町村長による廃棄物処理法に基づく命令等の処分については、第十六条の不法投棄の禁止の趣意がなすところは違背するものではなく、不法投棄であるかを問わず、廃棄物処理法の趣意に照らし、必要場合は、法令の規定に基づく改善命令等の行政処分や各種の行政指導は可能である。

6 第十六条の違反行為に対しては、罰則規定から罰則の対象であり、現在は、廃棄物を不法に投棄した場合、五年以下の懲役又は一百万円以下の罰金科せられる。さらに、いわゆる「罰則規定」により、投棄者が法人の代表者、①法人又は人の代理人、②法人又は人の使用人その他の従業者、であつて、当該法人又は人の業務に關して投棄を行つた場合には、これに類して当該法人に対して三億円、当該法人に一百万円以下の罰金科せられる。

7 平成十二年の改正では、それまで特に産業廃棄物が非出資責任に基づき適正に処理しなければならぬものであり、産業廃棄物の不法投棄は廃棄物処理法の趣意を著しく支障を及ぼす行為であることから、廃棄物処理法の罰則体系上罰則として位置付けられて、市町村に処理責任のある一般廃棄物とは罰則を課してはならない。

① 汚濁防止法に基づき一般廃棄物の不法投棄が著しく、閉鎖による防止の必要が認められること
 ② 燃焼もれた廃棄物が一般廃棄物、産業廃棄物のいずれかによって別取扱いとなるため、捨てられない場合には、燃焼場から運搬するために場合が多く、このように処理場を利用して産業廃棄物に一般廃棄物を混合して投棄する事例が多発し、悪適し発生の基礎が生じてきていること
 等から、一般廃棄物についても、産業廃棄物と同程度の規制とした。また、組織犯罪処罰法の違反を容れ犯罪として追加した。

（参考）告示 昭和 50 年 10 月 10 日 第 315 号、昭和 51 年 12 月 24 日 第 384 号、昭和 52 年 1 月 25 日 第 12 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 183 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 184 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 185 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 186 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 187 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 188 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 189 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 190 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 191 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 192 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 193 号、昭和 52 年 4 月 10 日 第 194 号

(廃棄禁止)
 第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

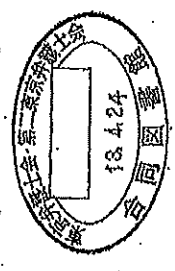
- 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行なう廃棄物の焼却
- 他の法令又はこれに基づく処分により行なう廃棄物の焼却
- 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(昭和 52 年 12 月 24 日 法令)

通 則

第十六条の二は、産業廃棄物の処理基準に従わない焼却、いわゆる野外等での不法な産業廃棄物の焼却について直罰による禁

第十六 (産業廃棄物) ・第十六の二 (廃棄禁止)



廃棄物処理法の解説

〈平成24年版〉

法令版CD-ROM付 (パッケージ) 送料別

定価 10,000円 (本体9,524円+税476円) 送料別

発行 昭和47年4月20日 第1版
 平成24年12月25日 第13版
 編集者 廃棄物処理法編纂委員会
 発行所 奥村明雄
 一般財団法人 日本環境衛生センター
 〒210-0828 川崎市川崎区西谷上町10-6
 TEL 044 (288) 4967 FAX 044 (288) 5317

印刷所 株式会社 大成美術印刷所
 ISBN978-4-88893-127-4 C5032 ¥9524E

蘇聯軍隊在東部戰場的攻勢

蘇聯軍隊在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。蘇聯軍隊在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。蘇聯軍隊在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。

德軍在東部戰場的攻勢

德軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。德軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。德軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。

盟軍在東部戰場的攻勢

盟軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。盟軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。盟軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。

蘇聯空軍在東部戰場的攻勢

蘇聯空軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。蘇聯空軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。蘇聯空軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。

蘇聯海軍在東部戰場的攻勢

蘇聯海軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。蘇聯海軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。蘇聯海軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。

德軍空軍在東部戰場的攻勢

德軍空軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。德軍空軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。德軍空軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。

盟軍空軍在東部戰場的攻勢

盟軍空軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。盟軍空軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。盟軍空軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。

蘇聯陸軍在東部戰場的攻勢

蘇聯陸軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。蘇聯陸軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。蘇聯陸軍在東部戰場的攻勢，自11月19日起，已進入第四天。

1. 1950年10月10日... 2. 1950年10月10日... 3. 1950年10月10日... 4. 1950年10月10日... 5. 1950年10月10日...

1. 1950年10月10日... 2. 1950年10月10日... 3. 1950年10月10日... 4. 1950年10月10日... 5. 1950年10月10日...

1. 1950年10月10日... 2. 1950年10月10日... 3. 1950年10月10日... 4. 1950年10月10日... 5. 1950年10月10日...

1. 1950年10月10日... 2. 1950年10月10日... 3. 1950年10月10日... 4. 1950年10月10日... 5. 1950年10月10日...

1. 1950年10月10日... 2. 1950年10月10日... 3. 1950年10月10日... 4. 1950年10月10日... 5. 1950年10月10日...

1. 1950年10月10日... 2. 1950年10月10日... 3. 1950年10月10日... 4. 1950年10月10日... 5. 1950年10月10日...

1. 1950年10月10日... 2. 1950年10月10日... 3. 1950年10月10日... 4. 1950年10月10日... 5. 1950年10月10日...

1. 1950年10月10日... 2. 1950年10月10日... 3. 1950年10月10日... 4. 1950年10月10日... 5. 1950年10月10日...

海上運送業（旅客船業）の許可・届出について

海上運送法とは・・・

海上における旅客運送事業に関する次の事項についてルールを決めています。

1. 事業開始から廃止までの手続き（許可・届出など）
2. 事業者の義務（安全管理・運送約款など）
3. これらに違反した場合の罰則 等

当事務所では、遊覧船やクルーズ船などを行う場合の旅客船の届出・許可の手続きについて、ご相談・ご依頼をお引き受けしております。

すでに所有されている船舶で行う場合や新たに購入された船舶で行う場合など海上運送法以外の手続きも含めて書類作成・申請代行・事業開始後の監査まで一貫してご依頼いただけます。

▶▶ 例えば小型船舶で・・・

遊覧船、クルーズ船、海上タクシー、観光船、屋形船、花火見物、パーティー船、花見観光、運河めぐり、通船業務（交通船）、海上散歩など、海に限らず川、湖にて、旅客運送を行う場合は、以下の海上運送法の中の「旅客不定期航路事業」又は「人の運送をする内航不定期航路事業」の許可・届出が必要となります。

1. 海上運送法の事業種類（一部）

船舶運航事業	定期航路事業	一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従って運送する旨を公示して行うもの
	不定期航路事業	定期航路事業以外のもの ▼旅客不定期航路事業（許可航路） 一定の航路に旅客船を就航させて不定期に人の運送を行う事業 ▼人の運送をする内航不定期航路事業（届出航路） 不定期に人の運送を行う事業。※小型プレジャーボートでも可能
船舶貸渡業		船舶の貸渡（期間よう船を含む）又は運航の委託をする事業（届出）
海運仲立業		海上における船舶による物品の運送又は船舶の貸渡、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業（届出）※船舶売買の仲介業を行うにはこの届出が必要
海運代理店業		船舶の運航事業又は、船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業

2. 旅客不定期航路事業（許可）について

一定の航路に旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）を就航させて人の運送をする定期航路事業以外の事業をいいます。この事業を営もうとする者は、航路ごとに地方運輸局長の許可を受けなければなりません。ただし、年間（暦年）3日間以内に限り、「一定の航路」に旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）を就航させて人の運送をするものは許可ではなく、届出で対応できます。

▼添付書類の一部（事業計画の内容によって必要書類も異なります）

1. 使用船舶明細書（第1号様式）
2. 使用船舶の一般配置図
3. （20トン未満の場合）船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）
（20トン以上の場合）船舶国籍証書（写）、船舶検査証書（写）
4. 用船契約書等の写 ※船舶を借りている場合等
5. 棧橋平面図・棧橋正面図・棧橋側面図（断面図）
6. 係船図
7. 旅客乗降位置図
8. 航路水深図 ※略最低低潮面最も浅い場所を記す。
9. 操船図（着岸・離岸） ※棧橋前面の操船円状水域の直径も記載。
10. 営業所・待合室・発券所図
11. 待合室と船舶との経路図
12. 運航基準図 ※各航路毎に作成
13. 乗組員名簿
14. 海技免状・小型船舶操縦免許証の写し
15. 船客傷害保険証（写） ※事業開始前に加入している保険でも可
16. 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画
17. 〈個人の場合〉住民票又は戸籍抄本、及び印鑑証明
18. 〈法人の場合〉定款及び登記事項証明書並びに損益計算書及び貸借対照表
19. 組織図・会社案内
20. 宣誓書 ※法人の場合は役員全員

▼その他の認可・届出等の手続きについて

1. 安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の届出
2. 旅客不定期航路事業者の禁止行為
3. 運賃及び料金の設定・変更
4. 運送約款の設定・変更
5. 事業計画の変更
6. 事業の廃止
7. 事業の承継
8. 住所、氏名・名称、役員の変更

▼注意：旅客不定期航路事業は下記の2つを除き、乗合い旅客運送が禁止されています。

- ✂ 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路（例：通船）
- ✂ 起点が終点と一致する航路であって寄港地のないもの

※希望の運送内容がどの事業に該当し、許可なのか？届出ですむのか？など詳しくはご相談下さい。

3 人の運送をする不定期航路事業（届出）について

「人の運送をする内航不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業で、かつ、旅客不定期航路許可事業（旅客船（旅客定員13名以上））を除いたものをいいます。

非旅客船（旅客定員12人以下の船舶）により人の運送をする者

旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により人の運送をする者のうち、年間（暦年）3日間以内に限り、「一定の航路」に旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）を就航させて人の運送をするもの

※「一定の航路」とは、航路に反復性・定型性がある航路をいう

人の運送をする内航不定期航路事業を始めるには、その事業の開始の日の30日前までに営業所を管轄する地方運輸局長へその旨を届け出なければなりません。

▼添付書類の一部（事業計画の内容によって必要書類も異なります）

1. 使用船舶明細書（第1号様式）
2. 船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）
3. 用船契約書等の写 ※船舶を借りている場合等
4. 運航航路図
5. 海技免状・小型船舶操縦免許証の写し
6. 船客傷害保険証（写） ※事業開始前に加入している保険でも可

▼その他の届出等の手続きについて

1. 安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の届出
2. 旅客遵守事項の掲示
3. 運賃及び料金の掲示
4. 運送約款の掲示
5. 事業内容の変更・廃止

※希望の運送内容がどの事業に該当し、許可なのか？届出ですむのか？など詳しくはご相談下さい。

4 海上運送業許可・届出に必要な費用について

当事務所にご依頼いただく場合は登録免許税（許可事業）と海事代理士報酬が発生します。ご依頼内容（船舶数、航路数など）により異なりますので、ご参考としてください。正式にはお見積りさせていただきます。	
旅客不定期航路事業	登録免許税90,000円+報酬額500,000円～
不定期航路事業	登録免許税無し+報酬額140,000円～
船舶貸渡業	登録免許税無し+報酬額35,000円～
海運仲立業	登録免許税無し+報酬額35,000円～
※交通費、日当が発生する場合は実費分追加となります。	

5 特定操縦免許について

旅客船や遊漁船など人を運送する小型船舶の船長を目指す方は、「特定操縦免許」が別に必要となります。取得するには「小型旅客安全講習」1日間受講しなければなりません。

海上運送法

昭和24年法律第187号

最終改正：平成30年5月25日法律第29号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する港湾運送事業及び同法第2条第4項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

7 この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡し（定期備船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。

8 この法律において「海運仲立業」とは、海上における船舶による物品の運送（以下「物品海上運送」という。）又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業をいう。

9 この法律において「海運代理店業」とは、船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をいう。

10 この法律において「自動車航送」とは、船舶により自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下同じ。）並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。

一 当該自動車の運転者

二 前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人がある場合にあつて

は、その乗車人

- 三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、その積載貨物
- 1.1 この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。

第2章 船舶運航事業

(一般旅客定期航路事業の許可)

第3条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定める手続により、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 3 第1項の許可の申請をする者は、指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、申請書に当該指定区間に係る船舶運航計画（運航日程及び運航時刻その他国土交通省令で定める事項に関する計画をいう。以下同じ。）を併せて記載しなければならない。
- 4 第2項の申請書には、資金計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可基準)

第4条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。
- 二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 五 当該事業の開始によつて船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。
- 六 指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

第5条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

- 一 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過していない者であるとき。
- 二 一般旅客定期航路事業の許可、特定旅客定期航路事業の許可又は第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過していない者であるとき。

2020/11/21

- 三 法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号のいずれかに該当するとき。

（船舶運航計画の届出）

第6条 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、船舶運航計画（指定区間に係るものを除く。）を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

第7条 削除

（運賃及び料金）

第8条 一般旅客定期航路事業を営む者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。
- 三 他の一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

3 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の上限を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

4 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

5 第3項の運賃についての第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「定め」とあるのは「第3項の認可を受けた運賃の上限の範囲内で定め」と、第2項第2号中「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれ」とあるのは「当該事業の継続に著しい支障を来すおそれ」とする。

（運送約款の認可）

第9条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める手続により、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。

- 一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき、運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任

に関する事項が明確に定められていること。

- 3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般旅客定期航路事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

（運賃及び料金等の公示）

- 第10条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

（輸送の安全性の向上）

- 第10条の2 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

（安全管理規程等）

- 第10条の3 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 運航管理者（一般旅客定期航路事業者が、第2号及び第3号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

- 4 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

- 5 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障

を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画の変更)

第11条 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

- 2 第4条の規定は、前項の認可について準用する。
- 3 一般旅客定期航路事業者は、第1項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(船舶運航計画の変更)

第11条の2 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

- 2 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るその船舶運航計画を変更しようとするときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- 3 第4条（第6号に係るものに限る。）の規定は、前項の認可について準用する。
- 4 一般旅客定期航路事業者は、第1項ただし書又は第2項ただし書の事項について船舶運航計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(運送の引受義務)

第12条 一般旅客定期航路事業者は、指定区間においては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送を拒絶してはならない。

- 一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- 二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- 三 当該運送が第9条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第13条 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(船舶運航計画に定める運航の確保)

第14条 一般旅客定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合のほか、船舶運航計画に定める運航を怠つてはならない。

- 2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が前項の規定に違反すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、船舶運航計画に従い運航すべきことを命ずることができる。

(事業の休廃止の届出)

第15条 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

- 2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の6月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（事業の停止及び許可の取消し）

第16条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこれに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 船舶安全法（昭和8年法律第11号）又は船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。
- 四 第5条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

第17条 削除

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

第18条 一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 一般旅客定期航路事業を営む法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客定期航路事業を営む法人が一般旅客定期航路事業を行わない法人を合併する場合又は分割により一般旅客定期航路事業を承継させない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を営む法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般旅客定期航路事業を承継した法人は、第3条第1項の許可に基づく権利義務を承継する。
- 4 一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後60日以内に認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第3条第1項の規定にかかわらず一般旅客定期航路事業を営むことができる。

（サービスの改善及び輸送の安全の確保に関する命令）

第19条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 運賃の上限を変更すること。
- 二 運送約款を変更すること。
- 三 事業計画を変更すること。

四 船舶運航計画を変更すること。

- 2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(保険契約締結の命令)

- 第19条の2 国土交通大臣は、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結することを命ずることができる。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

- 第19条の2の2 国土交通大臣は、毎年度、第19条第2項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(一般旅客定期航路事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

- 第19条の2の3 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

(指定区間に係る経過措置)

- 第19条の2の4 一の区間が指定区間となつた際現に当該区間を含む航路において事業を営む一般旅客定期航路事業者については、当該区間の指定の日（以下「指定日」という。）から2月間は、第8条第3項及び第5項の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条第3項の認可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。
- 2 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定日前に第15条第1項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしたものについては、同条第2項の規定は、適用しない。
- 3 一の区間が指定区間でなくなつた際現にされている第11条の2第2項の規定による当該区間に係る船舶運航計画の変更の認可の申請は、同条第1項の規定によりした届出とみなす。

(特定旅客定期航路事業)

- 第19条の3 特定旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 2 第3条第2項及び第4項、第4条（第1号、第2号及び第5号に係るものに限る。）並びに第5条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第10条の2から第11条まで、第16条、第19条第2項、第19条の2の2及び第19条の2の3の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「第4条」とあるのは、「第4条（第1号、第2号及び第5号に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 4 特定旅客定期航路事業の譲渡又は特定旅客定期航路事業を営む者（以下「特定旅客定期航路事業者」という。）について相続、合併若しくは分割（当該事業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、

その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、特定旅客定期航路事業者の地位を承継する。

- 5 前項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位を承継した者は、国土交通省令の定める手続により、承継のあつた日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- 6 特定旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(対外旅客定期航路事業)

第19条の4 第3条から第10条まで、第11条から第12条まで、第14条から第19条第1項まで及び前二条の規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

- 2 対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- 3 対外旅客定期航路事業を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客及び手荷物の運賃及び料金を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- 4 対外旅客定期航路事業を営む者は、運送約款を定め、これを実施する前に、公示し、かつ、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- 5 対外旅客定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(貨物定期航路事業の届出)

第19条の5 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の10日前（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、30日前）までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

- 2 貨物定期航路事業を営む者（以下「貨物定期航路事業者」という。）が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(賃率表の公示)

第19条の6 貨物定期航路事業者は、当該航路により貨物（石炭、ばら積みの穀類その他大量輸送に適する貨物であつて国土交通省令で定めるもの並びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物を除く。）を運送する場合には、賃率表を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。賃率表を変更しようとするときも同様である。

(運賃及び料金等の公示)

第19条の6の2 人の運送をする貨物定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。次条第2項及び第32条の2において同じ。）を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

（準用規定）

第19条の6の3 第10条の2の規定は、貨物定期航路事業について準用する。

2 第10条の3、第13条、第19条第2項及び第19条の2から第19条の2の3までの規定は、人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

3 第10条の3、第19条第2項、第19条の2の2及び第19条の2の3の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

（旅客船による貨物の運送についての準用）

第19条の7 第19条の6の規定は、旅客定期航路事業者が当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物を運送する場合に準用する。

（不定期航路事業の届出）

第20条 不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）を営む者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも同様である。

2 人の運送をする不定期航路事業（第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を除く。次条において同じ。）を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

3 前二項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（準用規定）

第20条の2 第10条の2の規定は、不定期航路事業について準用する。

2 第10条の3、第13条、第19条第2項、第19条の2から第19条の2の3まで及び第19条の6の2の規定は、人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）について準用する。

3 第10条の3、第19条第2項、第19条の2の2及び第19条の2の3の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業について準用する。

（旅客不定期航路事業の許可）

第21条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 第3条第2項及び第4項、第4条（第6号に係るものを除く。）並びに第5条の規定は、前項の許可について準用する。

（旅客不定期航路事業者の禁止行為）

第21条の2 旅客不定期航路事業を営む者（以下「旅客不定期航路事業者」という。）は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
- 二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの

（事業の廃止の届出）

第22条 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（準用規定）

第23条 第8条第1項及び第2項、第9条から第11条まで、第13条、第16条、第19条第1項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）及び第2項、第19条の2から第19条の2の3まで並びに第19条の3第4項及び第5項の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第8条第2項中「一般旅客定期航路事業者」とあるのは「旅客不定期航路事業者」と、第11条第2項中「第4条」とあるのは「第4条（第6号に係るものを除く。）」と読み替えるものとする。

（旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止）

第23条の2 何人も、みだりに人の運送をする船舶運航事業に使用する船舶の操舵設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これらの船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。

（許可等の条件）

第23条の3 この章に規定する許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、船舶運航事業を営む者（以下「船舶運航事業者」という。）に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（報告の徴収）

第24条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に関し報告を求めすることができる。

2 船舶運航事業者は、前項の報告を求められたときは、真実且つ正確な報告をしなければならない。

（立入検査）

第25条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第29条の2第1項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船

第45条の5 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 第8条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による運賃又は料金の変更の命令
- 二 第8条第3項の規定による運賃の上限の認可
- 三 第16条（第19条の3第3項及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し
- 四 第19条第1項の規定による運賃の上限の変更の命令
- 五 第25条の2の規定による基本的な方針の策定

（聴聞の特例）

第45条の6 地方運輸局長は、その権限に属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項に規定する処分又は地方運輸局長の権限に属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。
- 3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

第9章 罰則

第46条 次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第3条第1項の規定による許可を受けないで一般旅客定期航路事業を営んだ者
- 二 第19条の3第1項の規定による許可を受けないで特定旅客定期航路事業を営んだ者
- 三 第21条第1項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだ者

第47条 第21条の2の規定に違反した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第48条 第16条第1項（第19条の3第3項及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第49条 第26条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条の規定による届出をしないで運航を開始した者
- 二 第8条第1項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらな

いで、運賃又は料金を収受した者

三 第8条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受した者

四 第9条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

五 第10条（第23条において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

六 第10条の3第1項（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第10条の3第2項第2号及び第3号（これらの規定を第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つた者

七 第10条の3第3項若しくは第7項（これらの規定を第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）、第14条第2項、第19条第1項（第23条において準用する場合を含む。）、第19条第2項（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）、第19条の2（第19条の6の3第2項、第20条の2第2項及び第23条において準用する場合を含む。）、第29条第3項又は第29条の2第2項の規定による命令に違反した者

八 第10条の3第4項（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた者

九 第10条の3第5項（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第11条第1項（第19条の3第3項及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで事業計画を変更した者

十一 第11条の2第1項の規定による届出をしないで船舶運航計画を変更した者

十二 第11条の2第2項の規定による認可を受けないで船舶運航計画を変更した者

十三 第12条、第13条（第19条の6の3第2項、第20条の2第2項及び第23条において準用する場合を含む。）又は第30条（第3号に係る部分に限る。）の規定に違反した者

十四 第15条第1項又は第2項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

十五 第19条の4第2項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、対外旅客定期航路事業を営んだ者

十六 第19条の4第3項の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者

十七 第19条の4第4項の規定による公示若しくは届出をしないで、又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、運送契約を締結した者

十八 第19条の5第1項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだ者

- 十九 第19条の6の2（第20条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を收受し、又は運送契約を締結した者
- 二十 第20条第2項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。）を営んだ者
- 二十一 第24条第1項（第33条において準用する場合及び第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第39条の4第1項又は第39条の9第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二十二 第25条第1項（第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第39条の4第1項又は第39条の9第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二十三 第29条第1項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更した者
- 二十四 第29条の2第1項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第28条第4号に掲げる行為をし、又はその内容を変更した者

第51条 第31条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第39条第1項又は第44条の2の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者
- 二 第39条の18の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第53条 第23条の2の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の過料に処する。

- 一 第11条第3項（第19条の3第3項及び第23条において準用する場合を含む。）、第11条の2第4項、第19条の3第5項（第23条において準用する場合を含む。）、第19条の3第6項、第19条の4第5項、第19条の5第2項、第20条第1項若しくは第3項（これらの規定を第33条において準用する場合を含む。）又は第22条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第19条の2の3（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
- 三 第19条の5第1項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして貨物定期航路事業（人の運送をするものを除く。）を営んだ者
- 四 第19条の6（第19条の7において準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

第55条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第46条から第52条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第2

国民意識調査の概要

1 趣旨

墓地、埋葬、散骨等に関する国民意識の動向を把握し、散骨のガイドライン作成の基礎資料とするため、実施した。

2 実施時期

本調査は2020年10月30日(金)～2020年11月2日(月)まで、調査機関に委託して、実施した。

3 実施方法

本調査は、散骨経験者と散骨非経験者の考え方を比較するため、全国の13,879人の者を対象に、事前にスクリーニング調査を行い、散骨経験者594人の結果を得た。

この中から500人をランダムで抽出し、同様に散骨経験なしの回答者より500人をランダムで抽出して、この両者をあわせて調査解析を行った。

4 調査結果

調査結果は、別添のとおりである。

「国民意識調査」 報告書

株式会社鎌倉新書
2021 年 1 月

実施調査会社:株式会社ネオマーケティング

調査項目一覧

I. 調査概要	
II. 回答者属性	
III. 調査結果詳細	
Q1	お墓保有状況
Q2	お墓への交通時間
Q3	お墓の新設について
Q4	お墓の新設について
Q5	散骨の認知状況
Q6	散骨の節度について
Q7	散骨をした理由
Q8	焼骨の散骨について
Q9	散骨場所
Q10	散骨の立ち会い・見送りをした人数
Q11	散骨の確認状況
Q12	故人の散骨を行なった方との関係
Q13	故人と散骨を行なった方の関係
Q15	散骨の依頼を受けた場合
Q16	自身の散骨について
Q17	地元での散骨場建設について
Q18	散骨について
Q19	散骨のガイドライン作成について
Q20	散骨のガイドライン作成に考慮すべき点
Q21	住宅地から散骨場までに必要な距離
追加	お墓を持っている人の散骨に関する考え
F5	同居人数
F6	婚姻
F7	子供有無
F8	職業

注) Q14 自由記載のため集計していない。

I. 調査概要

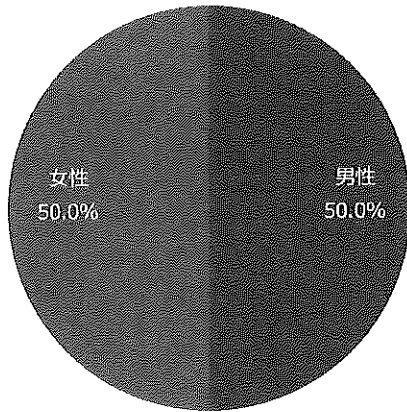
<p>調査目的</p>	<p>散骨に関する国民の考え方を把握するため、埋葬方法を自身や家族の身近な問題として認識する世代と思われる(40歳以上)の男女 1,000 人に対して、散骨等に対する意識についてインターネット調査を実施する</p>
<p>調査対象者</p>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の 40 歳～89 歳男女 1,000 人 ・散骨経験者 500 人 ・散骨未経験者 500 人 <p>【散骨経験者のサンプル数の設定について】</p> <p>一般的に、特定の対象を抽出する場合、400 人のサンプルで、調査結果の誤差とされる±5%を担保できるといわれているため、散骨経験者と未経験者でそれぞれ 500 サンプルを回収。</p> <p>【一般的なインターネット調査で対象を抽出する場合のサンプル数による誤差の目安の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100 サンプルの場合の誤差: ±10% (例えば、「良い」と回答した人が、60%だった場合、50～70%までを誤差として想定) ・400 サンプルの場合の誤差±5% (例えば「良い」と回答した人が、60%だった場合、55～65%までを誤差として想定= 一般的な許容範囲といわれる。)

<p>調査手法</p>	<p>インターネット調査 2020年10月30日(金)～2020年11月2日(月) 回答数:13,879人(散骨経験者500人を抽出するためスクリーニング調査を行った。) その結果、散骨経験者594人の中から500人(男性50% 女性50%)をランダムで抽出。同様に散骨経験なしの回答者より500人(男性50% 女性50% 各年代20%ずつ)をランダムで抽出して調査に活用 ※居住地や同居人などは、割り付けを実施してないためランダム抽出の結果となります。 ※散骨経験者は、回答者が少ないため年代別の割り付けは行わず性別のみ割り付けを実施しております。</p>
<p>調査結果の見方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・nは回答者数を表している。 ・回答率(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示している。このため、合計数値は必ずしも100%とはならない場合がある。 ・設問の回答には、単一回答と複数回答がある。複数回答の設問は、回答率(%)の合計が100%を超える場合がある。 ・nが30未満の数値は参考値とする。

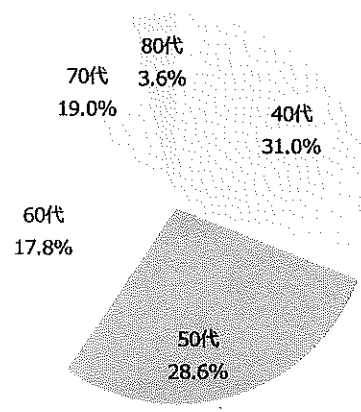
Ⅱ 回答者属性編

■回答者属性(散骨経験者 n = 500)

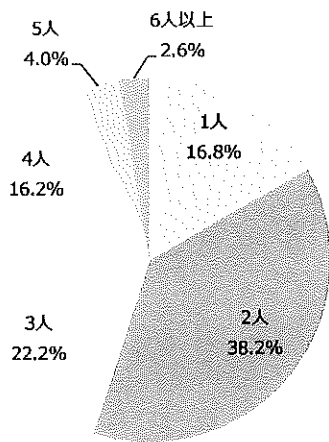
性別(n=500)



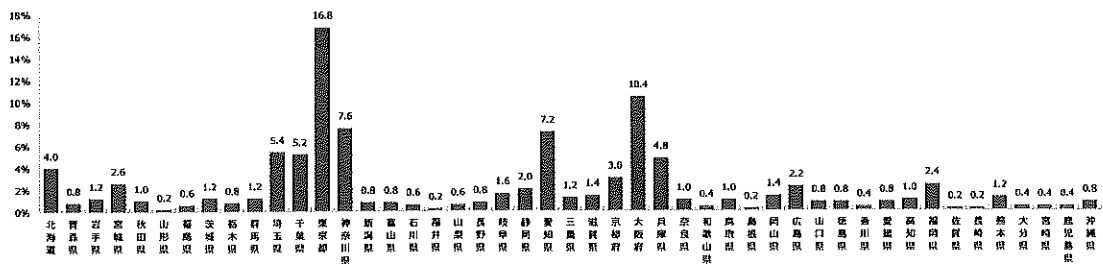
年代(n=500)



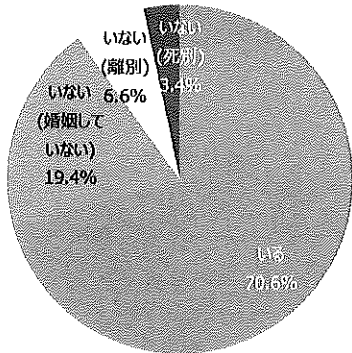
同居人数(n=500)



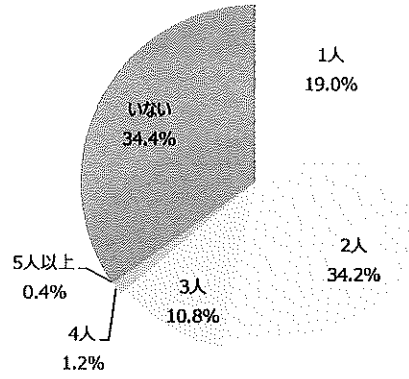
住居地域(n=500)



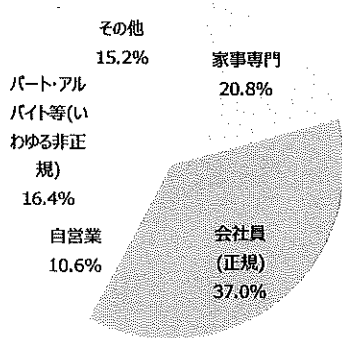
婚姻(n=500)



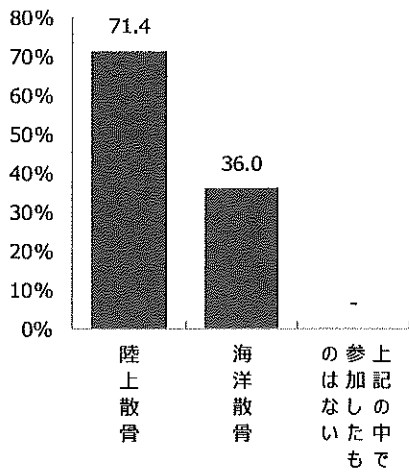
子供有無(n=500)



職業(n=500)

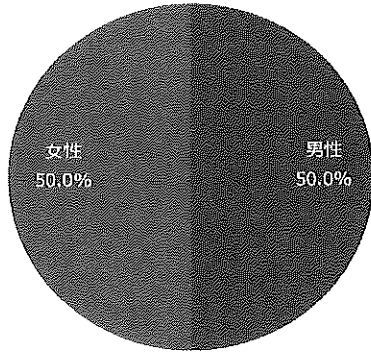


経験のある埋葬方法(n=500)

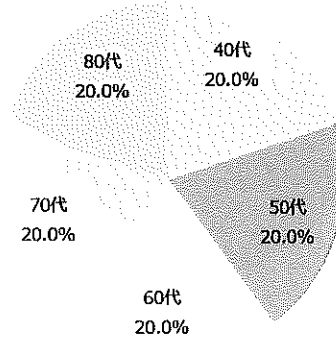


■回答者属性(散骨未経験者 n = 500)

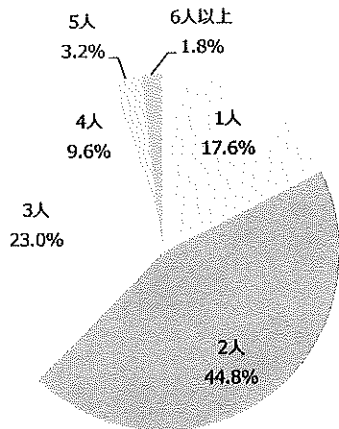
性別(n=500)



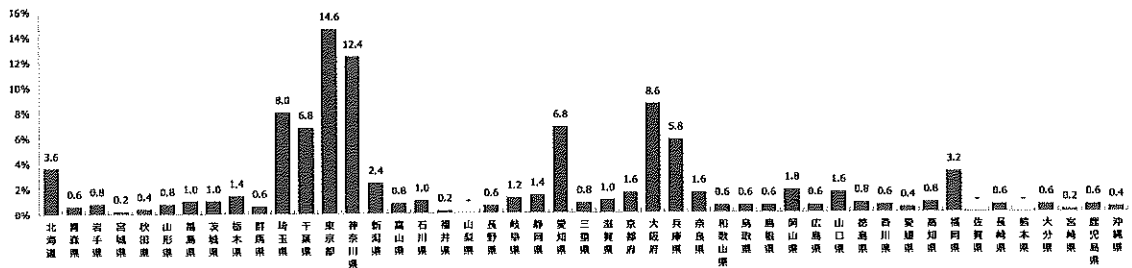
年代(n=500)



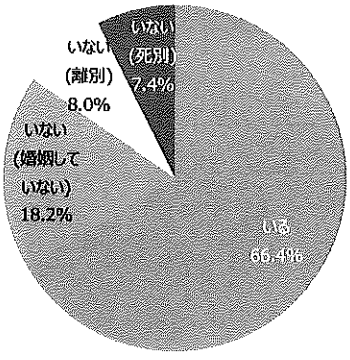
同居人数(n=500)



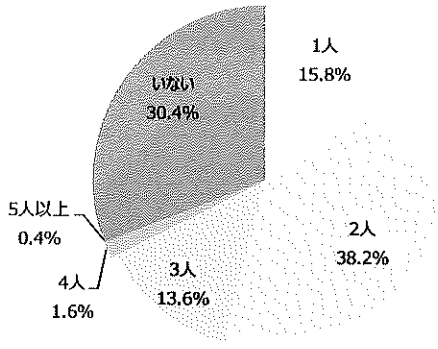
住居地域(n=500)



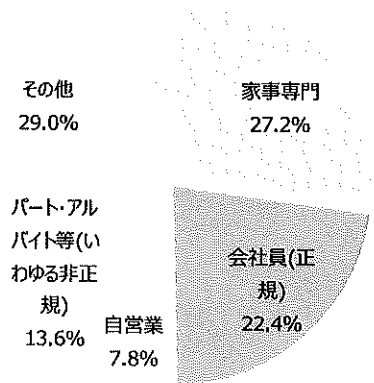
婚姻(n=500)



子供有無(n=500)



職業(n=500)

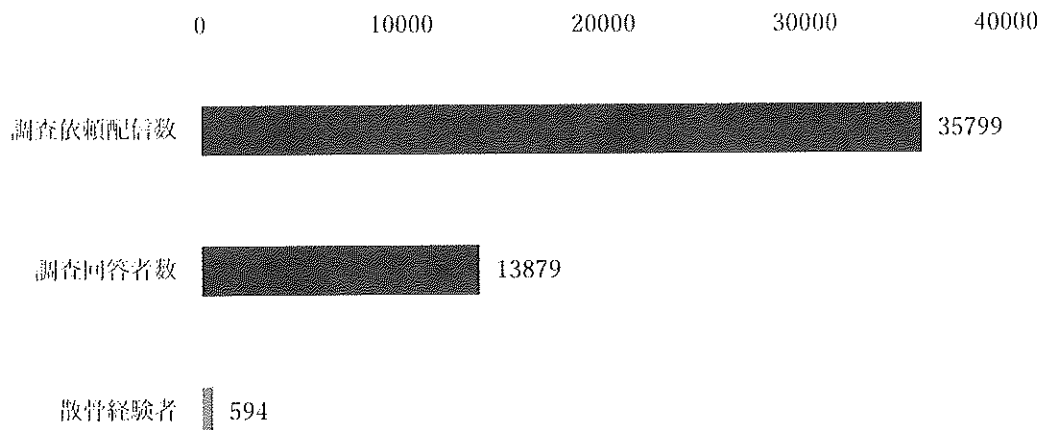


■散骨経験者の割合

調査回答者 13,879 人のうち、散骨経験ありと回答した人数は 594 人。自身を含めて、身近な人の散骨経験者の割合は、4.3%と想定。

※以降の調査データの散骨経験者 500 人(n=500)は 594 人よりランダムで抽出。

主な散骨事業団体からの情報によると、年間の死亡者数全体のうち、散骨は、1~2%といわれているが、本調査の回答は、① 散骨経験の有無を、「ご自身を含めて、身近な人が参加した経験があるか」で質問しているため、故人の家族や故人の知り合いなども幅広く含まれている可能性がある。② 過去の経験について質問しているため、年間の死亡者数に対する割合よりは回答率が高くなる。③ 散骨の関係者らからのヒアリングなどは、海洋で行われている事例を中心とした、情報の収集とならざるを得なかった限界がある。などの理由により、散骨事業団体からの情報と経験率に若干乖離がでている可能性がある。こうした①~③として挙げた理由により、散骨の関係者らからのヒアリングなどを通して得られた情報と経験率に若干乖離がでている可能性がある。

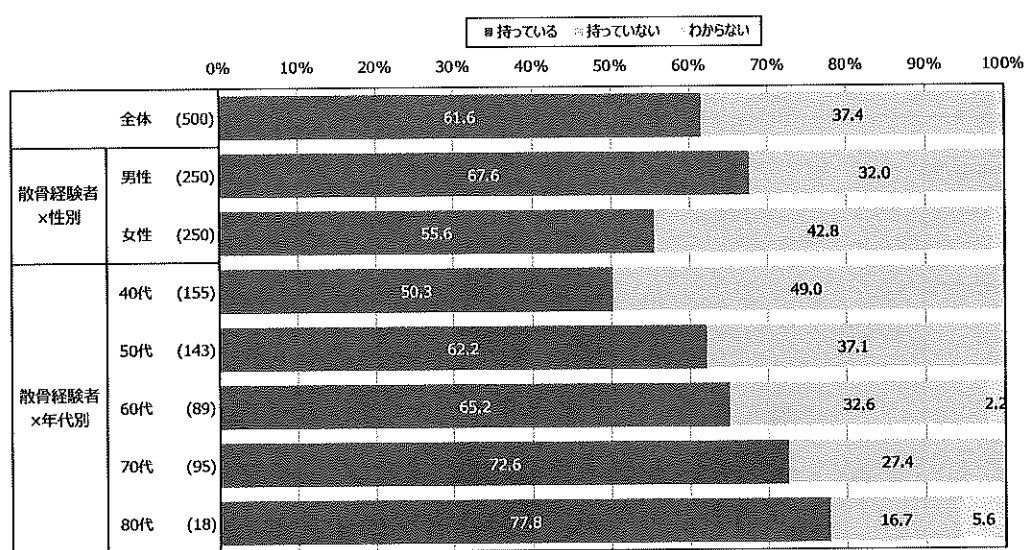


Ⅲ. 調査結果詳細

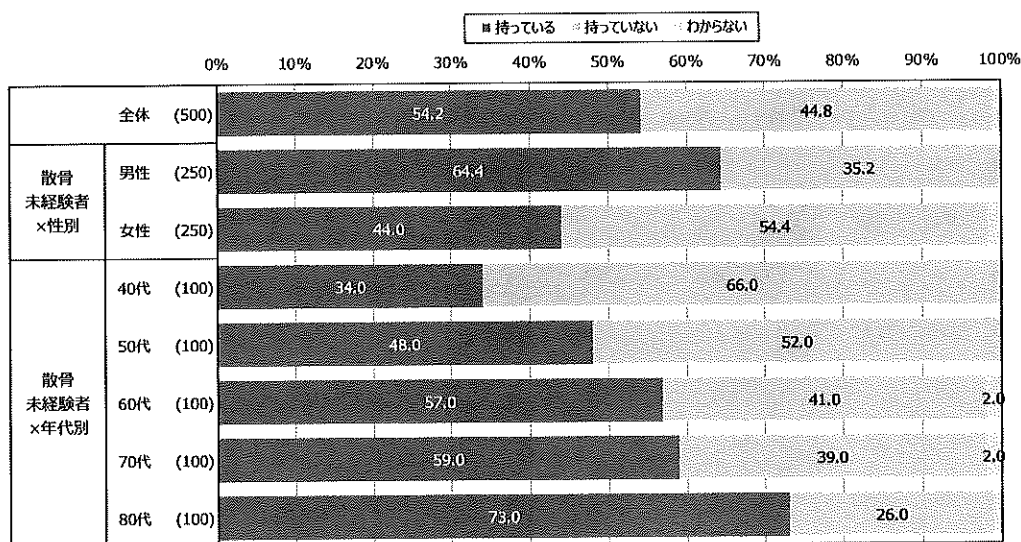
■お墓保有状況

散骨経験者で、「お墓を持っている」と回答した人の割合は 61.6%。女性より男性の保有率が高い。散骨未経験者で、「お墓を持っている」と回答した人の割合は 54.2%で、散骨経験者よりは少ないが、散骨の経験に関わらずそれぞれお墓を保有している人が一定数いるという結果になっている。散骨経験者と同様に女性より男性の保有率が高い。

Q1 あなたは現在、「お墓」をお持ちですか。(お答えは1つ)



2%未満の数値ラベルは非表示

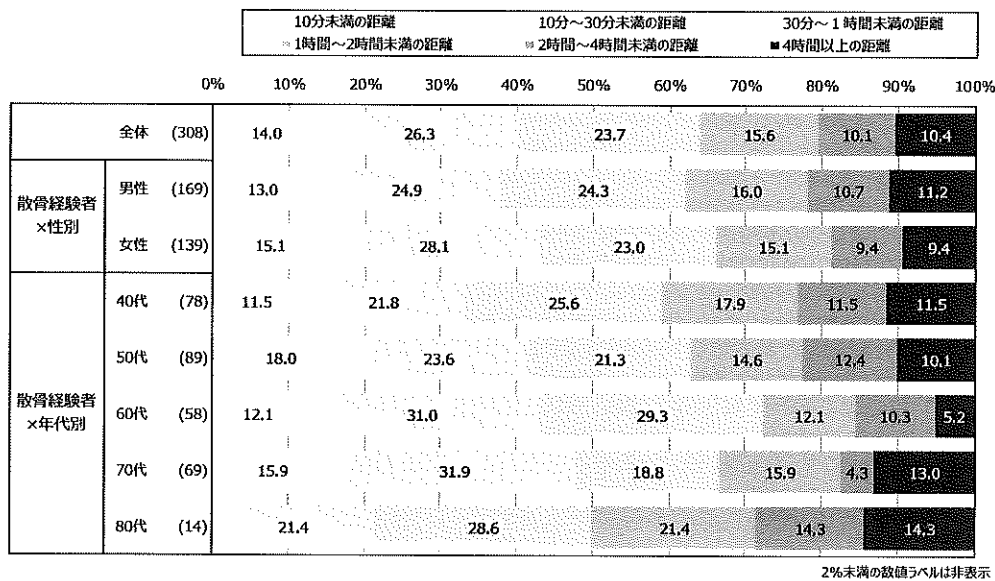


2%未満の数値ラベルは非表示

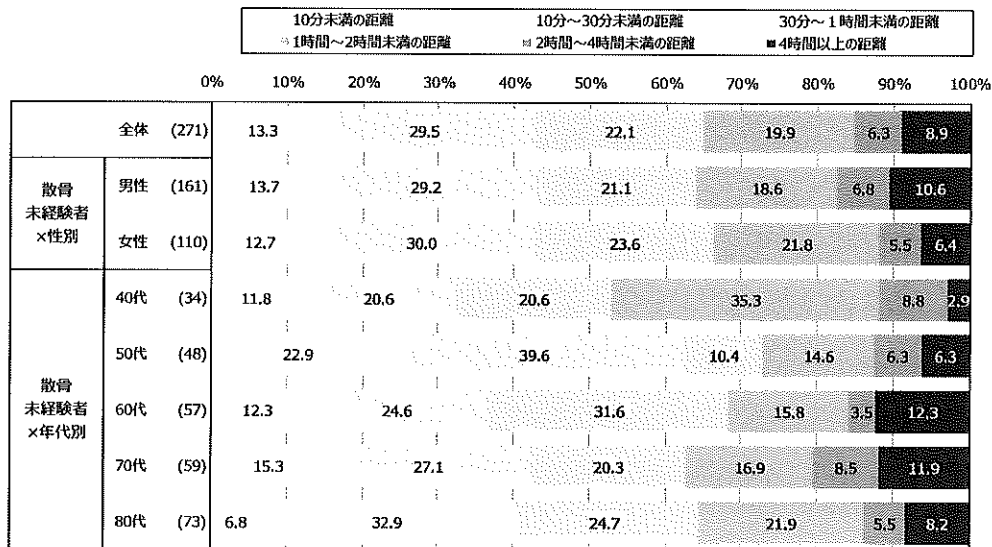
■お墓への交通時間

散骨経験者のうち、お墓を持っている人の居住地からのアクセス時間は、64.0%が1時間未満と回答。散骨未経験者のうち、お墓を持っている人の居住地からのアクセス時間は、散骨経験者とあまり大きな違いは見られないためあまり関連性がないと思われる。

Q2 現在、「お墓」を持っていると回答した方にお伺いします。その「お墓」への、居住地からのアクセス時間(片道)をお答えください。(お答えは1つ)



2%未満の数値ラベルは非表示

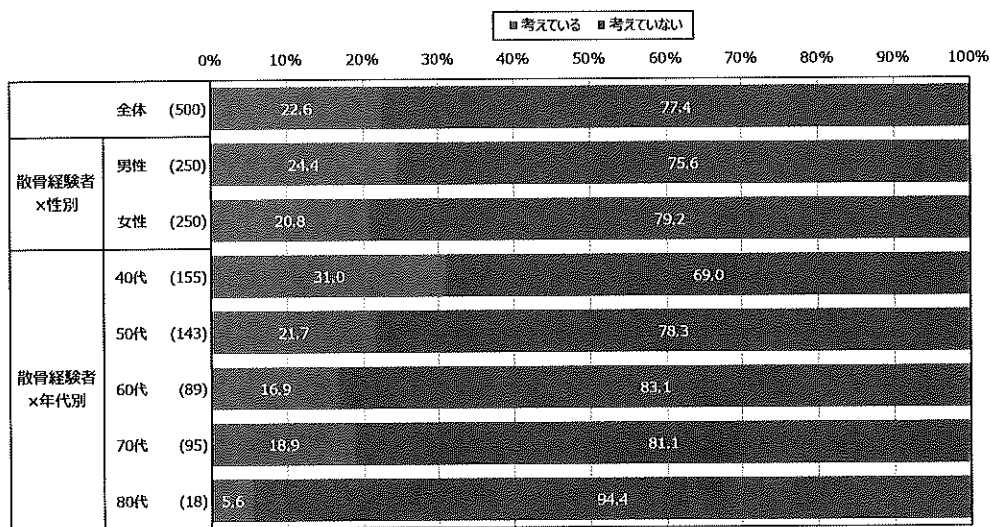


2%未満の数値ラベルは非表示

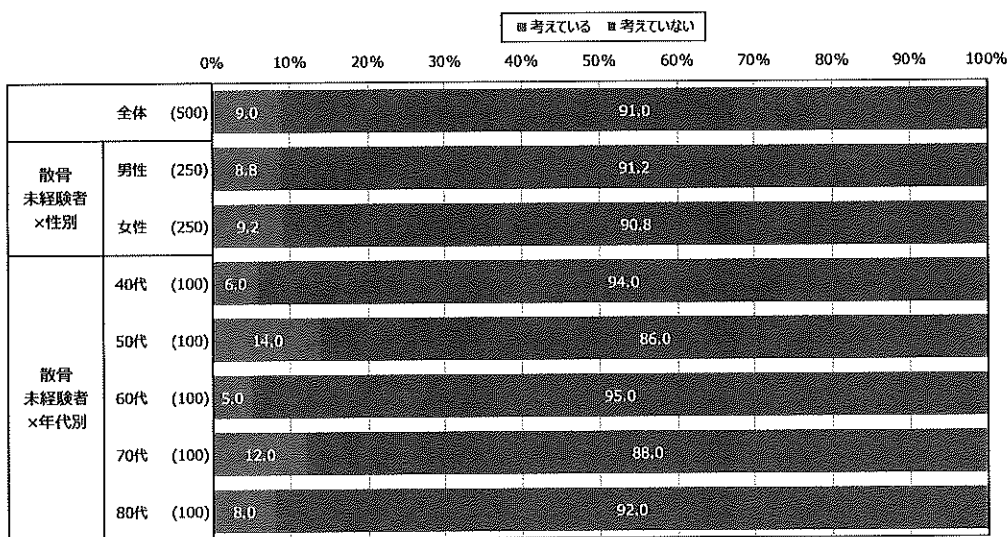
■お墓の新設について

散骨経験者のうち、お墓の新設を考えている人の割合は、22.6%。年齢が高くなるほどその割合が少なくなる傾向がある。散骨未経験者のうち、お墓の新設を考えている人の割合が、9.0%と散骨経験者と比較して低いが、散骨未経験者は、経験者と比較して身近に亡くなった人がいない可能性があるとも考えられる。

Q3 あなたは現在、「お墓」を新たに設けることを考えていますか。(お答えは1つ)



2%未満の数値ラベルは非表示

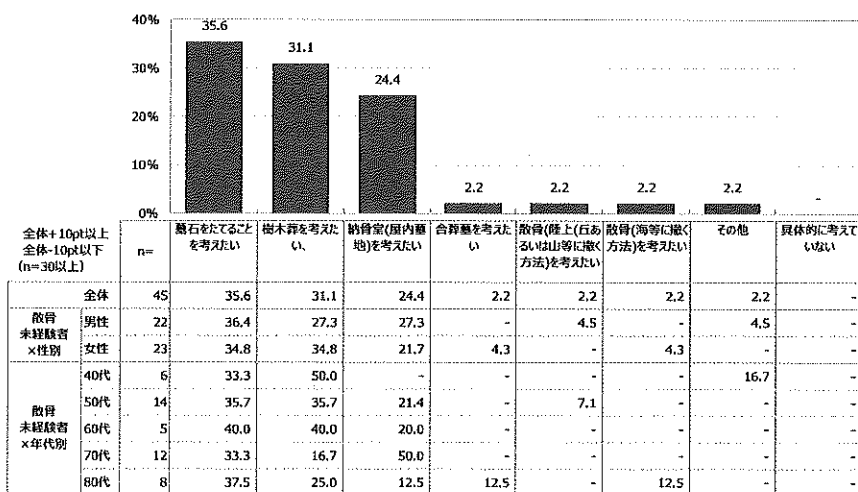
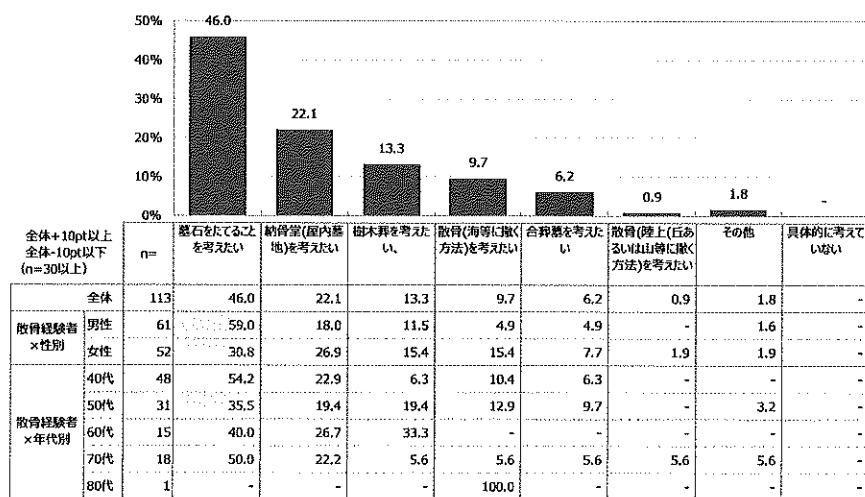


2%未満の数値ラベルは非表示

■お墓の新設について(第一希望)

散骨経験者でお墓の新設を考えている人のうち、第一希望として「墓石を立てたい」と回答した人の割合は 46.0%と高く、「納骨堂を建てたい」と回答した人がこれに次ぎ、22.1%、次いで、「樹木葬」が 13.3%、「散骨」が 9.7%となっているのに対し、散骨未経験者では、「墓石を立てたい」と回答した人が 35.6%とやや少ないが、「樹木葬」が 31.1%、「納骨堂」が 24.4%と散骨未経験者に比べ、やや多くなっている。「散骨」は陸上と海洋を合わせても 4.4%とかなり少ない。

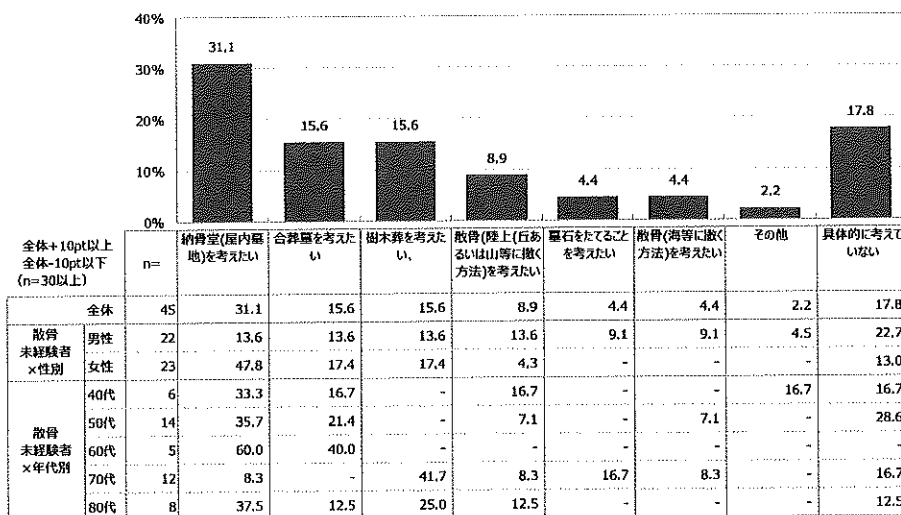
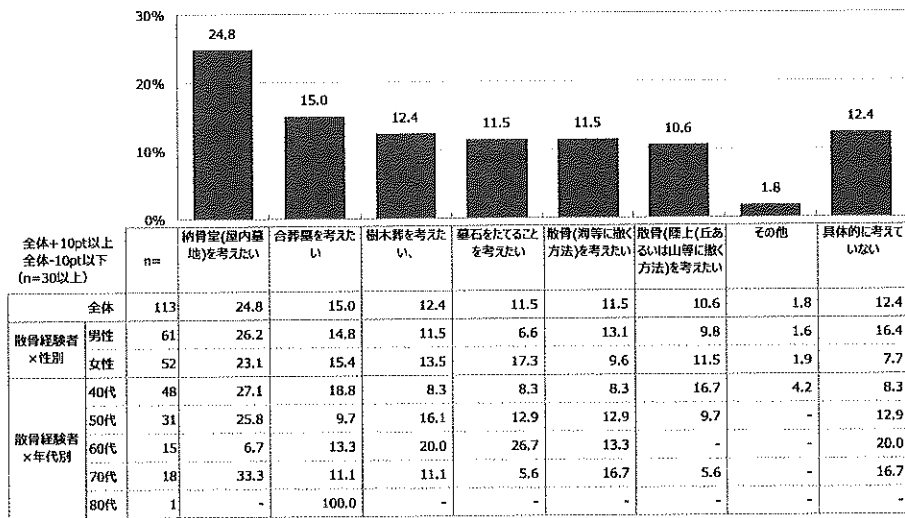
Q4S1 [第 1 希望]現在、「お墓」を新たに設けることを考えていると回答した方にお伺いします。具体的には、どのようなあり方を考えていますか。第 1 希望から(可能であれば)第 3 希望までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■お墓の新設について(第二希望)

散骨経験者で、お墓の新設を考えている人のうち、第二希望として「納骨堂を考えた
い」と回答する人の割合が高く 24.8%。散骨未経験者で、お墓の新設を考えている人
のうち、第二希望として「納骨堂を考えた」と回答する人の割合が、散骨経験者と同
様に高く 31.1%。

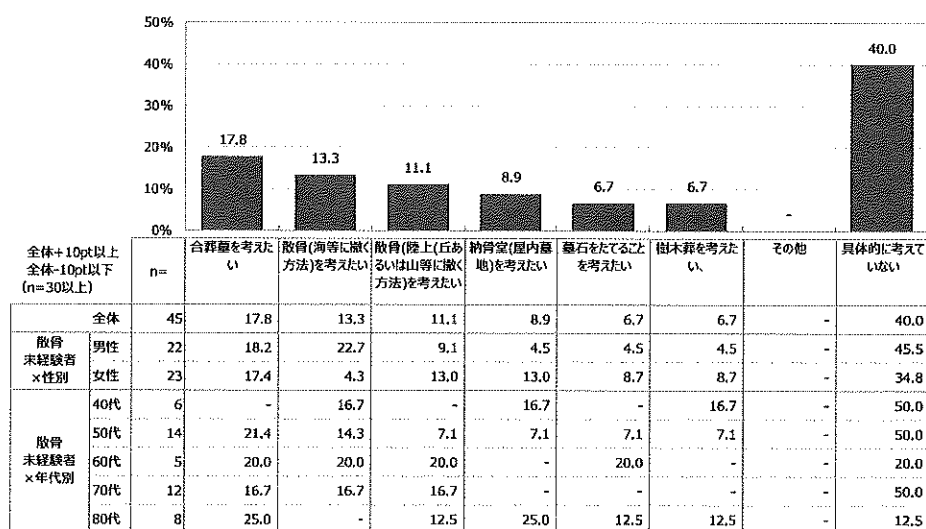
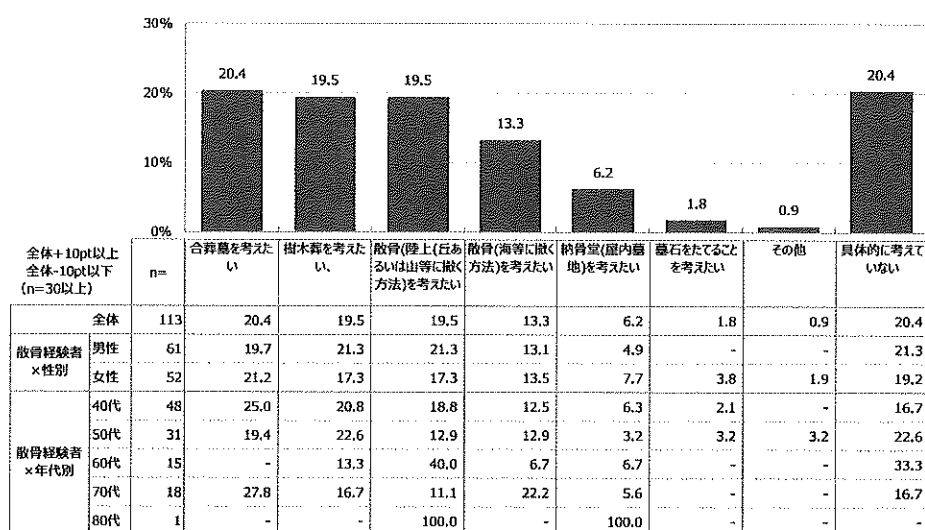
Q4S2 [第 2 希望]現在、「お墓」を新たに設けることを考えていると回答した方にお伺
いします。具体的には、どのようなあり方を考えていますか。第 1 希望から(可能であ
れば)第 3 希望までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■お墓の新設について(第三希望)

第三希望で見ると、散骨経験者、散骨未経験者は、いずれも「具体的には考えていない」が最も多く、合葬墓、納骨堂、樹木葬等が続くが、陸上散骨と海洋散骨を合わせると、いずれも、合葬墓、樹木葬を超えて、かなり高い数値となっている。

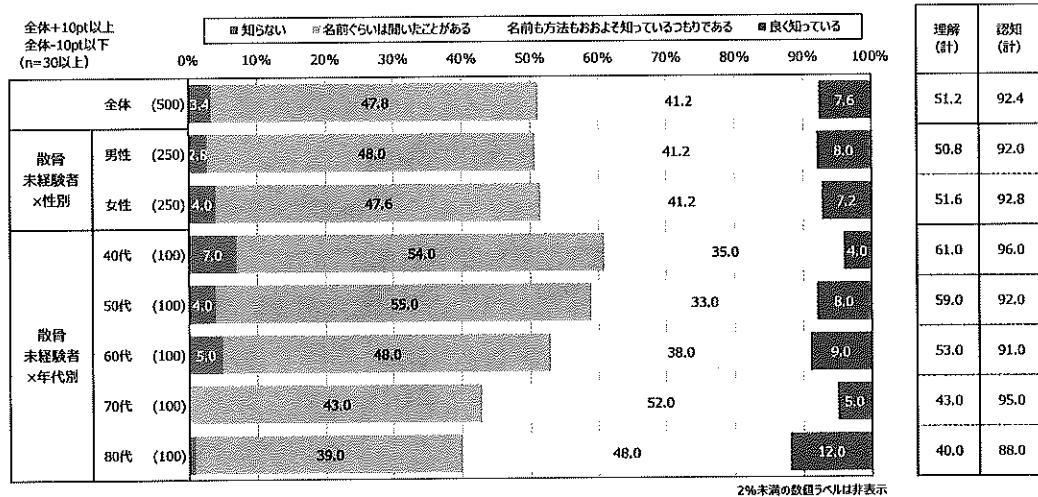
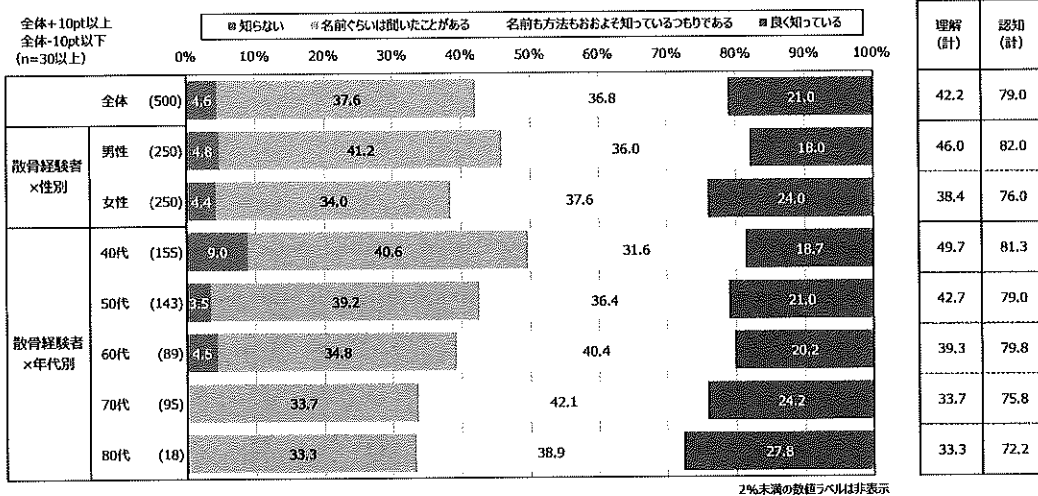
Q4S3 [第3希望]現在、「お墓」を新たに設けることを考えていると回答した方にお伺いします。具体的には、どのようなあり方を考えていますか。第1希望から(可能であれば)第3希望までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■散骨の認知状況

散骨経験者のうち、95.4%が「散骨を知っている」と回答しているが、そのうち、「よく知っている」と回答しているのは、21.0%である。これに対し、散骨未経験者は、同じく96.4%が「知っている」と回答しているが、「よく知っている」と回答したのは7.6%にとどまっている。散骨についての認識は相当程度広まっているが、必ずしも良く知っていないことが分かる。

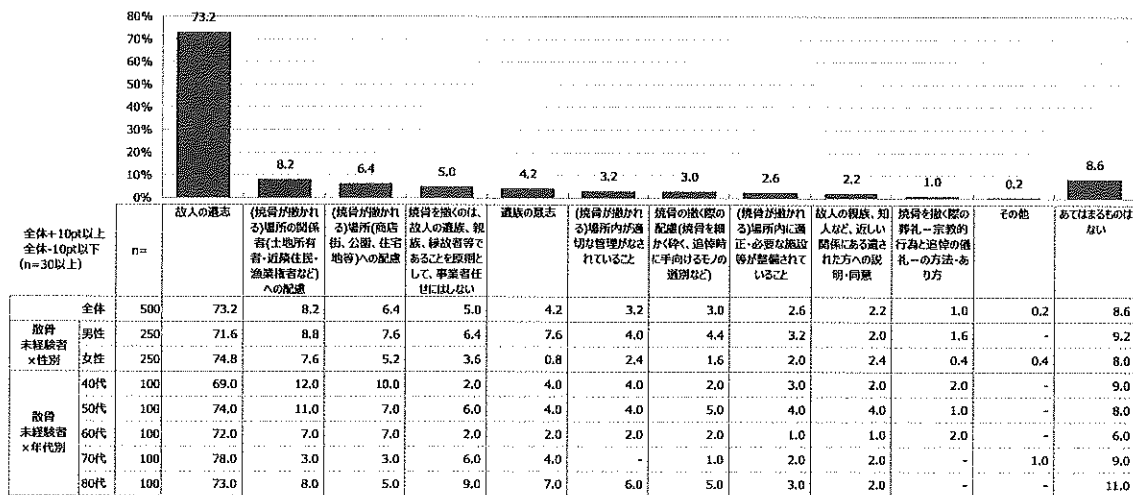
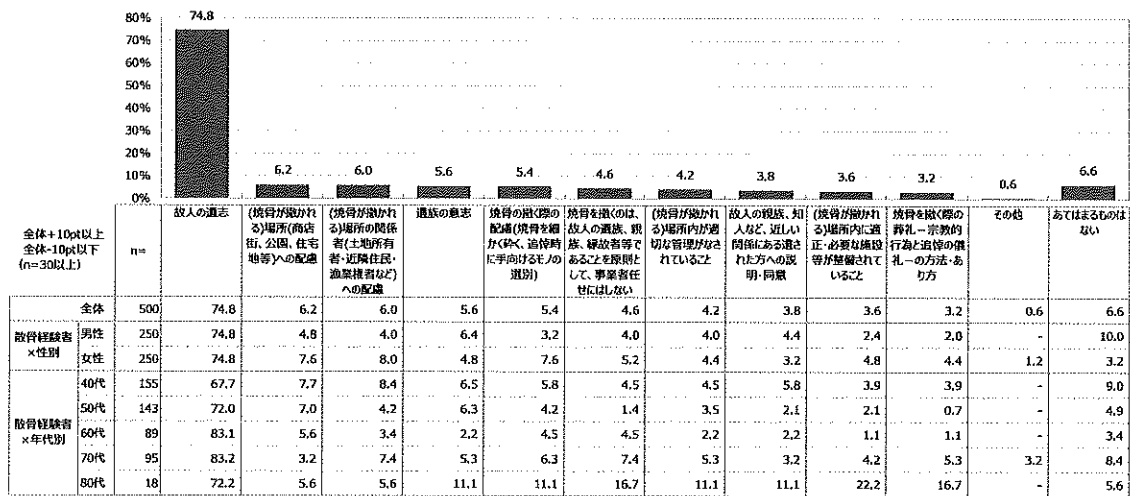
Q5 あなたは、「散骨」という葬法をご存知ですか。(お答えは1つ)



■散骨の節度について(第一希望)

散骨経験者のうち、節度について、第一希望として「故人の遺志」と回答する人が、74.8%と著しく高い。散骨未経験者のうち、節度について、第一希望として「故人の遺志」と回答する人が、散骨経験者と同様、73.2%と著しく高い。

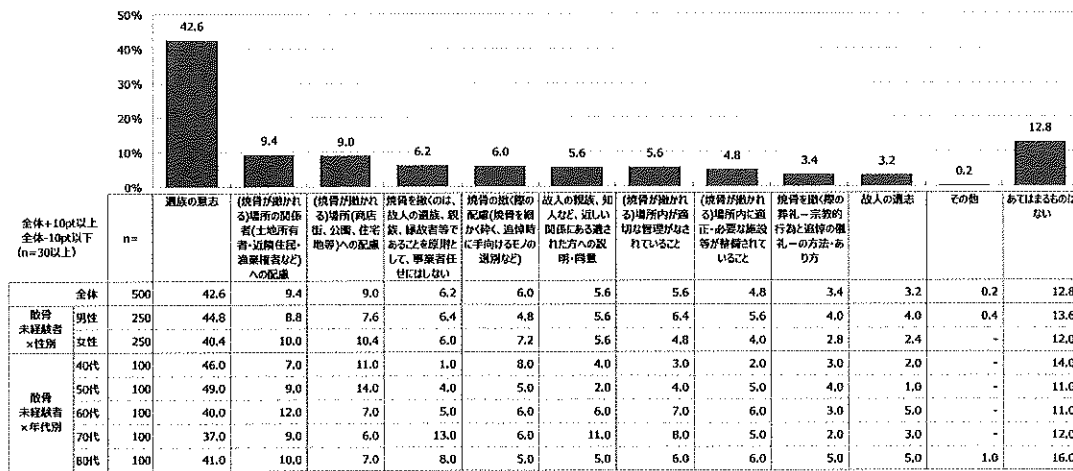
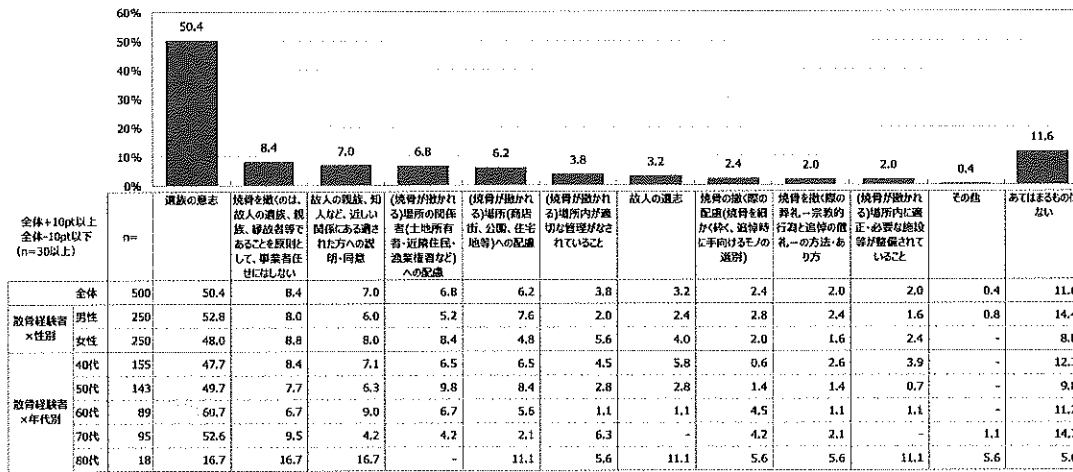
Q6S1 [第1希望]現在、散骨については、「節度をもって行われる限りにおいては認められる」といった説明ないし解説がなされています。ここでいう「節度」というのは具体的にどういったことだと考えますか。優先されると思う順から、第1希望から(可能であれば)第3希望までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■散骨の節度について(第二希望)

散骨経験者のうち、節度について、第二希望は、「遺族の遺志」と回答する人が、50.4%と著しく高い。散骨未経験者のうち、節度について、第二希望は、「遺族の遺志」と回答する人が、散骨経験者と同様 42.6%と著しく高い。

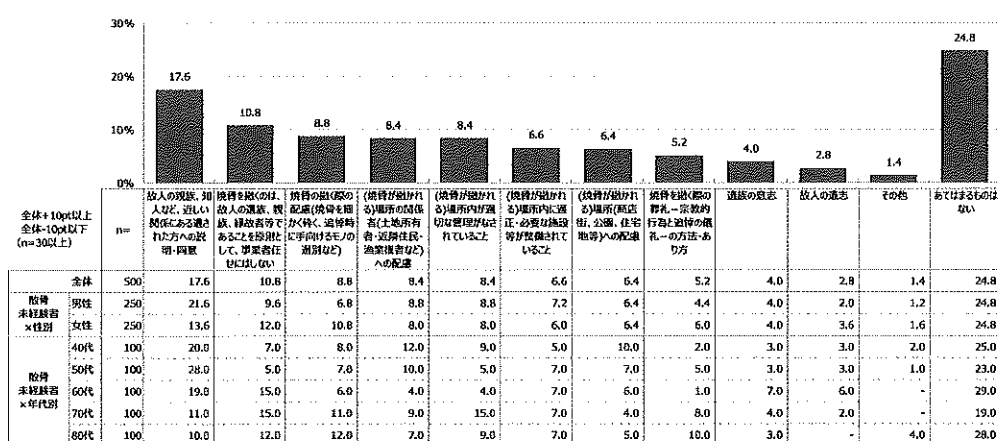
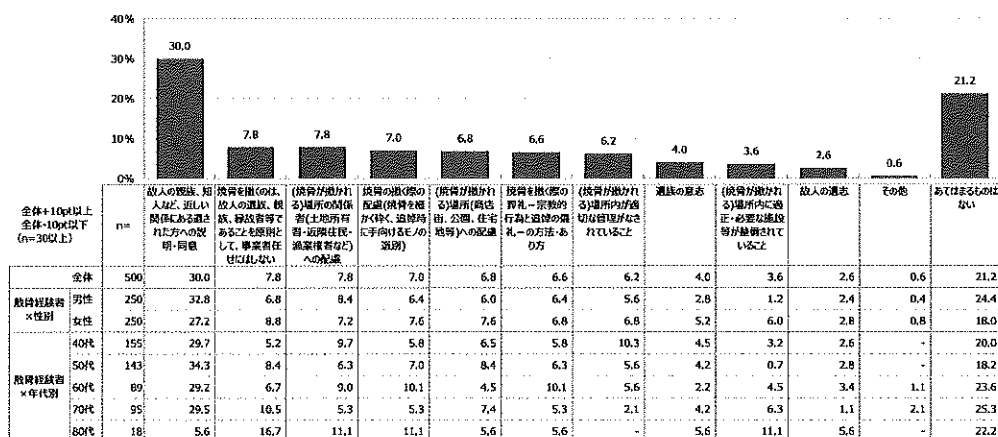
Q6S2 [第2希望]現在、散骨については、「節度をもって行われる限りにおいては認められる」といった説明ないし解説がなされています。ここでいう「節度」というのは具体的にどういったことだと考えますか。優先されると思う順から、第1希望から(可能であれば)第3希望までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■散骨の節度について(第三希望)

節度についての第三希望では、散骨経験者では、「故人の遺された方への説明」と回答する人が 30.0%、次いで、「あてはまるものがない」が 21.2%、「原則として事業者任せにしない」が 7.8%、「散骨される場所の関係者への配慮」が 7.8%、「細かく砕くなどまぐ際の配慮」が 7.0%となっている。散骨未経験者では、「あてはまるものがない」人の割合が 24.8%となっており、その他の回答は、散骨経験者と大きな変化はない。

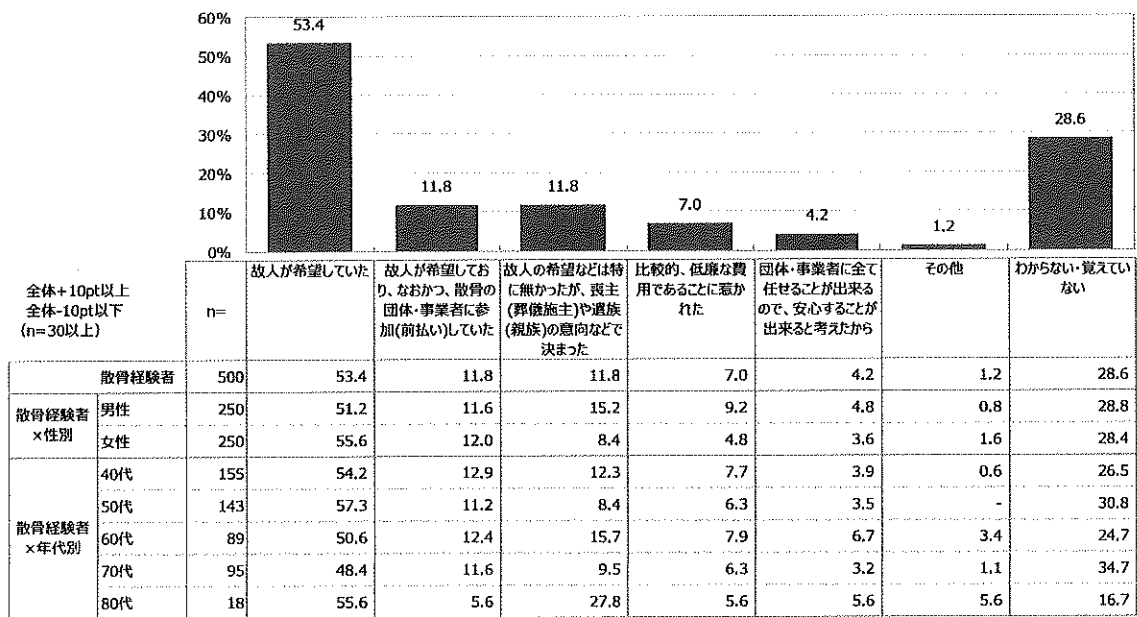
Q6S3 [第3希望] 現在、散骨については、「節度をもって行われる限りにおいては認められる」といった説明ないし解説がなされています。ここでいう「節度」というのは具体的にどういったことだと考えますか。優先されると思う順から、第1希望から(可能であれば)第3希望までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■散骨をした理由

散骨をした理由として、「故人が希望していた」と回答した人の割合が、53.4%で最も高い。性別・世代のすべてにおいて「故人が希望していた」という人の割合が最も高く、散骨は故人の遺志が尊重されているといえる。

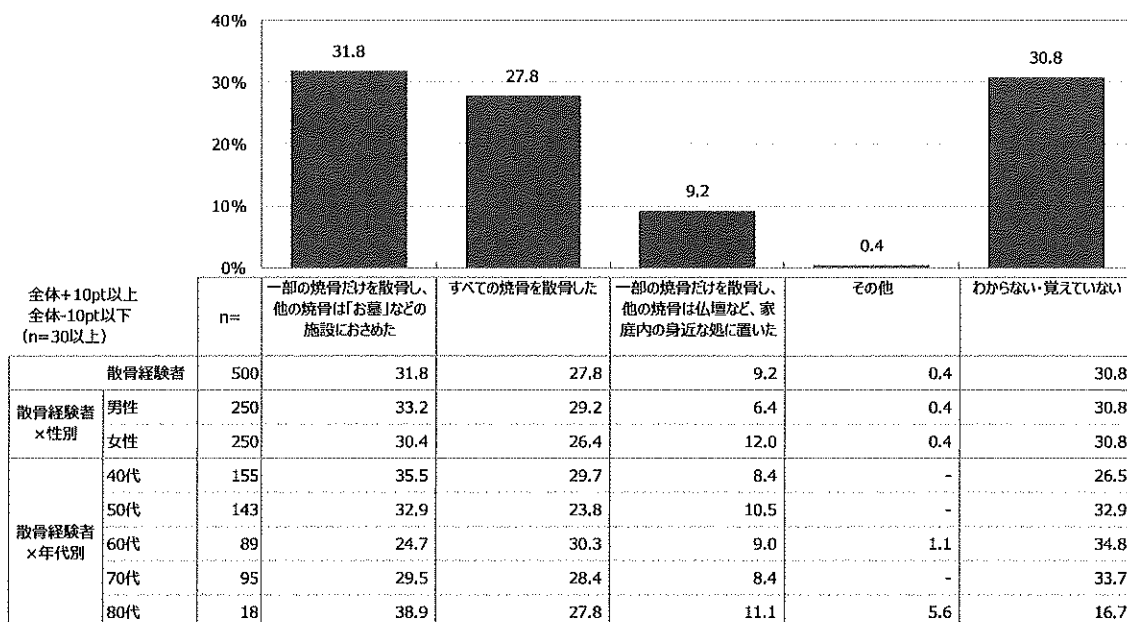
Q7 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に散骨を行なった葬儀について、なぜ散骨することになりましたか。(お答えはいくつでも)



■焼骨の散骨について

散骨だけを選択したのか、散骨とその他の葬法を合わせて行ったかについての質問をしたところ、散骨経験者のうち、「一部の焼骨だけを散骨し、他の焼骨は「お墓」等の施設に納めた」と回答した人の割合が 31.8%、「すべての焼骨を散骨した」と回答した人は 27.8%、「一部の焼骨は仏壇など、家庭内の身近なところに置いた」と回答した人が 9.2%となっているが、「わからない、覚えていない」と回答した人も 30.8%となっている。

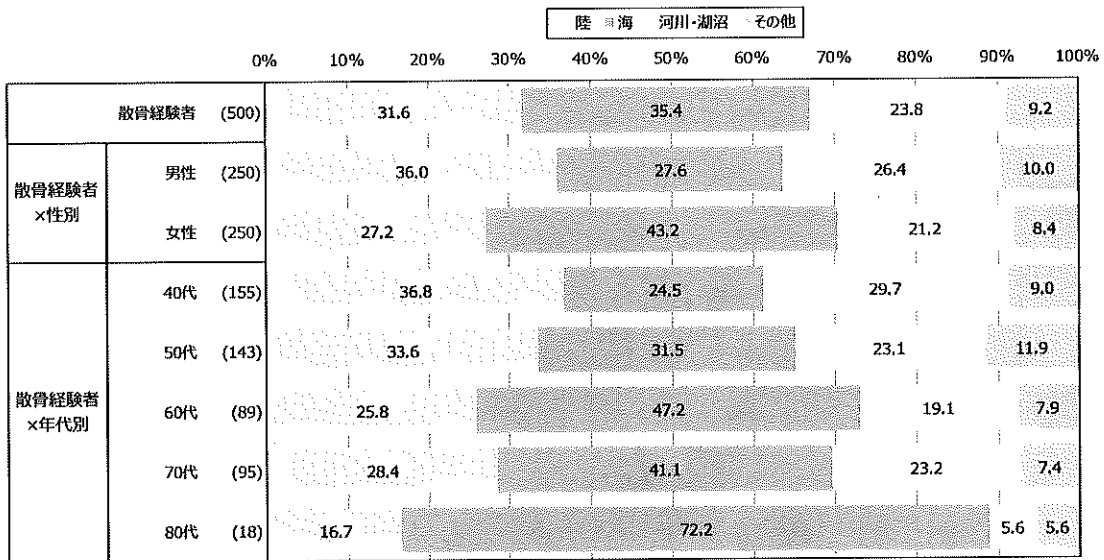
Q8 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に散骨を行なった葬儀について、その際、ご遺骨(焼骨)はどのようにしましたか。(お答えは1つ)



■散骨場所

散骨の場所を問うたところ、「陸」が31.6%、「海」が35.4%、「河川湖沼」が23.8%となっており、海洋散骨が多いとする一般的な理解とは異なり、陸と河川湖沼がかなり多い結果となっている。

Q9 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に散骨を行なった葬儀について、散骨した場所について、最もあてはまるものをお答えください。(お答えは1つ)

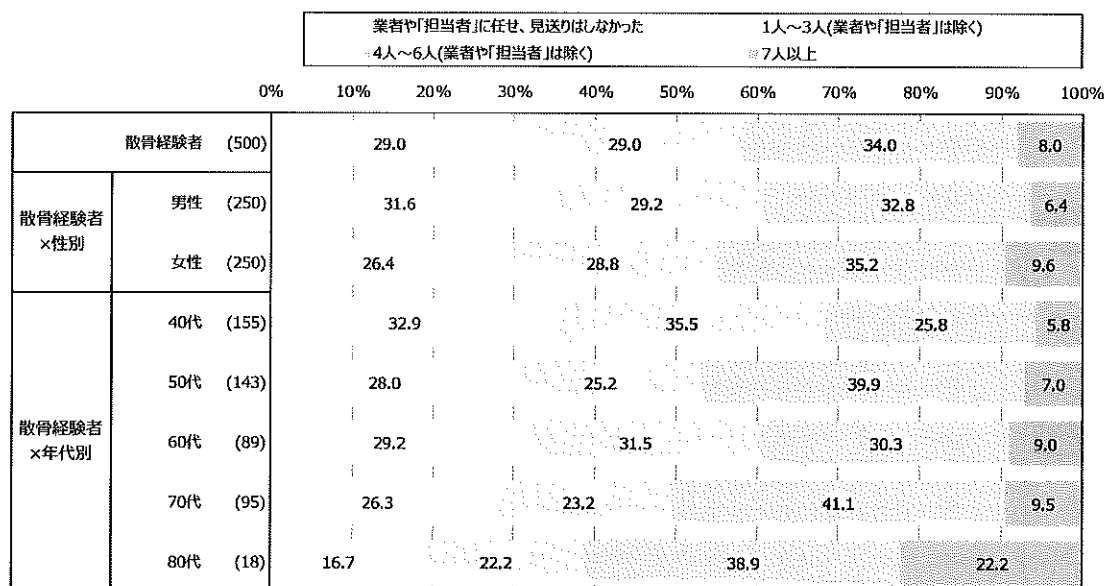


2%未満の数値ラベルは非表示

■散骨の立ち会い・見送りをした人数

散骨の立ち会い、見送りの人数は、「4人～6人」と回答した人の割合が、34.0%と最も高く、次いで「1人～3人」と「業者や「担当者」に任せ、見送りをしなかった」人が、29.0%と同等数で存在している。

Q10 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に行った散骨について、何人くらいの人で立ち会い・見送りをしましたか。(お答えは1つ)

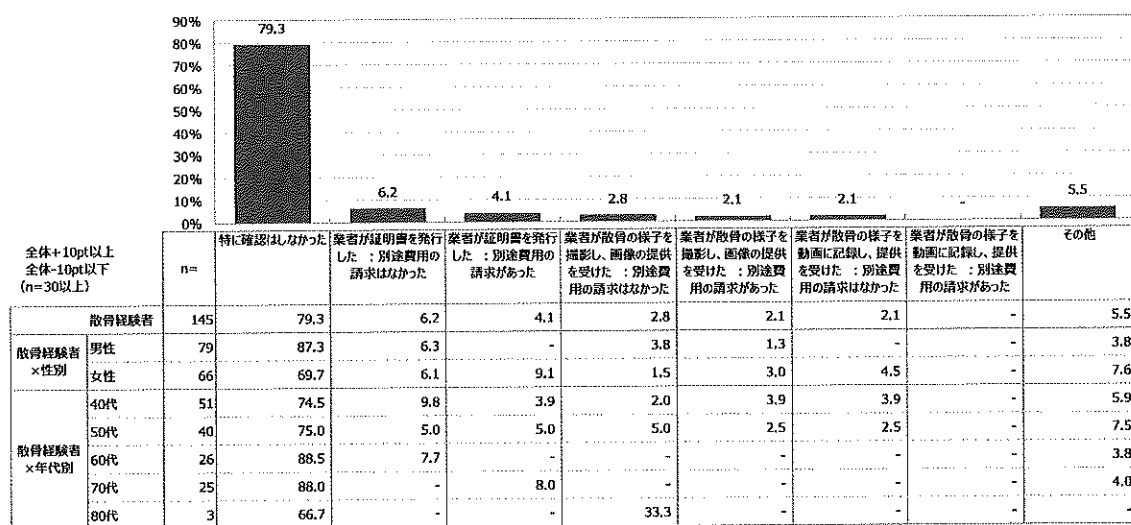


2%未満の数値ラベルは非表示

■散骨の確認状況

散骨の実施を業者や担当者任せにしている人の対応について尋ねている。散骨が行われたのちの対応については、「特に確認しなかった」と回答した人が79.3%となっており、問題が多い。

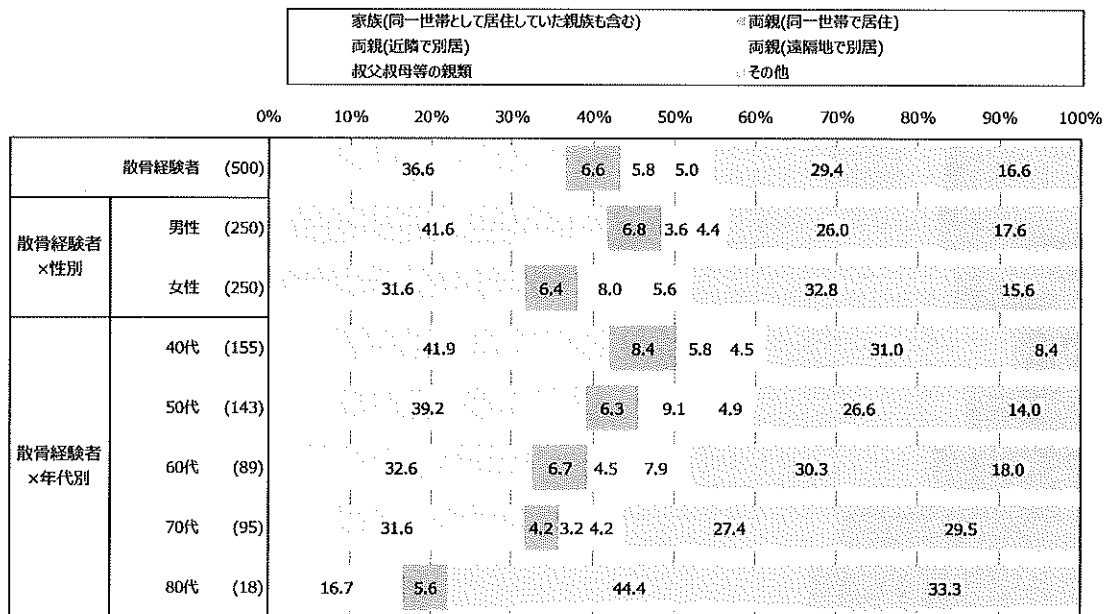
Q11 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に行った散骨について、業者や「担当者」に任せて、散骨を見送りはしなかったと回答した方にお伺いします。どのように散骨がなされたのか確認しましたか。(お答えはいくつでも)



■故人の散骨を行なった方との関係

散骨を行った方との関係では、両親もしくは家族と答えた方の割合が、57.0%と大半を占める。年代が高くなるほど、「叔父叔母等の親類」「その他」と回答する人の割合が高くなる。

Q12 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に行った散骨について、亡くなられた方の散骨を行なった方と、あなたは、どのようなご関係でしたか。
(お答えは1つ)

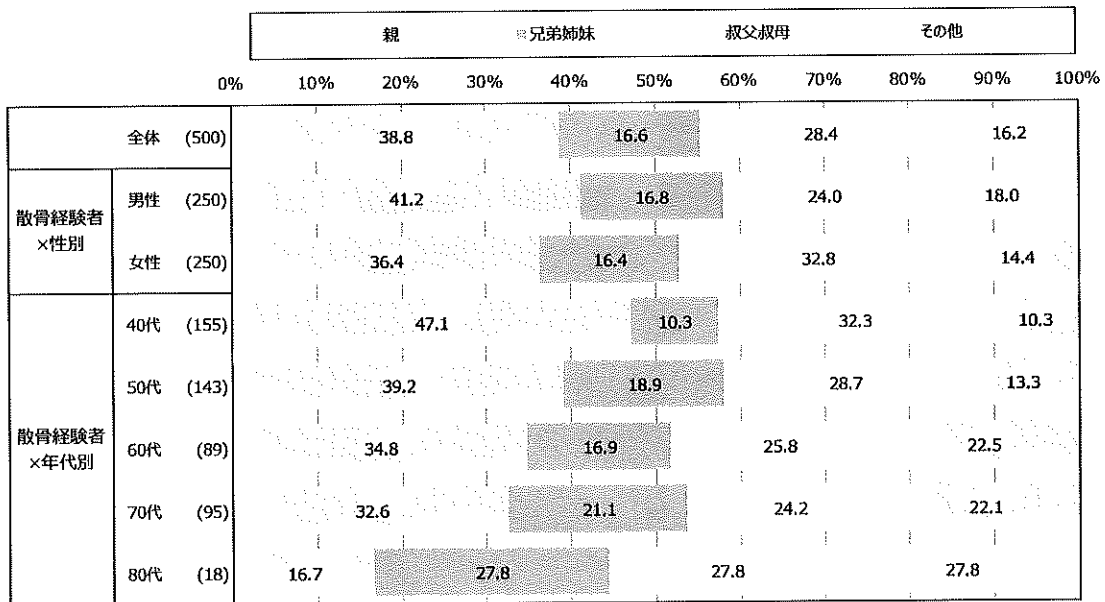


2%未満の数値ラベルは非表示

■故人と散骨を行なった方の関係

散骨された故人との関係について、「親」「兄弟姉妹」と回答した人の割合が、55.4%で家族が大半を占める。年代が高くなるほど、「叔父叔母等の親類」「その他」と回答する人の割合が高くなる。

Q13 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に行った散骨について、散骨された故人と、直接、散骨を行なった方は、どのようなご関係でしたか。(お答えは1つ)

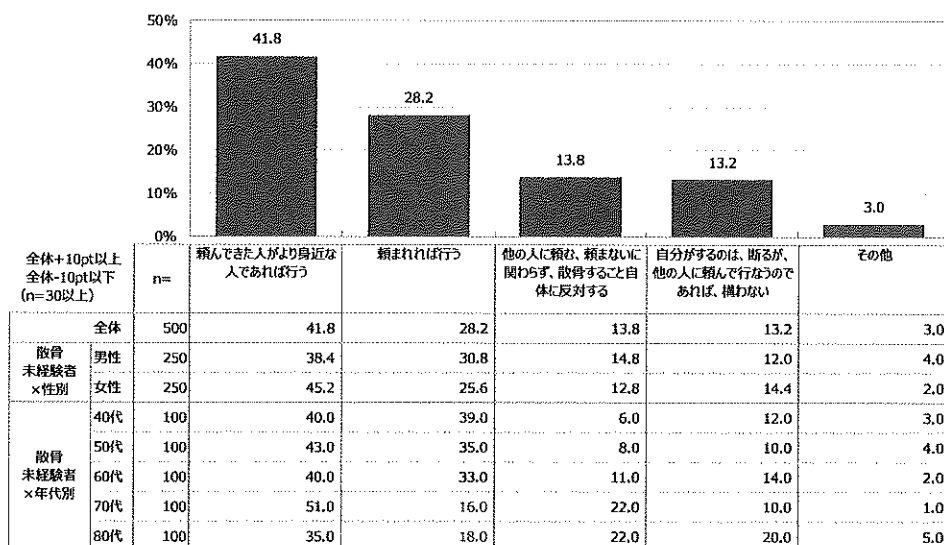
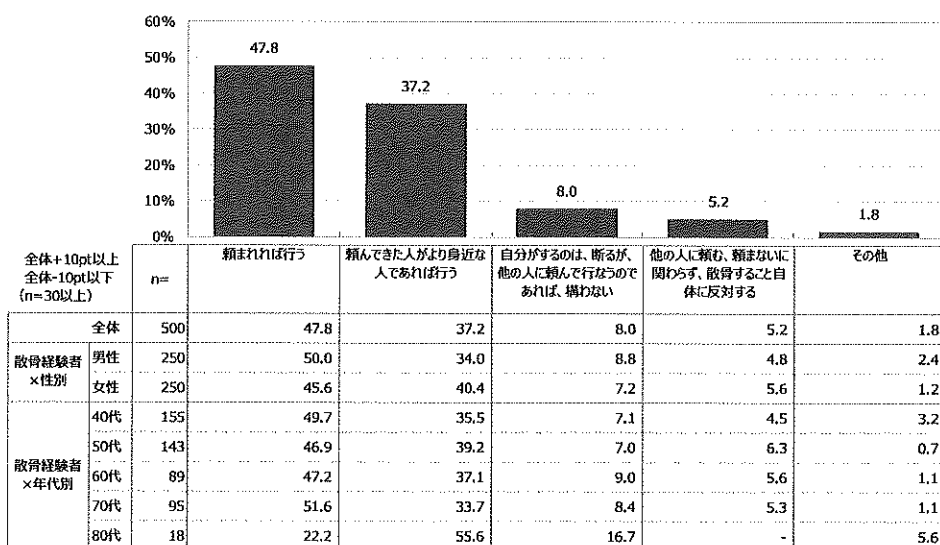


2%未満の数値ラベルは非表示

■散骨の依頼を受けた場合

散骨経験者のうち、身近な方から散骨してほしいと言われたときに、85.0%の人が、自分が行うと回答している。散骨未経験者のうち、身近な人から散骨してほしいと言われたとき、自分が行うと回答した人は、70.0%で割合は高いが、散骨経験者と比較すると低い。

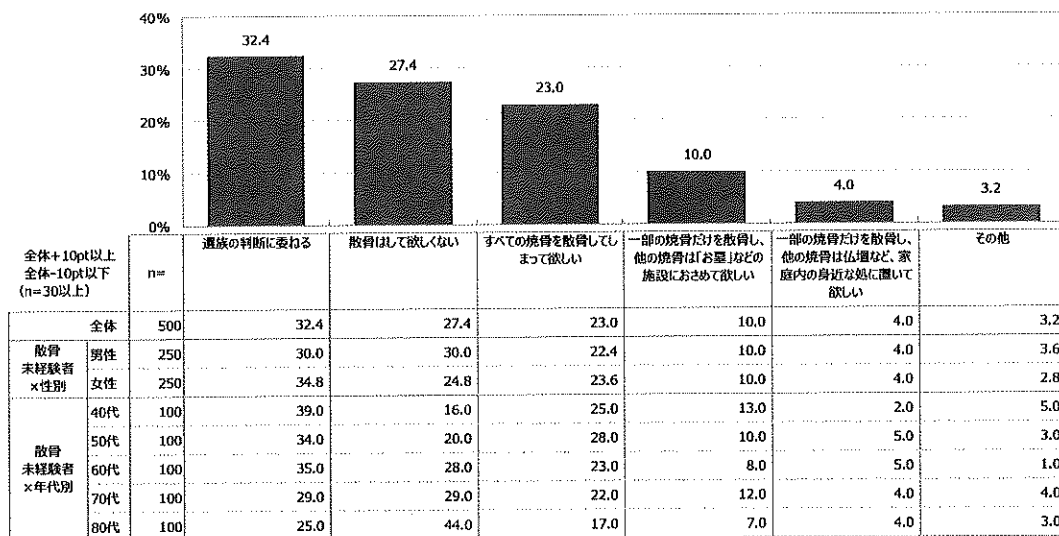
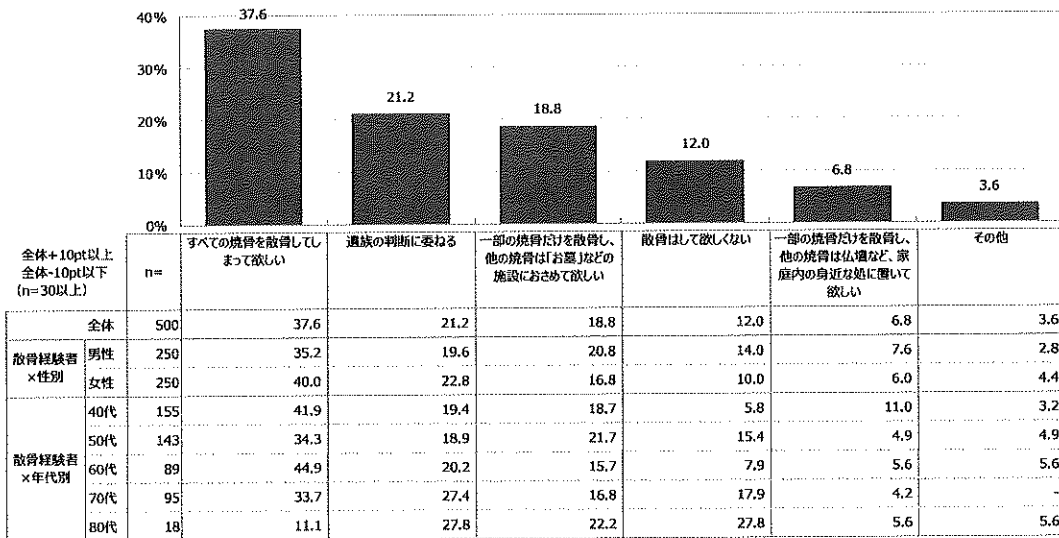
Q15 あなたの身近な方から散骨して欲しいと言われたらどうしますか。(お答えは1つ)



■自身の散骨について

ご自身の散骨について問うている。散骨経験者では、「すべて散骨してしまて欲しい」と考える人が 37.6%と高く、「遺族の判断にゆだねる」と考える人は 12.0%となっており、「一部の焼骨だけを散骨し、他はお墓などの施設に収めて欲しい」と考える人が 18.8%、「散骨してほしくない」と考える人は 12.0%となっている。散骨未経験者では、「遺族の判断にゆだねる」と考える人が 32.4%と最も高く、「散骨はして欲しくない」と考える人も 27.4%となっており、「すべて散骨して欲しい」と考える人は 23.0%となっており、「一部の焼骨を散骨し、他はお墓などの施設に収めて欲しい」と考える人は、10.0%と散骨経験者とはかなり異なる回答となっている。

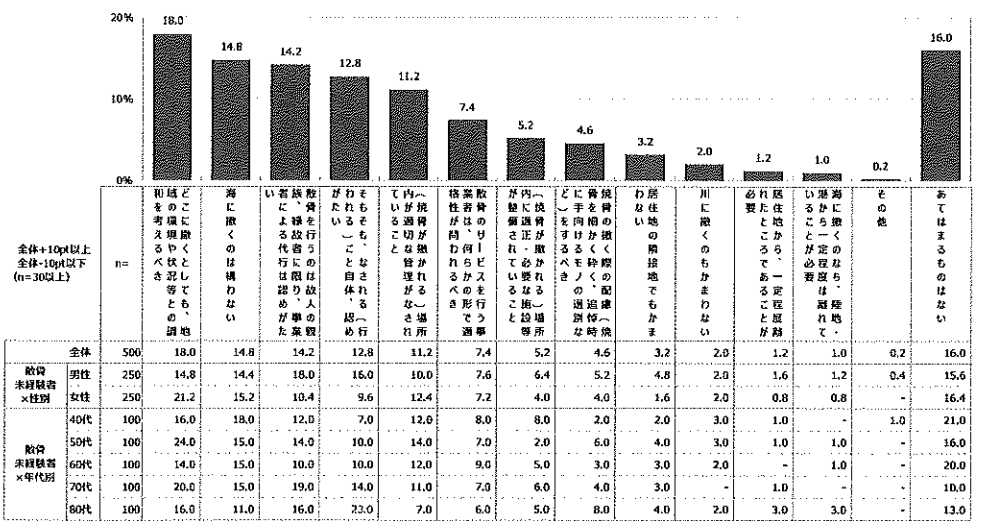
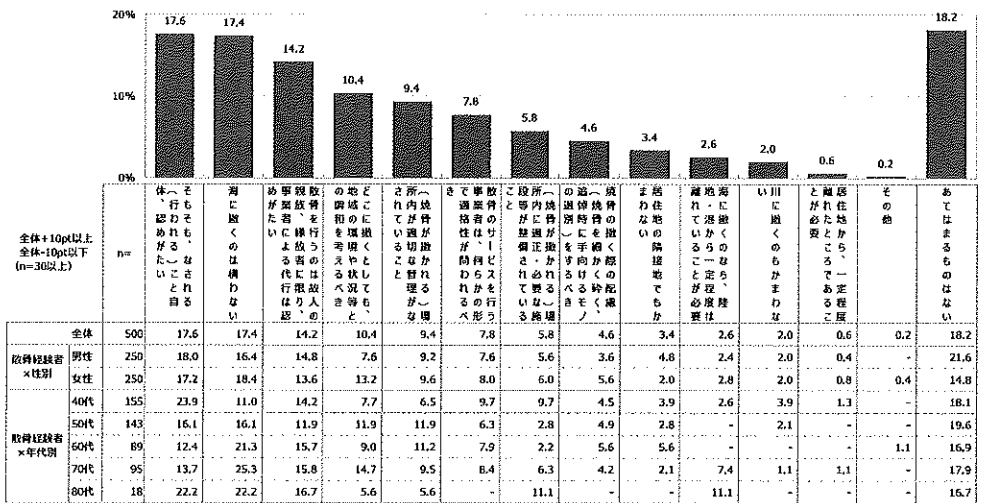
Q16 あなた自身がお亡くなりになられた場合に、ご自身のご遺骨(焼骨)の散骨についてはどのようにお考えですか。(お答えは1つ)



■地元での散骨場建設について(第一希望)

地元での散骨場の計画があった場合についての散骨経験者の第一希望としては、「なされること自体認めがたい」が 17.6%と最も高いが、「海に撒くのは構わない」が 17.4%も次いで高い。「事業者による代行は認めがたい」が 14.2%、「地域環境との調和を考えるべき」が 10.4%と適切な実施を望む意見もある、又、散骨場の「管理が適切であること」、「事業者の適格性」、「適切な施設な整備」等を求める意見もある。「散骨非経験者は、「どこで撒くにしても地域の環境や状況等との調和を考えるべきだ」が 18.0%と散骨経験者よりも少し高く、その他の考え方も同様の傾向を示している。

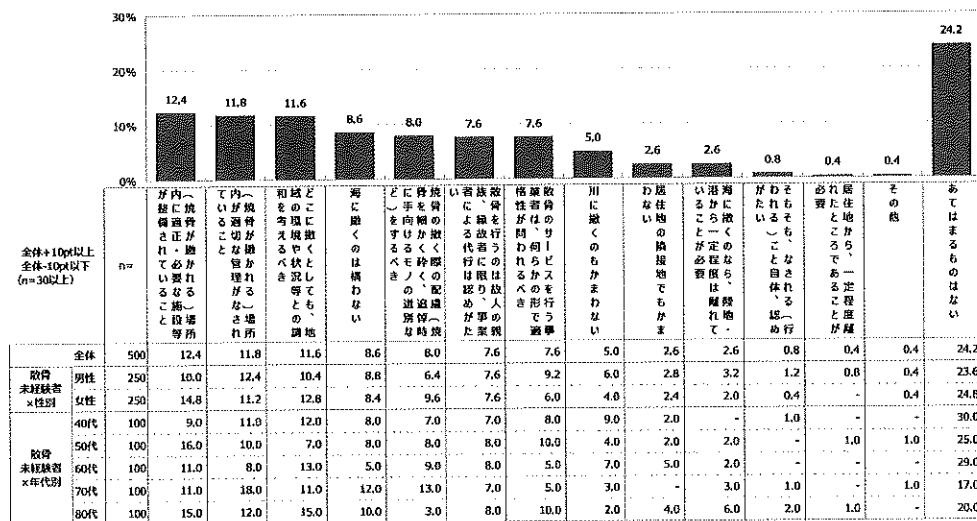
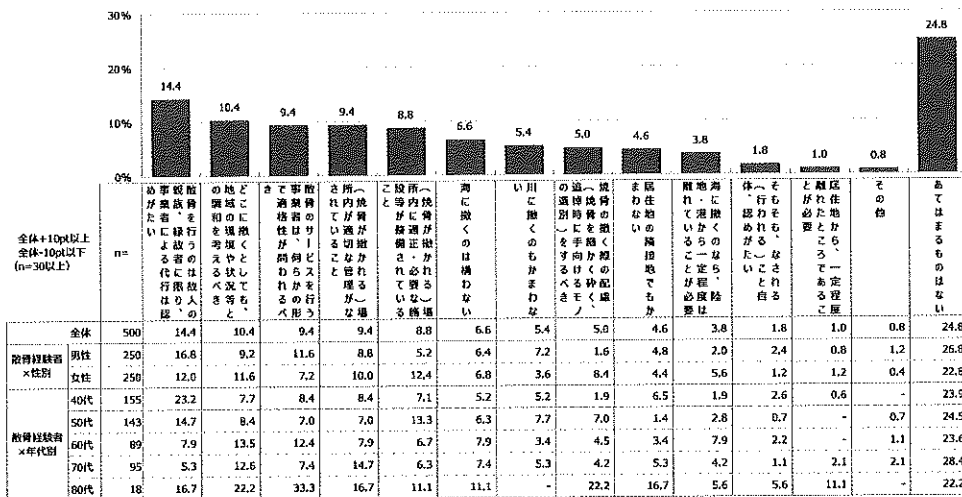
Q17S1 [第1希望]もし、地元で散骨場が設けられる計画が明らかになった場合、これに対するあなたのお気持ちについて、優先される順に第一位から(可能であれば)第三位までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■地元での散骨場建設について(第二希望)

地元での散骨場建設の第二希望については、散骨経験者、散骨未経験者ともに、「あてはまるものがない」が最も多く、散骨経験者で、26.8%、散骨未経験者で 24.2%となっているが、これに次いでいるのは、散骨経験者では、「事業者による代行は認めがたい」が 14.4%、「地域の環境や状況との調和」が 10.4%、「事業者の適格性」が 9.4%、「場所の適切な管理」が 8.8%と続いている。散骨未経験者では、「散骨場所での必要な施設の整備」が 12.4%、「場所の適切な管理」が 11.8%、「地域の環境や状況との調和」が 13.6%などと続いている。

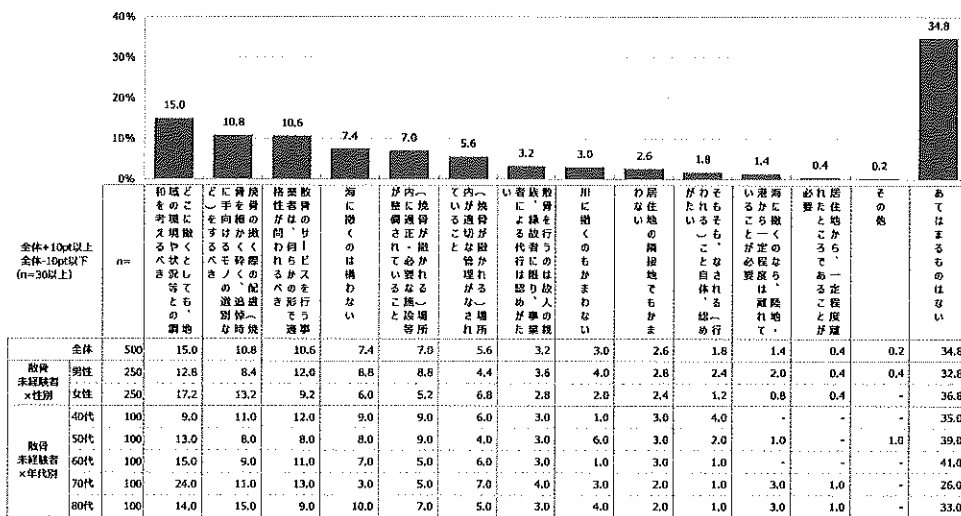
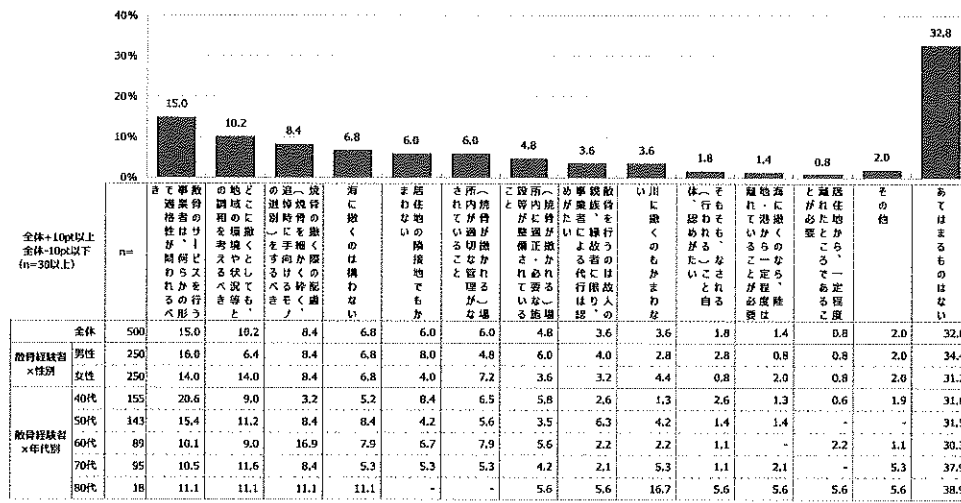
Q17S2 [第2希望]もし、地元で散骨場が設けられる計画が明らかになった場合、これに対するあなたのお気持ちについて、優先される順に第一位から(可能であれば)第三位までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■地元での散骨場建設について(第三希望)

散骨経験者の散骨現場に対する気持ちの第三希望として、「あてはまるものはない」の割合が、32.8%と最も高く、それ以外は回答が分散しており意見が分かれています。散骨未経験者の散骨現場に対する気持ちの第三希望として、「あてはまるものはない」の割合が、34.8%と最も高く、それ以外は回答が分散しており意見が分かれています。

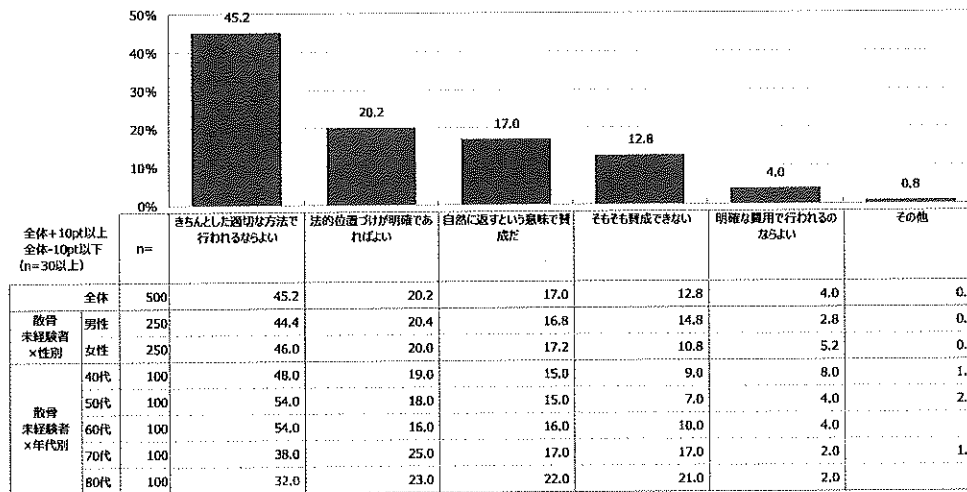
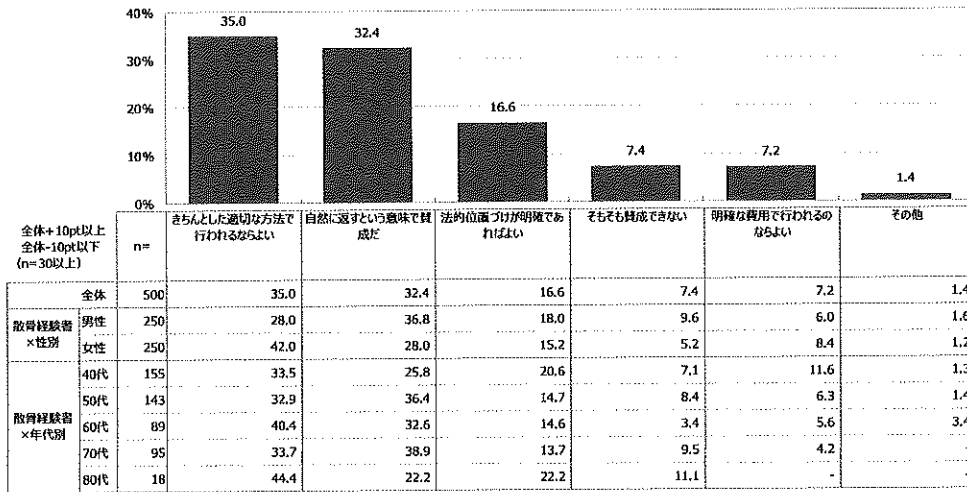
Q17S3 [第3希望]もし、地元で散骨場が設けられる計画が明らかになった場合、これに対するあなたのお気持ちについて、優先される順に第一位から(可能であれば)第三位までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■散骨について

散骨経験者では、「きちんとした適切な方法で行われるならよい」と考える人が 35.0%と最も多く、「自然に返すという意味で賛成だ」が 32.4%と続き、「法的な位置づけが明確であればよい」が 16.6%となっており、「そもそも賛成できない」は、7.4%となっている。散骨未経験者では、「きちんとした適切な方法で行われればよい」が 45.2%とやや高く、「法的な位置づけが明確であればよい」が 20.2%とこれに続いており、「自然に返すという意味で賛成だ」が 17.0%、「そもそも賛成できない」が 12.8%と散骨経験者とやや判断に違いがある。

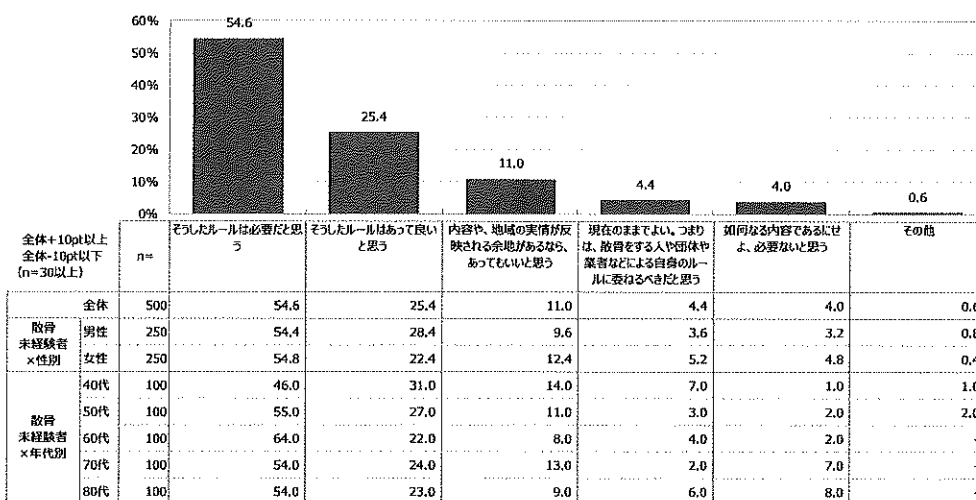
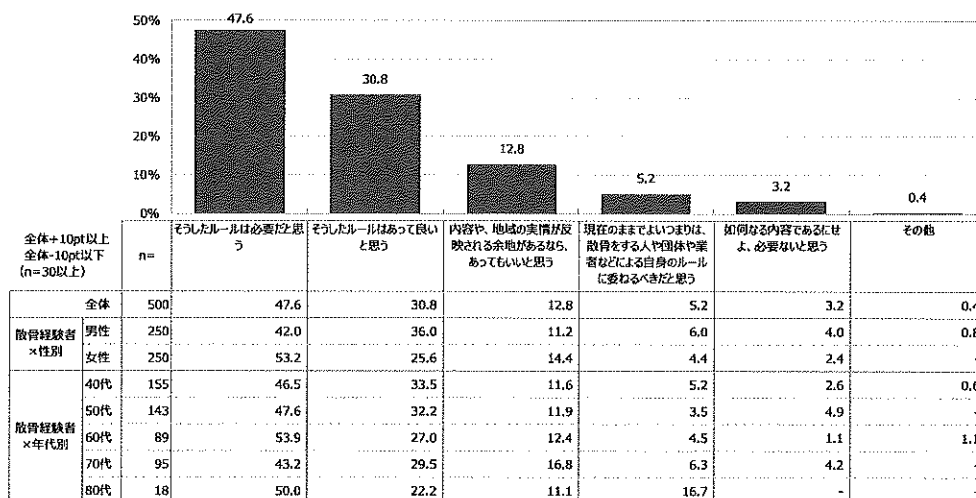
Q18 あなたは、「散骨」についてどのようにお考えですか。以下の中から最もあなたのお考えに近いものを1つお答えください。(お答えは1つ)



■散骨のガイドライン作成について

散骨経験者のうち、ガイドライン作成に対して、91.2%の人が必要と感じている。散骨未経験者のうち、散骨経験者と同様に、必要と感じている人の割合が、91.0%と高い。

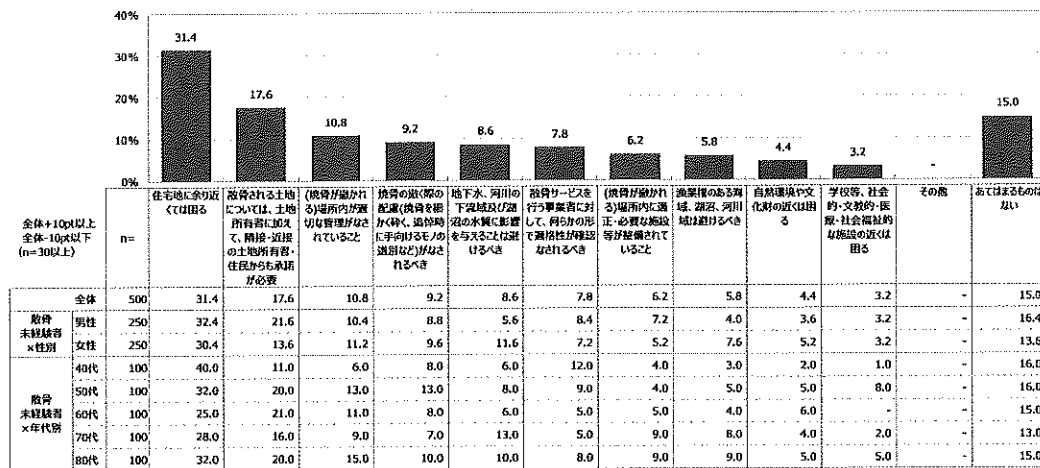
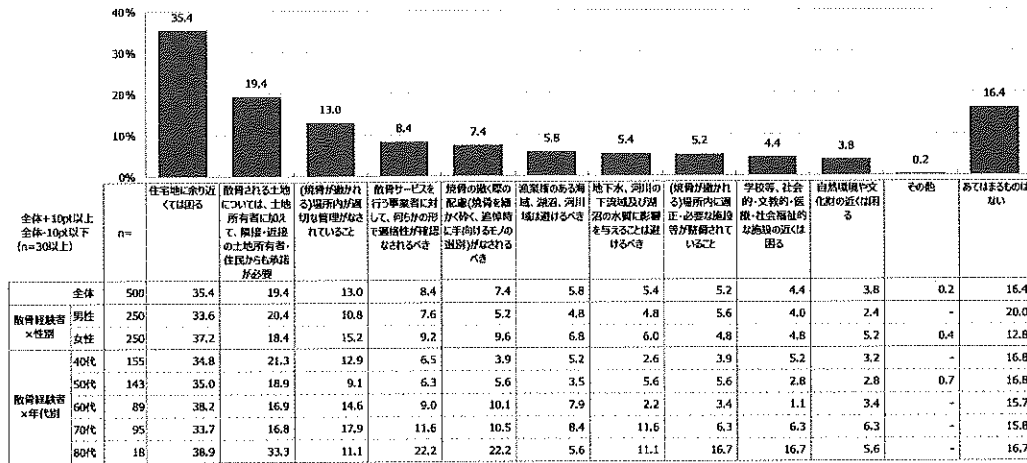
Q19 現在は、散骨を実際に行うには、幾つかの市町村では条例や規則で、一定のルールを定めてはいます。しかし、我が国に共通した具体的なルールが定められていません。地域の特性を配慮しつつ、全国に共通する大まかなガイドラインを作ることをどう思いますか。(お答えは1つ)



■散骨のガイドライン作成に考慮すべき点(第一希望)

散骨経験者、未経験者ともに最も多いのは、「住宅地との距離」で経験者が35.4%、未経験者が31.4%となっている。これに続くのは、経験者では「土地所有者、住民の承諾」が19.4%、「場所の適切な管理」が13.0%、「事業者の適格性」が8.4%と続いている。未経験者では、「土地所有者や住民の承諾」が17.6%、「場所の適切な管理」が10.8%、「撒く際の配慮」が9.2%と続いており、大きな差異はない。

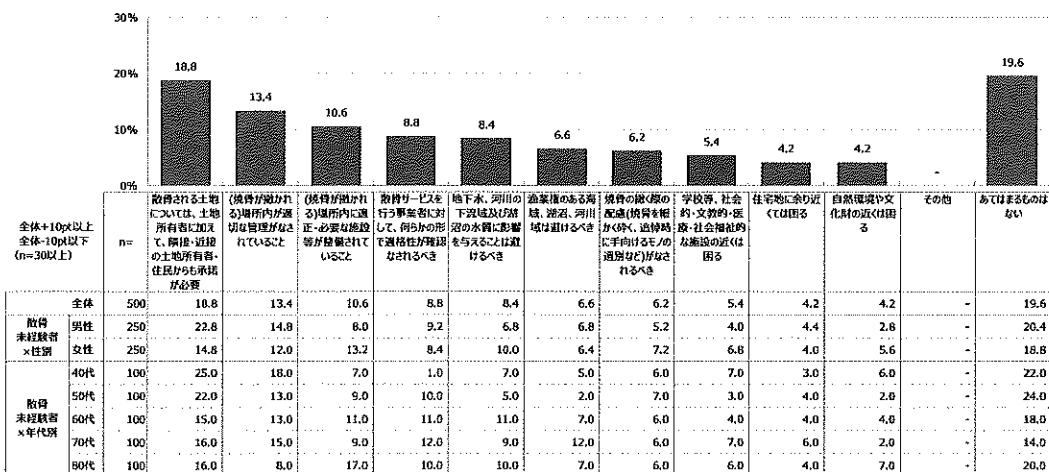
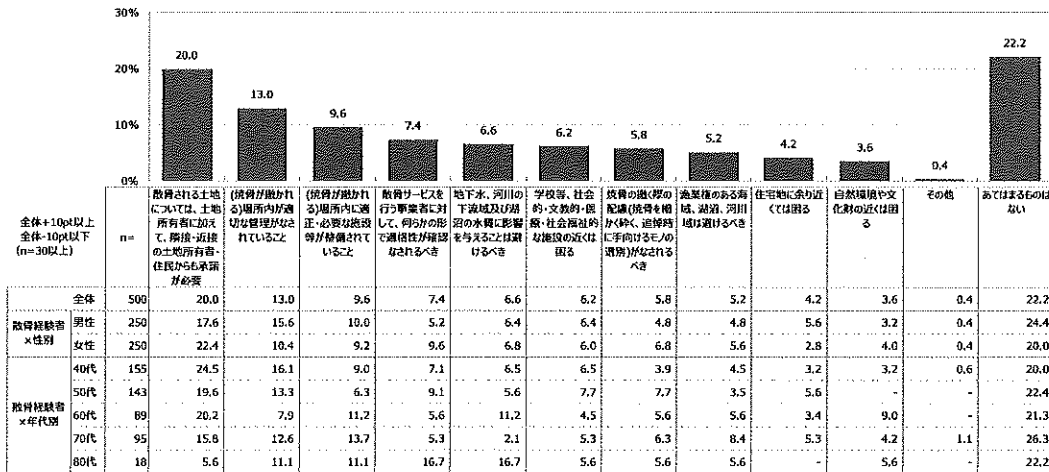
Q20S1 [第1希望]全国に共通する、散骨のガイドラインを作る場合、どのような点を考慮すべきだとお考えですか。優先される順に第一位から(可能であれば)第三位までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■散骨のガイドライン作成に考慮すべき点(第二希望)

散骨経験者のうち、ガイドラインで考慮すべき点の第二希望は、「あてはまるものはない」が最も多く、22.2%、次いで「土地所有者、住民のからの承諾が必要」で 20.0%、続いて、「適切な管理がなされていること」13.0%、「適正・必要な施設などの整備」9.6%の順となっている。未経験者についても、経験者と同様の順で、「あてはまるものはない」が 19.6%、「土地所有者、住民のからの承諾が必要」で 18.8%、「適切な管理がなされていること」13.4%、「適正・必要な施設などの整備」10.6%となっている。

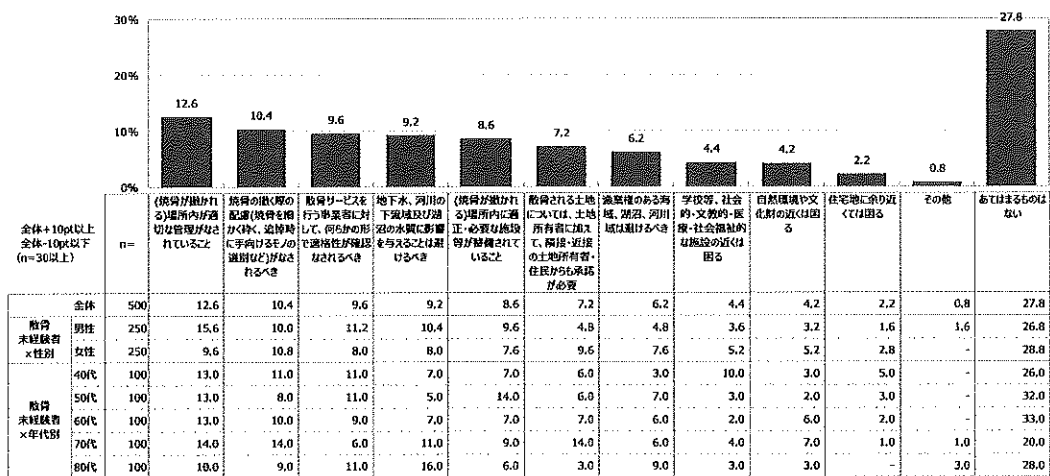
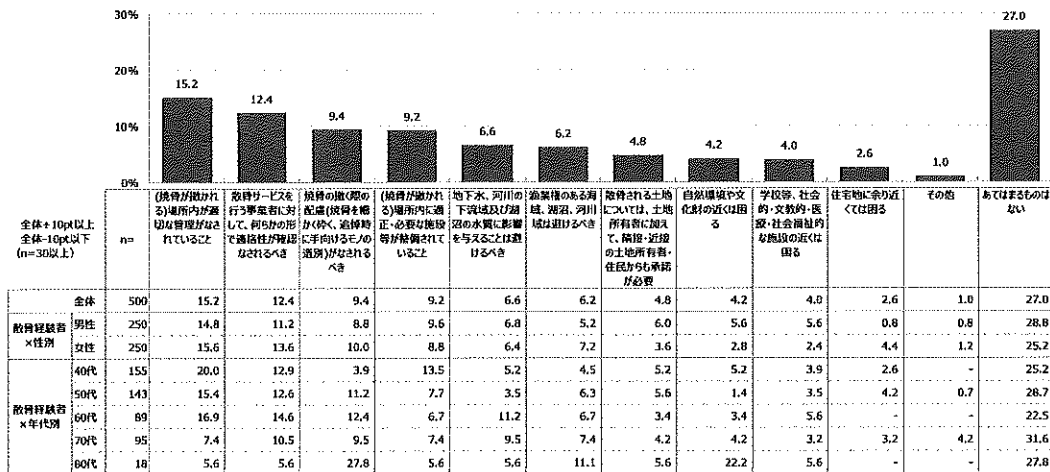
Q20S2 [第 2 希望]全国に共通する、散骨のガイドラインを作る場合、どのような点を考慮すべきだとお考えですか。優先される順に第一位から(可能であれば)第三位までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



■散骨のガイドライン作成に考慮すべき点(第三希望)

散骨経験者のうち、ガイドラインで考慮すべき点の第三希望は、「あてはまるものはない」が最も多く、27.0%。次いで、「適切な管理がなされていること」15.2%、「事業者の適格性の確認」12.4%、「焼骨の撒く際の配慮」9.4%と続く。未経験者の第三希望は、「あてはまるものはない」が最も多く、27.8%で、「適切な管理がなされていること」12.6%、「焼骨の撒く際の配慮」10.4%、「事業者の適格性の確認」9.6%となっている。散骨未経験者も基本的に同様の傾向である。

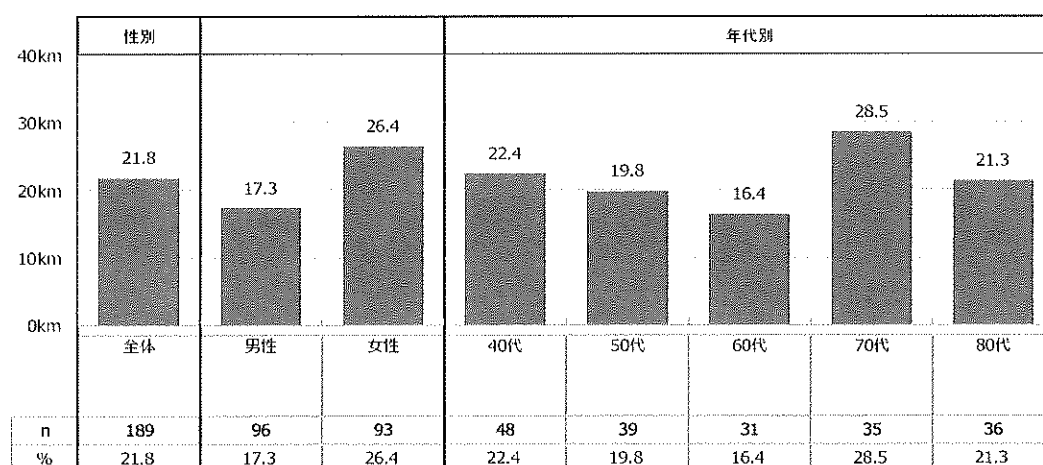
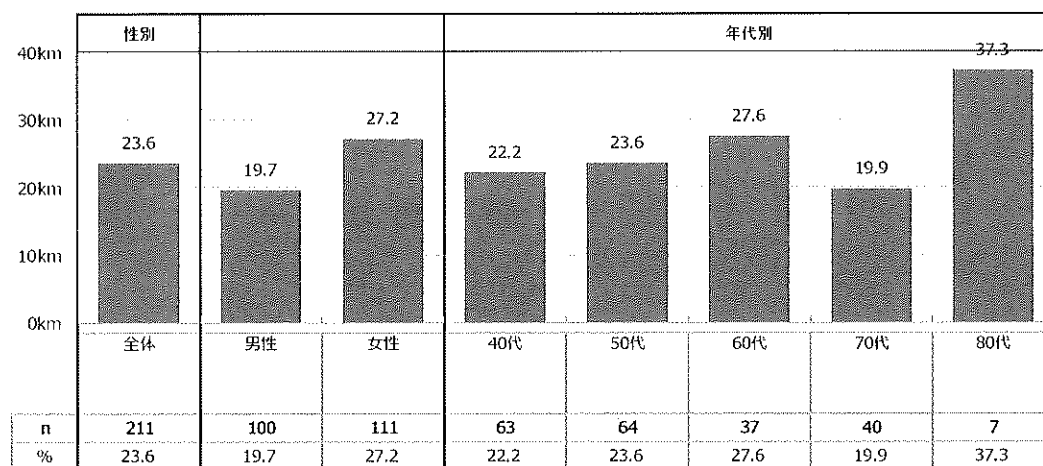
Q20S3 [第 3 希望]全国に共通する、散骨のガイドラインを作る場合、どのような点を考慮すべきだとお考えですか。優先される順に第一位から(可能であれば)第三位までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)



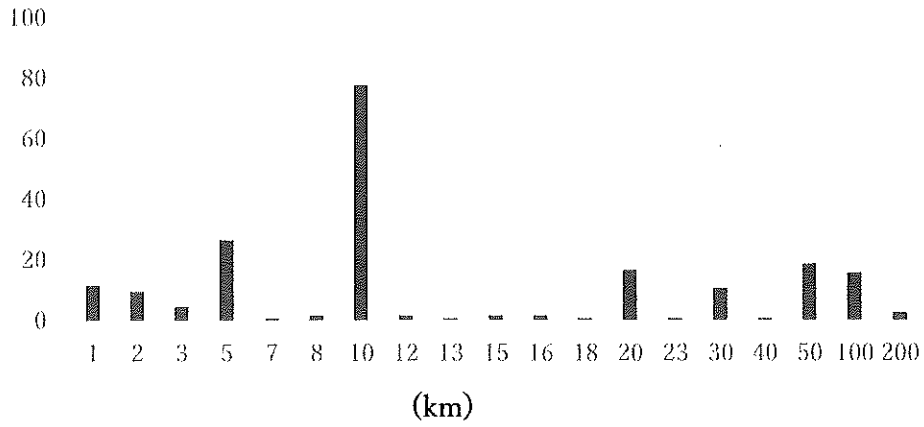
■住宅地から散骨場までに必要な距離

散骨経験者のうち、「住宅地に近くては困る」と回答した人が必要と考える距離の平均は、23.6km。男性より女性のほうが必要な距離が長い。散骨未経験者のうち、「住宅地に近くては困る」と回答した人が必要と考える距離の平均は、21.8km で、散骨経験者の距離より短い。散骨経験者同様、男性より女性のほうが必要な距離が長い。中央値では、散骨経験者、未経験者ともに 10.0km となった。

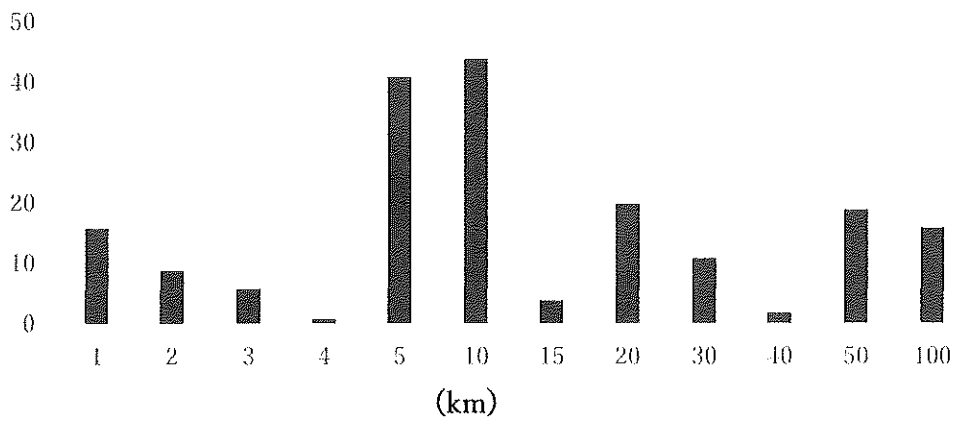
Q21T1 全国に共通する、散骨のガイドラインを作る場合、どのような点を考慮すべきかについて、「住宅地に余り近くては困る」と回答した方にお伺いします。具体的に、何 km 以上の距離が必要だと考えますか。住宅地からの距離(お答えは半角数字で)



距離ごとの回答者数（散骨経験者）



距離ごとの回答者数（散骨未経験者）

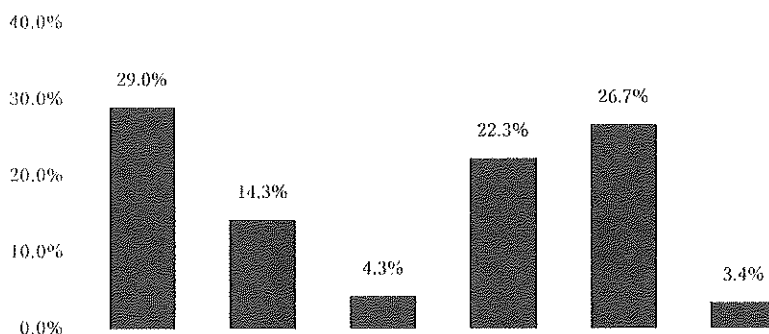


■お墓を持っている人の散骨に関する考え

「すべての焼骨を散骨して欲しい」と「一部を散骨、一部をお墓」、「一部を散骨、一部を手元供養」、「散骨はしてほしくない」の4つで分けると、全体では「すべて散骨が」29.0%、「一部散骨、一部お墓」が14.3%、「一部散骨、一部手元供養」が4.3%、「散骨してほしくない」が22.3%となっており、全体としてみると、「すべて散骨」は、3分の1程度にとどまっている。お墓を持っている人とお墓を持っていない人で見ると、お墓を持っている人は、「すべて散骨」の人は、22.4%とやや低く、「散骨をしてほしくない」人は、29.2%とやや高くなっている。持っていない人では、「すべて散骨」が38.5%とやや高く、「散骨をしてほしくない」人は、13.2%とやや高くなっている。

Q1 あなたは現在、「お墓」をお持ちですか。(お答えは1つ)

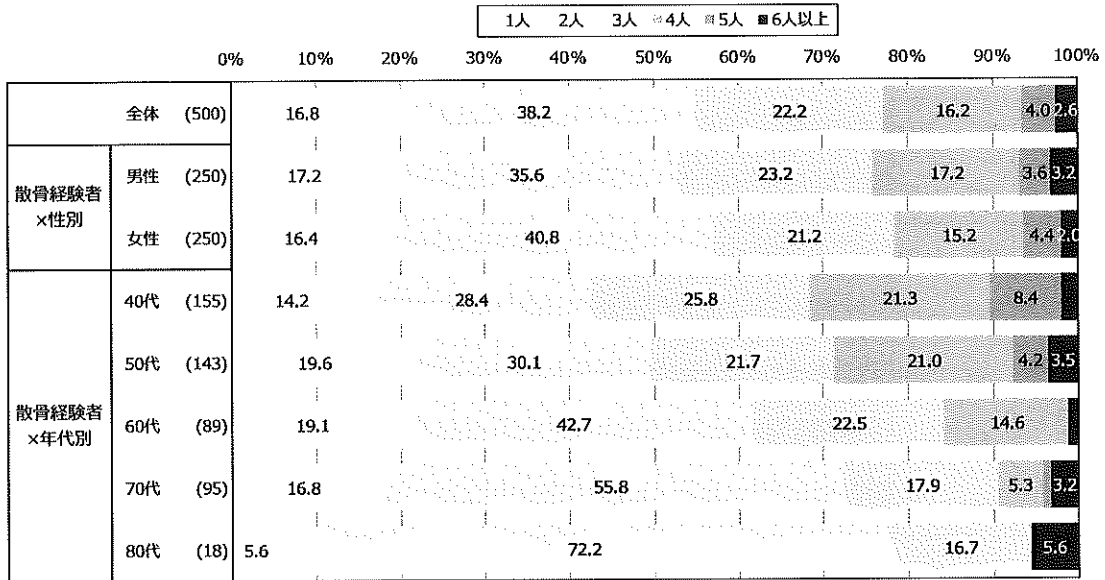
Q16 あなた自身がお亡くなりになられた場合に、ご自身のご遺骨(焼骨)の散骨についてはどのようにお考えですか。(お答えは1つ)



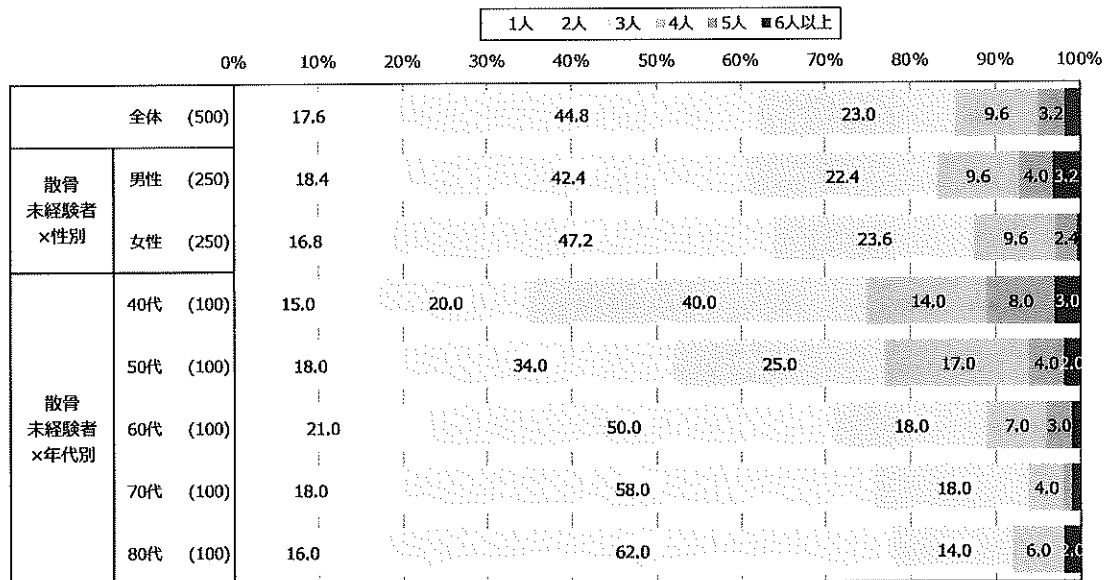
	n=	すべての焼骨を散骨してしまて欲しい	一部の焼骨だけを散骨し、他の焼骨は「お墓」などの施設におさめて欲しい	一部の焼骨だけを散骨し、他の焼骨は仏壇など、家庭内の身近な処に置いて欲しい	散骨はして欲しくない	遺族の判断に委ねる	その他
全体	1000	29.0	14.3	4.3	22.3	26.7	3.4
持っている	571	22.4	17.3	3.3	29.2	25.0	2.6
持っていない	418	38.5	10.0	5.7	13.2	28.9	3.6
わからない	11	9.1	18.2	-	9.1	27.3	36.4

■同居人数

F5 あなた自身も含めた同居人(同一世帯)の人数をお答えください。(お答えは1つ)



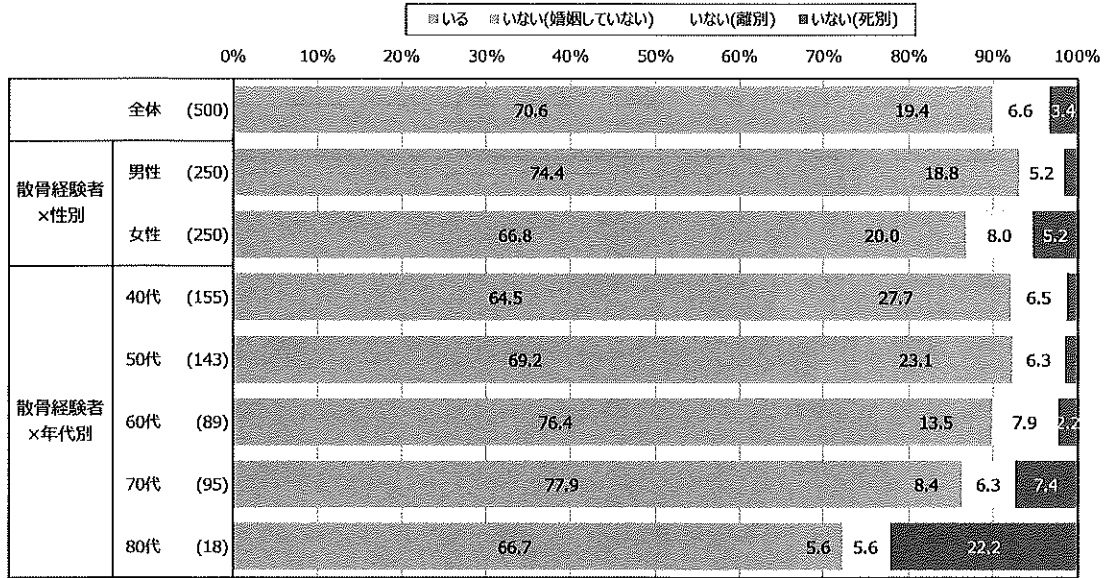
2%未満の数値ラベルは非表示



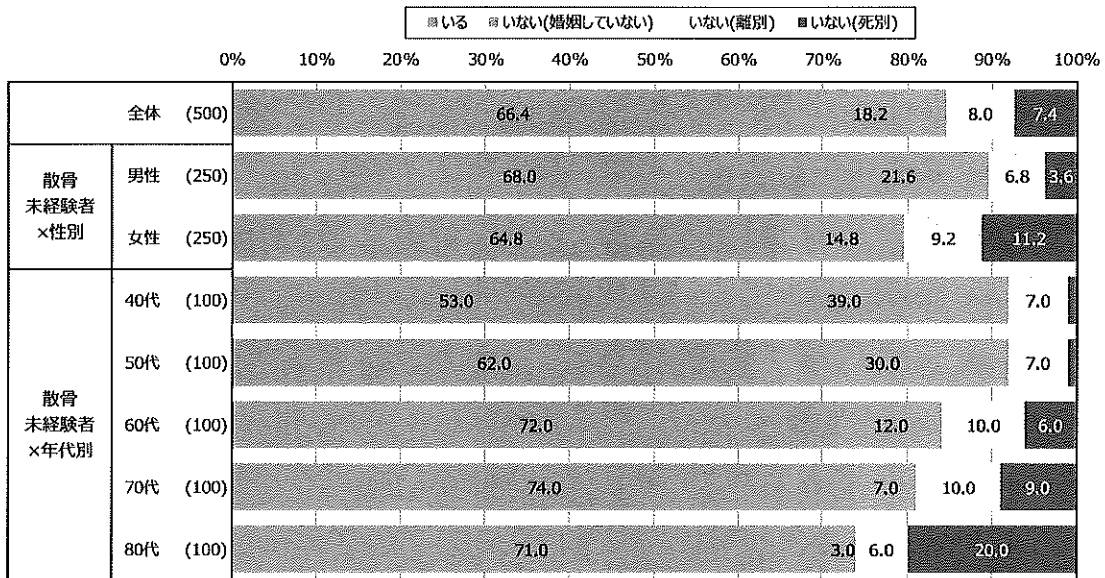
2%未満の数値ラベルは非表示

■ 婚姻

F6 あなたは、配偶者はいらっしゃいますか。(お答えは1つ)



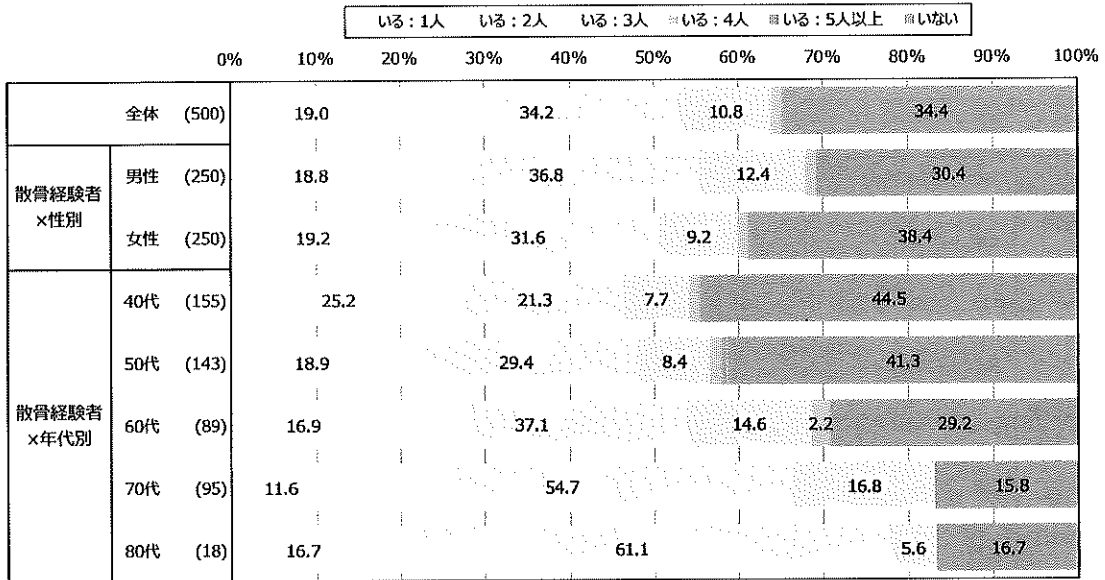
2%未満の数値ラベルは非表示



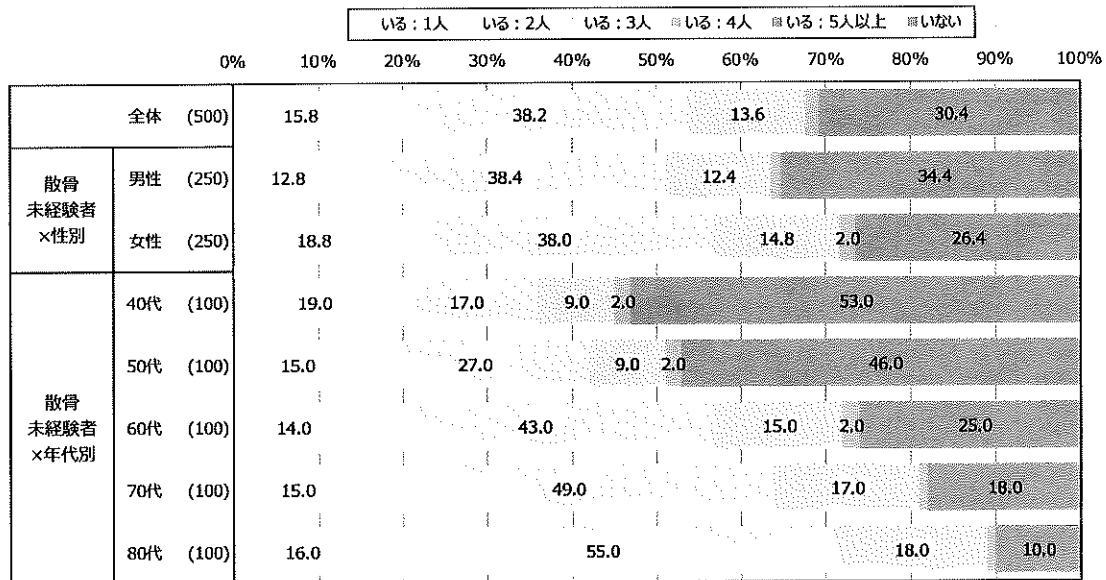
2%未満の数値ラベルは非表示

■子供有無

F7 あなたは、お子さまはいらっしゃいますか。(お答えは1つ)



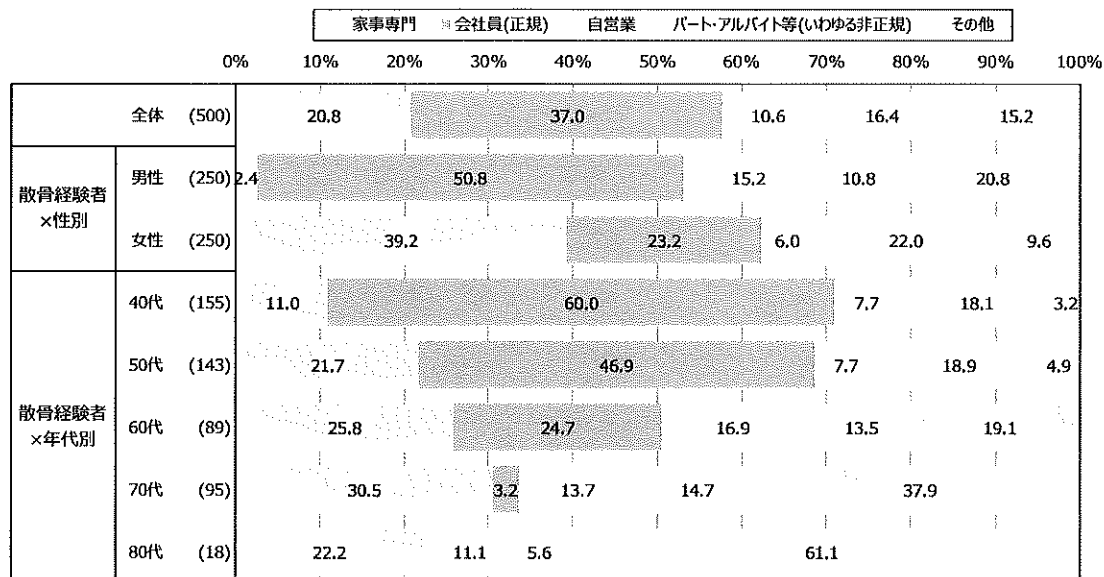
2%未満の数値ラベルは非表示



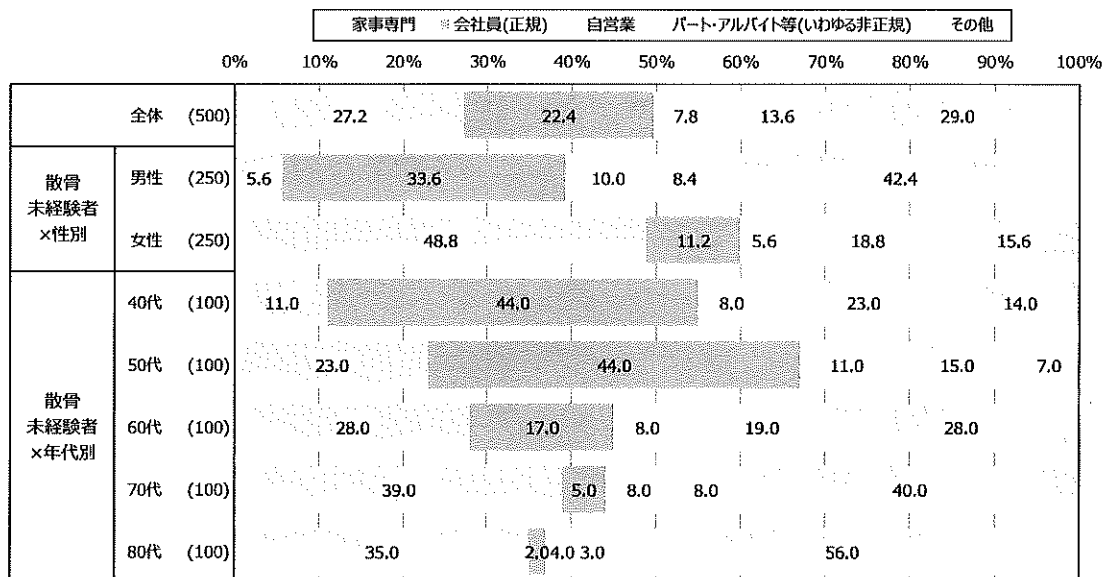
2%未満の数値ラベルは非表示

■職業

F8 あなたの職業をお答えください。(お答えは1つ)



2%未満の数値ラベルは非表示



2%未満の数値ラベルは非表示

以上

■質問フリーアンサーの抜粋（比較的回答の多いコメントを抜粋しています。）

Q8 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に散骨を行なった葬儀について、その際、ご遺骨(焼骨)はどのようにしましたか。(お答えは1つ)

回答「その他」

- ・一部だけで他は火葬場
- ・大部分を散骨しごく一部をお厨子に収め自身で供養できるうちは供養している

Q9 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に散骨を行なった葬儀について、散骨した場所について、最もあてはまるものをお答えください。(お答えは1つ)

回答「陸 →具体的にどのような場所でしたか」

- ・山林、山
- ・草原
- ・寺院

回答「海 →具体的には陸・港からどのくらい離れていましたか」

- ・平均:40.8分
- ・最小:10分
- ・最大:180分

Q10 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に行った散骨について、何人くらいの人で立ち会い・見送りをしましたか？

回答「7人以上 →具体的な人数」

- ・平均:15.6人
- ・最大:30人

Q13 あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に行った散骨について、散骨された故人と、直接、散骨を行なった方は、どのようなご関係でしたか。

回答「その他」

- ・夫
- ・妻
- ・知人、友人

Q14: あなたが実際に散骨に立ち会った、あるいは身近な人が実際に行った散骨について、散骨した(あるいは「立ち会った」)後、良かった点と、困った点、不都合を感じた点について、各々ご記述ください。

- ・故人が望んだことが実現できた
- ・故人の遺志を尊重したこと
- ・墓守の苦勞を子供達にさせないですむ
- ・ボートが揺れて、酔いそうだった
- ・親族になかに反対するものがいた
- ・特になし(特に多数)

Q15 あなたの身近な方から散骨して欲しいと言われたらどうしますか。

回答「その他」

- ・わからない
- ・検討する

Q17 もし、地元で散骨場が設けられる計画が明らかになった場合、これに対するあなたのお気持ちについて、優先される順に第一位から(可能であれば)第三位までお答えください。(お答えはそれぞれいくつでも)※同位で考えているものがある場合、複数をお答えいただいて構いません。ただし、複数の希望順位で同じものを回答することはできません。※第2希望まで考えているものがある方は、第3希望では「あてはまるものはない」をお答えください。

回答「居住地から、一定程度離れたところであることが必要 →具体的に」

- ・平均:33.4km
- ・最小:10km
- ・最大:100km

回答「海に撒くのなら、陸地・港から一定程度は離れていることが必要 →具体的に」

- ・平均:20.5km
- ・最小:1km
- ・最大:100km

Q18 あなたは、「散骨」についてどのようにお考えですか。以下の中から最もあなたのお考えに近いものを1つお答えください

回答「その他」

- ・わからない
- ・特にない
- ・あまり賛成ではない

Q19 現在は、散骨を実際に行うには、幾つかの市町村では条例や規則で、一定のルールを定めています。しかし、我が国に共通した具体的なルールが定められていません。地域の特性を配慮しつつ、全国に共通する大まかなガイドラインを作ることをどう思いますか。

回答「その他」

- ・わからない
- ・特にない

Q22 散骨に関し、自由な意見をお聞かせください

散骨経験者

- ・認めてよいと思うが自然に影響がないようにしてほしい
- ・故人の意思で行われるなら良い
- ・遺族と亡くなられた方の意思を尊重したい
- ・土に返す、海に戻す、は自然だと思う
- ・環境に配慮し付近の環境も配慮し故人や遺族の意思を尊重して行ってほしいと思います。
- ・適正なルールがあれば散骨は社会的に認めるべきだと思う。
- ・一定のルールを守ったうえでの散骨なら許されると思う。
- ・お墓がないので、環境を侵さない場所に散骨してもらえたらと常々考えている。

散骨未経験者

- ・特にない(回答多数)
- ・故人の遺志で有ればかまわない
- ・散骨には賛成できない
- ・適切なルールを定めて積極的に行うべきである。
- ・散骨は基本的に反対である。
- ・個人意思によって、自由であるべき
- ・きちりとした管理の下で行われるべき
- ・節度をもって環境、社会に迷惑をかけないのであればいい
- ・私は反対ですが、各個人の考えに反対はしません。

F8 あなたの職業をお答えください。

回答「その他」

- ・無職
- ・定年退職
- ・専業主婦
- ・年金受給者

以上

第 3 条例等による散骨規制の動向

本資料は、散骨に関するガイドラインを検討するに先立ち、散骨に関し、地方自治体がすでに策定している条例、要綱、ガイドラインなどの規制の動向に関し、厚生労働省などが調査した結果を踏まえ、規制の内容、考え方を整理し、論議の参考にするため、分担研究者である小松初男委員が作成し、研究会メンバーが論議して取りまとめたものである。

1 散骨に関する規制を設けている地方公共団体

散骨に関して条例等による規制を設けている主要な地方公共団体と規制の名称を、ほぼ年代順に整理すれば以下の通りである。

地方公共団体	規制の名称
北海道長沼町	長沼町さわやか環境づくり条例
北海道岩見沢市	岩見沢市における散骨の適正化に関する条例
北海道七飯町	七飯町の葬法に関する要綱
長野県諏訪市	諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例
埼玉県秩父市	秩父市環境保全条例
静岡県御殿場市	御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例
埼玉県本庄市	本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例
宮城県松島町	松島町環境美化の促進に関する条例
神奈川県湯河原町	湯河原町散骨場の経営の許可等に関する条例
静岡県熱海市	熱海市散骨場の経営の許可等に関する条例
神奈川県箱根町	箱根町散骨場の経営の許可等に関する条例
静岡県熱海市	熱海市海洋散骨事業ガイドライン
静岡県伊東市	伊東市散骨場の経営の許可等に関する条例
静岡県伊東市	伊東市における海洋散骨に係る指針
静岡県三島市	三島市散骨場の経営の許可等に関する条例

2 条例による規制

条例は、憲法第 94 条に基づき、地方公共団体が議会の議決を経て制定する法規範で、法律の範囲内で住民に義務を課し権利を制限し、違反者には 2 年以下の懲役若しくは禁固、100 万円以下の罰金等の刑罰を科することができる¹。また、条例には、首長がその施行に関して必要な事項を定める規則（条例施行規則）を

¹ 地方自治法第 14 条

定める²のが一般的である。

以下、各地の条例制定による規制の概要を紹介する。

(1) 北海道長沼町「長沼町さわやか環境づくり条例」

平成 17 年 3 月 16 日に制定された、日本国内で初めて散骨を規制した条例である。³ 同町内で、ある業者が、遺骨を粉末状にして樹木の周辺に撒くという散骨方式の樹木葬を行う「ホロナイ森林公園」の開設を計画したことに対して町民らによる反対運動が巻き起こり、これを受けた長沼町議会が平成 16 年 6 月に同計画に反対の決議をし、翌年条例及び施行規則⁴の制定に至ったもの。

条例第 11 条は、「何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。」と規定する。そして、町長は違反者に対し必要な措置を講じるよう勧告し、正当な事由なく勧告に従わないときは、勧告命令を発することができるほか（第 13 条～14 条）、焼骨が散布されている場所やその疑いのある場所への立入調査（第 15 条 1 項）や、勧告や命令に従わず、または立ち入り調査を拒否した者があるときはその旨を公表する権限がある（第 16 条）。さらに、焼骨を散布する場所を提供した者は 6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金（第 17 条 1 項）、第 11 条の規定に違反し第 14 条の命令に従わなかった者は 2 万円以下の罰金または拘留もしくは科料（第 17 条 3 項）、第 15 条 1 項の規定による調査を拒み、または妨げた者は 2 万円以下の罰金に処す（第 17 条 4 項）旨を規定している。

この条例は、ゴミの不法投棄等を取り締まり町の環境美化を促進するとの目的のもと（第 1 条）、その一環として散骨に関する規制を行った日本で初めての条例で、「何人も」と規定しているとおり、散骨事業者のほか個人に対する規制であり、違反者に対してはかなり厳しい罰則が科されている。

なお、この条例第 11 条の反対解釈から、「墓地内での焼骨の散布」は禁止していないと解する余地があることを付言する。

(2) 北海道岩見沢市「岩見沢市における散骨の適正化に関する条例」

平成 19 年 9 月に制定された条例⁵で、散骨場の経営には市長の許可が、（第 3 条 1 項）、散骨場以外の区域への散骨には市町への届出が必要とされる（第 8 条）。市長には、散骨場の経営者や散骨の届出人への報告徴収や立入調査、散骨場経営

² 地方自治法第 15 条

³ 平成 17 年 3 月 16 日制定 条例第 10 号、平成 24 年 3 月 27 日一部改正・条例第 15 号。

⁴ 平成 17 年 4 月 7 日 規則第 4 号

⁵ 平成 19 年 9 月 18 日 条例第 22 号

許可の取消し、違反者への勧告やその事実等の公表等の権限がある（第 5 条～第 10 条）。また、散骨場の経営者に対しては、条例第 3 条に違反した場合は 6 月以下の懲役または 100 万円以下の罰金、報告義務に違反した場合は 50 万円以下の罰金が科され、法人の違反の場合には行為者を処罰するほか法人にも罰金刑が科される（両罰規定）（第 12 条～第 14 条）。

さらに、条例施行規則⁶には、散骨場経営の許可申請者の欠格事由を定めており、①精神障害により認知、判断及び意思疎通に支障がある者や破産者、②1年以上の懲役または禁錮刑に処せられて一定期間を経過していない者、③暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 8 号）に違反するおそれのある者、④墓埋法第 4 章に規定する罪を犯し刑に処せられて一定期間を経過していない者に対しては、経営許可をしない旨定めている（第 2 条 3 項）。また、散骨場予定地に関しては、学校・病院・介護施設・身体障害者施設・児童福祉施設・老人福祉施設等がある土地、公園や国道・道道等交通頻繁な道路、軌道、河川、湖沼、公共施設、公共的施設や農地、店舗、人家等の施設がある土地の各境界からおおむね 500 メートル以上離れていること（第 5 条 1 項（1））、上水道供給及び水源等に影響を及ぼすおそれのない場所であること、道の自然環境保全条例による指定地域に指定された地域でないこと、隣接市町村の境界からおおむね 500 メートル離れていること、地形上危険な場所でないこと、等の規制が定められている（施行規則第 5 条（2）～（7））。

この条例は、散骨場の経営のほか散骨行為をも規制している。

（3）長野県諏訪市「諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例」

長野県諏訪市は、すでに制定していた「墓地等の経営許可等に関する条例」⁷を改正し、散骨場に関する規定を設けている。この条例では、散骨場とは、「散骨を行うために、散骨場として市長の許可を受けた地域をいう。」と定義し（第 2 条（1））、散骨場を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとし（第 3 条 1 項）、墓地・納骨堂と同様、許可申請には、市長との事前協議や（第 4 条）、施行規則⁸で定めるところによる周囲 200 メートル以内にある自治会への事前説明会の開催し同意を得ることを義務付けている（第 5 条、施行規則第 3 条、第 4 条）。

また、散骨場の設置場所については、墓地と同じく、①国県道その他重要な道

⁶ 平成 19 年 9 月 18 日、規則第 29 号

⁷ 平成 12 年 3 月 28 日 条例 8 号

⁸ 平成 12 年 3 月 28 日 規則第 2 号

路からは原則 50 メートル以上、人家等ふくそう⁹地からは原則 200m 以上離れていること、②土地は高燥地で飲料水を汚染するおそれがないこと、③境界を画し、かつ清潔美化の措置をすること、という規定があり（第 9 条）、散骨場の境界には障壁、周辺には密植した低木の垣根を設けねばならない（第 10 条 2 項）。

（4）埼玉県秩父市「秩父市環境保全条例」

埼玉県秩父市は、すでに制定されていた「秩父市環境保全条例」¹⁰及び同施行規則¹¹を平成 20 年 12 月 18 日に改正し、条例第 36 条で「何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りではない。」と規定した。この条例の制定目的は、市民及び事業者の環境保全についての責務を明らかにし、良好な環境を保全することであり（第 1 条）、その一環として散骨行為を規制するもので、前述した長沼町の条例の趣旨に類似する。

上記「市長が別に定める場合」とは、条例施行規則第 23 条で、①焼骨の散布に係る事業者がその事業を行うために設けた場所ではないこと、②あらかじめ隣地土地所有者から同意を得ているか、隣地境界から原則 100m 以上離れていること、③公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められること、としている。また、焼骨の散布をしようとする者の事前届出義務、市長の報告徴収権限や、散骨場への立入調査権限等を規定している。

この条例は、散骨場の経営のほか個人の散骨も規制するものである。ただし、条例第 36 条本文の反対解釈として、墓地での散骨は禁止されていないと解する余地があることは、長沼市の条例と同様。

（5）静岡県御殿場市「散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成 21 年 3 月に制定され¹²、散骨事業には市長の許可を要するとしている（条例第 7 条第 1 項）。また、散骨場計画者には、周囲 300 メートル以内の自治会等に対して説明会を開催し（条例第 3 条）、その意見・要望等を取りまとめて市長に報告すること（施行規則第 3 条）、境界を接する土地所有者の同意を得ること（条例第 4 条）や、市長との事前協議（条例第 5 条）等の義務が課されている。また、散骨場予定地は、①計画者が所有し、かつその他の権利が設定されていないこと、②散骨場用地の所有権の一部を計画者以外の者に譲渡しないこと、③散骨場や周辺地域の災害防止、公衆衛生、環境の保全その他良好な生活環境の確保に関して施行規則で定める措置が講じられて

⁹ 寄り集まっているという意味。

¹⁰ 平成 17 年 4 月 1 日 条例第 187 号

¹¹ 平成 17 年 4 月 1 日 規則 138 号

¹² 平成 21 年 3 月 9 日 条例第 19 号、規則第 3 号

いること、④散骨場の設置場所および構造設備が、施行規則で定める基準に適合していること、の全てを満たす必要がある（条例第7条）。

さらに、市長には、事業者に対する報告徴収権、立入検査権、改善勧告、改善命令とそれに従わない場合の許可取消し権限や事業の中止命令、原状回復命令等の権限がある（第9条～第15条）。加えて、無許可事業者や原状回復命令等の命令違反者に対しては懲役や罰金の刑罰が6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることがあり（条例第18条）、また法人に対しては行為者を処罰するほか法人にも罰金が科されることがある（両罰規定、条例第19条）。

以上のように、この条例は散骨事業者を対象とするものであるが、その許可基準は極めて厳格で、違反者への刑罰を規定していることなど、大変厳しい姿勢が窺われる。

（6）埼玉県本庄市「本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成22年3月に制定され¹³、散骨場を設置しようとする者（設置者）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないとしている（第4条）。また、許可の申請前に施行規則第2条に定める許可事前協議書を提出して市長と事前協議をすること（第5条）た、標識を設置して設置計画を周知した上で、意見を申し出た近隣住民と協議をし、その結果を市長に報告すること等が規定されている（第6条～第8条）。

さらに、許可の条件として、事業の敷地について①敷地が設置予定者の所有であり、それ以外の権利が存しないこと、②隣接土地所有者の同意を得ていること、③公園、学校、保育所病院その他の公共施設または現に人の居住する建物の敷地境界から、原則として約300メートル以上離れ、河川または湖沼から約100メートル以上離れていること、④幅員4メートルの道路に接し、必要な地盤の改良、擁壁の設置等の安全措置が講じられていること、⑤目隠しとして障壁や樹木の垣根等が設置されていること等が規定され（条例第10条）、市長には報告徴収や立入調査、許可基準に違反した設置者に対する改善命令、許可の取消し、使用禁止命令、原状回復命令等の権限が認められている（条例第16条～第20条）。

この条例は、散骨事業を規制するものであるが、違反者に対する罰則は規定されていない。

（7）宮城県松島町「松島町環境美化の促進に関する条例」

宮城県松島町は、従前から制定していた「松島町環境美化の促進に関する条例」

¹³ 平成22年3月31日 条例第1号、規則第11号

を平成 22 年 5 月に改正し¹⁴、第 9 条に「何人も、みだりに焼骨を散布してはならない。」という規定を設け、町長は違反者に対して必要な措置の勧告及び命令、立入調査、拒否した者の公表等の措置を規定した（第 10 条～11 条）。また、散骨業者に関しては 6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金刑、その他の違反者に対しては 5 万円または 1 万円の罰金刑を定めている（第 14 条）。この条例も、町の環境美化の促進をはかり、良好でさわやかな環境を確保すること等を目的とし（第 1 条）、その一環として散骨行為に関する規制を行うもので、前述した長沼町や秩父市の条例の趣旨に類似するが、散骨行為が一律に原則禁止とされ違反者への刑罰を規定している点で、非常に厳しい条例となっている。

（8）神奈川県湯河原町「湯河原町散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は平成 26 年 7 月に制定され¹⁵、散骨事業者が散骨事業を行なおうとするときには、町の許可を要するとしている（第 6 条第 1 項）。許可申請者には町との事前協議、近隣住民への事前説明会を開催することや隣接土地所有者全ての同意を得ることを要件とし、一定の欠格事項を定めている（第 3 条～第 5 条、第 7 条）。また、散骨場については、条例及びその施行規則¹⁶により、事業者の所有地で抵当権等が設定されていないこと、観光資源、河川、公園、学校、保育園、病院等の公共施設、及び隣接する市町との境界から 300 メートル以上離れていること、出水や土砂の流出敷地措置、焼骨の飛散防止・流出防止措置等の公衆衛生対策が講じられ、敷地境界には緑地帯及び障壁または垣根が設置されるなどの規定がある。

さらに、規定に違反した事業者に対しては、町は改善勧告、改善命令、当該散骨場の使用制限・使用禁止、許可の取消し、事業の中止命令、原状回復命令等の権限が規定されている。

この条例は、散骨事業に対する規制であるが、違反者に対する罰則こそ規定されていないものの、相当厳格な規制となっている。

（9）静岡県熱海市「熱海市散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成 27 年 6 月に制定され¹⁷、散骨場を営もうとする者は市長の許可を要するとしている（第 3 条第 1 項）。許可申請者に一定の欠格事由を定めているほか、市との事前協議、標識により周知して近隣住民への事前説明会を開催することや隣接土地所有者の同意を得ること等を定

¹⁴ 平成 22 年 5 月 28 日 条例第 9 号

¹⁵ 平成 26 年 7 月 31 日 条例第 22 号

¹⁶ 平成 26 年 8 月 5 日 規則第 14 号

¹⁷ 平成 27 年 6 月 29 日 条例第 27 号、規則第 17 号

めている（第4条～第9条）。また、散骨場については、事業者の所有地で抵当権その他の権利が設定されていないこと、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域以外の場所で、かつその場所そこから110メートル離れ、国道県道等の主要道路、河川、公共施設、農地、店舗、人家等及び他市町との境界から110メートル以上離れていること、飲料水汚染のおそれがなく、地すべり出水その他の災害のおそれの少ない場所で、敷地境界に障壁または垣根、周囲に緑地帯が設置される等の規定がある（第11条）。

さらに、市長の報告徴収や立入検査権限や、違反した事業者に対しては、改善勧告、改善命令、許可の取消し、使用禁止命令、原状回復命令等の権限が規定されている。なお、罰則の定めはない。

（10）神奈川県箱根町「箱根町散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成27年9月に制定された¹⁸。散骨事業を行なおうとする者に対し、町長の許可を要件としている（第7条第1項）。申請者の欠格事項は定めていないが、市長との事前協議、隣接地所有者や地元住民・自治会への事前説明会の開催や、隣接地所有者の同意を要件としているほか、許可の基準として、散骨場予定地が経営者の所有地で他者の権利が設定されていないこと、予定地及び周辺地域の災害防止、公衆衛生、環境の保全その他良好な生活環境の確保に必要な措置が講じられていること、散骨場の構造及び設備が規則に定める基準に適合していること、飲料水、温泉その他の揚水を汚染することがないこと、事業者が暴力団関係者ではないこと等、詳細な規定がなされている（第3条～第8条）。さらに、町長の事業者への報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令、許可の取消し等の規定があること、及び罰則の規定がないことは、熱海市の条例と同様（第12条～第20条）。

（11）静岡県伊東市「伊東市散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成27年12月に制定された¹⁹。散骨事業を行なう者ではなく、散骨場を経営しようとする者は市長の許可を得るものとし（第3条第1項）、申請者の欠格事項を定め（第4条）、市長との事前協議、標識の設置による計画の周知、事前隣接地所有者や地元住民・自治会への事前説明会の開催、意見がある者との協議のほか、隣接地所有者の同意を得ることを要件としており（第5条～第9条）、その細則は施行規則に定めている。

また、散骨場予定地に関しても経営者の所有地で他者の権利が設定されてい

¹⁸ 平成27年9月28日 条例第21号、規則第29号

¹⁹ 平成27年12月15日 条例第44号、規則第40号

いこと、土砂流出等の災害防止対策や焼骨の飛散防止・流出防止措置を講じること、予定地は、主要道路や河川、公共施設等から 300 メートル以上、水源や飲水用井戸から 500 メートル以上、隣接する市や町の境界から 300 メートル以上離れていること、温泉や地下水を汚染せず、地滑りや出水その他の災害のおそれのない場所であること、境界に障壁等を設け、周囲に緑地帯等を設けることなど、合計 13 項目もの許可基準を規定している（第 11 条）。さらに、市長の事業者への報告徴収等各種の権限が規定されていることは、前の 3 条例と同様（第 13 条～第 20 条）。

この条例も、違反者に対する罰則こそ規定されていないものの、許可を受けるための条件は詳細かつ厳格である。

（12）静岡県三島市「三島市散骨場の経営等の許可に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成 29 年 12 月に制定され²⁰、散骨事業には市長の許可を要するとしている（第 5 条第 1 項）。また、計画者には、市長との事前協議、標識の設置による計画の周知と周辺住民への説明会の開催または個別説明、隣接土地所有者の同意を得ること等の義務が課されている（第 7 条～第 10 条）。さらに、事業予定地については、施行規則第 3 条に、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域以外の場所で、かつその場所から 300 メートル以上離れていること、国道等の主要道路、公園、学校、図書館等の教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、ゴルフ場定休城東のレジャー施設、事務所、店舗、住宅、農地及び他市町との境界から 300 メートル以上離れていること、飲料水・農業水汚染のおそれがなく、地すべり出水等の災害のおそれの少ない場所で、敷地境界に障壁または垣根、周囲に緑地帯が設置される等を規定している。

加えて、市長には事業者に対する勧告、措置命令、許可の取消し、中止命令、原状回復、報告徴収、立入検査、違反業者の公表等の権限があり（条例第 17 条～第 25 条）、無許可事業者や原状回復命令等の命令違反者に対しては 6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金、その他の違反者に対しては 10 万円以下の罰金に処する規定があり（条例第 27 条、第 28 条）、また事業者が法人である場合には行為者を処罰するほか法人にも罰金が科されることがある（両罰規定、条例第 28 条）。

この条例も散骨事業を規制するものである、その許可基準は詳細かつ厳格であり、違反者に対しては刑罰が予定されていること等、大変厳しい条例である。

3 要綱による規制

²⁰ 平成 29 年 12 月 15 日 条例 39 号、規則第 49 号

上記長沼町の条例が制定された翌年の平成 18 年、北海道亀田郡七飯町は、「七飯町の葬法に関する要綱」²¹を制定している。条例は、その地方公共団体の範囲内の人の権利義務に関する法規範の性質を有していますが、「要綱」は一般人を規律するものではなく行政機関の内部規律であり、最高裁判例も「事業主に対する行政指導を行なうための内部基準」であると判示している²²。

この要綱の制定趣旨は、「焼骨について墓埋法が想定していない葬法（法定外の葬法）が広がりつつある昨今の風潮に鑑み、七飯町内に業者による法定外の葬法が提起された場合には、地域における行政を自主的かつ町民の意思尊重の下に実施するため」であるとしている（第 1 条）。

この「法定外の葬法」を行う場所（事業計画地）については、第 3 条で、事業計画地の周辺 110 メートル以内に、学校・病院・介護施設・身体障害者施設・児童福祉施設・老人福祉施設等がある場所や、公園や国道・道道等交通頻繁な道路、軌道、河川、公共的施設や人家、町長が集落をなしていると認める区域から 110 メートル以内の場所、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域内とそこから 110 メートル以内の区域、水道水源等影響を及ぼすおそれのある区域や自然公園・自然保護条例による指定地区、七飯町と隣接する市町区域から 500m 以内等の区域は除外するよう町長が事業者に指導し、事業者はこれを遵守すべきことが規定され、また、「その他、町長が公衆衛生その他公共の福祉に著しい影響を与えると認める」区域も除外するよう指導するとしている。

さらに、事業者は町が指定した書面等により地域説明会を実施し、地域関係者（町内会など）の書面による承諾を得ること（第 4 条）、承諾を得た場合であっても地域関係者以外の不特定多数の町民が反対の意見を表明したときは、町長は事業者に対してその意思を尊重するよう指導する（第 5 条）とされている。加えて、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。」との規定があり（第 6 条）、町長に広範な裁量が認められている。前述した区域に関する規制と相俟って、事業者は町の厳しい行政指導を受けることとなり、散骨事業は事実上不可能であるといえる。

4 ガイドライン・指針による規制

（1）熱海市海洋散骨事業ガイドライン

熱海市では、上記散骨場の許可等に関する条例のほか、海洋散骨を行う事業者に対し、市民の生活環境の保全、漁業・観光産業関係者とのトラブル防止、市民

²¹ 平成 18 年 3 月 14 日、要綱第 1 号

²² 武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱の事例（最判平成 5 年 2 月 18 日民集 47 卷 2 号 574 頁）

や別荘所有者、観光客が抱く熱海市のブランドイメージの毀損や経済的影響の防止という観点から、海洋散骨を行う事業者を対象として、平成 27 年 7 月 1 日に「海洋散骨事業に関するガイドライン」を定めている。

このガイドラインは、後述する伊東市の場合と異なり、「海洋散骨を行う事業者」に適用するとし、以下の事項を「事業者の責務」としてその遵守を求めている。記載されている事項自体には法的な強制力はないと思われるが、遵守していないことが判明すれば、その事業者が市民をはじめ社会的非難の対象となつて業務に支障をきたしたり、事業の適法性や相当性が問われるような場合に不利に働く可能性がある。

- ① 熱海市内の土地（初島を含む）から 10 km 以上離れた海域で行う。
- ② 海水浴やマリンレジャー客の多い夏季における海洋散骨は控える。
- ③ 焼骨をパウダー状にし、飛散させないため水溶性の袋に入れて海面に投下する。
- ④ 環境保全のため自然に還らないもの（金属、ビニール、プラスチック、ガラス尊雄他の人工物）を撒かない。
- ⑤ 事業を宣伝・広報する際に「熱海沖」「初島沖」など、「熱海」を連想する文言を使用しない。
- ⑥ その他、ガイドラインに記載された「基本的な考え方」や「目的」を踏まえて、十分な配慮を行う。

（2）伊東市における海洋散骨に係る指針

熱海市に隣接する静岡県伊東市も、平成 28 年 2 月 1 日に「伊東市における海洋散骨に係る指針」を定めている。この指針は、記載されている「目的」や「基本的な考え方」は、熱海市とほぼ同様だが、「海洋散骨を行う者及び事業者に適用する。」とし、これらの者に対して、市民の生活環境の保全、漁業や観光産業の関係者とのトラブル防止、市民や別荘所有者、観光客が抱く伊東市のブランドイメージの毀損や経済的影響の防止という観点から、以下の事項の遵守を要請としている。

- ① 伊東市内の陸地から 6 海里（約 11.11 km）以内の海域で散骨しない。
- ② 環境保全のため自然に還らないもの（金属、ビニール、プラスチック、ガラスその他の人工物）をまかない。
- ③ 宣伝・広報に関し、「伊東沖」「伊東市の地名」など、「伊東」を連想する文言を使用しない。
- ④ その他、指針に記載された「目的」や「基本的な考え方」や「目的」を踏まえて、十分な配慮をする。

これらの指針も、ガイドライン同様法的な強制力はないと思われるものの、遵守していないことが判明すれば、社会的非難の対象となる可能性がある。

第 4 散骨・自治体アンケート調査のまとめ

1 趣旨

散骨に関する地方自治体の問題意識、基本的考え方、その後の状況等について、詳細なアンケート調査を行い、ガイドライン作成の参考資料とする。

2 このまとめは、以下の 15 市町のアンケートを行った結果を事務局でまとめたものである。

北海道七飯町、同岩見沢市、同長沼町、宮城県松島町、茨城県北茨城市、埼玉県本庄市、同秩父市、東京都渋谷区、神奈川県箱根町、同湯河原町、静岡県熱海市、同三島市、同伊東市、島根県江津市、愛媛県愛南町

問 1 条例又はガイドライン制定のきっかけ

具体的トラブルなしが 6 市区町村、近隣を含めてトラブルありが、7 市町村と分かれた。

(1) 具体的トラブルなし 6 区市町

- ・北海道七飯町（自然景観が豊かであり、将来的に自然葬が広まる可能性の指摘が住民からあり。要綱を策定）
- ・松島町 カキ養殖などの漁業。散骨による風評被害を懸念し、禁止に。
- ・北茨城市 散骨に関する問い合わせが多く、「法定外だ」という回答では疑問に感じ、届け出の提出を促す目的で策定。
- ・本庄市 特定の問題はない。
- ・渋谷区 散骨の相談事例はない。
- ・江津市 市民からの相談、問い合わせがきっかけ

(2) 事業者と住民のトラブル 7 市町

- ・北海道長沼町 樹木葬のための森林公園造成の相談あり。新聞報道ののち、反対運動がおこる。
- ・秩父市 民間の方から散骨場を造りたいとの話あり。住民の強い反対があり、平成 20 年 12 月に制定。
- ・箱根町 事業者からの照会が発端。
- ・湯河原町 隣接する市で散骨場設置の事案あり。ルール化の必要を感じて、平成 26 年に制定。
- ・熱海市 平成 25 年に散骨場の設置の計画はじまる。隣接土地所有者、近隣住民等の反対運動がおこる。反対署名が市に出されたことが経緯。

海洋散骨については直接的な規定がないため、条例制定に合わせてガイドラインを策定した。

- ・三島市 熱海、御殿場等の近隣市町において、民間企業とのトラブルがあり、両市での対応に合わせ、議会より規制を求められた。

地表に撒くものは条例、海洋へ撒くものは指針として策定

- ・愛南町 土地所有者から散骨代行事業尾を粉いたいとの相談の電話。後日説明を求められた。近隣住民との調整については、「自分の土地だから何をしても自由だ」等との考えだったことアから、今後トラブルになることが予想できたことから条例制定を行った。

問2 散骨の概念

川や海、山に撒くのが散骨とするところが多いが、墓地外で落ち葉で覆うようなところ、墓地内でも同様なところを散骨と広く解するところもある。

川や海、山に撒くのが散骨だとする自治体が 1 3

墓地以外で撒いた焼骨の上から落ち葉などで覆うような方法は散骨 6

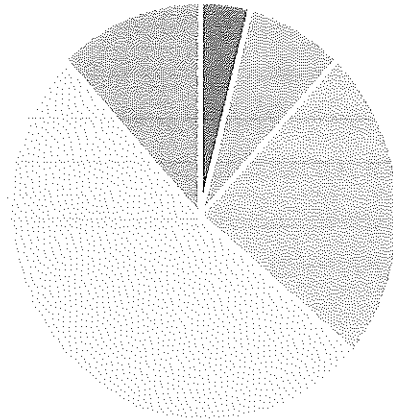
墓地敷地内であっても、埋蔵以外は散骨 2

墓標を建てる以外はすべて散骨 1

その他

- ・地方公共団体の許可を受けて事業区域内で行う散骨
- ・焼骨の粉末を地上等に撒くこと
- ・骨の粉末(その形状が顆粒状及び遺灰を含む。)を墓地敷地内を含むすべての土地、川および海に散布すること

問2 条例等を作成した際、「散骨」概念についてどう認識しておられましたか。次のうち近いものを選んでください。



(複数回答でも結構です。)

回答数

- | | | |
|----|---|---------------------------------|
| 1 | ア | 墓標を建てるもの以外はすべて散骨。 |
| 2 | イ | 墓地敷地内であっても、埋蔵以外は散骨。 |
| 6 | ウ | 墓地以外で、撒いた焼骨の上から落ち葉等で覆うような方法は散骨。 |
| 13 | エ | 川や海、山等に撒くのが散骨。 |
| 3 | オ | その他 |

■ ア ■ イ ■ ウ ■ エ ■ オ

問3 条例による規制の目的

風評被害、地域経済価値の維持、環境保全が多いが、葬送観念への適合、消費者保護もあげられている。

風評被害等からの地域産業(観光業、漁業等)の保護 1 2

地域の経済価値の維持(土地所有権、漁業権など) 1 0

環境保全 1 0

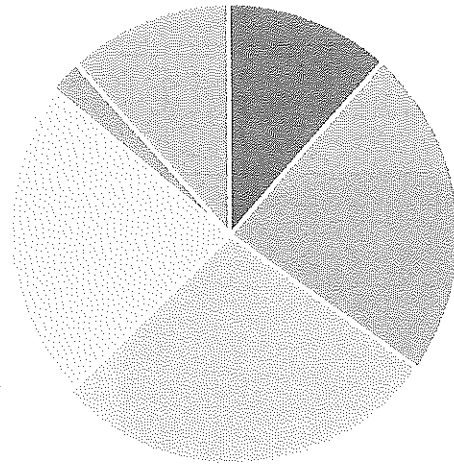
住民の葬送観念への適合 5

消費者保護 1

その他

- ・記録として残すことでの散骨行為の実態の把握、
- ・なんらかのトラブルに発展した場合行為者の特定に至りやすい
- ・公衆衛生の向上及び快適な生活環境の確保
- ・公衆衛生の向上及び市民の良好な生活環境への寄与
- ・市民が健康で生き生きと暮らせ、安全、安心で快適に過ごすことができる街づくりに寄与するため

問3 条例等を作成した際、規制する目的はなんであったかについてお尋ねします。次のうち近いものを選んでください。(複数回答でも結構です。)



■ ア ■ イ ■ ウ ■ エ ■ オ ■ カ

回答数

- 5 ア 住民の葬送観念への適合。
- 10 イ 地域の経済価値の維持(例えば、土地所有権、漁業権など)。
- 12 ウ 風評被害等からの地域産業(例えば、観光業、漁業等)の保護。
- 10 エ 環境保全。
- 5 オ 消費者保護。
- 4 カ その他

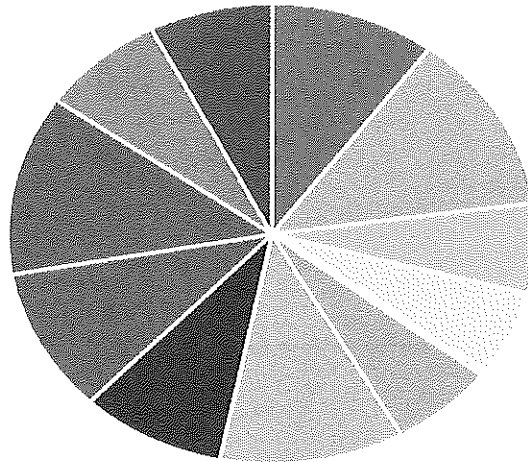
問4 条例で設けた制約の内容

土地所有者等、住民等の承諾を求めるところが多いが、地下水などへの影響、学校等の社会的施設への影響、住宅への近接、業病県、自然保護、文化財等が挙げられている。

土地所有者に加えて隣接・近接の土地所有者・住民からの承諾が必要	10
地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与えることは避けるべき	10
学校等社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くは困る	9
住宅に余り近くては困る	8
漁業権のある回行き、湖沼、下流域は避けるべき	8
自然環境や文化材の近くは困る	7
散骨を撒く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるものの選択)	6
散骨サービスを行う事業者に対して、なんらかの形で適格性が確認されるべき	5
(焼骨が撒かれる)場所内が適切な管理がなされていること	5
(焼骨が撒かれる)場所内に適正必要な施設等整備がなされていること	5
その他	
・ 墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない(顆粒状のものを含む)	
・ みだりに散骨を散布してはならない。	
・ 何人も墓地以外の場所で焼骨を散布してはならないと規定	
・ 散骨の経営の計画の概要について、周辺関係者に対し説明会を開催し、説明しなければならない	

- ・指針・遵守を要請する事項
- ・飛散及び流出の防止、隣接する市町村とおおむね500m以上離れていること。

問4 「問3」で掲げた「目的」を踏まえ、具体的にどういった制約を条例などのなかに盛り込みましたか。該当するものに全て「○」印をお付けください。



ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ

回答数

- 8 ア 住宅にあまり近くては困る（具体的に [] km 以上離れていた方が 良い。）。
- 10 イ 散骨される土地については、土地所有者に加えて、隣接・近接の土地所有者・住民からも承諾が必要。
- 5 ウ （焼骨が撒かれる）場所内が適切な管理がなされていること。
- 5 エ （焼骨が撒かれる）場所内に適正・必要な施設等が整備されていること。
- 5 オ 散骨サービスを行う事業者に対して、何らかの形で適格性が確認されるべき。
- 9 カ 学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くは困る。
- 7 キ 自然環境や文化財の近くは困る。
- 8 ク 漁業権のある海域、湖沼、河川域は避けるべき。
- 10 ケ 地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与えることは避けるべき。
- 6 コ 散骨を撒く際の配慮（焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるモノの選別—例プラスチック製のモノの除去—など）なされるべき。
- 6 サ その他

・住宅からの距離 0.5km、0.5 km、0.3km、0.1km 4件記載

問5 どのような関係者から意見を求めたか

町内会代表が多く、葬儀業者、業界団体(観光関連と思われる)等となっている。

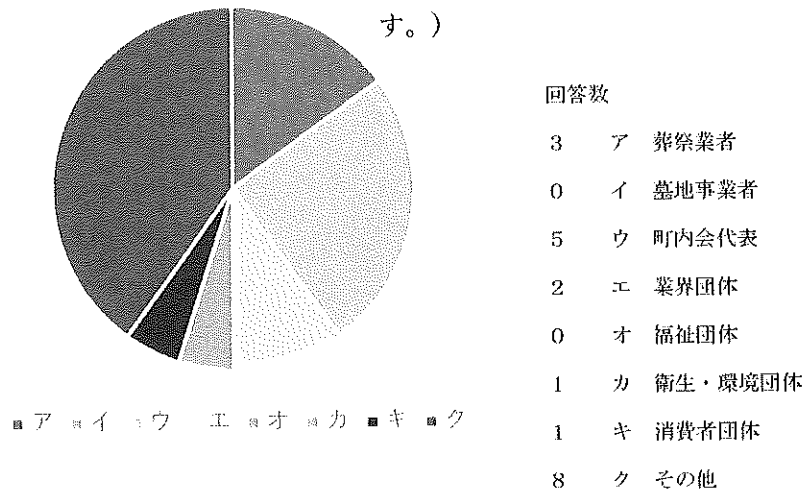
町内会代表 5 葬祭業者 3 業界団体 2 衛生・環境団体 1

消費者団体 1 墓地事業者0 福祉団体 0

その他 他自治体、国、都道府県、地方検察庁、
課内で協議
漁業関係者
河川管理者、水道事業者

問5 条例等の作成にあたり、どのような関係者から意見を求めましたか。

(複数回答でも結構です。)



問6 意見聴取の仕組み

条例やガイドラインであることから、議会での決定、首長の決済が多い。

議会での決定 11

首長の決済 10

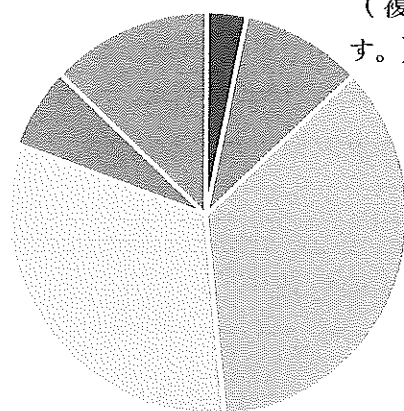
パブリックコメント 3

専門家からの意見を聞く 2

審議会、検討会の意見を聞く 1

問6 条例等の決定に当たっては、どのような意見聴取の仕組みをとりましたか。

(複数回答でも結構です。)



■ア ■イ ■ウ ■エ ■オ ■カ

回答数

- 1 ア 審議会・検討会の意見を聞く。
- 3 イ パブリックコメント。
- 11 ウ 議会での決定。
- 10 エ 首長の決裁。
- 2 オ 専門家の意見を聞く。
- 4 カ その他

その他

- ① 外部からの意見聴取等はなし。
- ② 不明
- ③ 市議会の担当委員会
- ④ 課内協議

問7 条例制定時の反応

もっと厳しくすべき 3

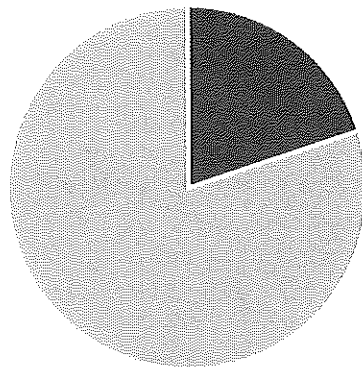
もっとゆるくすべき 0

その他記載されている事項

- ・制定に前向きな意見が多かった。
- ・特になし
- ・不明
- ・特に意見はなかった。
- ・ほぼ全域が国立公園に位置するため、散骨ができるか疑問が残るとい
う一部意見があったものの、一定のルール作りについては肯定的な意見
が多かった
- ・意見なし
- ・不明
- ・不明
- ・議会においては、罰則規定や他方との関係性を問うもののほか、条例
の個別規定に対する質問があったが、「厳しく」又は「穏やかに」とい

- った意見はなかった
- ・記録がないため、不明
 - ・意見は聴取していない
 - ・単純に禁止してしまえばいいではないか等

問7 条例等の制定の際、住民、関係者、議会などの意見は、
総じてどのような物でしたか。



■ ア ■ イ ■ ウ

回答数

3 ア もっと厳しくすべきだ。

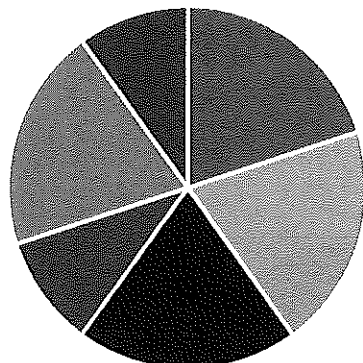
0 イ もっと緩やかにすべきだ。

12 ウ その他

問8 住宅地からの距離等の具体的規制の内容

ア住宅地からの距離の規制	2
散骨される土地、隣接・近接の土地所有者・住民からの承諾	0
・(散骨が撒かれる) 場所の管理	
・(散骨が撒かれる) 場所内の施設等の整備	0
・散骨サービスを行う事業者の適格性の確認	0
・学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くでの散骨の規制	2
・自然環境や文化財の近くでの散骨規制	2
・漁業権のある海域、湖沼、河川での散骨の制限	1
・地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与える散骨の規制	2
・散骨を撒く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるもの の選別 - 例 プラスティック製のものの除去一等)	0
その他 事業者に対する保証措置(事業者に保証金を納めさせること)	

問8 「問7」で、「ア」あるいは「イ」と、お答えなられた場合に重ねてお尋ねします。具体的に、



■ア ■イ ■ウ ■エ ■オ ■カ ■キ ■ク ■ケ ■コ ■サ

回答数

- 2 ア 住宅地からの距離。
- 0 イ 散骨される土地、隣接・近接の土地所有者・住民からの承諾。
- 0 ウ (散骨が撤かれる) 場所内の管理。
- 0 エ (散骨が撤かれる) 場所内の施設等の整備。
- 0 オ 散骨サービスを行う事業者の適格性の確認。
- 2 カ 学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くでの散骨の規制。
- 2 キ 自然環境や文化財の近くでの散骨規制。
- 1 ク 漁業権のある海浜、湖沼、河川での散骨の制限。
- 2 ケ 地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与える散骨の規制。
- 0 コ 散骨の撤く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるモノの選別
一例：プラスチック製のモノの除去—など)。
- 1 サ その他

問9 条例による効果(問題解決)があったか。

効果があった。 10

効果がなかった。 0

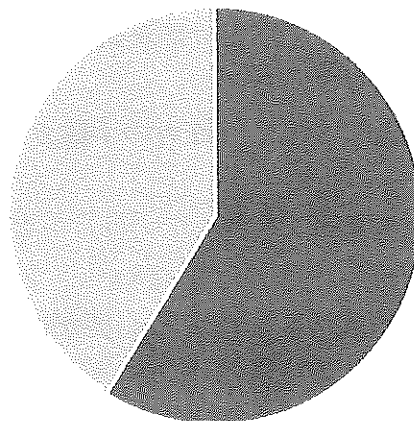
その他

- ・問い合わせから提出につながればいいが、提出までに至らない案件もあったため、100%とはいえないが、一定の効果があったと認識
(平成30年9月施行 平成30年1件届け出(4体)、令和元年1件届

け出(2体))

- ・照会のあった事業者の計画はなくなったほか、その後条例等の判断による案件はなし
- ・該当事業は今のところ無し
- ・不明
- ・不明(現在まで申請なし)
- ・昨今の永代供養への関心の高まりとともに、海洋散骨に係る問い合わせも増えたことから、指針に定める「遵守の要請」について市民等に説明することはこれまで何度もあった。指針の目的に理解が得られ、海洋散骨の適正化に効果があった。
- ・散骨代行事業をしていた方が親族から猛反対され、計画を断念したため、条例による効果は不明。

問9 条例等の策定により、効果がありましたか(問題解決ができましたか)。



回答数
10 ア 効果があった。
0 イ 効果がなかった。
7 ウ その他

■ア ■イ ■ウ

問10 条例等の作成に当たり、対応に苦慮したこと

- ・法定外の葬法について要綱で定めたのは北海道で初めてのケースで、どのような事例が想定されるか苦慮しながら制定。
- ・「葬送の自由」と「公共の福祉・利益」との調和をどう考えるか。
- ・前例がなかった罰則を設けたこと。
- ・問い合わせがあった場合に届け出るよう案内し、提出を促し、件数や実態把握に努めているが、インターネット等のメディアでどこに断りもなくできてしまうので、本当の実数は不明。
- ・条例施行前に設置されていた散骨場との調整。

- ・先進事例も少ないため、調査手法等を含め苦慮。
- ・法令に定めのない事項のため、苦慮。
- ・記録がないため不明であるが、当時、先例がほぼなかったことから苦慮した。
- ・散骨を規定する法律はなく、許可の手続きは必要ないが、住民感情を損なわずに散骨を容認することは困難であること。
- ・突発的な相談から条例制定の方針となったため、短期間での作成が求められたこと(議会まで3～4箇月程度)

問1 1 制定後の新たな問題、その検討状況等

- ・条例は、散骨場の設置等の規制に関する条例であるが、ここ数年は、散骨行為自体に関する問い合わせがあるため、散骨行為の取り扱いについて検討する必要がある。
- ・舗装措置を制定すべきという付帯決議が出され、条例を変更する必要があるか検討段階となっている。
- ・散骨を規定する法律はなく、許可の手続きは必要ないが、住民感情

問1 2 その他意見、要望等

- ・墓理法に散骨を規制する規定がない
近隣の方の宗教的感情に配慮する必要がある、
散骨後に落ち葉や土などをかぶせた場合埋蔵に該当し、墓地でなければならない旨を話し、できる限り近隣へ配慮をお願いする
保証措置を制定すべきという付帯決議が出され、条例を変更する必要があるかどうか検討段階
- ・国が法制化し、全国統一的に制度化して欲しい
- ・法の整備を求める
- ・個人が行う散骨は、葬送の自由や宗教関係の問題もあり、法による規制は困難であると考えられるが、事業者（個人事業者を含む。）が行う散骨事業及び散骨代行業については、悪質な事業者が法による規制がない状況を利用していることから、一定程度の拘束力を持つ規制が必要である。

散骨に関する自治体へのアンケート調査

名称 () 条例・ガイドライン・指針等

1 趣旨

散骨に関する地方自治体の問題意識、基本的考え方、その後の状況等について、詳細なアンケート調査を行い、ガイドライン作成の参考資料とする。

2 アンケート調査の内容

問1 「散骨」に関して規制している条例、要綱、ガイドライン等（以下、「条例等」という。）は、どのような問題が契機となって作成されましたか。事業者又は団体からの照会が発端であった場合、事業者又は団体と住民とのトラブルが発端であった場合、その他の場合等、できれば、具体的な経緯をお聞かせいただければと思います。

()

問2 条例等を作成した際、「散骨」概念についてどのように認識しておられましたか。次のうち近いものを選んでください。（複数回答でも結構です。）

- ア 墓標を建てるもの以外はすべて散骨
- イ 墓地敷地内であっても、埋蔵以外は散骨
- ウ 墓地以外で、撒いた焼骨の上から落ち葉等で覆うような方法は散骨
- エ 川や海、山等に撒くのが散骨

オ その他の考え方 ()

問3 条例等を作成した際、規制する目的は何であったかについてお尋ねします。次のうちで、近いものを選んでください（複数回答でも結構です）。

- ア 住民の葬送観念への適合
- イ 地域の経済価値の維持（例えば、土地所有権、漁業権など）
- ウ 風評被害等からの地域産業（例えば、観光業、漁業等）の保護
- エ 環境保全
- オ 消費者保護
- カ その他 ()

問4 「問3」で掲げた「目的」を踏まえ、具体的にどういった制約を条例などのなかに盛り込みましたか。該当するものに全て「○」印をお付けください。

- ア 住宅にあまり近くては困る（具体的に [] km 以上離れていた方が良い。）
- イ 散骨される土地については、土地所有者に加えて、隣接・近接の土地所有者・住民からも承諾が必要

- ウ (焼骨が撒かれる) 場所内が適切な管理がなされていること
- エ (焼骨が撒かれる) 場所内に適正・必要な施設等が整備されていること
- オ 散骨サービスを行う事業者に対して、何らかの形で適格性が確認されるべき
- カ 学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くは困る
- キ 自然環境や文化財の近くは困る
- ク 漁業権のある海域、湖沼、河川域は避けるべき
- ケ 地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与えることは避けるべき
- コ 散骨を撒く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるモノの選別一例プラスチック製のモノの除去ーなど) なされるべき
- サ その他
(具体的に)

問5 条例等の作成に当たり、どのような関係者から意見を求めましたか(複数回答でも結構です。)

- ア 葬祭業者
- イ 墓地事業者
- ウ 町内会代表
- エ 業界団体
- オ 福祉団体
- カ 衛生・環境団体
- キ 消費者団体
- ク その他 ()

問6 条例等の決定に当たっては、どのような意見聴取の仕組みを取りましたか(複数回答でも結構です。)

- ア 審議会・検討会の意見を聞く
- イ パブリックコメント
- ウ 議会での決定
- エ 首長の決済
- オ 専門家の意見を聞く
- カ その他 ()

問7 条例等の制定の際、住民、関係者、議会などの意見は、総じてどのようなものでしたか。

- ア もっと厳しくすべきだ
- イ もっと緩やかにすべきだ

ウ その他（ ）

問8 「問7」で、「ア」あるいは「イ」と、お答えになられた場合に重ねてお尋ねします。具体的に、何について、そのようにとの意見であったかという点について、該当するものに全て「○」印をお付けください。

ア 住宅地からの距離

イ 散骨される土地、隣接・近接の土地所有者・住民からの承諾

ウ (散骨が撒かれる) 場所内の管理

エ (散骨が撒かれる) 場所内の施設等の整備

オ 散骨サービスを行う事業者の適格性の確認

カ 学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くでの散骨の規制

キ 自然環境や文化財の近くでの散骨規制

ク 漁業権のある海域、湖沼、河川での散骨の制限

ケ 地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与える散骨の規制

コ 散骨の撒く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるモノの選別—例：プラスチック製のモノの除去—など)

サ その他

(具体的に)

問9 条例等の策定により、効果がありましたか。(問題解決ができましたか)

ア 効果があった

イ 効果がなかった

ウ その他 ()

問10 条例等の作成にあたり、対応に苦慮したことが有れば、お聞かせください。

()

問11 条例等の制定後に新たな問題があれば、検討状況を含め、お聞かせください。

()

問12 その他意見、要望等があれば、お聞かせください。

()

第 5

海外における火葬と散骨の法制度

本稿要旨¹

本稿は「1 散骨の前提となる「火葬」の受容状況—宗教的状況等の背景・規範」「2 宗教的規範による制約と、世俗の法令規制」「3 海外（アメリカ）での散骨に関わる事業者の業務規制状況」について、主に欧州、アメリカ合衆国、東アジアを対象として、その報告をまとめたものである。

他の地域においては、特に「散骨」について、という規制が整備されていないか、その規制の状況については、本研究では状況の確認が困難であったため、除外している。それらを包括して、最後に「4 海外における散骨規制にかかわるポイント」としてまとめた。

なお、調査の対象とした欧州、アメリカ合衆国、東アジアの検討についても、「散骨」という視座から、各々のエリアにおける「概説」をまとめたものであることをお断りしておく。

1 散骨の前提となる「火葬」の受容状況—宗教的状況等の背景・規範

我が国は、世界一の火葬大国であり、99, 9%の火葬率である。しかし、世界に目を転じるならば、火葬率や火葬方法（拾骨する、焼骨を砕く等）も異なっている。

ここで「火葬」という行為という行為に言及をするのは、火葬を行わずしては、「散骨」という行為も成立し得ないためである。

火葬に係わる国際組織には、イギリスに本部を置く「火葬協会」がある。世界各国の火葬状況のリサーチを行っており、日本環境齋苑協会もこの協会に所属している。以下に「火葬率」について述べるが、これは原則として同協会が発表した平成 29（2017）年の値である。また、以下の各宗教や、国別の動向は「概説」に留まることもお断りしておく。

(1) キリスト教

キリスト教文化圏といわれる国における信者は、世界で現在約 23 億人を超える程存在しているといわれ、信者数としては最も多い。

大きくは「カトリック派文化圏（約 12 億人）」と、それ以外—主に「プロテスタント派文化圏（約 5 億人）」に分かれる（なお、その他「正教会」の信者は約 3 億人。モルモン教会やエホバの証人の信者など「自称」キリスト教諸派の信者が約 4 億人などとなる）。

カトリック派文化圏にある国の火葬率は総じて高くない。19 世紀から 20 世紀にかけて欧州では、墓地行政、つまり墓地等にかかわる法令・制度の整備が大きく進んだ。その内容は「火葬」をめぐるものについてであった。

ただ、旧来にわたって、カトリック派では、火葬を禁止してきた影響は強く残っており、フ

¹ 本稿は「海外における火葬と散骨の法制度等に関する報告書 1125」（長江曜子_聖徳大学教授・生涯学習研究所長—2020.11.27 提出）に基づいて、研究代表者・研究分担者が長江氏にヒアリング。それら結果を踏まえて、研究代表者・研究分担者の総意でこれをまとめたものである。

ランス (36.8%)、イタリア (23.9%)、スペイン (50.3% - バルセロナ 2016 年) 等は、肉体を伴った「復活思想」のため、墓地等にかかわる法令・制度の整備が進んだ現在においても、火葬率は上昇する傾向にあるとは言い難い。

つまり、墓地等にかかわる法令・制度の整備を進め、火葬は、衛生上の遺体処理として推奨されてはいても、火葬後の焼骨は、その形状を残さない。このことから、キリスト教カソリック派の教義の主要を成す「肉体を伴った復活を遂げる復活思想 (キリストが再臨し、最後の審判が行われ、天国と地獄に行くものが分かれ、天国で永遠の命を得る)」とは、相入れないのである。

1963 年ローマ法王庁が「火葬が復活に支障がない」と、宣言を行った。それでも「火葬」という行為は信者には浸透してゆかない、馴染み難い状況であることは変わらない。

加えて、21 世紀に入り、ローマ法王庁は「散骨や (焼骨の) 自宅保管をすることは望ましくない」旨の発言を行っている。この他、法王庁は信者の火葬に関して「遺灰 (焼骨) を分配してはいけない」などとする新しい指針を出した。さらには「遺灰【遺骨】を遺族で分配したり自宅で保管したりすることは許されず、教会の墓地など神聖な場所で管理されなければならない」「死者の尊厳を守り、家族の祈りや信仰のコミュニティから隔絶されることがないように、神聖な場所に保管すべきであって、空中や海に撒くことはゆるされない」という指針なども示されている (2016 年 10 月 26 日雑誌「ソナエ」より)。

これは、地球上 12 億人以上いるカトリック教徒に影響する可能性が考えられる。

他方、同じキリスト教文化圏にあっても、プロテスタント派文化圏にある国 (世界で約 5 億人程) では、主な国を挙げると、イギリス (77.0%)、ドイツ (プロテスタント、カトリック 62.0%)、アメリカ合衆国 (51, 55%) の火葬率である。

カソリック派文化圏にある国と比較すると、若干、火葬率は高いものの、それでも、火葬後の散骨は一般的であるとは言い難く、墓地内に埋葬する従来型の墓地や、納骨堂形式主流である。また、墓地内の散骨エリアや、ガーデニング墓地内埋葬等も、増えてきている。

アメリカ合衆国では、土葬は高価な棺や防腐処置のエンバーミング、死装束、遺体のメイクアップ、ボルト (棺のカバー、) 等平均 5000 ドル以上かかるので、火葬平均火葬料金だけなら 100 ドルと安価なため、火葬が増加傾向にあがまだ 50% 台である。

棺も、レンタルのものや、段ボール製もある。病院などから麻製の納体袋に収まった遺体が運び込まれ、遺族は立ち会わず、順番に火葬される。遺体を間違えないように金属プレートに刻印された火葬番号で管理される。金属製のプレートを可燃性のベルトで足に装着。それを付けたまま遺体は火葬され、すべての焼骨は散骨を目的としなくても火葬後金属や大理石の玉を入れたグラインダーで砕かれたのち、火葬証明書と火葬の金属プレートを容器に密封し、 SHIPPING (郵送) されるか、遺族が火葬場に取りに来る。

火葬後の遺骨は、骨壺に入れて、自宅に置くか、納骨堂に安置するか、あるいは従来通り墓地に埋葬され (骨壺のまま、骨壺の樹脂製やコンクリート製のカバーボルトで保護する) 墓石を建立する方法をとることもある。

また、墓地内散骨エリアで散骨し、散骨された個人の名前をメモリアルプレート (墓誌)

に刻むこともある。が、それらはあくまでも例外的措置にとどまるものである。本年、コロナ感染症拡大の中にあっても、死亡者の増加拡大でも、アメリカニューヨーク州ニューヨーク市では、マンハッタンにある小さな島に、土葬地を用意して、土葬を順番に行っている光景がインターネット情報に掲載されていたぐらい宗教上の土葬による埋葬が重要であった。

(2) イスラム教

イスラム教は、現在、全世界に18億人以上がイスラム教徒（ムスリム）と言われる。

イスラム教の文化圏、及びその影響の強い国という、我々はもっぱら中東を思い浮かべるが、中東に暮らすムスリムはほんの一部にとどまる。

世界最大のイスラム人口を持つ国がインドネシアで、人口2億5千万人のうち9割近くの2億2千万人がムスリムである。その他、世界のムスリムの半数以上はアジアに暮らしており、パキスタン、バングラデシュ、インドなどが多くの人口を抱える。

彼らは「死後の復活」を強く信じているため、遺体保存の土葬が当然であり、火葬がなされることは非常に稀であり、時として不名誉な扱いとしてなされる場合もある。

アジアのイスラム教国は、マレーシア、インドネシア、バングラディシュ、パキスタン等では、宗教上の復活思想のため、一切火葬しない。（インドネシアは、イスラム教文化圏であるが、華僑が多い地域においてわずかであるが火葬場が存在している。シンガポールも、複合民族の国家であり、面積が狭く火葬奨励である。イスラム教徒は、その中でも、土葬するがメッカの方角に向かって立ったまま埋葬されている）。

(3) 東アジア — 「祖霊信仰」「先祖崇拜」

こうしたいわば一神教的教義に拠る文化圏の形成の他に、我が国をはじめ、大陸（における主に「漢民族」）、朝鮮半島などといったいわゆる東アジアでは、こうした一神教的教義宗教が浸潤をみせていることと併行して、いわば社会的な習俗として、「祖霊信仰」「先祖崇拜」が根強くゆきわたっている。祖霊信仰（それいしんこう）もしくは祖先崇拜（そせんすうはい）というのは、「既に死んだ祖先が、生きている者の生活に影響を与えている、あるいは与えることができる、という信仰・習俗の影響下にある」と考え、その先祖を様々な形で慰撫するという宗教行為である。

こうした習俗がある一方で、現実的・物理的問題として、都市化が進むアジア文化圏は、火葬率が上昇してきている。アジアの国々にとって墓地問題は、都市の土地問題としてとらえられやすいからである。国土の狭い、大韓民国や台湾、香港などでは、伝統的な風水（前に水、後ろに山という子孫繁栄の地を、風水師に見てもらい墓地を作る。）上、良い土地に墓地を作ると一族が繁栄し、成功し、財産を残すと考えられている。

風水にかなった巨大な土饅頭の古墳型、亀甲型の墓地を人々は本来作りたがっているが、都市が膨張する現状とは反して土地不足を助長するので、大韓民国では、2000年の葬事に関する法律の全面改正で土葬を禁止し、土地の節約になり省スペース可能な火葬を奨励している。台湾、香港、シンガポールにおいても、国土が狭いため火葬を奨励している。

また、中華人民共和国においては、かつて上海市などといった都市部において墓地不足解

消と薄葬を考え、火葬を奨励し大規模な大規模船による海洋散骨を奨励していた。

現在は経済成長による空前の墓地ブームが起こっている。アジア文化圏は、火葬率が極めて高い。アジアにおける火葬率は、日本（99.9%）台湾（96.8%）、大韓民国（84.6%）香港において火葬が推進されている。

2 宗教的規範による制約と、世俗の法令規制

（1） 欧州の事例■

- ① イギリスでは、墓地内に散骨場所が設置されている。河川に骨灰をまく場合は、汚染防止法（1974年制定）により、地方自治体の水質当局に届け出義務がある。

1950年代より、墓地内では、メモリアルガーデン（外側から見ると花壇にしか見えない）に、小さなネームプレートを設け、地下に骨壺を埋め、有期限貸し付け10年後に骨灰を、花壇に撒く方式が取り入れられた。

墓地、火葬場に散骨する場合は2週間前に、火葬申請者に通知する規制がある。その申請・通知に関する記録 - 故人の記録は保存される。

- ② フランスでは、散骨に関してはかつては「公道以外どこでも撒いて良い」との内容の法規制であったが、現在では、観光地であるパリ市セーヌ川では散骨禁止されている。パリ市内の公営ペールラシェーズ墓地内には、10万人の埋葬者がある。1980年代当時の火葬率は5%未満だったが、現在では上昇している（2015年は、34.1%）。

2008年12月19日制定法（施行は2009年12月14日）によって、「遺族間で遺灰を分けることができなくなった」

「また法改正により従来のように骨壺を家で保管することができなくなった。」



※：パリ市ペールラシェーズ墓地散骨場（右は散骨した直後の様子）[撮影-長江曜子]

散骨の場合は、出生届を出した市町村に届けることになるが、散骨場所、散骨を行った

日と時間について記述した書類を、散骨後に郵送する必要がある。それが散骨の証拠となる。

遺体を分けることができないというのと同じ考えから、散骨もいくつかの場所に分けて撒くことはできなくなり、1か所のみで全て撒くなら可能となっている。

現在は、出生地に氏名、散骨した年月日と場所を届け出る義務が議員立法で定められた。公共の場所での散骨は禁止されている。

- ③ スウェーデンは、社会福祉の観点から火葬及び墓地を捉えている。1882年に「人間の尊厳を傷つけない葬儀」という趣旨から、公的団体として設立された「スウェーデン火葬協会」が、宗教に関係なくすべての国民を平等に扱い葬送を行っている。スウェーデン国民は、所得の一部を埋葬税（かつては、年収の1%を教会税として納めていた経緯があり、積立しておく義務があった。現在は埋葬税と名前を変えている）として積み立てている。そのため、死後火葬と墓地は用意されているのである。死後、葬送について困ることはない。

ほとんどの公共墓地や教会墓地内には、通常の土葬墓地や火葬の墓地（墓石を建立するとともに、墓碑を建立しない無名墓（ミンネスルンデン）～ 分解可能な骨壺に入れ地中に納骨するタイプ～ や、散骨墓地がある。無名墓や散骨墓地についても、これを勝手に使用することはできない。使用許可は届け出制となっている。



※：スウェーデンにおける火葬場の様子 [撮影-長江曜子]



※：スウェーデンにおける火葬場の様子 [撮影-長江曜子]

世界遺産として有名な。建築家のアスプルンドが設計した、首都ストックホルムにある世界遺産「森林墓地」には、追想の丘や散骨墓地が設置されている。



※：世界遺産「森林墓地」における散骨場（右下：ミンネスルンデン） [撮影-長江曜子]

散骨墓地（エリア）には、献花台が設置されており、献花する人が絶えない。散骨記録は墳墓地への埋葬の記録と同様に、きちんと整理され、確認できるようになっている。「追想の丘」におけるスキヤタリングには、近親者は参加せず、どこに遺灰が埋められたかについては知らない。この「追想の丘」では埋葬型か散骨の方法がある。



※：世界遺産「森林墓地」における「追悼の丘」[撮影-長江曜子]

墓地の管理者は、墓地台帳に散骨されたものの氏名、個人番号、死亡年月日、死亡の場所、及び散骨の行われた年月日を記録がなされる。

公共墓地の無名墓・ミネスルンデン以外への散骨には、県に事前に報告し、散骨を行ったものから散骨完了の報告を受け、県税事務所に通知しなければならない。

- ④ ドイツは、火葬法第二条第一項に、「埋葬の方法は死者の意思に従う」とあり、土葬か火葬かという選択は「死者の遺書」によると規定された。

火葬が制度化される中で、「埋葬義務」「墓地強制」という考え方が示されている。

死者は、第一に、人間らしく埋葬される事、第二に埋葬は墓地の中で行われること「墓地強制」、第三に「埋葬義務」は社会で責任を持つことが、基本とされている。遺骨を自宅に収蔵できない。あくまで、墓地（に埋葬・埋蔵されること）が基本とされている。

ドイツは、連邦制の為、一般的規制については州政府の所管となっているが、火葬法に

掘る散骨の規制条文は州法にはない。規制がないので、基本として禁止されている。

一部の州では散骨が許可されているところもあるが、極めて少ない。水葬の場合、骨壺を密閉して砂または砂利の重しをし、公海に沈める。(2015年の火葬率 54, 5%) ドイツでは、故人の遺志が火葬か土葬を表明していないときには、家族の意志確認が大切である。これは宗教上の復活思想との関連する。

次に、埋葬の費用負担の明確化がなされている。費用は故人の財産から出さねばならない。故人の財産がない場合は、セーフティネットとして税金で賄われる。

(2) アメリカ合衆国の事例

アメリカ合衆国においては、EPA（合衆国環境保護局）の規定（本稿巻末「補稿①」を参照のこと）では、船上から海上に撒くときには、陸地から3カイリ（約5.5キロメートル）離れなければならない。また、散骨後30日以内に、散骨について届け出義務がある。これは、環境に対する配慮である。

全米50州中墓地法に散骨の記述がある、たとえば、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、テネシー州、ワシントン州、カリフォルニア州、フロリダ州、ネバダ州などにおいては、同一日、同一容器に納められた火葬証明者が必要である。

散骨法で全米一厳しいのはカリフォルニア州墓地法〔次節にて解説〕であり、散骨の規制がある。1/8インチ、約3ミリ以下に砕くことが必要。陸地から3海里約5.5キロ離れていなくてはならない。漁民への配慮が大切で、海域指定がある。

また、散骨する遺骨は、火葬場で同一の骨壺に入れられた遺骨であること、故人ごとの特定がなされていることが求められ、火葬証明書が必要である。(45.7%-2015年)

アメリカの散骨トラブルとしては、ニューメキシコ州で散骨した住宅が転売され、購入者が不動産業者を訴えた事例がある。不動産物件の事前告知義務違反ということであった。高熱で処理された焼骨を砕いても、土の上ではなかなか解けない。

民間霊園中に散骨エリアが開設されているが、誰の遺骨であることの証明である書類の届け出義務があり、散骨された人の氏名や日時が、きちんと墓地のプレートにそれらが、刻まれ取り付けられる。単なる遺骨の処分ではない点が重要である。

全米で最も厳しい散骨法といわれるものが、「CALIFORNIA PUBLIC CEMETERY DISTRICTS LAW & REGULATION」(2017)。における「健康と安全の法律のセクション」の7010.7、7116、7117、7117.1に散骨の条項が記述されている。

*セクション7010.7には、散骨の定義がなされている。散骨とは、海や州の陸地その部分に合致した専用の霊園の境界を設けたエリアなどで、正式に許可され砕かれた骨灰を撒くことを意味する。

*セクション7116には、地域の禁止区域でないエリアや公に見分けることができない砕か

れた焼骨であり、骨壺（コンテナ）に入れられない状態にし、散骨するには私有地の所有者の許可が必要であり、また散骨の管理者の許可が必要である。

州司法権を持った代理人の管轄下にある土地のオーナーは、散骨の是非を判断するにあたっては司法、規制、政策上の立場から、その検討に臨まなくてはならない。

地域の法的代理人の土地に遺骨を、許可なく散骨することは明確に禁止されている。

陸地への遺骨の散骨は司法権の代理人の下に権限が置かれる。散骨される遺骨は、セクション 7003 あるいは、他の法律条項のために霊園で許可されたこのセクションのための地域（エリア）で散骨される。

***セクション 7117 には、**

- (a) 焼骨は、この州の港から船によって行われるか、空中から海上に散骨される。
- (b) 海上で散骨する人は、故人の誕生日、亡くなった年月日、散骨される場所に最も近い地域の登記所のファイルに届け出し、司法代理人の下、散骨された死亡者の名前、死亡時間、死亡場所火葬した場所、その他必要な事項を届けなくてはならない
この最初のコピーは、許可が承認されたら、処理した 10 日以内に誕生日と死亡日時を地域の記録係に届け、3 番目のコピーを発行された事務所に返却しなければならない。
- (c) このセクションの目的のために、海上と表現には、内陸の航行可能な水源地も含まれる。また開放的な湖、滝なども、岸壁から 500 ヤード（1 ヤードは 0,91 m。500 ヤードで約 4,5 キロ）離れていなければならない。橋や埠頭から散骨を許されるためには、説明するまでのものではない（つまりは、実質的には「禁止」）。
- (d) この法律のどんな条項があるにもかかわらず、この条項とセクション 103060 セクションが海上散骨をされる希望者のための法律である。

***セクション 7117.1**

- (a) 細分則にもかかわらず (a) 7117 のセクションにおいて、散骨される 7 日前までに耐久性のある骨灰を骨壺に入れて運ばなければならない。散骨のための骨壺は、散骨後 4 時間以内に溶解し、拡散する素材の骨壺に密閉されなくてはならない。
- (b) このセクションは、陸地や海上に飛行機から散骨される焼骨の骨壺は、許可されたものでなくてはならない。経済活動として営利の散骨業者は、届け出義務がある。

(3) 東アジアの事例

- ① 大韓民国（韓国）は、2000 年の葬事に関する法律の大幅な改正で、火葬を奨励してきた。現在の火葬率は 84,6% である。

韓国は、特にソウル市への人口が集中し人口密度が高いため、伝統的な風水を生かした土葬の土饅頭型の墓地は、土地不足解消のため原則禁止された。

2020 年 1 月 7 日一部改正、2020 年 7 月 8 日施行の、「葬事に関する法律（略称葬事法）」において、自然葬としての火葬した遺骨の骨粉を樹木及び草花及び芝生の下や周囲に埋める方法を、自然葬の葬事と表現している。火葬した遺骨粉をまく施設（散骨施設）に関する部分が明文化された。2008 年の葬事法改正の際、環境に配慮した自然葬制度を導入することになった。



※：韓国ソウル市営墓地 散骨墓地 [撮影-長江曜子]

1. 火葬した遺骨の安置方法としては、
「奉安施設の安置（公設、私設）」「奉安堂」「奉安墓」「奉安塔」「奉安塀」などといった奉安施設に安置する。
2. 「自然葬（公設、私設）」
「芝生」「花壇」「樹木葬」「樹木葬林」などの自然葬地に安置する。
3. その他*火葬施設敷設として設置されている合同安置施設（幽宅の園）に散骨や海洋葬などが施行されているが、散骨または海洋葬などについて「葬事に関する法令」には規定していない。

韓国においては、自然葬の用語の定義としては、「火葬した遺骨の骨粉を樹木、草花、芝生などの下や周辺に埋めて葬ること」としている。我が国では平成 16 年 10 月 22 日健衛発第 1022001 号でいう「樹木葬（森林公園）」がこれに該当することとなる。

② 中華人民共和国

中華人民共和国には、国の葬祭に関する法律はまだない。法律の代わりに中国国務院が定めた「殯葬管理という行政条例がある。1985 年 2 月 8 日に国務院殯葬管理についての臨時条例」を公表、1997 年 7 月 21 日に正式な「殯葬管理条例」を公表、2013 年 1 月 1 日に

修正版を公表してから、今まで使用している。「殯葬管理条例」には自然葬（つまり散骨、中国語では節地生態葬）に関する記述がない。2016年、2月24日に民生部（厚生省）発展改革委員会、科学技術韻、財政部《大蔵省》、国土資源部、環境保護部、住宅城郷建設部、農業部、国家林業局の度9か所の部門が協働に「節地生態安葬についての指導意見」（以下指導意見）を公表した。これは、中国政府が初めての自然葬（大韓民国の例に同じく、樹木葬の概念と散骨との混同がある）についての政策である。

この「指導意見」では、初めて自然葬（節地生態安葬 land-saving and ecological burial）の内容を明確にした。つまり葬祭活動を人間と自然が融合したものとさせるために、資源節約、環境保護を目標に樹木葬、海洋葬、深埋葬、納骨堂など土地を使わない、もしくは少なく使い、資源を少なめに消耗し、解けない材質をなるべく使わない方法でお骨や遺体を埋葬するように誘導する意見です。「指導意見」では、4つの目標を設定した。

- (1) 積極的に自然葬（節地生態安葬）の埋葬方法を進める。火葬地区では、樹木葬、花壇葬、芝風葬及び立体納骨堂など土地の節約するお墓と海洋葬や散骨などお骨を保留しない埋葬方法を進める。土地改革地区（現在の火葬率は、52%程度）では、土地節約するお墓や深く埋葬し、土饅頭を作らなく、墓碑の代わりに木を植える方法を進める。
- (2) 積極的に節地生態安葬の施設を建設する。
- (3) 積極的に節地生態安葬のサービス水準を高める。
- (4) 近代的な葬祭文化を育てる。

2018年9月7日に「殯葬管理条例」の「修正意見募集版」を葬祭業界内部に公表（いわゆる「パブコメ」の公募）、中に自然葬（節地生態安葬）について、上記の「指導意見」の内容が織り込まれた。ただ、公表はまだされていない（原因不明）。

節地生態安葬の詳しい規定は、各地方行政体により、各々、基本的に樹木葬、花壇葬、芝風葬及び塔葬、壁墓地及び立体納骨堂など、いわゆる「節地葬」（土地節約葬法）は霊園構内に行う。海洋葬や河川葬などの「生態葬」（散骨、自然葬）は、一部の地方行政体が条例を出している。例えば、浙江省寧波市は「寧波市骨灰改葬試行方法」などがある。

中国政府は、中国各地の行政体に対して、自然葬が土地を節約するということで、自然葬（つまり節地生態葬、もしくは環境保護葬）に対して、補助金を出している。

例えば北京市民生局と財政局は2017年3月31日に「さらに骨灰海洋葬と骨灰自然葬補助方法を健全にする通知」を公表（金額は出ていない）した。

浙江省蒼何県人民政府は2011年8月2日に公表した「蒼南県生態葬方法」に、樹木葬、花壇葬、芝風葬及び塔葬、壁墓地及び立体納骨堂を利用する人に800元（12000円）、河川葬や海洋葬を実施する人に5000元（75000円）の補助金を出すと記述している。

しかし、一般消費者の自然葬に対する態度は、一部の貧しい人がやむを得ず選択していると感じている。伝統的な意識の根強い中国の国民たちは、あまり認めないようである。霊園業者も、積極的に取り組むというより、政府に対して従順な姿勢だけを見せる程度であり、実が伴っているとは言い難い。

霊園の土地があまりない場合は、自然葬を積極的に進めている。比較的に壁墓地が人気がある。中国は人口の約6割が月収1000元（15000円）であるとされ、経費の少ない自然葬

が将来増えることも考えられる。大連の海洋葬業者「大連海葬」は、毎年 5, 6 千体を海に散骨している（と、いわれる）。

大連の年間死亡者数は約 12, 000 名。とされているから、半分の死亡者について、ひとつの事業者が散骨している計算となる。ただ、大連の人口は戸籍人口数だけで約 600 万人。なので死亡率は僅か 0. 2 % となる。こうしたことから上記についても「と、いわれる」としか受け留めることが出来ない。

- ③ 中華民国台湾は、火葬率 96, 8% であり、いわば、世界第 2 位の火葬大国であるといえる。宗教的な背景として仏教、キリスト教、道教の複合的な地域である。台湾は国土が狭い。墓地問題は、土地問題でもある。

墓地使用权及び、埋葬規則により規定される。焼骨は、墓地と納骨堂に埋葬される。

海葬は、土地資源の節約と環境保全を考えた殯葬の方式である。

これはまさに、火葬された骨灰の再処理後に、「環境保全の紙袋」に入れ、安息箱の中に入れ、6000 公尺の海域において、家族により故人を祝福したのち、安息合に生花とともに海中に入れることである。海葬は、民国 92 年今から約 12 年前から行われている。

92 年には年 1 回、105 年からは、毎年 9 回、3 月から 10 月は 10 回海洋散骨が行われている。湾内の端から 6000 公尺の海域まで出たのち家族と先行者の祈りの後、散骨が行われ、花を海に入れ、大海の中に天地と同遊し、大自然の中に生命が回帰していく儀式を行う。船は、合同葬の場所でもある。

台北市の「殯葬新文化」というパンフレットによれば、海葬は、費用がかからない。「多元環保葬」として、樹葬（日本の樹木葬）、火葬、連合葬儀（葬儀を合同で行い費用を軽減する）、海葬、免費恩專車（専用の無料の車両）が、環境に優しい葬儀の改革と位置づけられている。背景としては台湾は、国土が狭く、墓地不足のためである。墓地も永代使用から有期限に切り替わり、土葬から火葬を積極的に推進している。

海葬の申請と実行の流れは、台北市殯葬管理連合階層申請書による申請が必要である。

- [1] 申請者の身分証明文が必要（委託の場合、委託代理人もしくは、委託の書面）
- [2] 葬られる人の死亡証明書及び火葬許可証。
- [3] 当日、骨灰を海上に散骨する申請者と搭乗する人の身分証明書の写しが必要。

船舶の容量及び安全性を鑑み、搭乗出来る家族の人数を 1 名と制限する。なお、身分証明者（委託代理者堂の壁等に収める。河川に撒く場合は、県当局の特別許可が必要。）

台北市も、富徳公墓地内の樹葬「詠愛園樹葬区」を民国 92 年から行っている。

散骨庭園區画を展開してきたが、近年散骨でなく、13 の大きな区画に 7900 個の樹葬穴の塩ビ管内に納骨する形式になった（2015 年の火葬率は、92, 5% の場合、委託書類が必要）。

受者の証明者、船の安全のために同乗する人数制限あり、乗船者名を届け出る義務あり。申請は、第一、第二火葬場・葬儀場の事務所に、午前 8 時より午後 4 時まで週 6 日受け付けている。

④ その他のアジアの散骨事情

アジアには、宗教的な背景として葬送を見ていくと、イスラム教（インドネシア、マレーシア、パキスタン、バングラディッシュなど）、仏教（タイ 80%火葬率 2016 年、スリランカなど）、ヒンドゥ教（インドなど）、又、複合国家シンガポール（仏教、イスラム教、ヒンドゥ教、キリスト教など）が存在する。アジアの急速な経済発展によって、衛生上の問題からの火葬の促進がなされている。

たとえば、国土がきわめて狭いシンガポールに於いては、墓地問題は土地問題で有り、墓地不足は深刻である。シンガポール共和国の火葬率は、80, 5%である。宗教的には、複合国家であり、中国系の華僑であっても、仏教、キリスト教、インド系はヒンドゥ教、イスラム教等と多様化している。

都市の膨張のため、町中の古い霊園が、都市再開発として強制的に移転する事態が起きている。イスラム教徒の墓地エリアでは、省スペースを考えて、死者は立ったまま聖地の方向に向いて土葬される。とはいえ、一般的には、火葬後墓地や納骨堂に埋葬されることが基本である。ヒンドゥ教徒等は、海に散骨を望むため、セマカウ島沖南方 2, 8 キロの海域を限定したところで散骨することが許可されている。

3 海外（アメリカ）での散骨に関わる事業者の業務規制状況

ネプチューンソサエティ（1974 年創業。全米 45 か所の事務所 — 本稿巻末「補稿②」を参照のこと）の HP における散骨に関する同社の業務にかかわる記述によると、「各州には散骨に関する独自の法律があり、水上に散骨する場合、連邦法は州法より優先される可能性があります。従って、散骨を計画する場合、地方及び州の法律を確認し、水上散骨に適用される可能性のある連邦法を遵守して下さい」とあり、各州の制度の確認を促している。

「ほとんどの州では、所有者の許可を経て、私有地や管轄者の許可を得て公有地に散骨することができる」とあるとともに、「テキサス州の法律では、火葬された遺骨を無人の公有地、公共の水路や海、または、許可を得た私有地に散骨できる可能性がある」と書かれている。

また、コンテナ（我が国でいう「骨壺」）が生分解性でない限り、「火葬された遺骨は散骨する前に容器から取り除かなければならない」とある。

カリフォルニア州の墓地法では、遺灰は、墓地内の散骨エリアや、禁止区域でない場所に散骨されたり、財産諸州者や管理機関の許可を受けた土地に散骨されたり、納骨堂、霊廟、墓地へ埋葬されたり、自宅保管や教会などの宗教施設に保管されるとある。

但し、連邦クリーンウォーター法によると、陸地から少なくとも 3 カイリ離れたところでの散骨を規制している。また、河川や湖も「あらかじめ許可された地であること」が条件であり、内陸水散骨は、水路を管理する州政府機関から許可を受けることが法的に義務付けられている。

海に散骨する場合、「(前述の通り) 容易に分解する容器に入れなければなりません」とされている。遺灰は、ビーチやウエディングプールでの散骨は禁止の可能性がある。

EPA には、散骨から 30 日間以内に届け出義務がある。ネプチューンソサエティでは、散骨の規制が厳しいので、フロリダ州キービスケーン沖 3, 25 カイリの海底に、遺灰をコンクリートに混合し、ヒトデ(星)形や貝殻の形にして、GPS 情報でマークされ、海底に設置される。完成すると 16 エーカーにもなり、「人生の後に命を与える」と海洋生物のための住みかとなる慰霊の形式まで開発実施している。

空中の散骨は、指定空域の法規制があるが、撒くときにきちんと入れ物から遺灰を出し、そのほかの空中から落下する危険性のあるものは禁止されている。

4 海外における散骨規制にかかわるポイント

海外の火葬の実態と散骨に関する法規制について、調査研究する中で傾向は、以下の 4 点があげられる。

- ① 火葬率は、宗教的な背景と関係が強い点があった。キリスト教(特にカトリック)、イスラム教は、復活思想の影響によって火葬率が低い。
- ② 宗教上の問題から、墓地法の中に埋葬義務の概念が存在し、遺体と遺骨に対する尊厳性が大切にされる。火葬か土葬かは、故人の意思が尊重される。改葬散骨は、考えにくい。単なる遺骨の処分ではない。そのため、各国における墓地に係わる「法」の中で散骨が位置付けられている。ガイドラインで済ませている国はなかった。
- ③ 撒く自由もあるが、撒かれる迷惑を考え、撒かれる場所についてルールが制定されている。環境に対する配慮や、漁民への配慮、周辺住民への配慮が重要である。
- ④ 「業」として散骨を請け負う事業者の届け出義務の必要性や、散骨された故人の記録に関する保存の義務等について、各国で規制していることが明らかになった。

基本としては、散骨が散骨として単独に存在するのではなく、海外の法律において「墓地法」の中で位置づけられている点が重要である。そのうえで、海外の散骨の実情と法律からかんがみた散骨について留意なされるべきであろうと思われる点をまとめる。

- [A] 散骨の届け出制が必要である。フランスでは 2008 年の法改正で、散骨された故人の出生地に、散骨の日時、場所を記述した書類を届け出なければならない。
- そうすれば年間散骨者数がきちんと記録される。また、アメリカ連邦法でも、環境に配慮する EPA において散骨後 30 日間に届け出義務があるなど法整備が行われている。
- フランスのように、故人の出生地への届け出制か、アメリカのように地方の散骨する場所に事前許可を申し出、書類を提出、散骨後報告するとともに、EPA にも届け出る。
- また、墓地内に散骨が行われる場合には、墓地管理時事務所の墓籍簿に届け出保管の義務付ける等、データをきちんとすべきである。

こうした対応を我が国に当て嵌めれば、埋火葬許可書の提出義務や、本人の散骨の意思表示の遺言等の書類の提出と保存義務を規定すべき、というコトが導き出される。

[B] また、陸地の散骨場が台風等大雨で土砂崩れによって、遺骨が流された事案が我が国でも生じている。韓国のように、緑地保全のための樹木葬や散骨墓地などは、林野庁と環境保全と防災上の観点から、安易な設置を認めてはならない。地域住民の安全、安心への配慮が十分はかられる配慮が必要である。

[C] 宗教的な配慮も大切である。散骨が「安価な遺骨処理」となってはならない。

[D] 「葬法の一つ」と考えれば、他者への配慮が必要になる。宗教儀礼を伴った海洋散骨であるべきである。漁民に対する配慮や、陸地からの距離も、3カイリ（5、5キロ）以上離れた場所、あるいは外洋200カイリの場所まで離れる必要がある。今日陸地から1キロ前後で散骨している状況が報告されている。

改めて触れるまでもなく、海外では海水浴場や、湖沼、河川における散骨も出来ない。

[E] 散骨に対する、環境への配慮が必要である。遺骨に含まれる危険性のある残留物が自然環境を破壊しかねない点を、きちんと基準を示すべきである。

遺骨の粉骨の大きさの基準や、骨壺の材質（すぐに分解可能な素材）、副葬品が自然環境を破壊しないものに限る等。

[F] 散骨を「業」している事業者の届け出義務と、更新義務、散骨における書類の管理、散骨された故人の名簿管理や書類の記録保存義務、必要があるときの立ち入り調査権、罰則規定等についても、記載することなどが求められる。

以上

2020/12/8 海洋葬 | 海洋投棄の管理 | アメリカ合衆国環境保護庁 (以下 EPA)

米政府の公式サイト。

EPA

海洋葬

関連情報

EPA は海洋投棄に対して、特別許可、研究許可、緊急許可、一般許可を与えます。

- [海洋投棄許可についての追加情報はこちら。](#)
- [海洋葬を報告](#): 海洋葬をした人は、海洋葬をしてから 30 日以内に EPA に報告しなければなりません。報告には[海洋葬報告ツール](#)を用いてください。
- [海洋葬に関するお問い合わせは EPA 地域事務所まで。](#)

EPA は「海洋保護、調査および禁漁区域法 (以下 MPRSA)」に基づいて一般許可を出すことによって、遺骨または遺体を海洋葬することを認可しました。[合衆国法典第 40 編第 229 条 1 項](#)によって、一般許可は発行されています。

MPRSA 一般許可は、ある特定の条件下の洋上において、遺骨または遺体の運搬、海洋葬を認めます。

海洋葬に対する MPRSA 一般許可のもとでは、以下のような行為は禁止されています。

- 遺骨または遺体を海岸から 3 海里 (5,556m) 以内の海域に海洋葬すること。海岸とは、通常の干潮時海岸線や、海図上で入り江や川の河口部をわたって引かれた線のことを指す。

[写真] アメリカ軍が海洋葬を行っている。

- 人間以外を海洋葬すること (ペットなど)。
- プラスチック製や金属製の花、花冠、墓石、人工サンゴなど、海洋の環境で容易に分解できないものを海に入れること。

これらの行為を希望する場合は、[MPRSA 特別許可](#)への申し込みをする必要があります。

目次

海洋葬に関する指定	152
海洋葬についてよくある質問.....	154
MPRSA 海洋葬一般許可の対象となるのはどのような人ですか?	154
海洋葬に先立って、何か書類を提出して許可を得る必要はありますか?	154
海洋葬のためのポートを持ってないのですが.....	154
MPRSA 一般許可のもとで、ペットなど人間以外の動物を海洋葬することはできますか?	154
火葬が終わった遺骨に医療廃棄物が混ざっている場合は、海洋葬できますか?	154
体の一部分についても、体全体のときと同じように MPRSA 一般許可のもとで海洋葬できますか?	155
棺ごと火葬されていても遺骨を海洋葬できますか?	155

遺骨の入った人工サンゴを MPRSA 一般許可のもとで海に入れることはできますか？	155
遺骨を記念碑のようなものの中に入れて、MPRSA 一般許可のもとで沈めることはできますか？	155
風船、ロケットやその他火工品といった使い捨て装置で遺骨や遺体を運び、その着水によって放出することは できますか？	155
海洋葬の一部として、ポートそのものを燃やしたり、海上で火葬をしたりすることは、MPRSA の一般許可の 中で認められますか？	155
容器に入れた遺骨を海洋葬することはできますか？	156
州政府が海洋葬にかかわることはありますか？	156
湖、川、入り江で遺骨を撒くことはできますか？ できる場合、追加の書類の提出は必要ですか？	156
遺骨または遺体を米国から運び、他国の領海で海洋葬をすることはできますか？	156
詳しい情報を知りたい場合、どこに問い合わせればよいのでしょうか？	157

海洋葬に関する指定

海洋葬の準備

遺骨または遺体の海洋葬に向けた準備、および海洋葬は、このような事柄についての責務を負う民間機関、アメリカ沿岸警備隊、アメリカ海軍が適切だろうと判断した手順および注意事項に沿って行われる必要があります。それに加えて、遺骨や遺体の陸上での運搬、たとえば墓地以外への移動に対して、州または地方のルールが適用されることがあります。

火葬されておらず、棺に入っていない遺体

棺がない場合、EPA としては、天然繊維の埋葬布または帆布を遺体に巻き付け、鉄の鎖などを付けて素早く沈むのを助けることをお勧めしています。

火葬されておらず、棺に入った遺体

棺がある場合、プラスチック製品は予め棺から取り外さねばなりません。海洋環境では分解されず、受け入れがたいゴミになる可能性があるからです。アメリカ海軍が使うような金属製の棺は、検討が必要です。EPA の推奨する事項は以下の通りです：

- [図] 迅速に、永久的に、確実に沈むのを助けるために、このような棺の準備をお勧めします：2 インチ（約 5cm）の穴を 20 個開ける、6 つの帯で縛る、最低でも 300 ポンド（約 136kg）の総重量にする。図は「アメリカ海軍海洋葬プログラムの棺の準備に関する指針」（2010）より。
棺への海水の取り入れおよびそれに伴う空気の排出を助けるために、2 インチ（約 5cm）の穴を最低 20 個開けましょう。穴は、上面に 8 個、底面に 8 個、そして頭側と足側に 2 個ずつ、均等な間隔をおいて開けるようにしましょう。布や紙といった多孔質のもので穴を覆って、遺体が見えないようにすることもあります。ただしその場合も、テープなど、接着するものとしてプラスチック製のものを使わないでください。
- 速く沈めるために、砂やコンクリート（鉛はだめです）を棺に追加して最低 300 ポンド（約 136kg）にすることで、遺体や棺の浮力を相殺しましょう。遺体の頭が下になってしまうと心苦しいという人は、棺の足側

を重点的に重くしましょう。

- 棺は最低 6 本の丈夫なステンレスの帯、鎖、または天然繊維のロープで縛りましょう。迅速に、永久的に、確実に沈めるためです。棺には、頭面—上面—足面—底面および、頭面—側面—足面—側面という、2 つの縦長の軸がありますが、それぞれ 1 本の帯で縛りましょう。横向きの帯は、4 本を等間隔に縛ります。頭側と足側の蓋が別々であるタイプの棺である場合は、特に後者が重要になります。市販の輸送用ストラップは、海洋環境では急速に劣化するため、使用はお勧めできません。

アメリカ海軍海洋葬プログラムにはさらなる情報が載っています。

海洋葬をする場所と法律

火葬されていない遺体

MPRSA 一般許可は、火葬されていない遺体の海洋葬を、陸から 3 海里 (5,556m) 以上離れた海水上かつ、最低 600 フィート (約 183m) の深さがあるところにおいて認可します。特定のエリア、具体的にはセントラル・フロリダ東部、同じくフロリダ州のドライ・トートゥガス国立公園、そしてフロリダ州ペンサコーラの西からミシシッピ川三角州までといったところでは、1,800 フィート (約 549 メートル) 以上の深さがあるところであれば海洋葬は認められません。詳細は合衆国法典第 40 編第 229 条 1 項(a)(2)を参照してください。速く、永久的に海底に沈むよう、必要なすべての手順を確実に踏まなければなりません。

火葬された遺骨

火葬された遺骨は、海水中または海面上に撒くあるいは落とします。どんな深さであっても、海岸から 3 海里 (5,556m) 以上離れているなら許可されます。

分解可能な花や花冠

海洋環境で容易に分解される材質でできた花や花冠は遺骨または遺体と一緒にしてもかまいません。通常、プラスチックの花や合成繊維の花冠は分解に時間がかかります。

30 日以内に EPA に知らせる

海洋葬を行った人は、行ってから 30 日以内に EPA に通知しなければなりません。MPRSA 一般許可のもとで行われたあらゆる海洋葬について、遺骨または遺体を運ぶ船の出港地の EPA 地域事務局に通知する必要があります。

遺骨または遺体の海洋葬は、海洋葬報告ツールによって EPA に報告できます。このツールは、シンプルなオンライン上のフォームに情報を入力することで、海洋葬を行った個人または法人が、EPA に報告できるというものです。一つまたは複数の海洋葬の報告の手引きなど、このツールについての情報は、海洋葬報告ツール説明書を参照してください。海洋葬を報告するにあたり、EPA に死亡証明書などの書類を提出する必要のないことに留意してください。

ツールを使わない場合は、遺骨または遺体を運ぶ船の出港地の EPA 地域事務局に直接連絡してください。どこ

の支局が一番適当かわからない人は、EPA の地域事務所連絡先リストを参照してください。

海洋葬についてよくある質問

MPRSA 海洋葬一般許可の対象となるのはどのような人ですか？

MPRSA 一般許可を利用できるのは、このような人です。

- 海洋葬のためにアメリカ合衆国の港から人の遺骨または遺体を運んでいるすべての人。
 - 米国で登録された、または米国旗を掲げていて、海洋葬のために人の遺骨または遺体を運んでいるすべての船舶および航空機の所有者または操縦者。この場合、出港地は問いません。
 - 海洋葬のために人の遺骨または遺体を運んでいるすべての米国の政府機関。この場合、出港地は問いません。
- 米国外から出港して、米国海岸から 12 海里 (22,224m) 以内の海上で海洋葬を行いたい人は、MPRSA 一般許可ではなく、MPRSA 特別許可を受けてください。

海洋葬に先立って、何か書類を提出して許可を得る必要はありますか？

いいえ。MPRSA 海洋葬一般許可は EPA への事前通告を求めています。ただし、海洋葬後 30 日以内に EPA に通知する必要があります。

海洋葬のためのボートを持ってないのですが……

海洋葬には、所有している、もしくは（既に誰かから借りているなどの理由で）あなたが使用可能なボートが使えます。そのようなボートがない人に向けても、海洋葬向けのサービスを取り扱っている船チャーター業者はたくさんいます。海洋葬を専門にしている業者もあります。もし亡くなった人が退役軍人もしくはその配偶者であった場合、アメリカ海軍またはアメリカ沿岸警備隊を通して船を調達できる場合もあります。

MPRSA 一般許可のもとで、ペットなど人間以外の動物を海洋葬することはできますか？

いいえ。合衆国法典第 40 編第 229 条 1 項に基づく MPRSA 一般許可は、人以外の海洋葬は認可していません。ペットなど人間以外の動物の遺灰を人の遺灰と混ぜてしまった場合も、一般許可の認可の対象外です。

火葬が終わった遺骨に医療廃棄物が混ざっている場合は、海洋葬できますか？

いいえ。MPRSA 一般許可のもとでは、人の遺骨の海洋葬のみが認められています。医療廃棄物の海洋投棄は MPRSA で禁じられているため、一般許可に先立ち、遺骨に医療廃棄物が混じることのないようにしてください。ただし、医療廃棄物に相当する物質が亡くなった人の体内にあった場合は、MPRSA の医療廃棄物海洋投棄規制の対象とはなりません。

体の一部分についても、体全体のとおり同じように MPRSA 一般許可のもとで海洋葬できますか？

はい。この許可は遺骨または遺体の海での処理を認可するものです。たとえ一部でも、それが単一の故人のものであり、他の故人や動物の遺骨や遺体、存命の人物の体の一部、その他不適当な物質（特に医療廃棄物）が混じっていない限り、遺骨または遺体として適切に認定されます。ただし、医療廃棄物に相当する物質が亡くなった人の体内にあった場合は、MPRSA の医療廃棄物海洋投棄規制の対象にはなりません。

棺ごと火葬されていても遺骨を海洋葬できますか？

はい。火葬場においては、遺体は棺に入った状態で火葬し、そして遺灰から金属製の物品を除去するのが普通であると、我々EPAも把握しています。

遺骨の入った人工サンゴを MPRSA 一般許可のもとで海に入れることはできますか？

いいえ。そのようなものは一般許可の条文のもとで認可されていません。一般論として、MPRSA の海洋投棄の定義に、処分以外の目的で人工サンゴを海に落とすことは含まれていません。そのようなことの管轄は別の連邦法の範囲となります。遺骨を含む構造物を作成したり海に落としたりすることは、必ずしもそれが人工サンゴとして機能することを意味しません。そのような構造物が人工サンゴとして機能するのかどうかは様々な要因によって決まります。人工サンゴを海に落としたい人は、関連する州の漁業機関、アメリカ陸軍工兵隊、アメリカ沿岸警備隊、アメリカ海洋大気庁に相談して調整する必要があります。

遺骨を記念碑のようなものの中に入れて、MPRSA 一般許可のもとで沈めることはできますか？

いいえ。そのようなものは一般許可の条文のもとで認可されていません。石でできたものは海洋環境による速やかな分解が期待できず、漁業や航海に害を及ぼす可能性があるからです。石でできたものを処分以外の目的で海に落としたい場合は、アメリカ陸軍工兵隊による許可が必要です。

風船、ロケットやその他火工品といった使い捨て装置で遺骨や遺体を運び、その着水によって放出す

ることはできますか？

いいえ。MPRSA 一般許可は、人の遺骨または遺体の移動を許可するのみです。風船やロケットのような回収不能な乗り物によって遺骨または遺体を運ぶことは、一般許可では認可されていません。EPA は、遺骨または遺体を運ぶものとして、船舶や航空機といった、海洋葬後に帰還できるものを想定しています。

海洋葬の一部として、ボートそのものを燃やしたり、海上で火葬をしたりすることは、MPRSA の一

般許可の中で認められますか？

いいえ。MPRSA 一般許可は、船舶やその他構造物の処分まで認めているわけではありません。したがって、そのような行為は違反となります。加えて、ボートや火葬用の薪が制御されていないと、予期せぬ場所で遺骨または遺体が沈んでしまう可能性があります。制御されていない火は、煙、灰、その他人間由来以外のゴミを出しやすく、そのような理由から、EPA は、遺骨または遺体を運ぶものとして、海洋葬後に帰還できる船舶や航空機を想定しています。

容器に入れた遺骨を海洋葬することはできますか？

はい。風の状況などの理由によっては、海上で遺骨を撒くのがふさわしくない場合もあります。そのような場合には、遺灰は適切な容器に入れて海洋葬します。アメリカ海軍とアメリカ沿岸警備隊は、容器に入れた遺骨の海洋葬についての案内を提供しています。容器はどんな種類のプラスチックも含んではならず、浮かんではならず、海中のゴミになってはいけません。海洋環境で容易に分解される容器が理想的です。

州政府が海洋葬にかかわることはありますか？

いいえ。MPRSA 海洋葬一般許可は海水に対して適用されます。州政府は、海洋葬を認可したり、連邦法による海洋葬の規則を緩和したりしてはいけません。州政府は、海岸より 3 海里 (5,556m) 以内での海洋葬を禁じる MPRSA 一般許可の規則を緩和してもいけません。川や湖、入り江といった、陸地内とみなされる水域においての散骨は、州法および／または水質浄化法に則って、州政府が認可します。州政府は、州の司法権の範囲内で、水域への投下に関して追加条項を設けることができます (MPRSA 第 106 条(d))。しかし、海への投下に関して MPRSA で規制されていることを認可することはできません (MPRSA 第 106 条(a))。

湖、川、入り江で遺骨を撒くことはできますか？ できる場合、追加の書類の提出は必要ですか？

MPRSA 海洋葬一般許可は海水に対して適用されます。川や湖、入り江といった、陸地内とみなされる水域においての散骨を、連邦が MPRSA によって規制することはありません。ただし、州政府は、州内にある川や湖といった淡水域における散骨を管理するにあたって、ある手順を要求することがあります。陸地内の水域において散骨を禁止している州もあります。淡水域での散骨にかかわる法令などについては、州政府の環境機関、保健機関、葬儀委員会などに確認してください。

遺骨または遺体を米国から運び、他国の領海で海洋葬をすることはできますか？

その国の法令によります。MPRSA 海洋葬一般許可は、米国旗を掲げている船舶や航空機、米国政府機関、海洋葬のために米国の港から出て遺骨や遺体を運ぶすべての人に適用されます。MPRSA 下での規則に従うことに加えて、ある国の主権の及ぶ海域で海洋葬を行う場合は、その国の然るべき機関に通知し、その国の法令に従う必要があります。海洋葬を禁じる国もあります。

詳しい情報を知りたい場合、どこに問い合わせればよいのでしょうか？

海洋葬について質問がある場合は、EPA の 地域事務所連絡先リスト に載っている、適切な EPA 地域事務所に連絡してください。

最終更新: 2020 年 7 月 21 日

翻訳元: <https://www.epa.gov/ocean-dumping/burial-sea>

翻訳元: https://en.wikipedia.org/wiki/Neptune_Society

Wikipedia が翻訳元ということで、せっかくなので日本語版の記事を書きました。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%8D%E3%83%97%E3%83%81%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%83%B3%E5%8D%94%E4%BC%9A>

何かの理由ですぐに削除される可能性を考慮し、一応全文を書いておきます。

ネプチューン協会

ネプチューン協会株式会社は、火葬サービスを全国的に展開している、米国最大級の火葬会社である。直接火葬、火葬事前計画、急な火葬サービス、および退役軍人の火葬サービスを取り扱っている。ネプチューン協会はフロリダ州プランテーション市で設立され、現在では全国に 45 か所以上の拠点がある^[1]。カリフォルニア州サンフランシスコのネプチューン協会納骨堂や、フロリダ州キービスケーン近郊のネプチューンメモリアルリーフといった全国的に名の知られた納骨堂で有名である。

目次

沿革.....	158
ネプチューン協会納骨堂.....	159
論争.....	159
参考文献.....	159
外部リンク.....	160

沿革

ネプチューン協会は 1973 年に設立され、1985 年に法人化された。現在、サービスコーポレーションインターナショナルの子会社として運営されている。同社は 40 年以上にわたり、遺族の火葬計画の支援に携わっている^[2]。1999 年、ネプチューン協会は、カナダ・トロントに本拠地を置くスタンダードセキュリティーズキャピタルコーポレーションとの 700 万ドルのエクイティファイナンスの完了を発表し、マルコ・マーキンを社長兼 CEO に任命した^[3]。2000 年、同社はアイオワ州火葬協会^[4]を買収し、証券取引委員会に登録してナスダック証券取引所に上場したことを発表した^[5]。2003 年、ウォルト・ディズニーを大叔父に持つ人物がネプチューン協会を買収するために提案した 1,150 万ドルの取引が中止されたと報告されている^[6]。

ネプチューンメモリアルリーフ

ネプチューンメモリアルリーフは、フロリダ州キービスケーンの沖合 3.25 マイル (約 5,230m) にある水中メモリアルで、故人の遺灰を埋葬することができる。ネプチューンの海洋葬には、火葬された遺骨をコンクリートに混ぜて、頑丈で安全な墓にすることが含まれる。16 エーカー (約 6.5ha) に及ぶこのメモリアルは、世界最大級の人工サンゴである。EPA と他の多くの国内組織は、所定のガイドラインと規制に従ってサンゴ礁の建設を承認した。このサンゴ礁は、遺族が納骨したりお墓参りしたりする場所であるだけでなく、ダイバーや観光客に人気の場所でもある。

ネプチューン協会納骨堂

サンフランシスコのネプチューン協会納骨堂は、サンフランシスコの建築上のランドマークであり、サンフランシスコで唯一の無宗派の公共納骨堂である。納骨堂は 1898 年に建築家バーナード・J・S・ケイヒルによって建てられ、現在は北カリフォルニアのネプチューン協会によって運営および維持されている。銅製のドームが被さった新古典主義の構造には、火葬用の壺用に 8,500 以上のくぼみがある。この建物は、1996 年にサンフランシスコの街のランドマークに指定された。

論争

ネプチューン協会ブランドをめぐる論争が何年にもわたって報告されている。1990 年代後半、同社は元バーバンク市長の未亡人^[7]、および故人の遺骨が不適切な扱いを受けたと主張する南カリフォルニアの 308 人の住民によって訴訟を起こされている^[8]。2001 年、消費者監視グループである葬儀消費者同盟は、価格詐欺の事件に言及し、ネプチューン協会の慣行に関する懸念の手紙を連邦取引委員会に送っている^[9]。

2013 年 11 月、イーストオークランドの住民と、「より良い環境のためのコミュニティ (CBE)」のメンバーが、グランドアベニューのネプチューン協会のオフィスの周りに集まり、3,000 人の故人を収容する新しい火葬場の建設計画に抗議した。反対の主要な理由は環境問題への懸念である^[10]。施設の支持派は、火葬場の雇用創出など、火葬場によってもたらされうる利益を指摘した^[11]。

参考文献

- [1] [“The Neptune Society, Inc.: Private Company Information - Businessweek”](#). Investing.businessweek.com. 2015 年 3 月 2 日閲覧。
- [2] [“Neptune Society Completes \\$7-Million Equity Financing”](#). Los Angeles Times. (2000 年 4 月 11 日) 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [3] [“Neptune Society Names President”](#). Los Angeles Times. (1999 年 10 月 29 日) 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [4] [“Neptune Society Says It Has Acquired Iowa Firm”](#). Los Angeles Times. (2000 年 10 月 10 日) 2015 年 3 月 2 日閲覧。
- [5] [“Neptune Society Seeking to Trade on Nasdaq”](#). Los Angeles Times. (2000 年 4 月 11 日) 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [6] [“Deal to Buy Neptune Society Is Called Off”](#). Los Angeles Times. (2003 年 10 月 16 日) 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [7] Berger, Leslie (2000 年 10 月 10 日). [“Settlement Reached in Neptune Society Suit : Legal: Sources say widow of former Burbank mayor will receive almost \\$1 million after her husband's remains were mishandled and his cremation delayed.”](#). Los Angeles Times 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [8] Spano, John (1988 年 1 月 23 日). [“Neptune Society Offering \\$2.6 Million in Settlement”](#). Los Angeles Times 2015 年 3 月 2 日閲覧。
- [9] [“Neptune's Legal SCAMS”](#). Funerals.org. 2015 年 3 月 2 日閲覧。
- [10] [“East Oakland residents protest Neptune Society crematorium plan”](#). Oaklandlocal.com (2013 年 12 月 4 日).

2014年8月2日時点のオリジナルよりアーカイブ。2015年3月2日閲覧。

[11] Johnson, Chip (2014年4月8日). "Oakland City Council dead wrong in fighting crematorium". SFGate 2015年3月2日閲覧。

外部リンク

公式ウェブサイト

海外における火葬と散骨の規制法について

火葬率	主な宗教	火葬方法	散骨方法	法律	その他	
フランス 36.8% (2017年)	・カトリック (復活思想) ・本人の同意が家 族意思	火葬後 粉骨化	散骨後、出年没年、散骨の日時場所を出生地に届出る。	あり (2008年12月19日制定)	人口2000人の自治体は散骨場所を用意。火葬場内の庭(芝生)墓地内に散骨あり。自宅に焼骨収納できない。分骨も不可。(パリ市セーヌ川は禁止)	故人遺言が家 族意思
イギリス 77.05% (2017年)	・プロテスタント (復活思想)	火葬後 粉骨化	墓地内散骨。	汚染防止法あり (1974年制定)	地方自治体の水質当局に届出義務あり。墓地、火葬場散骨メモリアルガーデンエリアに埋葬、有期限10年後散骨。散骨の2週間前に届出義務あり。	故人遺言が家 族意思
ドイツ 62.02% (2017年)	・カトリック ・プロテスタント (復活思想)	火葬後 粉骨化		州法で墓地法を定める (ただし英歳2.5万人/年)	埋葬義務あり。分骨、自宅収蔵は禁止。州法に、散骨の規定ありは約半分である。記載なしは、散骨禁止である。 海葬の場合骨壺密封して公海に沈める。海葬は、散骨ではない。	故人遺言が家 族意思
スウェーデン 81.3% (2017年)	・ルーテル国教会 ・少数イスラム教(移民) ・創立)	火葬後 粉骨化	散骨、届出(許可墓地内) ◎給与から、埋葬税を天引き。年収の1%程度。死後、火葬や墓地を用意されている。	あり	海や湖、河川の散骨少ない。20年更新可能な墓地あり。 墓碑を建立しない無名墓(ミンネルズデン)や散骨墓地がある。	
アメリカ 51.55% (2017年)	・プロテスタント (復活思想)	火葬後 粉骨化	カリフォルニア 3海皇 届け出義務 海洋・湖水墓地内18分の1 環境配慮	あり・散骨許可制 州法(カルフォルニア他)	EPAの場合3海里(5.5km)以上陸地から離れる。30日以内に報告義務(許可屋、事後報告)。粉骨(1/8インチ以下)にする。 4時間以内に分解する骨壺素材使用。◎散骨業者営業の届出義務あり。	
韓国 84.6% (2017年)	・仏教 ・キリスト教 ・カトリック ・プロテスタント	火葬後 収骨粉骨	70%収骨する習慣がある。	あり(2000年葬務法制定) 改正自然葬 自然葬としての樹木葬・骨粉骨化すること。届け出(墓地記録を残す。)墓地内30cm以下に埋める。	墓地内に 散骨場あり 分解可能な骨壺素材を使用する。	
中国 49% (2010年)	・仏教 ・道教他	火葬後 粉骨	粉骨 海上葬 大連5, 6千	あり「殯葬管理」	海葬、樹木葬「節地生態安葬」。海洋葬、河川葬は補助金5000元(75,000円)。自然葬推進(国の方針)しかし、現状には経済発展で空前の墓地ブーム。	
台湾 96.8% (2017年)	・仏教 ・道教 ・キリスト教	火葬後 収骨粉骨		あり	台北市法規制 樹葬 届け出制 死者の証明書 自然葬 海葬(6000公尺)離す。申請者証明 海葬報告義務 陸から6キロ-	
シンガポール 80.5% (2017年)	・仏教 ・キリスト教 ・ヒンドゥー、イスラム教	火葬後 粉骨	海葬 (墓地不足で国家環境庁(NEA)墓地15年貸付) イスラムは火葬禁忌・ヒンドゥー他	あり	高セマカウ島沖南方約2.8キロの限定海域で散骨。タナメラで海葬実施。海葬港(MPA)毎日午前7時から午後7時まで行う。	
日本 99.9%	・仏教他	火葬後 収骨	明文化なし	悪理法記載なし	ルール無し。自治体単位条例あり。改葬選骨の散骨が問題。	

(注)この比較表は、長江曜子聖徳大学教授が作成されたもので、本文における記述とは必ずしも一致しないものである。

第 6

海洋散骨現地調査まとめ

日時：2020年12月23日 10時40分～12時50分

場所：観音崎沖（出航地：横浜ベイサイドマリーナ）約1.0km以上
観音崎灯台と東京湾観音を結んだ線の周辺海域



乗船した船

船の仕様

製造会社：米国マーキー社製クルーザータイプ

船の大きさ：18トン

エンジン出力：960kW

最高速度：約63km/h

不定期航路免許証の名称：横浜観音崎周遊航路（許可の期限はなし）

出航地：みなとみらいのふかりさん橋（全行程35.52km、所要時間約120分）

旅客可能人数：平水区域以外に少し出るので旅客12人、船員3人 合計15人

通常の海洋散骨の場合、乗船客10人までにしているとのこと。

観音崎沖到着：11時40分頃



観音崎灯台沖合



水溶性の袋に入れたご遺骨と花びら



海洋散骨する様子



花びらをまくところ



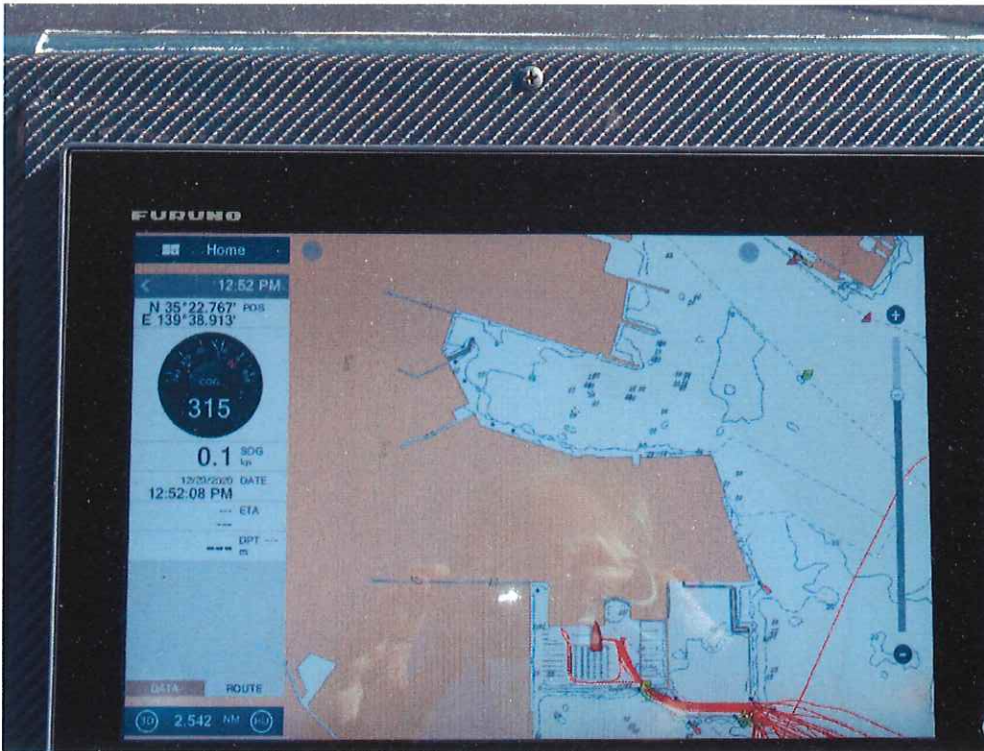
お見送りのため海洋散骨を行い花びらをまいた後に、八点鐘を鳴らす。



海洋散骨を行った後、お別れのため散骨した場所周辺を1~3回まわる。

後日、お参りに来たい場合は観音崎灯台から東京湾観音（富津市）を望んだあたりに行けば、海洋散骨を行った場所が見ながらお参りができるとのことである。

通常の場合は、出航地がみなとみらいのぷかりさん橋であるが今回は横浜ベイサイドマリーナ（鳥浜）であったので、所要時間は少し短くなった。



船の緯度経度の表示

この GPS の表示を基に海洋散骨した地点（緯度と経度）と写真を送付して確認をされているとのことでした。

第7 散骨事業者アンケート調査のまとめ

1 趣旨

海洋散骨事業者2団体と陸上散骨1企業にアンケート調査を行い、その内容をまとめた。

2 概況

一般社団法人日本海洋散骨協会 平成26年12月1日設立

会員数 40社

一般社団法人海洋散骨船協会 2016年6月30日設立

会員数 11社(2020年12月現在、うち散骨を行っているのは10社)

戸田葬祭サービス株式会社 2004年3月5日設立 事業開始2008年8月12日

3 主たる活動場所

・海洋散骨協会 会員の主たる活動場所

小樽沖、釧路沖、函館沖、塩釜沖、小名浜沖、大洗沖、東京湾、相模湾、羽田沖、横浜沖、千葉内房、葉山沖、新潟空港沖、富山沖、駿河湾、志摩半島沖、英虞湾、五ヶ所湾、三河湾、伊勢湾、若狭湾、天橋立・宮津・大阪湾・瀬戸内海、大阪湾、若狭湾、播磨灘、和歌山湾、岡山沖、四国沖、瀬戸内海、舞鶴沖、土佐湾、能古島沖、鹿児島湾沖、沖縄、宮古島

・海洋散骨船協会 会員の主たる活動場所

東京湾、相模湾、福島県

・戸田葬祭サービス 陸上散骨 島根県隠岐郡、海士町カズラ島(990m²)

4 散骨実施数

・海洋散骨協会

2019年度報告総件数 1,214件、

2018年度報告総件数 1,019件

・海洋散骨船協会

2019年度総件数 893件

例年春から夏にピークを迎え、秋以降は、件数が減少する。2020年はコロナの影響で5月以降の件数が伸び悩み、各社低迷。11月の件数が例年になく伸びている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
2019年	68	93	100	88	85	70	140	85
2020年	60	30	57	43	27	57	127	107

	1月	2月	3月	合計
2019年	18	38	43	893
2020年				508

- ・戸田葬祭サービス ここ5年間で、散骨数は78体。
事業開始時からの実施件数(2008年10月～2020年9月) 170件

*「散骨船協会」の会員が「散骨協会」の会員の委託を受けて、船を運航するケースもあり、両者の数字にはだぶりがあると考えられる。

5 問4 複数主体の実施の場合の主体はだれか。

募集・実施、搬送、粉骨、お別れの儀式等の一連の事業が複数の主体で実施される場合の主たる事業者は、募集团体と考えてよいかを問うた。

- ・海洋散骨協会 協会の定めるガイドラインに則り行うが、主たる事業者は、募集事業者と考えてよい。

- ・海洋散骨船協会 会員会社の任意に任せているが、一般的には募集会社が全体事業のとりまとめをしていると思われる。

- ・戸田葬祭サービス

粉骨は、東京の自社の施設又は現地の火葬場にある町営の粉骨施設のいずれかを使っている。

現地までの移動は、それぞれが行い、海士町の船着き場からカズラ島までは、無料の船で搬送。

散骨後、海士町の慰霊所で地元僧侶による供養法要がある。カズラ島は、国定公園であり、施設の設定はできないので、施設はない。

6 契約等

- 標準契約約款を定めているか

- ・海洋散骨協会

協会としては、標準契約約款を定めていない。

- ・海洋散骨船協会

協会としては定めていないが、海洋散骨ディレクター講習において散骨受注時の確認事項や注意事項を説明し、同意書、委託書を取り交わすことを勧めている(テキスト第6章2-2, 2-3, 2-4)。

- 事業内容の説明をどう行っているか

- ・海洋散骨協会 散骨申請があったとき、申請者・喪主及び本人に対し、書面で、社員が説明を行う。

* 同協会では、アドバイザー検定の取得を入会の条件としている。

- ・海洋散骨船協会 海洋散骨ディレクター講習で、事前の説明、確認事項や当日の服装等について説明し、指導している。

*遺骨のお預かり、粉骨、日程と人数、散骨海域、集合場所や服装、散骨証明書の発行、セレモニーの手順等について説明。

○ 契約時の留意点

海洋散骨船協会では、次の注意点を「海洋散骨ディレクター講習のテキストで明らかに」している。

① 葬許可証を確認

犯罪行為に巻き込まれないため、正しい手続きにより火葬された遺骨であることが明らかにする。埋葬許可証がない場合は、受託すべきではない。

② 遺骨の管理者を確認

海洋散骨は必ずしもすべての人が賛成しているわけではない。お墓に安置し、定期的にお墓参りをするという考え方も根強い。特に親戚の人が関わる墓じまいでは、意見が統一されていないことがありうる。申込人が遺骨の管理に対して正当な権限者であることを事前に確認し、確認したことを書類に残しておくことが必要である。

③ 同意書や受託書の作成を行うこと。お互いに署名、捺印をして、保管すること。

○ 意思確認の範囲

- ・ 海洋散骨協会 協会としては、特に決めていない。
- ・ 海洋散骨船協会 申込人が正当な祭祀の継承者であることを確認するよう指導。正当な祭祀の継承者であれば、その方と書類を交換する。意思確認の方法としては、それぞれの家庭にご事情があるので、家族全員の承諾書は推奨していない。
- ・ 戸田葬祭サービス 申請者本人及び2親等内の親族の意思を確認。

○ 意思確認の形式

日本海洋散骨協会 各事業者に任せている。

日本海洋散骨船協会 家族全員の承諾書は推奨していない(施主又は喪主の承諾書と推定される)。

戸田葬祭サービス 契約書の取り交わし。

7 散骨の運営上、どういったことが問題となっているか。

- ・ 海洋散骨協会 地元業者(漁師)等との問題や料金の安い業者の参入(代行散骨)
- ・ 海洋散骨船協会 海のルールやマナーを知らないプレジャーボートの散骨が増加し、当協会の会員からみれば、節度を持たない散骨が行われ、散骨事業の健全な発展を妨げることを危惧。

① 節度の問題

砂浜や堤防の上からの散骨する等ルール無視の散骨のうわさがある。余りに節度のない散骨であれば、葬送の目的とは言えず、死体遺棄、不法投棄になる。海岸や海水浴場付近、養殖場や定置網付近及び淡水域の散骨は、当協会では禁止。

② 海域

熱海市や伊東市を除き、海域に関する規制はない。両市とも、ガイドラインの形で法的規制ではない。海上からの散骨も、余りに海岸から近く、陸上から散骨をしている姿が容易に確認できる状況では、沿岸の住民に不快な感情を誘うことにも。岸や他船からある程度距離を取ることも必要。熱海市や伊東市が提唱する10キロ以上となると散骨そのものが大きな負担。乗客にとっても負担。チャーター料金も高騰する。1,000メートル離れば、動作は判別できない。当協会では、1キロ以上を取るよう指導。

③ 船舶の問題

散骨船は、海上運送法の内航海運業に該当せず。貨物船の資格や届けの必要なし。顧客を乗せず、遺骨だけを預かる散骨(「代行散骨」)は全く資格を要せず、友人や知人に頼んで散骨する、又、漁船を使う等が見受けられる。又、遺族を乗せて散骨する場合、旅客船の資格が必要だが、漁船や遊漁船に依頼することも見受けられる。これは違法ですが、違法意識が乏しいのが現状。こうした場合、保険に加入せず、もし事故が発生すれば、大きな社会問題に。

散骨に関する法整備、船舶や事業者への教育が必要。

・戸田葬祭サービス 現時点ではなし。

8 粉骨の基準を定めているか

・海洋散骨協会

定めて実施している。 1～2ミリ以内

・海洋散骨船協会

海洋散骨ディレクターテキストでは、人骨とわからない程度に粉砕することを指導。一般的には2ミリ以下と説明。

・戸田葬祭サービス

1ミリ以内。弊社での粉骨のみの取り扱い。

9 散骨の場所を特定しているか。顧客に示しているか。

・海洋散骨協会

海上で1海里離れて場所で実施

・海上散骨船協会

海洋散骨契約時に、明示するよう、海洋散骨ディレクター講習テキストで指導。

＊ 海域を説明、予定海域までの所要時間、天候による水域や日程変更等を説明。

・戸田葬祭サービス

契約書および案内書等で個客へ確認。

1 0 海洋散骨の場合の顧客の安全性の確保について

・海洋散骨協会 旅客不定期航路事業の申請を行うよう指導。借りた船の場合でも、旅客不定期事業の申請許可を取得している船舶を使用するよう推奨。

・海洋散骨船協会

会員は、旅客船資格を持った事業者のみ。運輸局の指導に従い、海上輸送の安全に努めることを誓約。

1 1 海上散骨の場合の安全性の確保

① 旅客船使用・保険契約 ②船舶運航者に研修を受けさせる ③ライフジャケットの使用の義務付け ④顧客に契約時に指導 ⑤その他
(以上の5指の選択)

・海洋散骨協会

① から⑤に対し、「旅客不定期航路事業」の申請を行うよう指導。借りた船についても、上記申請許可を取得している船舶を使用するよう推奨。

・海洋散骨選挙会

① ③及び④ 当協会の会員は、旅客船資格を持った事業者のみの境界で、運輸局の指導に従い、海上輸送の安全に努めることを誓約。

1 2 海岸からの距離

・海洋散骨協会 おおむね1海里(1852m)

・海洋散骨船協会 最低1キロの距離を確保するよう指導。

1 3 陸上散骨場合の近隣の住宅地などからの距離。

・戸田葬祭サービス カズラ島は、港から2キロ以上離れた海上にある。

1 4 近隣住民、漁業関係者、観光関係者、地方自治体等との調整。

・海洋散骨協会 会員に任せている。問題が起こった場合、協会として対応した場合もある。

・海洋散骨船協会 協会が主体となって対応することはないが、海洋散骨ディレクター講習では、以下の内容を指導。

周囲の人に迷惑をかけないこと、不快な思いをさせないこと、安全の上に成り立った故人やご遺族の方々に満足していただける散骨こそ理想。その

ため、正しい知識と判断力を有し、海洋散骨をつかさどる海洋散骨ディレクターを育成することで、海洋散骨事業体制の確立を図っている。

- ・戸田葬祭サービス 所在地の地方自治体と協議し、協賛をいただいている。

1 5 事業実施に当たり、特に留意されていることは何か

- ・海洋散骨協会 船舶を利用する上での問題、保険や旅客不定期航路事業の取得等、及び地元業者（漁師、マリン）等との問題を回避する。

- ・海洋散骨船協会 安全であること、お客様が満足して故人とお別れができること、環境に配慮すること等を重要な項目としている。

- ・戸田葬祭サービス 特になし。

1 6 有害物質の無害化处理

- ・海洋散骨協会 各社自ら無害化处理を行っている。

- ・海洋散骨船協会 当協会では、六価クロムの無害化处理を推奨しており、海洋散骨ディレクター講習でも無害化を指導。

- ・戸田葬祭サービス 焼骨の粉骨を散骨しているので、特段の対応を行っていない。

1 7 散骨の場所を契約事項として、顧客に示し、了解を取っているか

- ・海洋散骨協会 特段示していない。

- ・海洋散骨船協会 事前の説明時に散骨海域を明らかにするよう指導。また、海洋散骨ディレクターテキストで解説。

- ・戸田葬祭サービス 契約書の通り。

1 8 散骨時のサービス内容

- ・海洋散骨協会 事業者によって対応が異なり、協会としては規定はない。

- ・海洋散骨船協会 セレモニーの内容は指導していない。ご遺族の要望をくみ取った演出を心がけるよう指導。

- ・戸田葬祭サービス 散骨証明書の発行、委託散骨者用の写真撮影。

1 9 散骨証明書の交付

- ・海洋散骨協会 事業者によって対応は異なる。

- ・海洋散骨船協会 自社で募集した散骨の場合、写真を撮影して、散骨証明に記載。読経やお祈りは、リクエストによる。海洋散骨ディレクター講習では、散骨証明書の発行を指導。これには、散骨の場所が分かる写真と散骨場所の緯度、経度を記載。環境への配慮のため、花束の献花を禁止。ひとつかみ程度の花卉を推奨。献酒についても少量を推奨。

- ・戸田葬祭サービス 交付している。

2 0 請求書には、明細書を付けているか

- ・海洋散骨協会 事業者によって異なる。

- ・海洋散骨船協会 事業者によって異なる。

- ・戸田葬祭サービス 契約と同時に支払いとしている。
- 2.1 契約の確認行為は
- ・海洋散骨協会 文書作成等の行為は行っていない。
 - ・海洋散骨船協会 海洋散骨ディレクター講習では、同意書兼委託書及び受託書の作成を指導。サンプルを提示。
 - ・戸田葬祭サービス 契約書の取り交わし。
- 2.2 解除、撤回について
- ・海洋散骨協会 事業者によって異なる。
 - ・海洋散骨船協会 協会としては分からない。
 - ・戸田葬祭サービス たまにある。
- 2.3 撤回の場合の対応
- ・海洋散骨協会 協会として基準は設けていない。
 - ・海洋散骨船協会 協会としては分からない。
 - ・戸田葬祭サービス いつなんどきでも解約を可能としているが、契約金の返還には期間を設けている。
- 2.4 解除の基準
- ・海洋散骨協会 協会としては定めなし。
 - ・海洋散骨船協会 会員が個別に判断。
 - ・戸田葬祭サービス 親族から反対意見がなされた場合。契約後 7 日以内。

第 8 散骨事業者ヒアリングの概要

一社) 全国海洋散骨船協会のヒアリングの概要

1 日時 令和 2 年 12 月 18 日 午前 11 時 00 分から 12 時 10 分まで

2 出席者

一社)全国海洋散骨船協会 研究会	理事長	志賀 司
	常任理事	若宮 毅
	事務局長	和田睦美
	事務局	大塚広規
	代表研究者	喜多村悦史
	研究分担者	横田 睦
	研究分担者	横田 勇
	研究分担者	小松初男
	研究協力者	福井晶喜
	事務局	奥村明雄 兼松博史

場所 航空会館 503 会議室

3 結果の概要

- ・当協会は 2016 年に発足した。当協会は、海洋散骨の事業を行っており、船舶を所有する事業者で構成される協会である。理事長は冠婚葬祭の会社を経営していて、2011 年から海洋散骨を実施している。
- ・当初は海洋散骨を希望される方は少なかった。近年はマスコミでも取り上げることが増え、社会的にも認知され、新規に散骨事業に進出する業者も多くなっている。その結果、いろいろなところで、問題事例が見受けられるようになってきた。例えば、漁船の近くで散骨する、人の見えるところで散骨する、ひどい例でいうと海洋投棄になるような、いろんなものを海と一緒に投げってしまうような、マナーを守らない散骨も行われている状況もある。
- ・私どもは、営業船の免許を持っており、船は大変危険であることを知っている。海では、船が止まってしまうと、下手をすると座礁したり、いろんな問題が起きる。営業船は、船に乗り降りするところからお客様が海に落ちないように気を使っている。海に落ちると死んでしまうので、細かいところから徹底的に検査を受けて、免許をもらっている。お客様をきちんと安全にお守りするのが私共の高い義務だと思っている。
- ・事故がおこったら大変なことになるとの懸念があるので、海運当局など厚生労働省とは違う管轄になるけれども、連携が必要だ。
- ・まず初めに散骨の定義がないと何もできないので、是非とも散骨の定義を何らかの形できちんと定義していただきたい。
- ・2016 年から散骨事業者の健全な発展を目指し、賛同いただいた 5 社とともに協会を発

足した。現在、協会のいろいろな調査や研究の結果を広く認知していただき、海洋散骨ディレクターの認定制度もスタートした。

- ・当協会は、海上での違法な散骨をなくすこと、海で生活する方々に迷惑かけない事業をすること、安全で快適な散骨を提供すること、正しい知識と良識を持った散骨船を育成すること、散骨した遺族に満足していただける商品を開発すること、環境に負荷をかけない散骨を普及させること、これらを実現するために散骨業界の健全な発展を目指し、お客様に安心してご利用いただける、安全で快適な散骨船を育成することが当協会の目的である。当協会では陸上散骨は考えていない。
- ・今回のガイドラインの作成に当たって協会として望むことは、現在、散骨に関する法律がなく、祭祀として節度を持って行う限り遺体遺棄にはならないとの見解から、様々な事業者が散骨を行っている。しかし何をもって節度というか理解しないまま事業に参入する事業者も多く、こうした状況は法による規制がないと治まらなないと当協会では、考えている。墓地、埋葬等に関する法律では、第1条で「墓地、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」と明記されているが、当協会では散骨もぜひともこの条件の中に入れていただきたいと考えている。当協会では、散骨の定義を作ることの活動をしてきた。
- ・今回のガイドラインでこれらの目的が達成できるとは思っていない。このガイドラインはあくまで法制化の第一歩であると考え、ガイドライン作成に全力を尽くしてお手伝いしたいと考えている。法律に速やかに散骨が定義されることを切に望んでいる次第である。
- ・我々のメンバーの中で、他からの下請けとして仕事を受ける部分が相当ある。別の協会がカウントしている数と当協会がカウントしている数にたぶん重なっている可能性がある。散骨の数は圧倒的に関東が多い。公式な統計がないので、感覚でしか分からない。
- ・散骨の場所は、港則法があるので、そういう所は抵触しない場所で、陸地から1キロメートルはとりましようとしている。理事長は葬祭業のお客様の散骨のニーズが出てきたので、そのニーズに応えるべく、散骨事業を始めた。
- ・当協会で行っている散骨はほとんどが全骨であり、遺骨がなくなるのですべて終わったということになる。骨壺については希望があれば産業廃棄物として処分している。水に溶ける袋に入れて、花びらをひとつかみぐらい海にまいている。
- ・海洋散骨協会の海洋散骨アドバイザーとは違う資格として、海洋散骨ディレクターを認定している。海上法や、船舶輸送法及び墓理法など実務に即した内容になっている。テキストは保険でしたら保険会社の方、海事局にいらした方、海事代理士の方等いろんな方から話を聞いて作っている。
6価クロムの無害化は、還元剤の実験をして本当に効果があると考えている。粉骨する際は、前後で検査を行っている。

- ・協会のほとんどの会社は葬祭を事業としていない。他から自分たちで散骨に募集したり、他がお客様を集めた下請けをしたりしている。
- ・最近多くなってきたのが、墓じまいをして、そのお骨をまとめて散骨してくださいというのが来ている。お寺が多いが、要は東京にお住まいになって、田舎にお墓があつて、もう誰も面倒を見られないので墓じまいをしたいという方たちが多い。
墓じまいのときは、お寺の場合、きちんと埋葬許可証が残っていますが、敷地の中にお墓がある場合は、管理者がいない場合もあつて、石屋さんに「お墓から出しました。」という証明書を出していただいている。改葬許可証がないと、お骨は出しませんというところもありますが、大概、散骨しますという話をする、お骨を出してくれる。散骨については、墓埋法の規定にあてはまらないが、関東では、埼玉や東京では散骨しますというとお骨を出してくれる。
墓じまいは、どなたか亡くなったときというきっかけが多い。墓じまいの場合、遺族と全く会わない場合が多い、ゆうパックで送ってきて、「お願いします。」と、お金を払っておしまいというケースがある。
- ・受託時の注意点として、トラブルになる可能性があることである。祭祀承継人からの依頼があつてから遺骨を「返せ」というトラブルは聞いたことがない。お客様の契約のサンプルとして「私が遺族の代表であつて遺族には異義がない。」「何か問題が起こったときには私が全ての責任を取ります。」という承諾書をいただいている。
- ・私どもの協会では、淡水域での散骨はやめましようと言っている。そこが水源になって飲用水になる可能性がある、日本人の宗教的感覚からすると、人骨をまいたところの水を飲むこと自体に抵抗がある方が多いので、協会として淡水域への散骨はやめましようと言っている。
- ・粉骨は粉骨機を使って行っている。粉骨機は使用した後、はけを使ってきれいに1回なくしている。実は当協会の会員で粉骨をしているところは3社しかない。粉骨の大きさは2ミリメートル以下にしましようと話している。
- ・近頃は世の中が変わつてしまつて、亡くなった方で病院から運ばれてくるのはいいが、誰も引き取りに来なかつたり、「明日来ます」と言つてそのまま消えてしまつたりする。なんだかわけのわからない人が、散骨を始めていい加減なことで散骨を始めてしまつたのを、リードしていかなければならないというのが当協会のスタートである。
- ・まじめできちんと散骨しているところが、迷惑を受ける。法規制されて散骨は禁止との法律ができたしまつたりするのが、一番我々が困る状態である。
漁業者とか観光業者の邪魔にならないところでやりましようというのが私たちのルールである。一番怖いのが免許取りたての人が、全然知らずに網のところで撒いてしまつたりすることである。熱海市や伊東市のように指針等で風評被害を恐れて10キロ以上沖合でやってくれだとか、熱海や伊東の港を発着地にしないでくれ等の規制がかけられ、原因は、心ない人がやはりいたのだらうと思つている。

- ・協会として感じているのは、高倉健さん主演の『あなたへ』という映画があり、ここで散骨するシーンがあって、私どもの感覚ではそこから急に伸びたとの実感がある。
- ・散骨自体が墓埋法の中には入っていない、墓埋法の中に入れることによって、現在は見解として出ているだけの、要は「節度を守らなければいけない。」「公共の福祉に反しない。」ことが散骨に当てはまる。そこがスタートではないかと考える。
昔はニーズがなかったので、その程度でよかったです、今は数があるのできちんと定義しなければならない。
- ・アメリカなどで、コンクリートをつけて海底入れるというのは、海底状況が変わってしまうので、行っていない。
- ・最初は、粉骨したものをまいていた。ところが風向きにより、かなり臭いがきついこともあり、あとは見栄えが良くないので、現在は水溶性の袋に入れてフワッと広がるので目視もできる。海の中でフワッと広がる。今はこれを推奨している。
- ・散骨した場合は、ポジション（緯度と経度）と写真を撮って送っている。
- ・不定期航路の免許は国土交通省：旅客船業法である。物の運搬にならないのでそちらは引っかけからない。そこが一番問題である。お客様から荷物を預かってお金を取って運行しているかわからず、誰でも出来てしまう。免許取りたての人がレンタルボートで始めてしまう。それを規制できない。ここは非常に問題だと思う。
- ・お客様を乗せる旅客船の場合は、航路は決まっているし、保険が全然違ってくる。だから普通のプレジャーボートとしてお客を乗せた際に何か事故があった場合、賠償問題が違ってくる。遺族の方が乗りたいという方が多ければ、旅客船でないと営業できないし、また、旅客船の登録がないと保険が出ない。

以上

一社)日本海洋散骨協会(海上散骨)ヒアリングの結果概要

- 1 日時 令和2年12月16日 午後3時40分から5時まで
- 2 出席者 一社)日本海洋散骨協会
- | | | |
|-----|-------|--------------|
| | 代表理事 | 柳田 剛 |
| | 事務局長 | 小林 悟 |
| 研究会 | 代表研究者 | 喜多村悦史 |
| | 研究分担者 | 横田 睦 |
| | 研究分担者 | 横田 勇 |
| | 研究分担者 | 小松初男 |
| | 研究協力者 | 福井晶喜 |
| | 事務局 | 奥村明雄
兼松博史 |

場所 航空会館 503会議室

3 結果の概要

- 日本海洋散骨協会は海洋散骨を行うということで設立された。当協会では船を所有している会員40社中、30%である。会員には葬祭業社、釣り船や観光船をしている事業者、手元供養を専門に扱っている事業者などがいる。海上運送法第20条の不定期航路(起点と終点が一致する寄港地のない一定の航路において不特定の人を運送を行う事業認可)という認可を持っており、船舶免許に付随して、特定操縦免許のいる業者が当協会に加入するという方になっている。

全国海洋散骨船協会との違いは、散骨船協会は船を持っている方である。当協会は散骨に関わる方が多い。重複して会員になっている業者もいる。

当協会としてガイドラインを作成している。また、当協会では陸上散骨には係わっていない。湖や河川も対象外としている。農産物等風評被害を担保できない他、湖や河川は飲用水や農業用水の水源となっていることがあるので対象としていない。(農産物など風評被害と湖沼、河川の関係は明快には解明されていない。)
- 海洋散骨は、陸からの距離を1海里離れなさいと指導している。また、住宅地があるところは避けて、釣り船などがいる場合は、釣り船の人を特定できない距離まで離れなさいと指導している。海域によっては地元漁業者等との協定・ルール作りは各支部(北海道、東北、東京、当会、関西、中国、四国、九州、及び沖縄)で行っている場合がある。
- 利用者との契約を結ぶ際には、遺骨のお預り書、散骨の申込書、及び埋葬許可書などの確認または送付を行っている。協会は契約書のひな型は作っておらず、各社で作成している。
- 協会認定している海洋散骨アドバイザーのテキストがあるが、この資格の講習会は年6回行っている。散骨に対する法律の規制や熱海市や伊東市などの各自治体が出している条例、指針の話をしている。

今は、チャーター（遺族の同乗）だけではなく、委託散骨（代行散骨：お客様の立ち会わない）の海洋散骨が多いし、葬儀社や散骨のみの下請けをやっている会社も多い。消費者とのトラブルを防ぐいろんな法律、例えば消費者契約法、契約の話などの法律についての話も今後講習会に入れようと考えている。

天候により散骨の実施の際の船舶を出すかどうかの判断はその船舶の航行責任者が行っている。

海洋散骨の方法については、量が多い場合は袋に入れたまま投入することもあるが、通常は水溶性の袋の片側をちぎって開けて、さらさら直接海洋にと撒いた後、空になった袋を海面に落とすというスタイルである。どちらもガイドラインに記載してある。

- ・ 散骨現場の写真を撮って後で渡しており、座標（緯度経度）もお伝えしてある、尚、関西では遺骨の全部をまく方は、一割いない状況である。
- ・ 当協会の収入は6価クロムの還元剤、講習会費、会費収入である。
- ・ 協会に加盟していない業者は大手で3社ある。全国の手業者の当協会への加盟率は3割と推定している。
- ・ 散骨の証明を出していないところも結構あるが把握できていない。
- ・ 九州の方では、友達の船を使用して自分たちで撒いたという方もかなりいる。把握が難しいと考えている。当協会に加盟している業者は10%程度と考えている。6価クロムの還元とか不定期航路を懸念して当協会に加盟しない業者もいる。
- ・ アウトサイダー（代行散骨をメイン）の場合、散骨の実施証明書が発行されない。また、ある程度数が集まらないと効率が悪いなどの理由で数か月施行されないとかなどの話を耳にする。

自社の船舶では無く傭船（船舶を借りる）の場合はある程度遺骨が集まらないと赤字になってしまうので、委託散骨の遺骨の数が集まるまで施行を行わない業者はいる。

そこで散骨がいつ施行されるのか？などのお客様の不安材料などの問題はあられるかもしれない。

以上

戸田葬祭サービス株式会社（陸上散骨）ヒアリングの結果概要

- 1 日時 令和2年12月16日 午後2時から3時30分
- 2 出席者 戸田葬祭サービス株式会社
- | | | |
|-----|----------|-------|
| | 社長 | 菅原尚秀 |
| | カズラ事業部部長 | 渡邊敏則 |
| 研究会 | 代表研究者 | 喜多村悦史 |
| | 研究分担者 | 横田 睦 |
| | 研究分担者 | 横田 勇 |
| | 研究分担者 | 小松初男 |
| | 研究協力者 | 福井晶喜 |
| | 事務局 | 奥村明雄 |
| | | 兼松博史 |

場所 航空会館 503会議室

3 結果の概要

- ・ 戸田葬祭サービス(株)は、東京都板橋区にある戸田葬祭場株式会社の100%の子会社であり、同じ敷地内に会社がある。戸田葬祭場へ火葬に来られた方だけではなく、関連雑誌等で知った方達で身内がない方とか、子供に面倒を見てもらわなくて済むような形で行いたいという方が、散骨を行っている。
- ・ 今後、ガイドライン等法的な処置が決まれば、それに従って行っていきたい。
- ・ 散骨の相談は葬儀社からは少なく、9割が個人の方からである。火葬の後の場合もあるが、生前契約をしたいとの申込みも結構ある。
- ・ 私どもが散骨している場所は、隠岐島の海士町のカズラ島という島である。戸田葬祭場の取締役をしていた方が隠岐島出身で郷土会というのが東京にあり、「自分亡くなった後に遺骨の一部でもいいから生まれ故郷に帰りたい。」との話があった。この頃北海道の方で散骨がちょうど始まった時期であった。
そこから、地元と交渉が始まって、6～7年かけてカズラ島を購入して散骨を始めた。墓地の許可は取っていない。島の広さは、990平方メートルである。今までに170体行っている。年2回、5月と9月に行っている。
- ・ 現在では、散骨する方は関東の方が多いが、全国から申し込みがある。カズラ島での散骨は全骨が多い。また、委託散骨と実際に来て散骨する方は、半々である。
- ・ 散骨をされる方は海士町で、現地集合、現地解散で行っている。海士町の港からカズラ島までの船は渡船業をしている船(約10人乗船可)を雇い、船賃は、無償としている。場合によっては2隻出している。散骨する約1か月前に会社に送ってもらうか、隠岐島へ遺骨を遺族が持っていく場合は、海士町の火葬場に粉骨機を会社が寄付しているので、それを使って、1ミリ以下に粉骨している。あまり早く粉骨すると湿気を含んで団子状になってしまうので、散骨をする時期に合わせて粉骨する。散骨は島の頂上部分で場所を決めて撒いてもらって、その上に清めの水をかけるようにしている。

海士町のカズラ島（散骨場）を見渡せる約1キロ離れた所に慰霊所を設けており、墓誌の記名されたものを、用意している。散骨の最終日(二日目)に地元のお寺さんで、お願いして、合同法要を行っている。慰霊所は365日誰でも行けるように整備している。

- ・ 生前契約した場合は、契約した時点で費用が発生する。自己申告である代表親族にも記名していただいている。今までもめたケースはない。
- ・ また、別途粉骨だけでも、別事業として行っている。

以上

第9 火葬場アンケート調査結果報告

1 調査の概要

本調査は、本年度厚生労働科学特別研究「墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究」の一環として、全国の火葬場を対象として、別紙調査票に基づき、火葬場の設置管理に関しアンケート調査を行った。同調査は、令和2年10月15日に配布し、11月15日までに回収を行い、火葬場の設置、管理に関するマニュアルの改訂を行う指針を策定することを目的として、その実態を把握するため、実施したものである。

2 調査票回収状況

対象施設数 1,432 施設に対し、回収票数 556 施設で、回収率は 33.8%である。

3 報告の主な内容

(1) 火葬場の実施主体

火葬場の設置主体は、市町村が 77.9%、一部事務組合等が 20.7%、企業が 1.4%であり、ほとんどの施設は地方自治体が設置している。

(2) 火葬場の運営形態

火葬場の運営管理形態は、直営が 18.5%、一部委託が 32.6%、全面委託が 18.9%、指定管理が 27.0%であった。

指定管理者制度の導入状況は、「導入している」が 27.5%、「導入していない」が 66.5%であった。導入してよかったと思われる点は、市民サービスの向上が 70.6%、トラブルの減少、トラブル対応の迅速化が 39.2%、経費節減が 58.8%であった。導入後の問題は、「特になし」が 81.0%であった。導入していない施設の今後の導入については、「導入を考えている」が 12.4%、「導入を考えていない」が 84.3%であった。「導入を考えている」場合の導入により期待することは、「市民サービスの向上」が 76.1%、「経費削減」が 89.1%であった。

「導入を考えていない」場合の理由は、「市民サービス状況を把握できないが」が 22.8%、「職員の専門性、火葬への理解度の向上が困難」が 19.6%、「運営上のトラブルが把握しにくい」が 25.3%であった。

(3) 火葬場の炉の設置基数

火葬場の炉の設置基数は、平均で 4.5 基、最大で 46 基、最小で 1 基であった。

内訳では、1 基が 12.6%、2 基が 26.4%、3 基が 20.0%、4～5 基が 18.7%、6～10 基が 14.2%、11～20 基が 6.8%、21 基以上が 1.3%となっている。

前回（平成 24 年）調査では、平均 3.7 基、最大 46 基。最小 1 基であり、内訳では、1 基が 15.1%、2 基が 30.2%、3 基が 20.0%、4～5 基が 18.7%、6～10 基が 11.9%、11～20 基が 3.5%、21 基以上が 0.6%であり、前回に比べて今回は、平均基数が増加し、1～2 基の小規模施設が減少し、6 基以上の施設が増加しており、近年の火葬場の大規模化の傾向を反映している。

(4) 火葬場の建設年

火葬場の建設年については、これまで建築基準法の耐震基準が改正された 1981 年（昭和 56 年）年から設計及び工事期間を考慮し、1983 年（昭和 58 年）を基準に評価をしてきたが、今回のアンケート調査では、建設年が 1983 年（昭和 58 年）以前が 28.4%、1984 年（昭和 59

年) 以降が 71.6%となっている。前回平成 24 年の調査 (今回調査の 8 年前) では、1983 年 (昭和 58 年) 以前が 37.0%、1984 年 (昭和 59 年) 以降が 63.0%となっていたので、火葬場の建て替えが進んできたことがわかるが、なお、基準年次以前の施設が 3 割近い数字となっていることは変わらない。

(5) 火葬場の機能、周辺環境等

火葬場の機能は、火葬と待合が 66.2%、火葬と待合と葬儀が 27.5%、火葬だけが 5.4%となっており、待合機能を具備した火葬場が 93.7%に達している。

周辺環境は、山林が 69.8%、墓地が 30.6%、農地が 27.0%、住居が 21.8%である。前回調査では、山林が 74.5%、墓地が 30.8%、農地が 29.1%、住居が 19.8%であり、住宅が増え、山林、農地が減っている。

火葬場の至近住居までの距離は、500m以上が 28.2%、100~200m未満が 17.8%、300~500m未満が 16.0%である。前回調査では、500m以上が 27.3%、100~200m未満が 18.6%、200~300m未満が 17.0%であり、住居から遠くにある傾向には変化はないが、100~300m未満が徐々に増えてきている。

周辺住民からの苦情は、「あり」が 9.4%、「無し」が 88.8%であり、苦情内容は、ばい煙が 75.0%、悪臭が 42.3%となっている。設備面では、再燃焼炉を含めた排ガス処理設備の強化が必要であり、運営面では、柩への副葬品の混入防止対策の強化が望まれる。

(6) 火葬場の建て替え等

火葬場の建て替えや部分改修について尋ねたところ、「必要あり」が 48.4%、「必要なし」が 48.6%と分かれている。「必要あり」の内訳は、部分改修が 65.8%、建て替えが 33.1%であった。

建て替え又は部分改修の理由は、施設老朽化が 99.4%とほとんどであった。

(7) 火葬場の能力

火葬場の能力については、「不足している」が 12.6%、「不足していない」が 83.8%であった。不足しているという理由は、施設の老朽化が 52.9%、死亡者増加 (火葬件数の増加) が 50.0%であった。

不足への対応については、新施設の検討が 41.4%、増設検討が 20.0%であった。

(8) 火葬場の設備内容

ア 主燃焼炉

使用燃料は、灯油が 81.4%、都市ガスが 13.8%、重油が 1.8%であった。前回調査では、灯油が 85.2%、都市ガスが 7.0%、重油が 3.6%であり、灯油、重油が減少し、都市ガスが増加している。

火葬中のデレッキ操作は、「行っている」が 70.9%、「行っていない」が 25.7%となっている。行っている理由は、遺体の燃焼促進が 81.2%、副葬品の除去が 58.1%であった。

イ 再燃焼炉

再燃焼炉の有無については、「有り」が 94.2%、「無し」が 4.0%であった。前回調査では、「有り」が 80.7%、「無し」が 4.8%であり、再燃焼炉付火葬炉が増加している。また、排ガスのダイオキシン類削減対策が強化されれば、再燃焼炉無しの火葬炉は無くなることとなる。

ウ 排ガス処理装置

火葬炉と排ガス処理装置の関係を尋ねたところ、「各炉が単独で火葬できる」が57.8%、「各炉が単独に火葬できない」が26.6%であった。複数炉を設けた火葬場では、災害時等の対応を考慮して、「各炉が単独で火葬できる」システムが必要である。

排ガスの排気方式は、強制排気方式が79.9%、自然排気方式が13.5%であった。前回調査では、強制排気方式が71.8%、自然排気方式が17.5%であり、強制排気方式の普及が見られる。

排ガスの冷却装置は、「有り」が64.2%、「無し」が30.9%であった。前回調査では、「有り」が54.8%、「無し」が39.7%であり、冷却装置の普及が見られる。

冷却方式は、空気混合希釈方式が77.9%、空冷式熱交換器方式が17.4%であった。

集じん装置は、「有り」が65.1%、「無し」が30.9%であった。前回調査では、「有り」が54.2%、「無し」が41.4%であり、集じん装置の普及が見られる。集じん装置の種類は、バグフィルタが43.1%、電気集じん器が11.9%、その他が42.0%であった。排ガスのダイオキシン類削減対策が強化されれば、電気集じん器やその他の集じん装置が減り、バグフィルタが増加することとなる。

エ 排ガス測定

排ガス測定の実施については、ダイオキシン類が27.2%、ばいじん等が20.1%であった。一方、全く行っていないが43.2%、施設完成時の引渡性能試験のみが16.0%であり、ほとんど測定していない施設及び施設完成時の1回だけの施設がほぼ6割となっている。

(9) 公害対策・労働安全対応

「排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できない」といわれていることに対して、「排ガス処理装置があり、問題ない」が27.2%、「基準がないので問題としていない」が9.0%であり、「分からない」が42.8%であった。火葬場が大気汚染物質の排出源であるという認識が徹底していないことを示すものである。

「残骨灰の処理基準がないが、どのように対応しているか」については、「有害物質が含まれているので熔融処理など適正に処理すべき」が18.9%であるが、「気にしていない」が15.8%、「基準がないので問題にしていない」が17.3%、「分からない」が27.9%であり、厚生労働省課長通知（健衛発 0729 第1号、平成22年7月29日）における残骨灰に対して「当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害物質が多く含まれる場合は、溶解処理や不溶化処理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理する必要があること。」の理解が十分徹底していないのではないかとと思われる。

火葬従事者の作業場所の環境測定は、「したことがある」が12.3%、「したことがない」が63.3%であり、「したことがある」場合の環境測定の項目は、粉じんが63.2%、臭気が41.2%、騒音が45.6%、アスベストが25.0%であった。火葬従事者の作業環境の改善を図るうえで、さらなる徹底が望まれる。

(10) 残骨灰、集じん灰などの処理

ア 残骨灰と集じん灰の分別

分別しているが40.5%、分別していないが55.0%となっている。「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成12年3月）に示す「集じん灰については、残骨灰と分別し適正に処理すること」が遵守されない火葬場が多いことを示している。

イ 残骨灰の処理処分

専門業者に委託しているが 85.6%、自らで処理処分しているが 2.2%、その他が 9.9%となっている。専門業者への委託の場合、処理処分状況の確認は、工場や処分地まで確認しているが 73.3%、書面で確認が 30.7%となっている。

専門業者の選考方法は、随意契約が 49.0%、競争入札が 20.5%となっている。委託費用は、有償（処理費用を支払っている）が 53.8%、無償（処理費用を支払っていない）が 46.2%となっている。

含有する有価物については、「委託費に含まれると考え返納させていない」が 52.7%、「含まれる有価物相当額がわからないので返納させられない」が 21.3%、「有価物相当額を返納させている」が 4.9%となっている。

ウ 残骨灰、集じん灰の分析

自らの責任で「定期的にダイオキシン類を測定している」が 9.2%、同様に「定期的に六価クロムを測定している」が 4.5%であったが、「委託業者に分析させ報告を受けている」が 27.3%、「まったく行っていない」が 50.9%であり、有害物質を含む残骨灰、集じん灰の管理への理解が十分でないことが伺われる。

(11) 大規模災害時の対応

ア 各種資材に関する協定

市町村が締結する各種資材に関する協定については、葬儀資材が 21.0%、火葬燃料が 21.6%、柩が 19.4%となっているが、「協定を締結していない」が 24.6%となっている。

イ 大規模災害時の人的協力体制

災害時の人的協力体制については、「火葬場 OB の応援」が 7.4%と低いが、「火葬炉メーカーの支援」が 46.8%、同じ都道府県内の「他の火葬場からの支援」が 34.0%となっている。

ウ 大規模災害時の火葬炉の運転

災害時対応指針（事業継続計画等）の策定については、「策定している」が 30.6%、「策定していない」が 60.1%となっている。

災害時に備えた定期的な訓練の実施は、「実施している」が 29.7%、「実施していない」が 62.4%となっている。

(12) 最近の諸問題への対応

ア ペースメーカー装着遺体の火葬

ペースメーカー装着遺体への火葬については、「葬祭業者に届出をお願いしている」が 60.8%、「遺族に届出をお願いしている」が 35.8%であるが、「事前にペースメーカーの取り外しをお願いしている」が 32.0%であった。

火葬作業に当たっては、「ペースメーカー装着の届出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでは、点検口を開かないようにしている」が 27.0%、「ペースメーカー装着の届出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでデレッキ操作をしないようにしている」が 15.6%であった。

ペースメーカー装着のデータベース化、ペースメーカーの小型化等の取り組み強化を引き続き関係業界に要請する必要があると思われる。

イ 感染症への対応

感染症への対応については、「葬儀業者との連携」が 66.0%、「保健所との連携」が

40.8%、「職員の教育」が39.0%であった。

ウ 副葬品の制限

副葬品の制限については、「行っている」が85.3%、「行っていない」が12.9%であった。行っている場合の方法は、「葬儀業者への協力要請」が85.2%、「チラシなどによる遺族への協力要請」が59.9%、「柩内のチェック」が12.4%であった。

エ 放射線治療器具の装着遺体の火葬

「注意が必要であるなど聞いたことがありますか」との問いに対して、「聞いたことがある」が13.8%、「聞いたことがない」が80.6%であった。

オ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症で亡くなられたご遺体の火葬については、「行われた」が21.8%、「行われていない」が76.1%であった。

行われた場合の火葬件数は、1～3件が49.6%、4～6件が19.0%、7～9件が3.3%、10件以上が28.1%であった。

火葬に当たっての対策としては、「参列者の制限をお願いする」が87.6%、「具合の悪い方の参列の遠慮をお願いする」が77.7%、「マスク着用、消毒用アルコールで手指の消毒をお願いする」が92.6%、「体温の測定をお願いする」が14.0%、「ご遺体を納体袋に収納し管理の徹底を図る」が95.0%、「ルートを別にし、交錯しないようにした」が60.3%であった。

職員への対応については、体調の悪い職員には休ませたが43.2%、毎日体温の測定を指導したが51.1%、マスク着用、消毒用アルコールで手指の消毒を指導したが88.3%、体調に気をつけるよう指導したが73.2%であった。職員や利用者に新型コロナウイルスの感染者があったかどうかについては、「あった」が0.5%であった。

(13) 火葬場のイメージ向上のための方策

火葬場のイメージ向上のため、「アンケート、意見箱などの設置」が30.8%、「ホームページでの利用方法の適切な開示」が29.9%、「葬祭業者との定期的なミーティング、情報交換の実施」が18.9%であったが、「実施していない」が46.6%であった。

火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等は、「職場環境向上に向けての現地調査や業者への指導等」が14.2%、「委託事業者から適切な賃金が支払われている等の実態調査」が4.5%であるが、「実施していない」が69.8%であった。

(14) 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会に関する事項

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会については、「知っているし、各種活動に参加している」が13.0%であったが、「知っているが特に対応していない」が64.0%であった。

同協会が実施している職員表彰制度については、「よく知っており対象職員がいれば推薦したい」が24.1%、「今まで知らなかったが詳細を知り対象職員を推薦したい」が5.0%であったが、「あまり必要を感じない」が59.0%であった。

同協会が実施している研修会等について、厚生労働省後援「火葬場管理者研修会」では、「受けたことがある」が7.9%、「受けてみたいと思っている」が3.8%であり、「聞いたことがある」が41.9%、「全く知らない」が40.3%であった。

また、同協会が行っている資格認定証交付「火葬技術管理士通信教育（1級、2級）」で

は、「受けたことがある」が9.5%、「受けてみたいと思っている」が1.6%であり、「聞いたことがある」が47.1%、「全く知らない」が36.5%であった。

表彰制度、研修会、資格制度等については、引き続き広報活動のきょうかがもとめられる。

厚生労働科学研究

「令和2年度・墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究（全国火葬場の施設状況並びに防災対策に関する調査）」（全国火葬場アンケート調査）

- アンケート回収状況 令和2年10月15日配布、令和2年11月15日回収、令和2年10月1日現在の状況を記入
回収票数：554施設、対象施設数：1,432施設、アンケート回収率：556/1,432×100＝38.8%

【設問5】 災害時を想定した各種資材の協定はどのように（複数回答可）

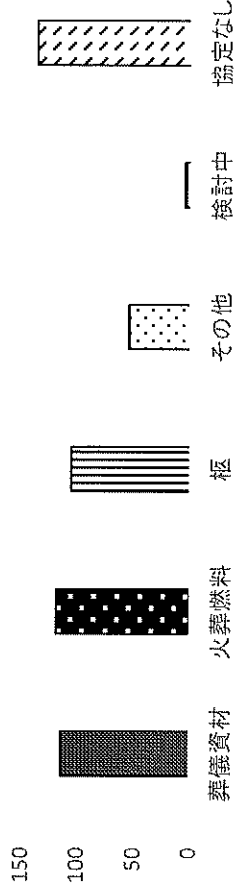
葬儀資材について協力している	117＝21.0%
火葬燃料について協力している	120＝21.6%
柩について協力している	108＝19.4%
その他	56＝10.1%
検討中、調査中	5＝0.9%
特に協定を締結していない	137＝24.6%

【設問6】 災害時の人的協力体制についてお答えください。

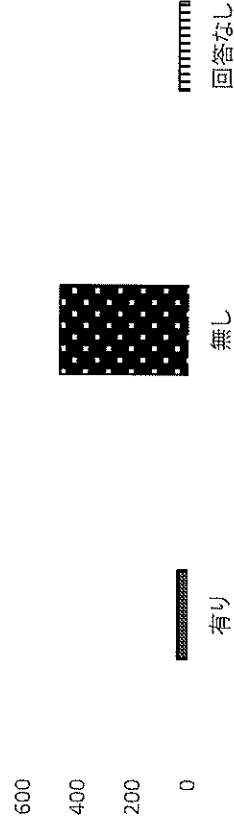
1 火葬場OBの応援体制

有り	41＝7.4%
無し	474＝85.2%
回答なし	41＝7.4%

災害時を想定して各種資材の協定はどのようにしていますか。



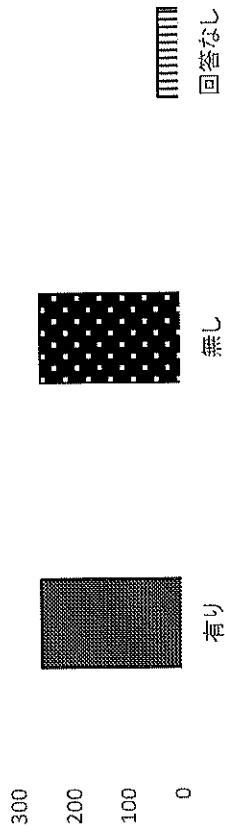
火葬場OBの応援体制



2 火葬炉メーカーの支援体制

有り 260 = 46.8%
 無し 258 = 46.4%
 回答なし 38 = 6.8%

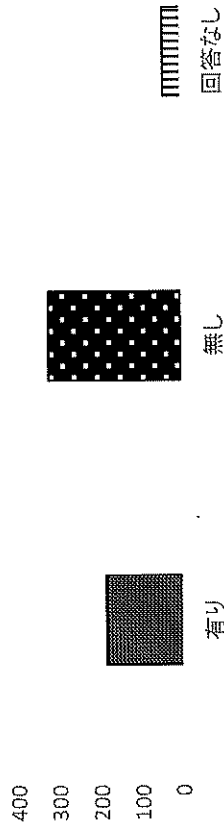
火葬炉メーカーの支援体制



3 都道府県内の他の火葬場からの支援体制

有り 189 = 34.0%
 無し 324 = 58.3%
 回答なし 43 = 7.7%

都道府県内の他の火葬場からの支援体制

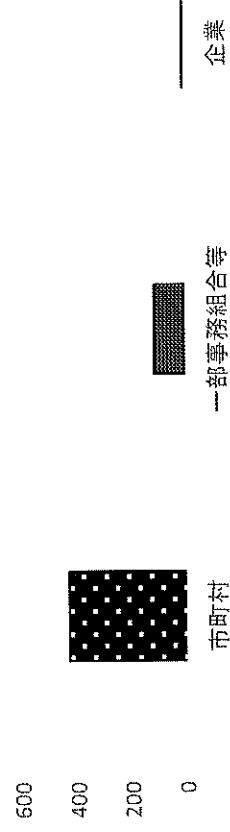


【設問 8】火葬場の設置主体

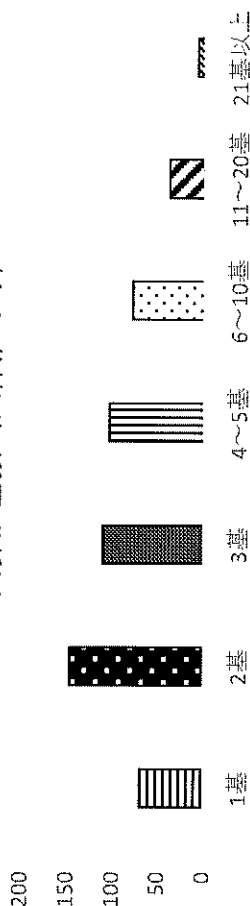
『参考』データベース「施設リスト」で

は
 市町村 433 = 77.9% 78.5%
 一部事務組合等 115 = 20.7% 18.2%
 企業 8 = 1.4% 1.0%
 その他 0 = 0.0% 2.3%

火葬場の設置主体は？



火葬炉基数 (人体炉のみ)



【設問 11】火葬炉設置基数『() 内はH24 アンケートの状況』

平均 4.5 基 (3.7 基)、最大 46 基 (同左)、最小 1 基 (同左)

1 基	70 = 12.6% (15.1%)
2 基	147 = 26.4% (30.2%)
3 基	111 = 20.0% (20.0%)
4~5 基	104 = 18.7% (18.7%)
6~10 基	79 = 14.2% (11.9%)
11~20 基	38 = 6.8% (3.5%)
21 基以上	7 = 1.3% (0.6%)

【設問 12】現在の火葬場の建設竣工年

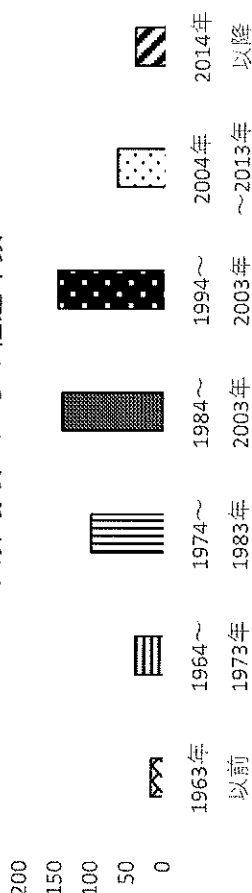
平均経過年数 28.8 年 『() 内はH24 アンケートの状況』

1963 (昭和 38) 年以前	17 = 3.0% (2.8%)
1964 (昭 39) ~ 1973 (昭 48) 年	40 = 7.2% (10.2%)
1974 (昭 49) ~ 1983 (昭 58) 年	101 = 18.2% (24.0%)
1984 (昭 59) ~ 1993 (平成 5) 年	142 = 25.5% (28.0%)
1994 (平 6) ~ 2003 (平 15) 年	148 = 26.6% (23.6%)
2004 (平 16) ~ 2013 (平 25) 年	66 = 11.9% (11.4%)
2014 (平 26) 年以降	42 = 7.6% (-)

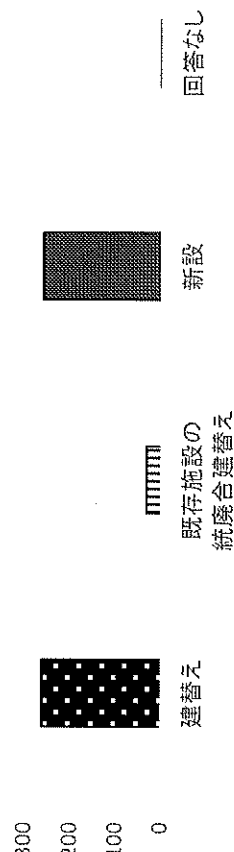
【設問 13】現在の火葬場は建替えか新設か

建替え	262 = 47.1%
既存施設の統廃合建替え	32 = 5.8%
新設	261 = 46.9%
回答なし	1 = 0.2%

火葬場竣工からの経過年数



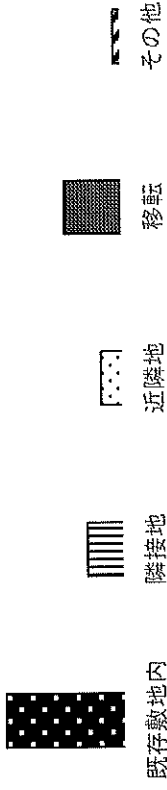
現在の火葬場の建設は、建替えか新設か



【設問 14】 建替えの場合の建設場所

建替えの場合の建設場所

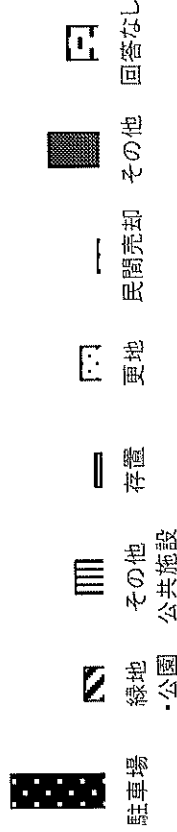
既存敷地内での建替え	144	= 49.0%	(設問 13「建替え」294 に対して)
隣接地での建替え	44	= 15.0%	(")
近接地での建替え	26	= 8.8%	(")
移転しての建替え	71	= 24.1%	(")
その他	9	= 3.1%	(")



【設問 15】 建替え、既存施設解体後の跡地利用

建替えの場合の跡地利用

駐車場	107	= 36.4%	(設問 13「建替え」294 に対して)
緑地・公園	23	= 7.8%	(")
その他公共施設	32	= 10.9%	(")
解体せずに現況のまま存置	9	= 3.1%	(")
更地にして遊休地として将来計画に備える	24	= 8.2%	(")
民間に売却	5	= 1.7%	(")
その他	58	= 19.7%	(")
回答なし	36	= 12.2%	(")



【設問 16】 現在の建物は竣工後に増築・改築したか

現在の建物は増築・改築したか

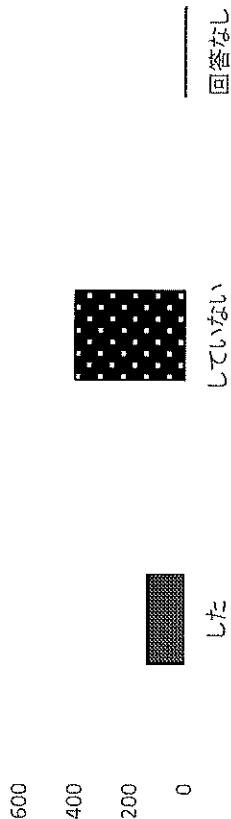
増築・改築した	113	= 20.3%
していない	434	= 78.1%
回答なし	9	= 1.6%



【設問 18】現在の火葬炉は竣工後に増設・更新したか

増設・更新した 140 = 25.2%
 していない 407 = 73.2%
 回答なし 9 = 1.6%

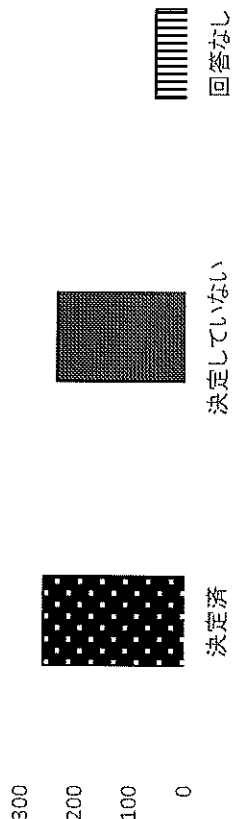
火葬炉は増設・更新したか



【設問 21】都市計画決定はしたか

決定済 262 = 47.1%
 決定していない 236 = 42.5%
 回答なし 58 = 10.4%

都市計画決定はしたか



【設問 23】建物の構造（複数回答あり）

鉄筋コンクリート造 421 = 75.7%
 鉄骨コンクリート造 13 = 2.3%
 鉄骨鉄筋コンクリート造 35 = 6.3%
 鉄骨造 44 = 7.9%
 木造 22 = 4.0%
 その他 23 = 4.1%
 回答なし 27 = 4.9%

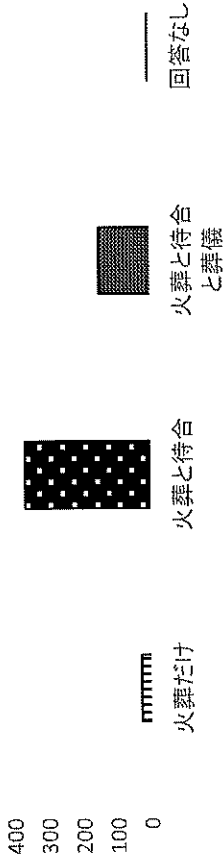
建物の構造



【設問 24】火葬場としての施設

火葬だけの施設	30 = 5.4%
火葬と待合が行える施設	368 = 66.2%
火葬と待合と葬儀が行える施設	153 = 27.5%
回答なし	5 = 0.9%

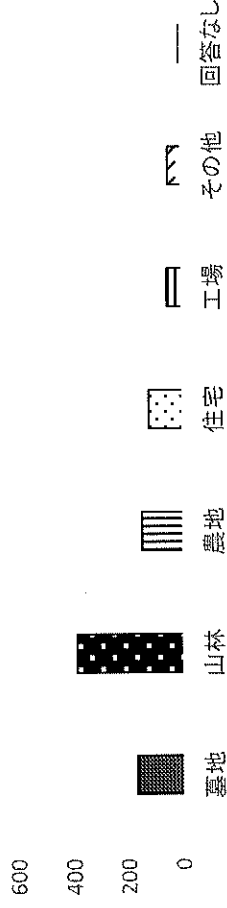
火葬場としての施設



【設問 27】火葬場の周辺環境は次のどれでしょうか。(複数回答可)

墓地	170 = 30.6%	その他	48 = 8.6%
山林	388 = 69.8%	回答なし	7 = 1.3%
農地	150 = 27.0%		
住宅	121 = 21.8%		
工場	53 = 9.5%		

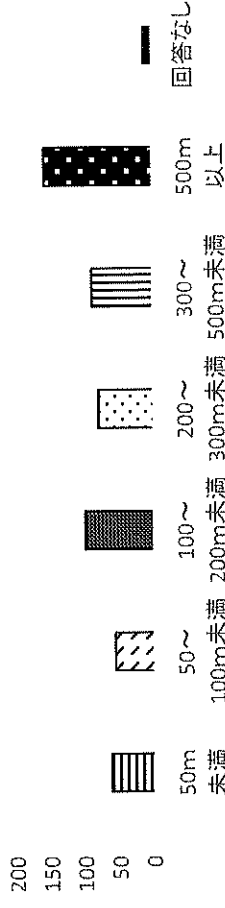
火葬場の周辺環境は



【設問 28】火葬場から最も近い住宅までの距離は次のどれでしょうか。

50m未満	62 = 11.2%	500m以上	157 = 28.2%
50~100m未満	56 = 10.1%	回答なし	13 = 2.3%
100~200m未満	99 = 17.8%		
200~300m未満	80 = 14.4%		
300~500m未満	89 = 16.0%		

火葬場から最も近い住宅までの距離は

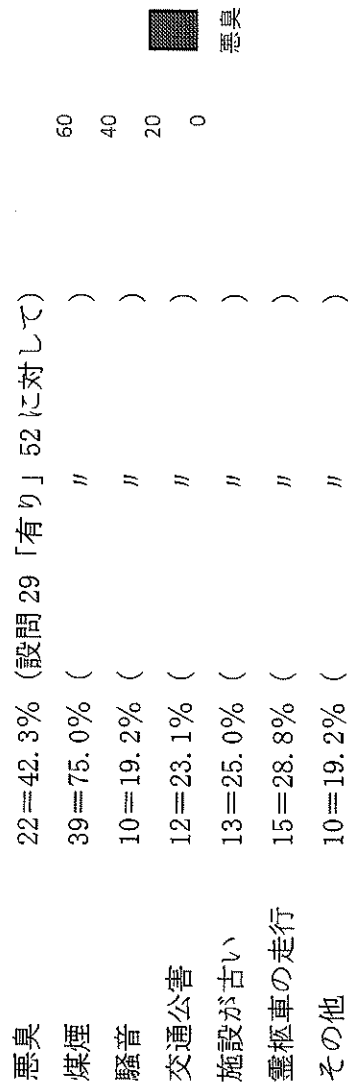


【設問 29】現在の火葬場に対して周辺住民からの苦情はありますか。



現在の火葬場に対して周辺住民からの苦情の有無

1 「有り」の場合、苦情の原因は何だと思いますか。(複数回答可)



「有り」の場合、苦情の原因は

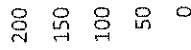
【設問 30】現在の火葬場に対して、建替え、部分改修の必要性は。



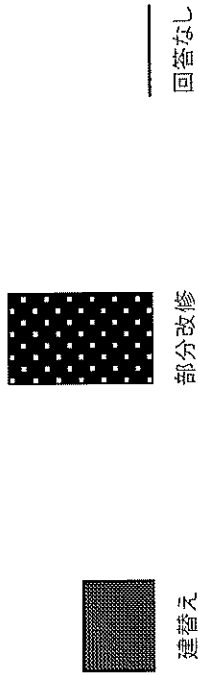
現在の火葬場に対して、建替え、部分改修の必要性の有無

1 「必要が有る」というのは、建替えですか、部分改修ですか。

建替え	89=33.1%	(設問 30 「必要が有る」 269 に対して)
部分改修	177=65.8%	(" ")
回答なし	3= 1.1%	(" ")



「必要が有る」というのは、建替えですか、部分改修ですか。

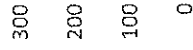


2 「建替え」または「部分改修」の理由は何ですか。(複数回答可)

施設の老朽化 254=94.4%

(設問 30 「必要が有る」 269 に対して)

能力不足	36=13.4%	(" ")
故障が多く、修理費がかさむ	43=16.0%	(" ")
その他	26= 9.7%	(" ")



「建替え」または「部分改修」の理由は何ですか。

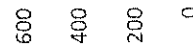


【設問 31】自治体の火葬場として不足はありますか。

不足している 70=12.6%

不足していない 466=83.8%

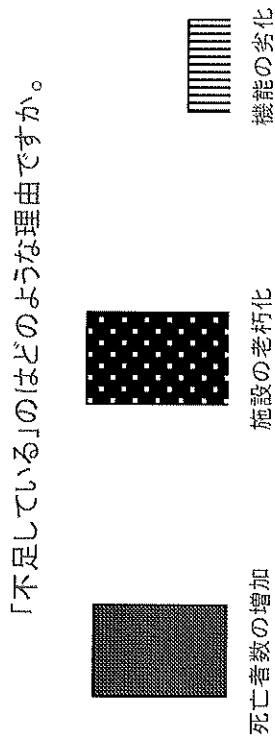
回答なし 20= 3.6%



自治体の火葬場として不足はありますか。

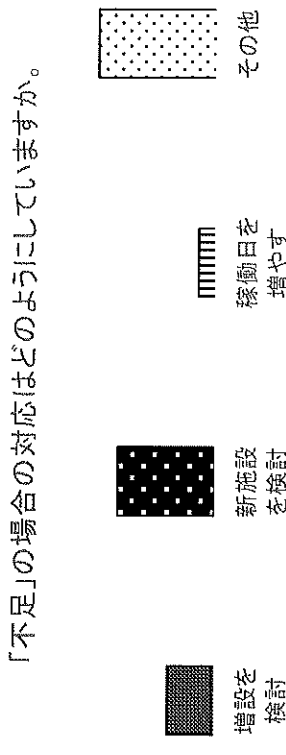


1 「不足している」のはどのような理由ですか。(複数回答可)



理由	件数	割合
死亡者数の増加	35	50.0%
施設が老朽化している	37	52.9%
機能が劣化している	11	15.7%
その他	0	0%

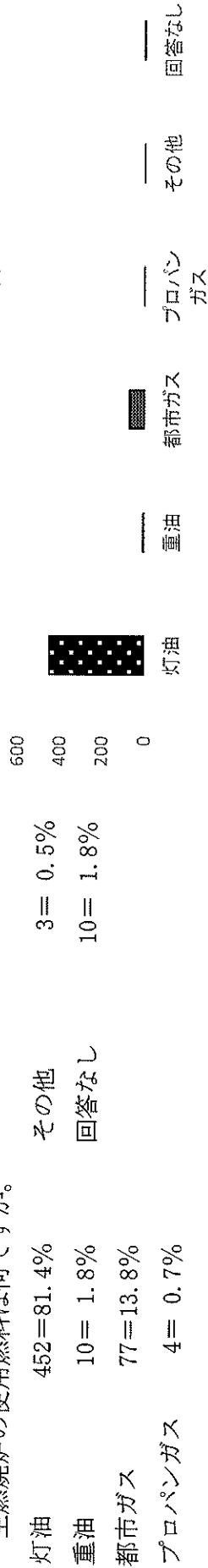
2 「不足」の場合の対応はどのようにしていますか。(複数回答可)



対応	件数	割合
増設を検討している	14	20.0%
新施設を検討している	29	41.4%
稼働日を増やす	5	7.1%
その他	35	50.0%

【設問 34】主燃焼炉について

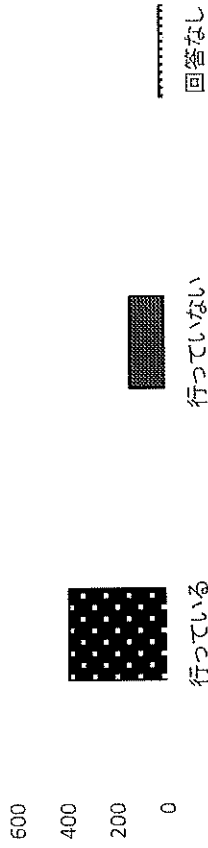
6 主燃焼炉の使用燃料は何ですか。



10 火葬中にデレッキ操作を行っていますか。

行っている 394 = 70.9%
 行っていない 143 = 25.7%
 回答なし 19 = 3.4%

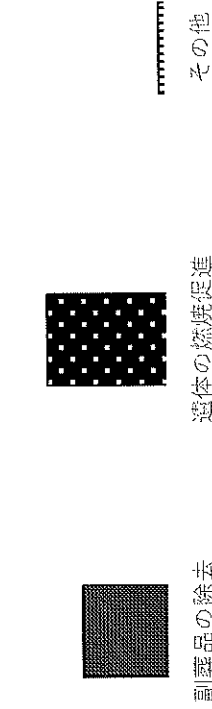
火葬中のデレッキ操作



10-1 「行っている」場合のデレッキ操作の目的は。(複数回答可)

副葬品の除去 229 = 58.1% (上記10「行っている」394に対して)
 遺体の燃焼促進 320 = 81.2% ()
 その他 17 = 4.3% ()

デレッキ操作の目的は



【設問 35】再燃焼炉について

1 再燃焼炉はありますか。

有り 524 = 94.2%
 無し 22 = 4.0%
 回答なし 10 = 1.8%

再燃焼炉の有無

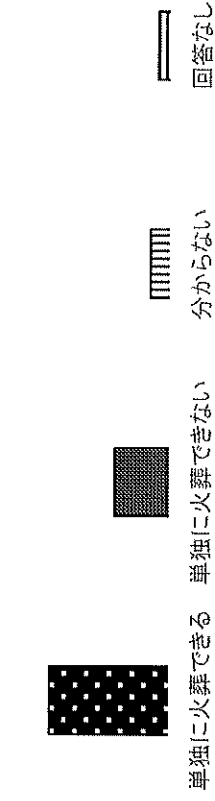


【設問 36】 排ガス処理装置について

1 火葬炉と排ガス処理装置の関係は

各炉が単独に火葬できる	321 = 57.8%
各炉が単独に火葬できない	148 = 26.6%
分からない	53 = 9.5%
回答なし	34 = 6.1%

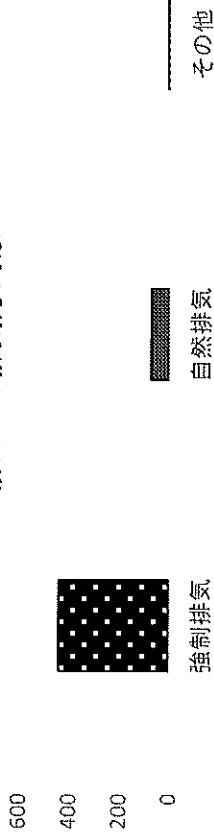
火葬炉と排ガス処理装置の関係は



3 排ガスの排気方式は。(複数回答可)

強制排気方式	444 = 79.9%
自然排気方式	75 = 13.5%
その他	10 = 1.8%

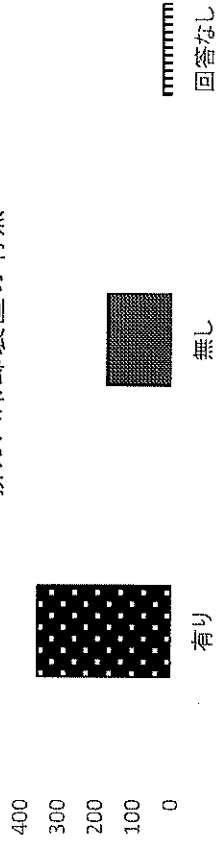
排ガスの排気方式は



4 排ガス冷却装置はありますか。

有り	357 = 64.2%
無し	172 = 30.9%
回答なし	27 = 4.9%

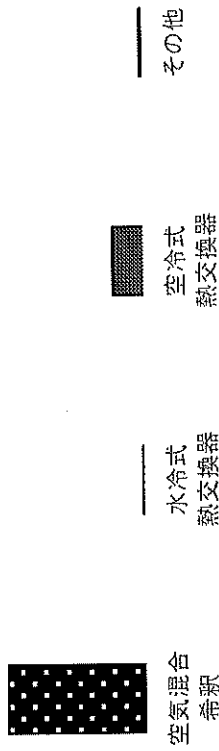
排ガス冷却装置の有無



4-2 排ガス冷却方式は何ですか。(複数回答可)

空気混合希釈方式	277 = 77.9% (上記4「有り」357に対して)	300
水冷式熱交換器方式	4 = 1.1% ()	200
空冷式熱交換器方式	62 = 17.4% ()	100
その他	7 = 2.0% ()	0

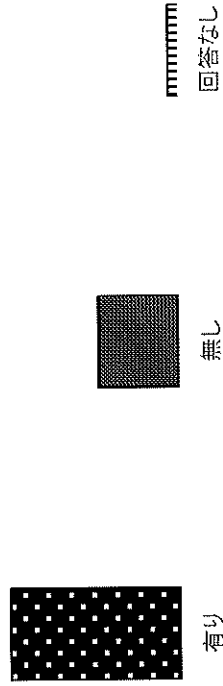
排ガス冷却装置の方式は



5 集じん装置はありますか。

有り	362 = 65.1%	400
無し	172 = 30.9%	300
回答なし	22 = 4.0%	200
		100
		0

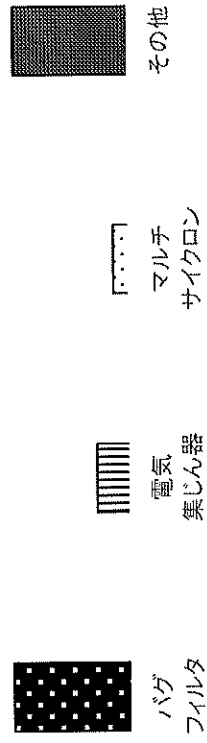
集じん装置の有無



5-1 「有り」の場合の集じん装置の型式は。(複数回答可)

バグフィルタ	156 = 43.1% (上記5「有り」362に対して)	200
電気集じん器	43 = 11.9% ()	150
マルチサイクロン	20 = 5.5% ()	100
その他	152 = 42.0% ()	50
		0

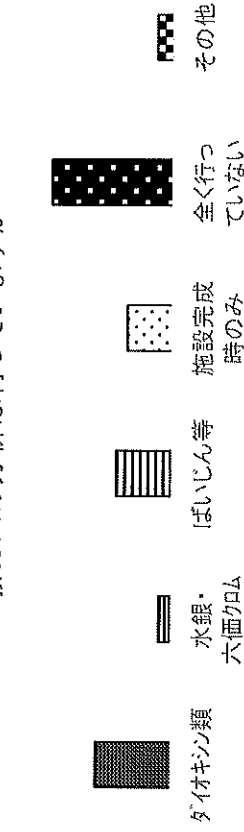
集じん装置の型式は



【設問 38】 排ガスの分析は行っていますか。(複数回答可)

ダイオキシン類	151 = 27.2%
水銀・六価クロム	27 = 4.9%
ばいじん等	112 = 20.1%
施設が完成した引渡性能試験で実施しただけ	89 = 16.0%
全く行っていない	240 = 43.2%
その他	31 = 5.6%

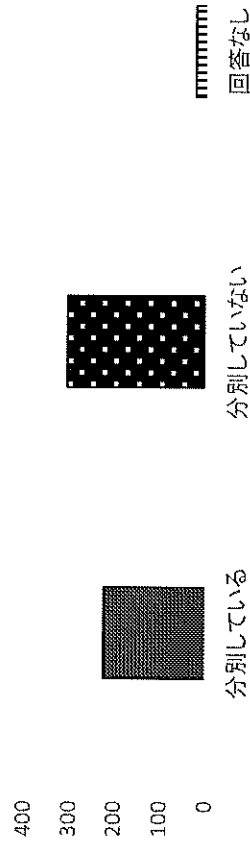
排ガスの分析は行っていますか



【設問 39】 残骨灰と集じん灰は分別していますか。

分別している	225 = 40.5%
分別していない	306 = 55.0%
回答なし	25 = 4.5%

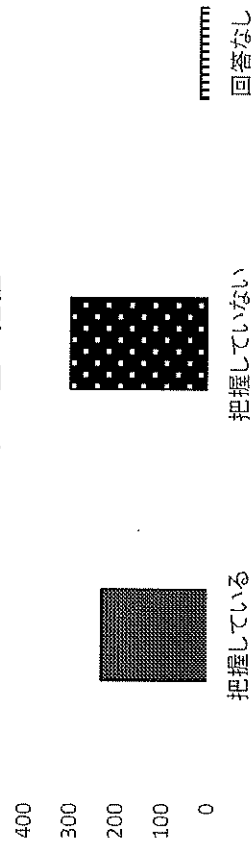
残骨灰と集じん灰の分別



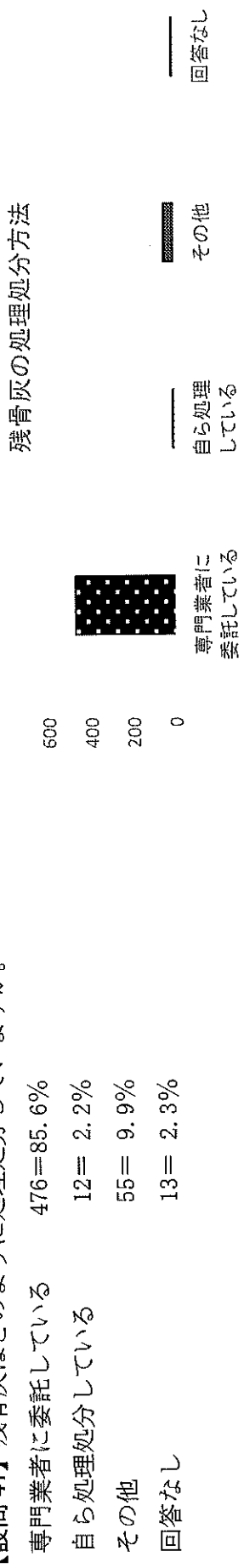
【設問 40】 残骨灰、集じん灰の発生量を把握していますか。

把握している	234 = 42.1%
把握していない	301 = 54.1%
回答なし	21 = 3.8%

発生量の把握



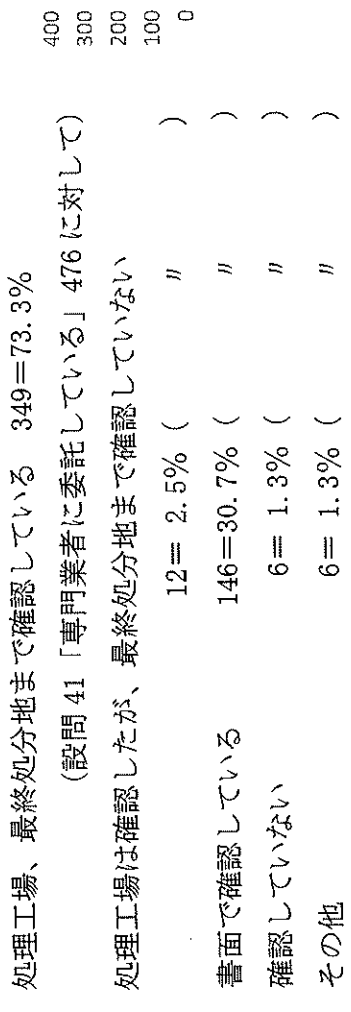
【設問 41】 残骨灰はどのように処理処分していますか。



残骨灰の処理処分方法

1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認は。

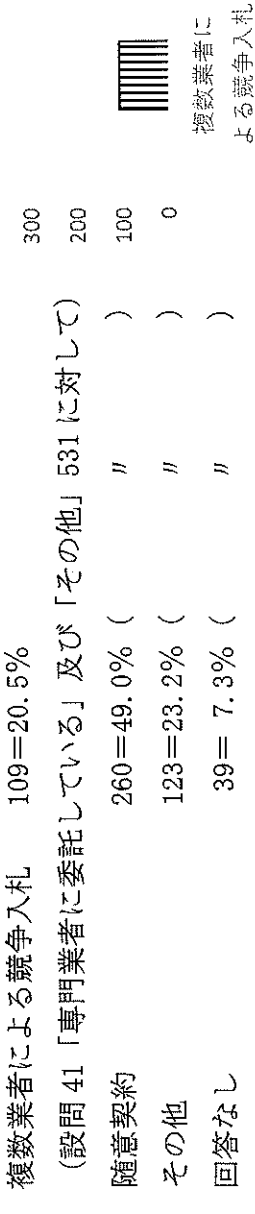
専門業者に委託の場合の処理処分状況の確認



処理工場、最終処分地まで確認している 349=73.3%
 (設問 41 「専門業者に委託している」 476 に対して)
 処理工場は確認したが、最終処分地まで確認していない
 12= 2.5% ()
 書面で確認している 146=30.7% ()
 確認していない 6= 1.3% ()
 その他 6= 1.3% ()

2 専門業者の選考方法は何ですか。

専門業者の選考方法

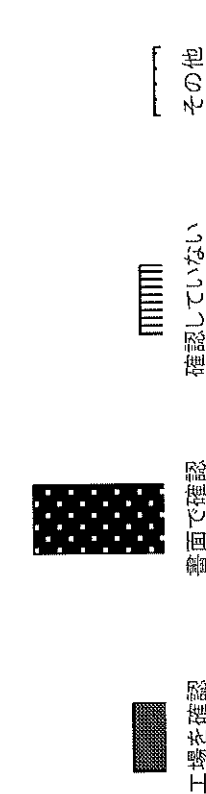


複数業者による競争入札 109=20.5%
 (設問 41 「専門業者に委託している」及び「その他」 531 に対して)
 随意契約 260=49.0% ()
 その他 123=23.2% ()
 回答なし 39= 7.3% ()

1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認は。

処理工場まで確認している	67=18.0%
(設問 43 「専門業者に委託している」 372 に対して)	
書面で確認している	265=71.2% (")
確認していない	48=12.9% (")
その他	15=4.0% (")

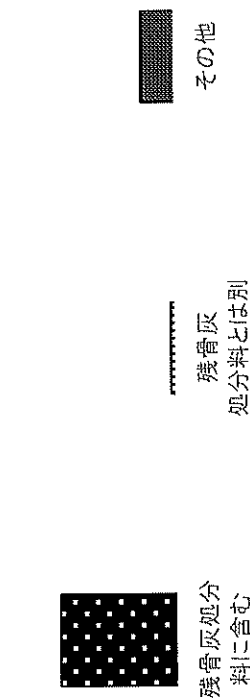
専門業者に委託の場合の処理処分状況の確認



2 委託費用はどのようにしていますか。

残骨灰処分料を含む	292=66.4%
(設問 43 「専門業者に委託している」及び「その他」 440 に対して)	
残骨灰処分料とは別に支払っている	11=2.5% (")
その他	83=18.9% (")

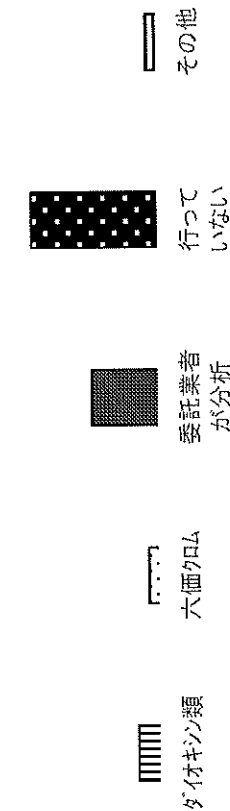
委託費用はどのようにしているか



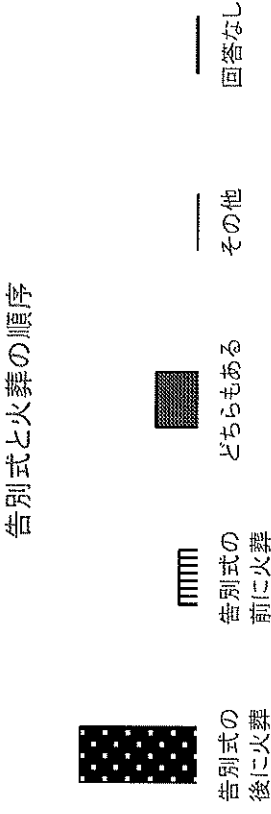
【設問 45】残骨灰、集じん灰の分析は行っていますか。(複数回答可)

ダイオキシン類の測定は定期的を実施している	51=9.2%
六価クロムの測定は定期的を実施している	25=4.5%
委託業者に分析させ報告を受けている	152=27.3%
全く行っていない	283=50.9%
その他	25=4.5%

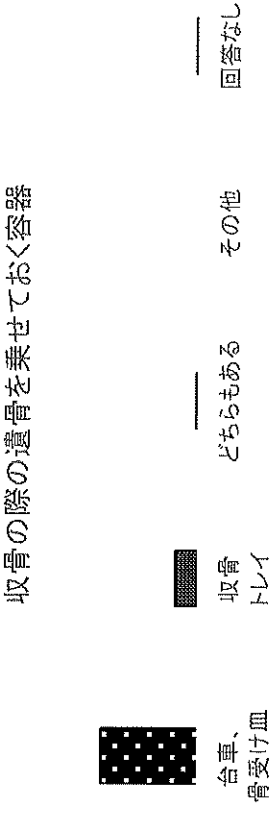
残骨灰、集じん灰の分析



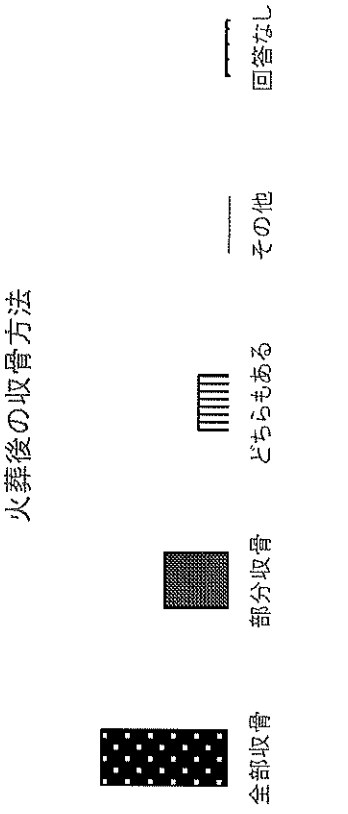
【設問 46】葬儀の流れの中で、告別式と火葬の順序はどのようなですか。



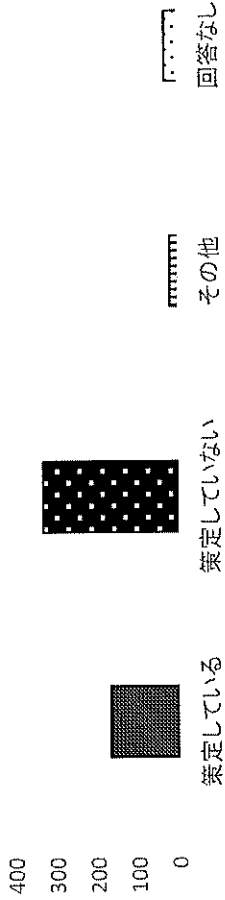
【設問 47】火葬後に収骨する際に、遺骨を乗せておく容器は何ですか。



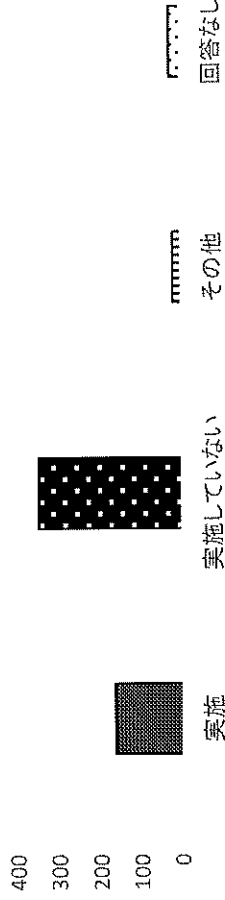
【設問 48】火葬後の収骨方法に大きく2通りの方法はどちらですか。



【設問 60】 災害時対応指針（事業継続計画等）は策定していますか。
 災害時対応指針（事業継続計画等）を策定している 170＝30.6%
 特に指針として策定していない 334＝60.1%
 その他 20＝3.6%
 回答なし 32＝5.7%



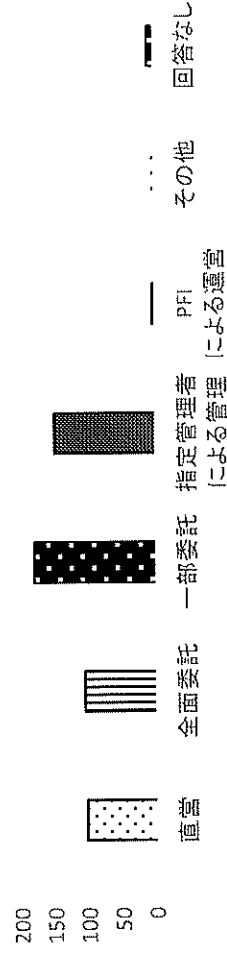
【設問 61】 職員の災害時に備えた定期的な訓練を実施していますか。
 定期的な訓練を実施している 165＝29.7%
 特に定期的な訓練は実施していない 347＝62.4%
 その他 19＝3.4%
 回答なし 25＝4.5%



【設問 62】 火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか。

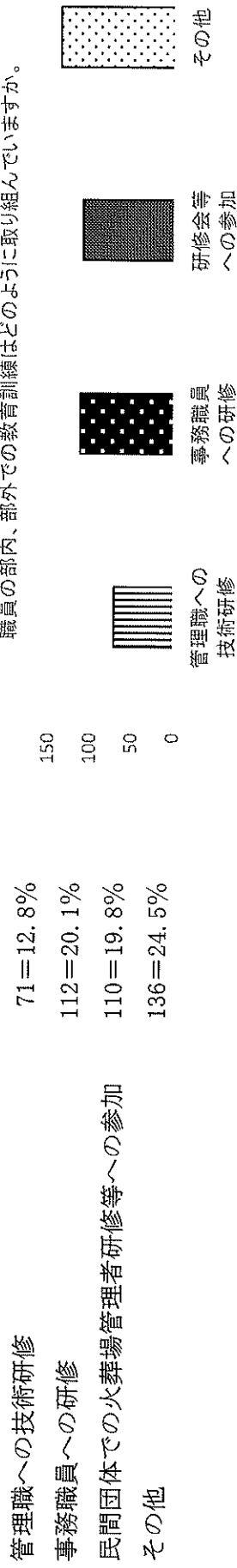
直営 103＝18.5% その他 4＝0.7%
 全面委託 105＝18.9% 回答なし 9＝1.6%
 一部委託 181＝32.6%
 指定管理者による管理 150＝27.0%
 PFIによる運営 4＝0.7%

火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか。

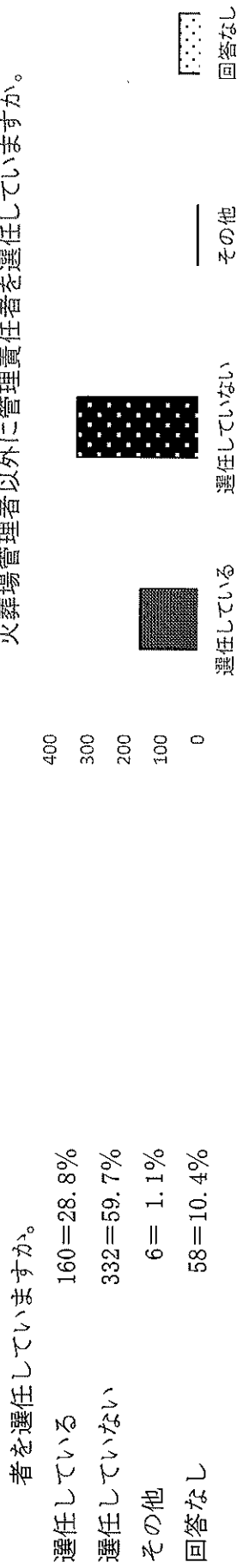


資料 9-1

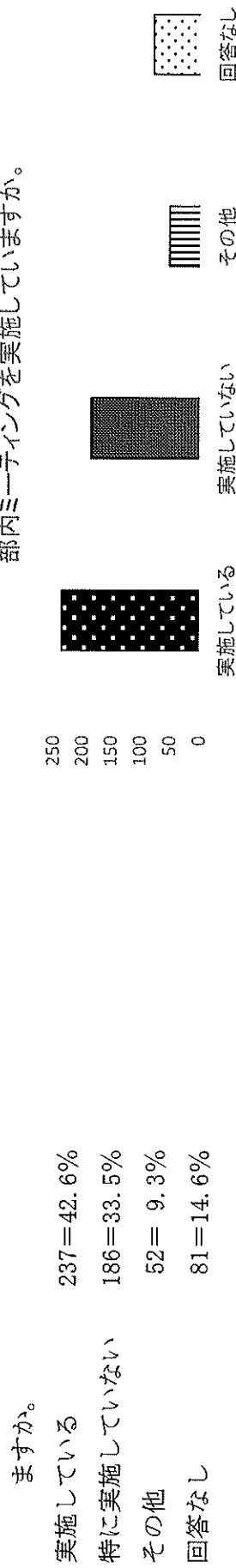
【設問 66】 職員の部内、部外での教育訓練は。(複数回答可)



【設問 67】 火葬場の管理監督体制として火葬場管理者以外に管理責任



【設問 69】 管理監督体制の一環として部内ミーティングを実施して



【設問 70】イメージ向上を目指した活動、取組事例等は（複数回答可）

アンケート、意見箱等の設置	171 = 30.8%
広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施	26 = 4.7%
葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施	105 = 18.9%
地域自治会との定期的意見交換会の開催	37 = 6.7%
ホームページでの利用方法を適切に開示している	166 = 29.9%
特に実施していない	259 = 46.6%
その他	20 = 3.6%

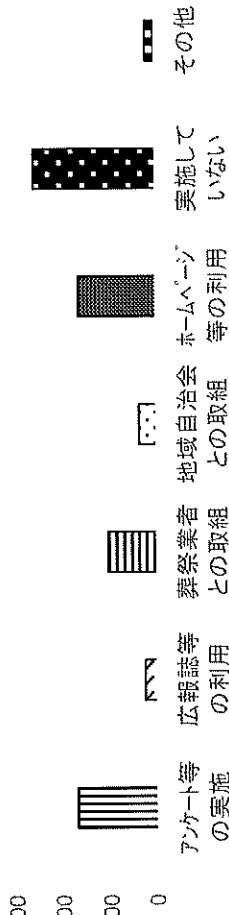
【設問 71】火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等は（複数回答可）

委託事業者から適切な賃金が支払われている等の実態調査	25 = 4.5%
職場環境向上に向けての現地調査や業者への指導等	79 = 14.2%
特に実施していない	388 = 69.8%
その他	23 = 4.1%

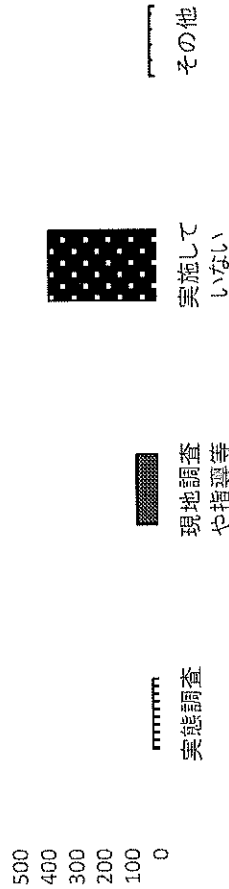
【設問 72】排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できないと言われていることに対してどう思いますか。

排ガス処理装置があり問題ない	151 = 27.2%
排ガス量が少ないので問題ない	27 = 4.9%
基準値が低いので問題ない	13 = 2.3%
基準が無いので問題としていない	50 = 9.0%
排気筒は大防法と同様に高くするよう指導すべき	20 = 3.6%
分からない	238 = 42.8%
その他	14 = 2.5%
回答なし	43 = 7.7%

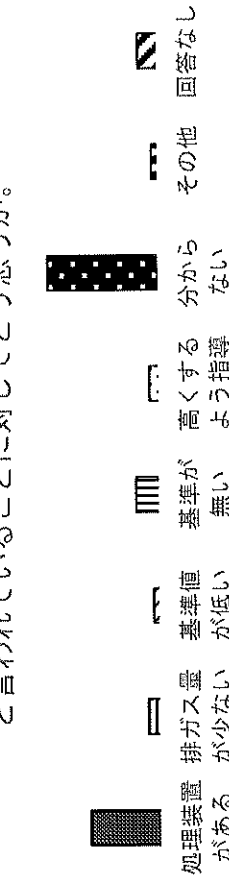
火葬場のイメージ向上を目指した活動、取組事例等がありますか。



火葬従事者の職場環境の改善等を目的とした取組や事例



排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できないと言われていることに対してどう思うか。

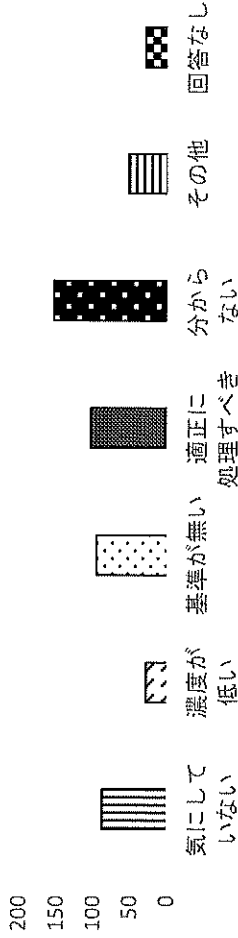


【設問 73】残骨灰の処理基準が無いが、どのように対応していますか。
 特に気にしていない 88 = 15.8%
 六価クロムなどの有害物質は濃度が低いので問題ない 28 = 5.0%
 基準が無いので問題としていない 96 = 17.3%
 有害物質が含まれているので溶融処理など適正に処理すべき
 分からない 105 = 18.9%
 155 = 27.9%
 その他 53 = 9.5%
 回答なし 31 = 5.6%

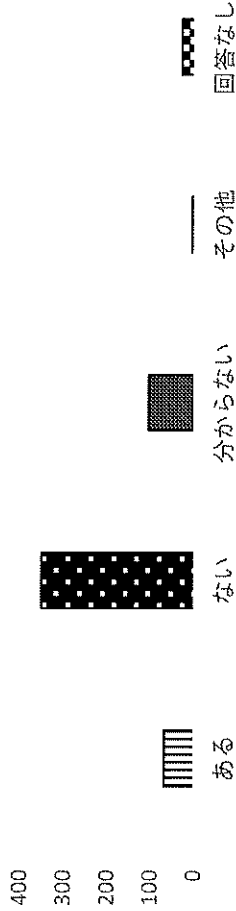
【設問 74】火葬従事者の作業場所の環境測定はしていますか。

環境測定をしたことがある 68 = 12.3%
 環境測定をしたことがない 352 = 63.3%
 分からない 104 = 18.7%
 その他 4 = 0.7%
 回答なし 28 = 5.0%

残骨灰の処理基準が無いがどのように対応していますか。



火葬従事者の作業場所の環境測定はしていますか。

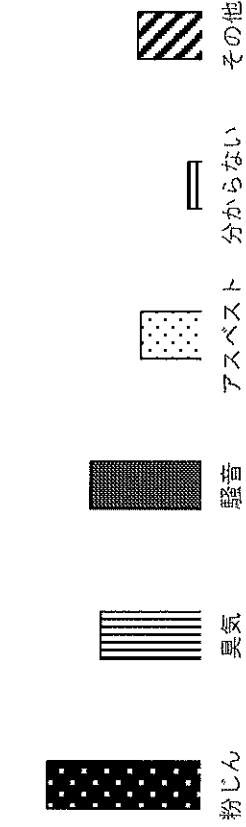


1 「したことがある」とお答えの方、環境測定項目は何ですか。

(複数回答可)

粉じん 43 = 63.2% (設問 74 「したことがある」 68 に対して)
 臭気 28 = 41.2% ()
 騒音 31 = 45.6% ()
 アスベスト 17 = 25.0% ()
 分からない 4 = 5.9% ()
 その他 18 = 26.5% ()

「したことがある」とお答えの方、環境測定項目は何ですか。



【設問 75】 あなたの火葬場では指定管理者制度を導入していますか。

導入している

153＝27.5%

条例では規定しているが、導入していない

1＝0.2%

導入していない

370＝66.5%

今後、導入を計画している

8＝1.4%

分からない

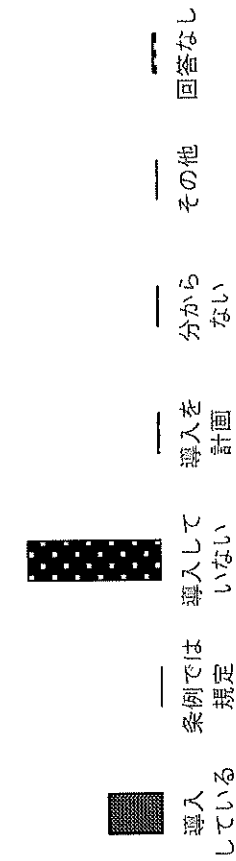
6＝1.1%

その他

6＝1.1%

回答なし

12＝2.2%



あなたの火葬場では指定管理者制度を導入していますか。

1 導入してよかったと思われる点は何ですか。(複数回答可)

市民サービスが向上した

108＝70.6%

(設問 75「導入している」153 に対して)

トラブルが減った、トラブル対応が迅速になった

60＝39.2% ()

経費節減となった

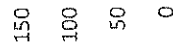
90＝58.8% ()

特になし

14＝9.2% ()

その他

6＝3.9% ()



導入してよかったと思われる点は何ですか。

2 導入した後、何か問題となった点はありませんか。(複数回答可)

市民サービスが低下した

3＝2.0%

(設問 75「導入している」153 に対して)

職員の専門性、質が確保されていない

11＝7.2% ()

行政との意思疎通がうまくいっていない

9＝5.9% ()

施設の改善が不十分

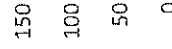
12＝7.8% ()

特になし

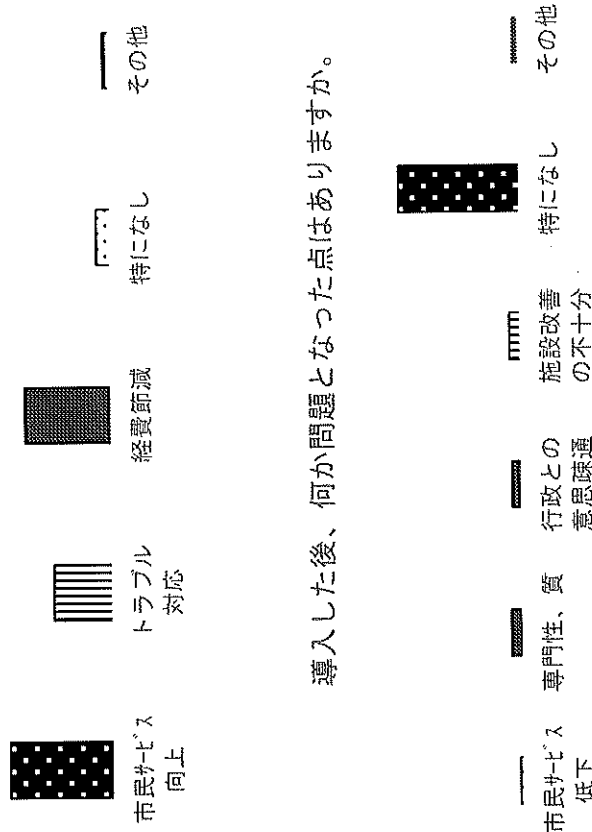
124＝81.0% ()

その他

6＝3.9% ()

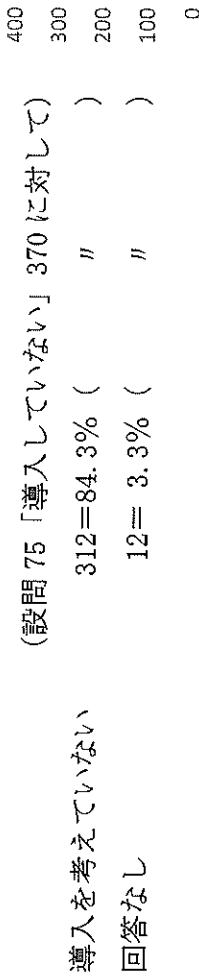


導入した後、何か問題となった点はありませんか。

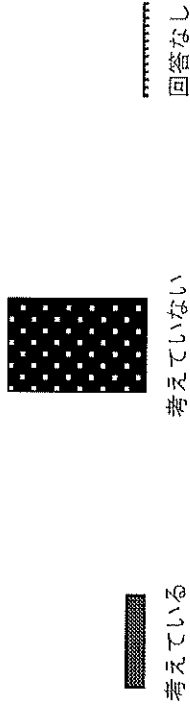


資料 9-1

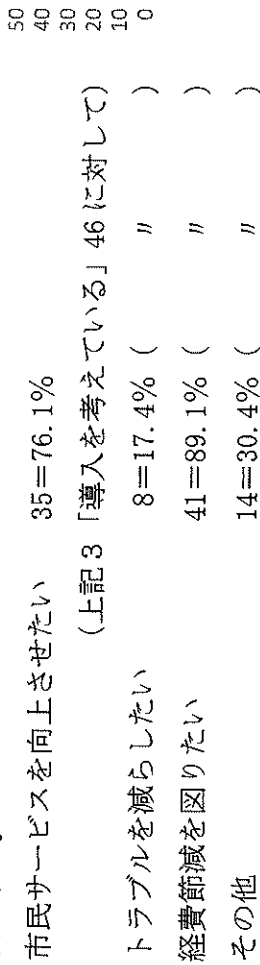
3 「導入していない」とお答えの方、今後導入を考えていますか。
 導入を考えている 46＝12.4%



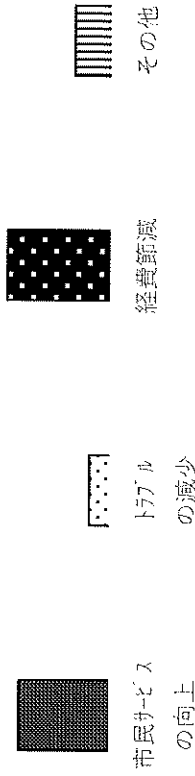
「導入していない」とお答えの方、今後導入を考えていますか。



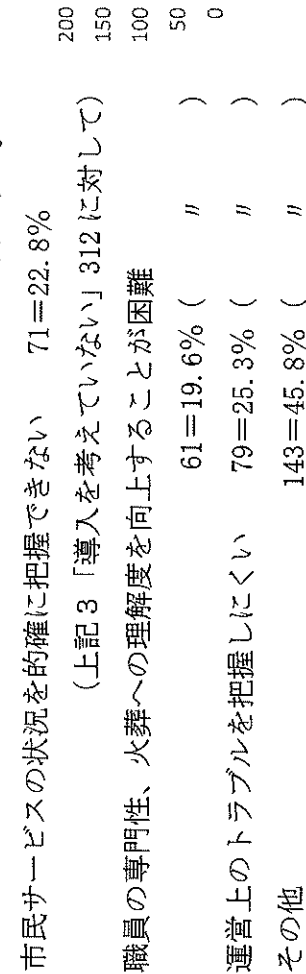
4 「導入を考えている」とお答えの方、導入により期待することは何ですか。



導入を考えているとお答えの方、導入により期待することは何ですか。



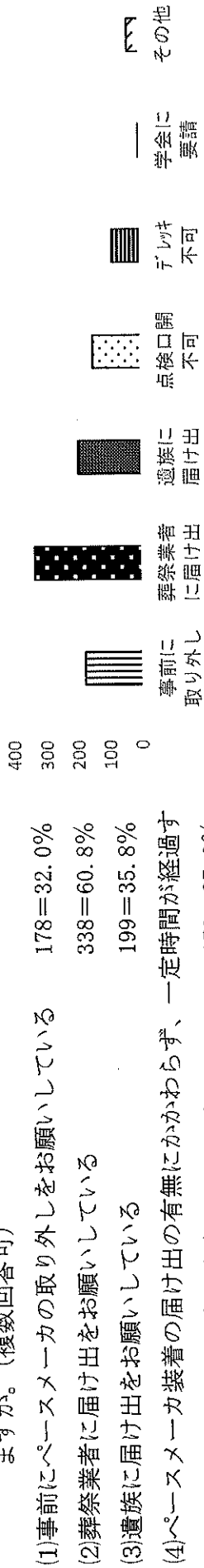
5 「導入を考えていない」とお答えの方、その理由は何ですか。



導入を考えていないとお答えの方、その理由は何ですか。

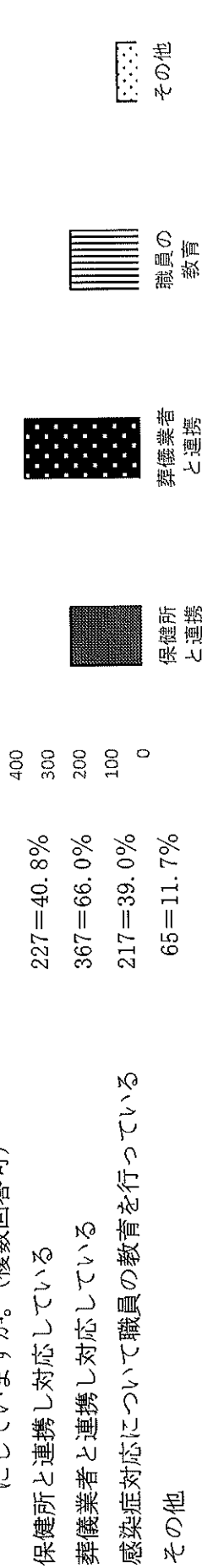


【設問 76】ペースメーカー装着遺体については、どのように対応していますか。(複数回答可)



- (1)事前にペースメーカーの取り外しをお願いしている 178=32.0%
- (2)葬祭業者に届け出をお願いしている 338=60.8%
- (3)遺族に届け出をお願いしている 199=35.8%
- (4)ペースメーカー装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまで点検口を開かないようにしている 150=27.0%
- (5)ペースメーカー装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでデリッキ操作をしないようにしている 87=15.6%
- (6)ペースメーカー学会に、火葬する場合は適切な処置を明記するよう要請している 3=0.5%
- (7)その他 36=6.5%

【設問 77】感染症についてお聞きします。感染症への対応はどのようにしていますか。(複数回答可)



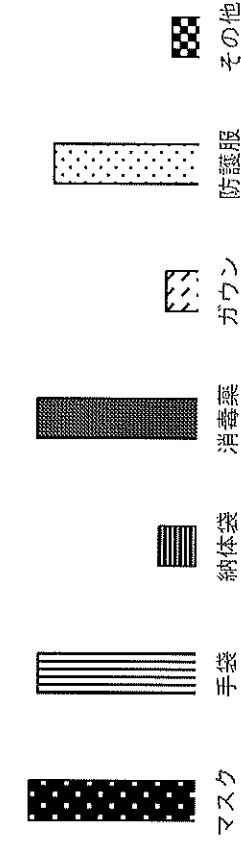
- 保健所と連携している 227=40.8%
- 葬儀業者と連携している 367=66.0%
- 感染症対応について職員の教育を行っている 217=39.0%
- その他 65=11.7%

資料 9-1

【設問 78】感染症への対応として資材の備蓄は（複数回答可）

マスク	474 = 85.3%	防護服	413 = 74.3%
手袋	451 = 81.1%	その他	78 = 14.0%
納体袋	108 = 19.4%		
消毒薬	457 = 82.2%		
ガウン	91 = 16.4%		

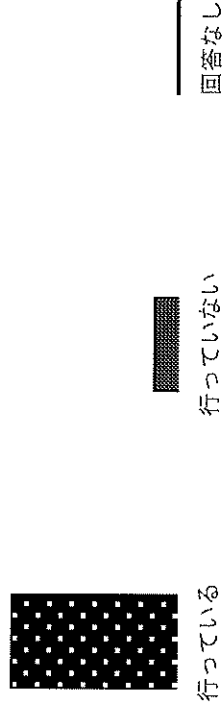
感染症への対応として資材の備蓄は行っていますか。



【設問 79】副葬品の制限を行っていますか。

行っている	474 = 85.3%
行っていない	72 = 12.9%
回答なし	10 = 1.8%

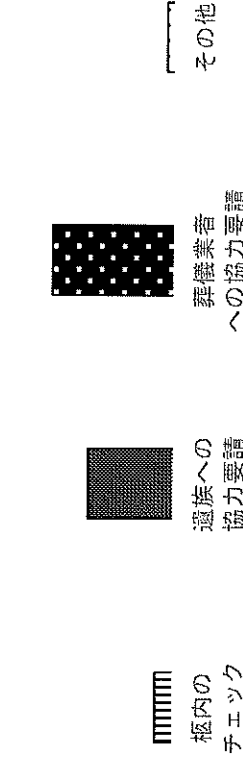
副葬品の制限を行っていますか。



1 「行っている」という場合、どのようなこと（複数回答可）

柩内のチェック	59 = 12.4%
チャリシ等により遺族への協力要請	284 = 59.9%
葬儀業者等への協力要請	404 = 85.2%
その他	25 = 5.3%

行っているという場合、どのようなことを行っていますか。

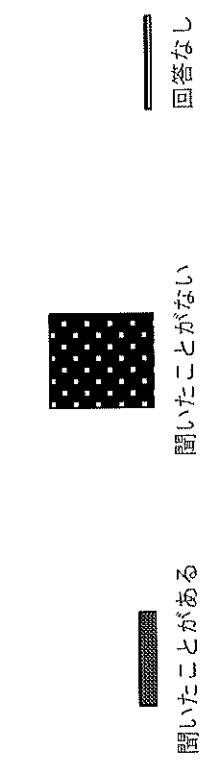


資料 9-1

【設問 80】放射線治療器具の装着遺体の火葬について、「注意が必要」

などと聞いたことがありますか。

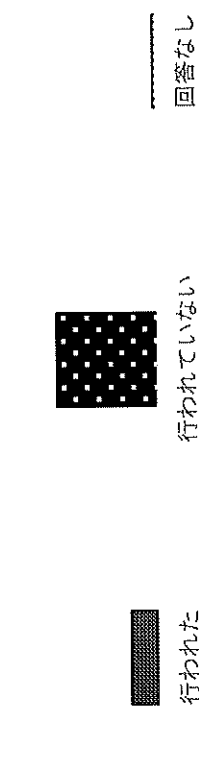
聞いたことがある	77 = 13.8%
聞いたことが無い	448 = 80.6%
回答なし	31 = 5.6%



【設問 82】あなたの火葬場で、新型コロナウイルス感染症で亡くなら

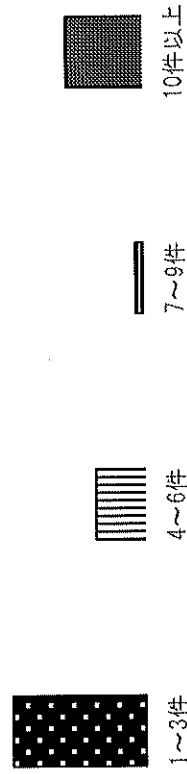
れた方の火葬が行われましたか。

行われた	121 = 21.8%
行われていない	423 = 76.1%
回答なし	12 = 2.1%



1 「行われた」とお答えの方、どのくらいの方の火葬がありましたか。

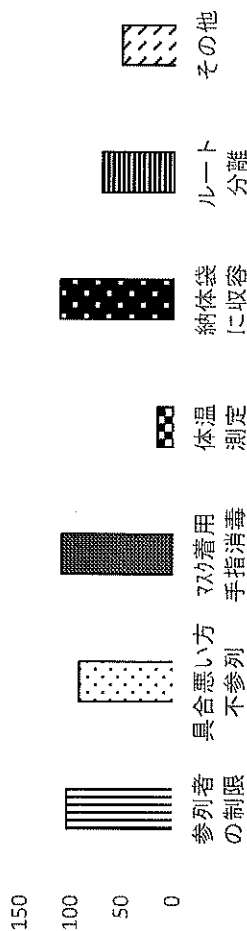
1~3件	60 = 49.6% (設問 82「行われた」121に対して)
4~6件	23 = 19.0% (" ")
7~9件	4 = 3.3% (" ")
10件以上	34 = 28.1% (" ")



資料 9-1

2 火葬に当たって、安全、安心のため、どのような対策を取られましたか。(複数回答可)

火葬に当たって、安全、安心のため、どのような対策を取られましたか。



(1)密にならないよう、ご参列者の方を制限していただいた

106=87.6% (設問 82「行われた」121 に対して)

(2)お具合の悪い方は、参列をご遠慮いただいた 94=77.7% (")

(3)マスクの着用、手指の消毒をお願いした 112=92.6% (")

(4)体温を測らせていただいた 17=14.0% (")

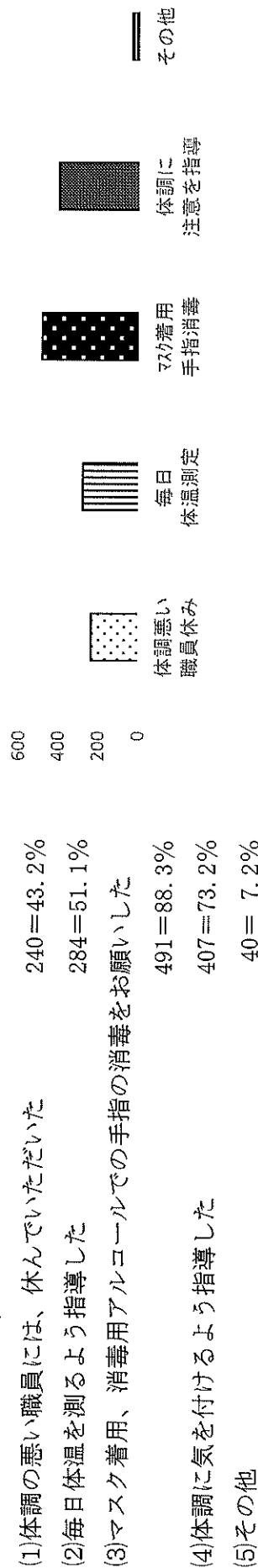
(5)ご遺体に触れないよう、納体袋に収めていただいたき、管理を徹底した 115=95.0% (")

(6)通常の方と新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のルートを分離して、交錯しないようにした 73=60.3% (")

(7)その他 54=44.6% (")

【設問 83】職員の安全、安心のため、どのような対策を取られましたか。(複数回答可)

職員の安全、安心のため、どのような対策を取られましたか。



(1)体調が悪い職員には、休んでいただいた 240=43.2%

(2)毎日体温を測るよう指導した 284=51.1%

(3)マスク着用、消毒用アルコールでの手指の消毒をお願いした 491=88.3%

(4)体調に気を付けるよう指導した 407=73.2%

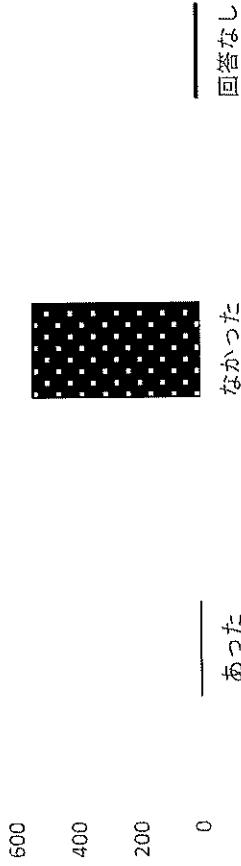
(5)その他 40= 7.2%

【設問 84】職員や利用者の中で、新型コロナウイルスに感染した方が

ありましたか。

あった 3 = 0.5%
 なかった 542 = 97.5%
 回答なし 11 = 2.0%

職員や利用者の中で、新型コロナウイルスに感染した方がありましたか。



1 関係者の中で感染者が発生した際は、どのような方策を取りましたか。

事業を一時休業して、消毒を徹底した 1 = 33.3%
 職員を一定期間休業させた 2 = 66.7%
 その他 1 = 33.3%

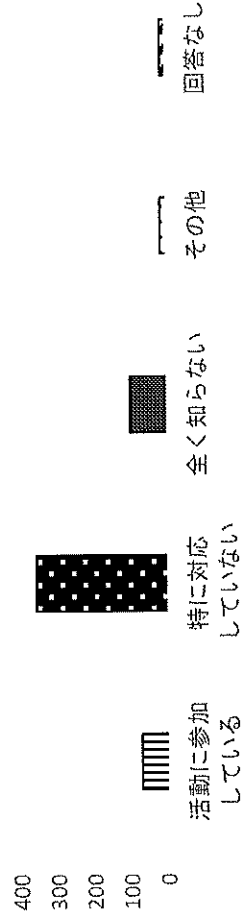
【その他の回答内容】

当該職員及び濃厚接触者は2週間の自宅待機。当該職員と同じ日の出勤していた他の職員も3日間自宅待機させた。その間は指定管理者の葬祭場業務経験者を従事させ、事業を継続した。

【設問 85】特定非営利活動法人日本環境斎苑協会はご存知ですか。

知っているし、各種活動に参加している 72 = 13.0%
 知っているが、特に対応していない 356 = 64.0%
 全く知らない 99 = 17.8%
 その他 16 = 2.9%
 回答なし 13 = 2.3%

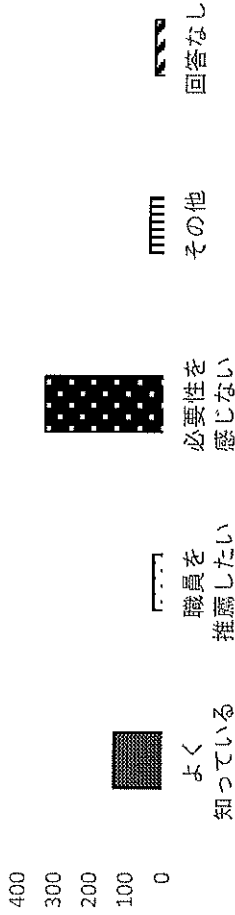
特定非営利活動法人日本環境斎苑協会のことはご存知ですか。



【設問 86】日本環境斎苑協会では、火葬行政担当職員等に対する表彰を行っていますが、ご存知ですか。

よく知っており、対象職員がいれば推薦したい 134 = 24.1%
 今まで知らなかったが、対象職員がいれば推薦したいので、詳細を知りたい 28 = 5.0%
 あまり必要性を感じない 328 = 59.0%
 その他 39 = 7.0%
 回答なし 27 = 4.9%

日本環境斎苑協会の表彰をご存知ですか。

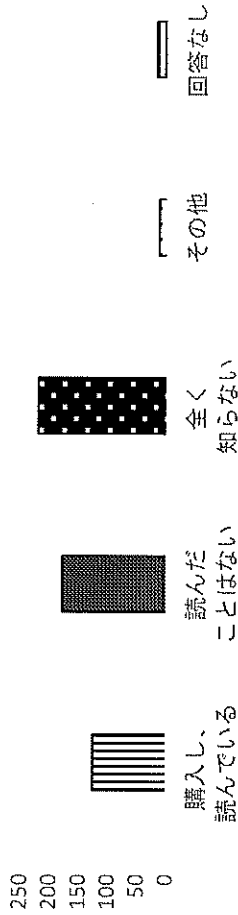


【設問 87】日本環境斎苑協会が発行する書籍について

1 火葬場の建設・維持管理マニュアル

購入し、必要な時に読んでいる 126 = 22.7%
 知っているが、読んだことはない 179 = 32.2%
 全く知らない 220 = 39.6%
 その他 13 = 2.3%
 回答なし 18 = 3.2%

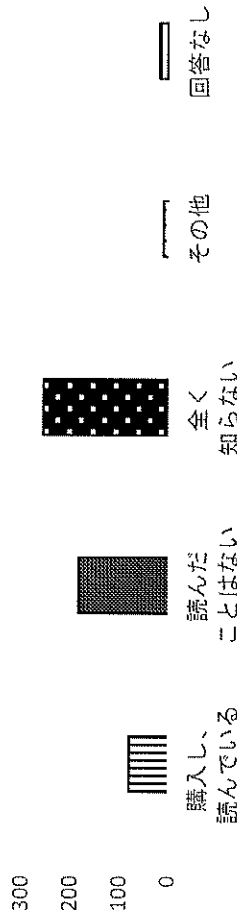
火葬場の建設・維持管理マニュアル



2 火葬概論

購入し、必要な時に読んでいる 81 = 14.6%
 知っているが、読んだことはない 185 = 33.3%
 全く知らない 257 = 46.2%
 その他 12 = 2.1%
 回答なし 21 = 3.8%

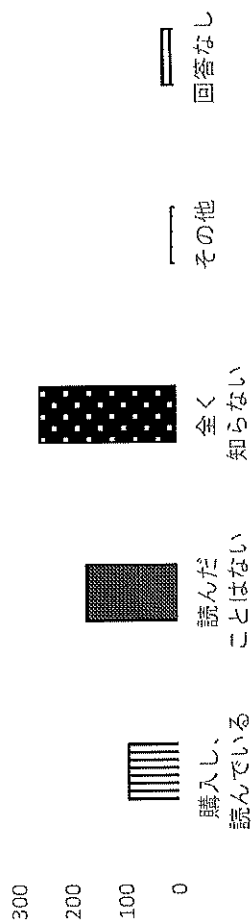
火葬概論



3 火葬問題 Q & A

購入し、必要な時に読んでいる	95 = 17.1%
知っているが、読んだことはない	172 = 30.9%
全く知らない	257 = 46.2%
その他	12 = 1.6%
回答なし	21 = 4.1%

火葬問題 Q & A

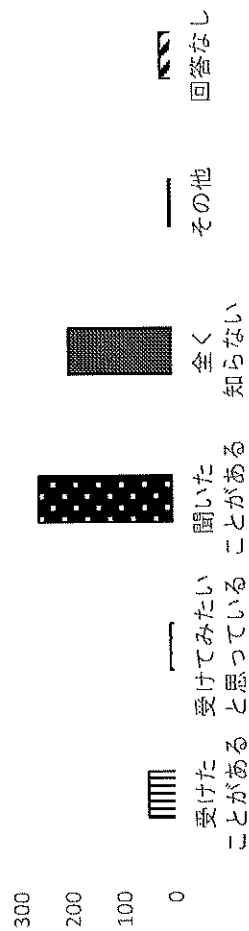


【設問 88】日本環境斎苑協会が開催する研修会等について

1 火葬技術管理士通信教育 (1級、2級)

受けたことがある	53 = 9.5%
受けてみたいと思っている	9 = 1.6%
聞いたことがある	262 = 47.1%
全く知らない	203 = 36.5%
その他	7 = 1.3%
回答なし	22 = 4.0%

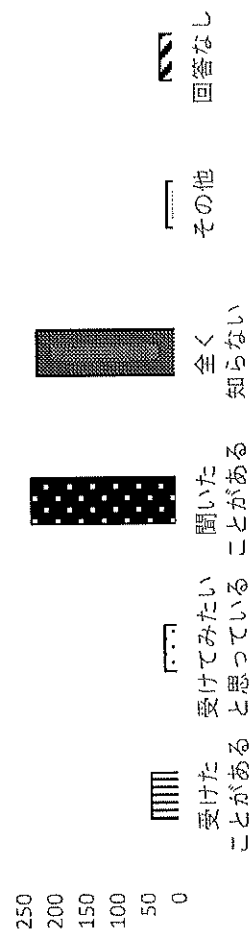
火葬技術管理士通信教育 (1級、2級)



2 厚生労働省後援 火葬場管理者研修会

受けたことがある	44 = 7.9%
受けてみたいと思っている	21 = 3.8%
聞いたことがある	233 = 41.9%
全く知らない	224 = 40.3%
その他	13 = 2.3%
回答なし	21 = 3.8%

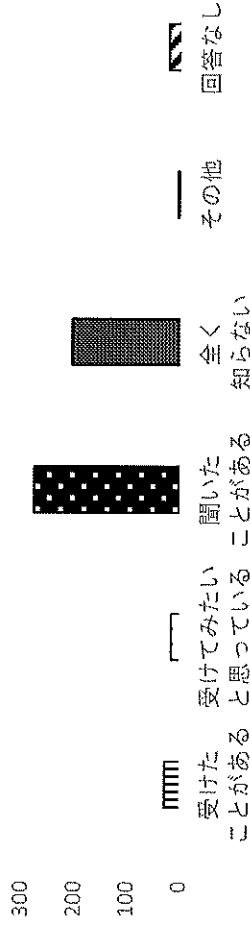
厚生労働省後援火葬場管理者研修会



3 火葬場指定管理者セミナー

受けたことがある	28 = 5.0%
受けてみたいと思っている	16 = 2.9%
聞いたことがある	277 = 49.8%
全く知らない	206 = 37.1%
その他	6 = 1.1%
回答なし	23 = 4.1%

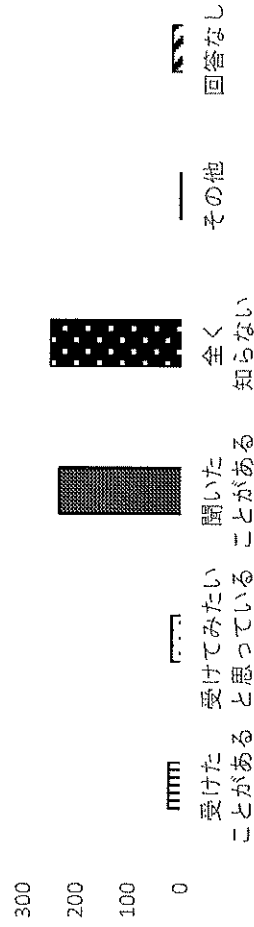
火葬場指定管理者セミナー



4 全国火葬情報交換会

受けたことがある	24 = 4.3%
受けてみたいと思っている	19 = 3.4%
聞いたことがある	235 = 42.3%
全く知らない	252 = 45.3%
その他	5 = 0.9%
回答なし	21 = 3.8%

全国火葬情報交換会



厚生労働科学研究

「令和2年度・墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究
 (全国火葬場の施設状況並びに防災対策に関する調査)」調査票
 (全国火葬場アンケート調査)

【アンケート調査の趣旨】

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会は、火葬場に関し、地方自治体、火葬炉メーカー、学識経験者等で構成するNPO法人で、全国を対象に様々な活動を行っております。

その中でも主要な業務は、地方自治体の皆様方が火葬場の設置・管理の際にご参考としていただくためのマニュアルを学識経験者の方々のご参画をいただき、編纂していることです。

今般、当協会では令和2年度厚生労働科学研究「墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究」を実施することとなりました。

この中で、火葬場の大規模災害時における対応の在り方、災害時対応を含めた火葬場整備に係る基準等の見直しなどを検討するとともに、火葬作業従事者に係る労働安全の問題、火葬場が直面する諸問題について研究し、何らかの解決に向けた筋道を見つけることを目的としております。

アンケートの結果は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を改訂し、関係各位の日頃の活動に寄与できればと思います。

なお、まとめたものは、編纂してデータ集として別途公表いたします。

つきましては、お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、ぜひご協力をいただきたくお願い申し上げます。

【調査票記入上のご注意】

- a 本調査票の調査基準日は令和2年10月1日です。
 本調査票のご返送の締切日は令和2年11月15日ですので、よろしく申し上げます。
- b 本調査は、稼働可能な火葬場（最近火葬実績がなくともよい、炉、排気筒（煙突）、建物の三要素を備えた火葬場）で、市町村、一部事務組合、公益・宗教法人、企業、国立療養所等が経営管理する火葬場ごとにご記入下さい。
 自治会（集落）の共有火葬場は、原則として本調査の対象外ですが、実態が把握でき稼働可能な火葬場については、ご記入下さい。
- c 回答方法
 - ◆ 記入式設問の回答方法
 設問中のアンダーライン上に、直接、該当する事項・数値をご記入（Excelの場合はご入力）下さい。
 - ◆ 選択式設問の回答方法
 選択肢の左側の○（一つを選択しご回答下さい）または□（複数回答可ですので、該当する項目すべてにご回答下さい）に「レ」（Excelの場合は、カーソルを○または□に合わせてマウスの左キーを押して下さい）をご記入下さい。
- d 火葬場が複数の場合には、施設数分のアンケート用紙を同封しましたので、個々の火葬場について調査票をご提出ください。万が一、調査票が不足している場合は、ご面倒でもコピーしていただき、設問7以降について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。
- e 参考となる資料等がございましたら、電子メールに添付ファイルとしてお送りいただくか、本調査票に同封した返信用封筒を使って郵送してください。

目 次

【アンケート調査の趣旨】	1
【調査票記入上のご注意】	1
第1 調査票記入者について	3
第2 行政区域内の埋火葬	3
第3 火葬場の概要、構成、機能	5
第4 火葬場の火葬炉設備（人体炉についてのみお答え下さい。）	12
第5 残骨灰、集じん灰等の処理	18
第6 風習、慣習等について	20
第7 火葬場の整備費	21
第8 火葬場の収入、支出【令和元年度（平成31年4月から）実績でご記入下さい。】	22
第9 火葬手数料、施設利用料	22
第10 大規模災害時の火葬炉の運転	24
第11 火葬場の運営管理、職員数、休日等	25
第12 公害対策・労働安全関連	28
第13 指定管理者制度について	29
第14 最近の諸問題への対応について	30
第15 コロナウイルスに関連してお尋ねします。	32
第16 最後に	33
提出先・問合せ先、提出方法	36

柩について協力し合っている

その他 ()

【設問 6】 災害時の人的協力体制についてお答えください。

1 火葬場OBの応援体制

有り

無し

2 火葬炉メーカーの支援体制

有り

無し

3 都道府県内の他の火葬場からの支援体制

有り

無し

4 その他、人的協力体制があればお答えください。

()

＜お願い＞設問 3 で 2 箇所以上とご記入の方は、次ページ以降の設問について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。

第3 火葬場の概要、構成、機能

(前ページの設問3で2施設以上とご記入の方は、本ページ以降の設問について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。)

【設問7】火葬場の名称

【設問8】経営（設置、管理、運営）主体はどれですか。

- 市町村 ⇒ (設問10へお進み下さい)
- 一部事務組合等
- 企業 ⇒ (設問10へお進み下さい)
- 公益・宗教法人 ⇒ (設問10へお進み下さい)
- 国・その他 () ⇒ (設問10へお進み下さい)

【設問9】一部事務組合等の構成をお答えください。

1 構成市町村数 _____ 市、 _____ 町、 _____ 村

2 市町村名 _____

※パンフレットや利用案内等の資料がございましたら、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問10】火葬場の所在地

〒 _____ 都道府県名 _____

市区町村～番地 _____

電話 _____ FAX _____

ご担当者氏名 _____、フリガナ _____

【設問11】火葬炉数

- 1 人体炉 _____ 基 (うち大型炉 _____ 基)
- 2 汚物(胞衣)炉 _____ 基
- 3 動物炉 _____ 基
- 4 増設スペース _____ 基分

【設問12】現在の火葬場の建物の竣工年月

○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 _____ 年 _____ 月

【設問 13】現在の火葬場の建設は建替えでしたか、新設でしたか。

- 建替え
- 既存施設の統廃合建替え
- 新設 ⇒ (設問 16 へお進み下さい)

【設問 14】建替え・既存施設の統廃合建替えの場合の建設場所についてお答えください。

- 既存敷地内での建替え
- 隣接地での建替え
- 近接地での建替え
- 移転しての建替え
- その他 (_____)

【設問 15】建替え、既存施設解体後の跡地利用についてお答えください。

- 駐車場として利用
- 緑地・公園として利用
- その他公共施設として利用 (_____)
- 解体せずに現況のまま存置
- 更地にして遊休地として将来計画に備える
- 民間に売却
- その他 (_____)

【設問 16】現在の建物は、設問 12 の竣工以降に増築・改築しましたか。

- 増築・改築した
- していない ⇒ (設問 18 へお進み下さい)

【設問 17】増築・改築はいつですか。(増築、改築のいずれかに印を付けて、実施年、建物名をご記入下さい)

- 1回目 増築 : 昭和 平成 _____年(建物名_____)
- 改築 : 昭和 平成 _____年(建物名_____)
- 2回目 増築 : 昭和 平成 _____年(建物名_____)
- 改築 : 昭和 平成 _____年(建物名_____)

- 3回目 増築 : 昭和 平成 _____年(建物名_____)
- 改築 : 昭和 平成 _____年(建物名_____)

※ 4回目以降は別紙にご記入の上、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問 18】現在の火葬炉は、設問 12 の竣工以降に増設、更新しましたか。

- 増設・更新した
- していない ⇒ (設問 21 へお進み下さい)

【設問 19】火葬炉の基数の変化

竣工時(設問 12 の年月) _____基 → 現在(令和 2 年 3 月) _____基

【設問 20】火葬炉の増設・更新はいつですか。(増設、更新のいずれかに印を付けて、実施年、基数をご記入下さい)

- 1 回目 増設 : 昭和 平成 _____年_____基
- 更新 : 昭和 平成 _____年_____基
- 2 回目 増設 : 昭和 平成 _____年_____基
- 更新 : 昭和 平成 _____年_____基
- 3 回目 増設 : 昭和 平成 _____年_____基
- 更新 : 昭和 平成 _____年_____基

※ 4回目以降は別紙にご記入の上、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問 21】都市計画決定はしましたか。

- 決定済
- 決定していない

【設問 22】敷地面積、建築面積等

- 1 敷地面積 _____ m^2
- 2 建築面積 _____ m^2 (地上 _____階、地下 _____階)
- 3 延床面積 _____ m^2
- 4 駐車場面積 _____ m^2 (大型車 _____台、乗用車 _____台)
- 5 庭園等面積 _____ m^2
- 6 その他面積(主な用途は何ですか。 _____) _____ m^2

【設問 23】 建物の構造は次のどれですか。

- 鉄筋コンクリート造
- 鉄骨コンクリート造
- 鉄骨鉄筋コンクリート造
- 鉄骨造
- 簡易耐火構造
- 木造
- その他 (_____)

【設問 24】 建物内の施設は次のどれに該当しますか。

- 火葬だけの施設
- 火葬と待合が行える施設
- 火葬と待合と葬儀が行える施設

【設問 25】 主な施設の有無、面積等

(該当する施設、部屋等がなければ空欄にして、次にお進み下さい。)

1 火葬部門

1-1 炉室 (火葬炉が設置された部屋) は _____ 階 _____ m²

1-2 機械室 (排ガス処理装置等が設置された部屋) は _____ 階 _____ m²

1-3 告別室 (遺体と最後のお別れをする部屋) は有りますか。

- 有り _____ 室、 _____ m²
- 無し

1-4 収骨室 (火葬後、焼骨を骨壺等に納める部屋) は有りますか。

- 有り _____ 室、 _____ m²
- 無し

2 待合部門

2-1 待合室 (火葬中に遺族等が待つ部屋) は有りますか。

- 有り
- 無し ⇒ (3へお進み下さい)

2-2 有りの場合、和室、洋室どちらですか。(複数回答可)

和室 _____ 室、 _____ m²

洋室 _____ 室、 _____ m²

3 式場部門

3-1 式場(葬儀を行う部屋)はありますか

有り _____ 室、1室当り _____ m² (_____ 席)

_____ m² (_____ 席)

_____ m² (_____ 席)

無し

【設問 26】火葬場の休場日(条例等に定められた公休日)

1 令和元年度(平成31年4月から)実績で休場日は何日でしたか。 _____ 日

2 休場日の内訳をお答え下さい。(複数回答可)

休場日の規定が無い

年末

年始

友引日

日曜日

祝祭日

お盆

その他 (_____)

2-1 年始の休場日はどの日ですか。(複数回答可)

1月1日

1月2日

1月3日

2-2 友引日の休場日はどの日ですか。

すべての友引日

友引日の一部

2-3 日曜日の休場日はどの日ですか。

- すべての日曜日
- 日曜日の一部

2-4 祝祭日の休場日はどの日ですか。

- すべての祝祭日
- 祝祭日の一部

2-5 お盆の休場日はどの日ですか。(複数回答可)

- 8月13日
- 8月14日
- 8月15日
- 8月16日
- その他 (_____)

【設問 27】 火葬場の周辺環境は次のどれでしょうか。(複数回答可)

- 墓地
- 山林
- 農地
- 住宅
- 工場
- その他 (_____)

【設問 28】 火葬場から最も近い住宅までの距離は次のどれに該当しますか。

- 50m未満
- 50～100m未満
- 100～200m未満
- 200～300m未満
- 300～400m未満
- 500m以上

【設問 29】現在の火葬場に対して周辺住民からの苦情はありますか。

- 有り
- 無し ⇒ (設問 30 へお進み下さい)

1 「有り」の場合、苦情の原因は何だと思えますか。(複数回答可)

- 悪臭
- 煤煙
- 騒音
- 交通公害
- 施設が古い
- 霊柩車の走行
- その他 (_____)

【設問 30】現在の火葬場に対して、建替え、部分改修の必要性はありますか。

- 必要が有る
- 必要無い ⇒ (設問 31 へお進み下さい)

1 「必要が有る」というのは、建替えですか、部分改修ですか。

- 建替え
- 部分改修

2 「建替え」または「部分改修」の理由は何ですか。(複数回答可)

- 施設の老朽化
- 能力不足
- 故障が多く、修理費がかさむ
- その他 (_____)

【設問 31】自治体(一部事務組合等を含む)の火葬場として過不足はありますか。

- 不足している
- 不足していない ⇒ (設問 32 へお進み下さい)

1 「不足している」のはどのような理由ですか。(複数回答可)

- 死亡者数の増加

- 施設が老朽化している
- 機能が劣化している
- 2 「不足」の場合の対応はどのようにしていますか。(複数回答可)
- 増設を検討している
- 新施設を検討している
- 稼働日を増やす
- その他 (_____)

第4 火葬場の火葬炉設備（人体炉についてのみお答え下さい。）

【設問 32】令和元年度（平成 31 年 4 月から）の火葬件数、稼働日数等をお答え下さい。

- 1 火葬件数 _____ 件（小人、死産児を含む。）
 内訳は、管内件数 _____ 件
 管外件数 _____ 件
- 2 年間稼働日数 _____ 日
 年間稼働可能時間数 _____ 時間
 稼働率 _____ %
- 3 1 日当たりの最大受入件数 _____ 件
- 4 火葬炉 1 基 1 日当たり最大体数 _____ 体/基・日
- 5 時間帯割合（年度平均）
- 9～11 時 _____ %
- 11～13 時 _____ %
- 13～15 時 _____ %
- 15～17 時 _____ %
- その他 (_____) _____ %

【設問 33】保冷庫（ご遺体を火葬する前に冷やして保管する装置）についてお聞きします。

- 1 保冷庫はありますか。
- 有り
- 無し ⇒ （設問 34 へお進み下さい）

- 2 火葬までの待機時間は、最大_____時間 または_____日間
- 3 保冷庫の数は、ご遺体_____体分

【設問 34】主燃焼炉についてお聞きします。

- 1 火葬 1 体当たりの平均燃焼時間は何分程度ですか。_____分程度
- 2 前室（冷却室）はありますか。（複数回答可）
- 有り_____基
- 無し_____基 ⇒（3へお進み下さい）
- 2-1 平均的な冷却時間は何分程度ですか。_____分程度
- 2-2 目安とする冷却温度は何℃程度ですか。夏期_____℃、冬期_____℃
- 3 主燃焼炉の型式は何ですか。（複数回答可）
- 台車式_____基
- ロストル式_____基 ⇒（5へお進み下さい）
- その他_____基 ⇒（6へお進み下さい）
- 4 台車式の場合、炉内台車の上面耐火材は分割式ですか。（複数回答可）
- 分割式である
- 分割式ではない
- 両方ある
- 4-1 上面耐火材の種類は何ですか。
- キャスタブル耐火物
- 一般耐火レンガ
- 中性耐火レンガ
- その他（_____）
- 4-2 枢支持台の材質は何ですか。 ⇒ 回答後は6へお進み下さい。
- ステンレス製
- 鉄製
- 耐火レンガ
- カーボランダム製

その他 (_____)

5 ロストル式の場合、ロストルの材質は何ですか。

ステンレス製

鉄製

その他 (_____)

6 主燃焼炉の使用燃料は何ですか。

灯油

重油

都市ガス

プロパンガス

その他 (_____)

6-1 主燃焼炉と再燃焼炉の燃料は同じですか。

同じ ⇒ (7へお進み下さい)

違う

6-2 再燃焼炉の燃料は何ですか。 (_____)

7 火葬1体当たりの平均燃料使用量(主燃・再燃の合計)はどの程度ですか。

7-1 灯油又は重油の場合 _____ ℓ

7-2 都市ガス又はプロパンガスの場合 _____ m³

8 主燃焼炉の温度計は設置されていますか。

設置してある

設置してない ⇒ (9へお進み下さい)

8-1 設置してある場合、温度範囲はどの程度ですか。

_____ °C ~ _____ °C (バーナ着火直後を除く)

9 火葬1体あたりの平均排ガス量はどの程度ですか。 _____ m³ N

10 火葬中のデレッキ操作を行っていますか。

行っている

行っていない ⇒ (設問 35 へお進み下さい)

10-1 行っている場合、デレッキ操作の目的は何ですか。(複数回答可)

- 副葬品の除去
- 遺体の燃焼促進
- その他 (_____)

【設問 35】再燃焼炉についてお聞きします。

1 再燃焼炉は有りますか。(複数回答可)

- 有り _____ 基
- 無し _____ 基 ⇒ (設問 36 へお進み下さい)

1-1 再燃焼炉が有る場合、その型式は何ですか。(複数回答可)

- 直上型再燃焼炉 (主燃焼炉と再燃焼炉が 1 対 1) _____ 基
⇒ (2 へお進み下さい)
- 分離型再燃焼炉 (主燃焼炉の後段に再燃焼炉を増設した事例が多く、複数の主燃焼炉に 1 基の再燃焼炉が対応) _____ 基

1-2 分離型の場合、主燃焼炉 _____ 基に対して再燃焼炉 1 基 (主:再の基数比)

2 再燃焼炉の温度計は設置されていますか。

- 設置してある
- 設置してない ⇒ (3 へお進み下さい)

2-1 設置してある場合、温度範囲はどの程度ですか。

_____ °C ~ _____ °C (バーナ着火直後を除く)

3 再燃焼バーナは設置されていますか。

- 設置してある
- 設置していない ⇒ (設問 36 へお進み下さい)

3-1 再燃焼バーナの点火はいつですか。

- 主燃焼炉点火前 _____ 分
- 主燃焼炉点火後 _____ 分
- 主燃焼炉点火と同時

3-2 再燃焼バーナの消火はいつですか。

- 主燃焼炉点火後 _____ 分

- 主燃焼炉消火前_____分
- 主燃焼炉消火後_____分
- 主燃焼炉消火と同時

【設問 36】 排ガス処理装置についてお聞きします。

(再燃焼炉出口以降の装置であり、残骨灰真空移送装置関連設備ではありません。)

1 火葬炉と排ガス処理装置の関係はどれですか。

- 各炉が単独に火葬できる
- 各炉が単独に火葬できない (1つの排ガス処理装置を複数の火葬炉で共有)
- 分からない

2 大規模災害時 (非常時) を前提として、同時に運転できるのは何炉までですか。(非常時だから、告別室、待合室、収骨室等の室数やスペースの問題は考慮しないで)

_____ 炉まで

3 排ガスの排気方式は何ですか。(複数回答可)

- 強制排気方式 _____ 基
- 自然排気方式 _____ 基
- その他 (_____) _____ 基

4 排ガス冷却装置はありますか。

- 有り
- 無し ⇒ (5へお進み下さい)

4-1 有りの場合、排ガス冷却装置 1 基につき再燃焼炉 _____ 基が対応している。

4-2 排ガス冷却装置の方式は何ですか。(複数回答可)

- 空気混合希釈方式 _____ 基
- 水冷式熱交換器方式 _____ 基
- 空冷式熱交換器方式 _____ 基
- その他 (_____) _____ 基

5 集じん装置はありますか。

- 有り
- 無し ⇒ (設問 37 へお進み下さい)

5-1 有りの場合、その型式は何ですか。(複数回答可)

- バグフィルタ _____ 基
- 電気集じん器 _____ 基
- マルチサイクロン _____ 基
- その他 (_____) _____ 基

5-2 集じん装置における排ガス温度は何℃で管理していますか。 _____℃

5-3 その温度測定箇所はどこですか。集じん装置の前ですか、後ですか。

- 前
- 後

5-4 集じん装置の清掃頻度はどの程度ですか。

_____ 回/年、又は 1 回/ (_____) 年

5-5 集じん装置の清掃は誰が行いますか。

- 専門業者
- 火葬場管理職員
- その他 (_____)

6 集じん装置の後に高度排ガス処理装置が有りますか。

- 有り
- 無し ⇒ (設問 37 へお進み下さい)

6-1 「有り」の場合、その方式は何ですか。(複数回答可)

- 触媒 (ダクト内に設置されているものも含みます)
- 活性炭吸着
- 湿式洗浄
- その他 (_____)

【設問 37】排気筒 (煙突) についてお聞きします。

数量 _____ 本、GL (地上) からの高さ _____ m

【設問 38】排ガスの測定は行っていますか。(複数回答可)

- ダイオキシン類の測定は定期的 to 実施している。頻度は 1 回/ (_____)

- 水銀・六価クロムの測定は定期的の実施している。頻度は1回/(_____)
- ばいじん等の測定は定期的の実施している。頻度は1回/(_____)
- 施設が完成した引渡性能試験で実施しただけ
- 全く行っていない
- その他(_____)

第5 残骨灰、集じん灰等の処理

残骨灰：火葬後に、台車上あるいはロストル式の骨受け皿に残った骨灰で、収骨する骨以外の骨灰を示します。

集じん灰：火葬の排ガスに含まれるばいじん等が集じん装置で捕捉され、あるいは煙道に残留し、清掃によって排出される灰を示します。

【設問 39】 残骨灰と集じん灰を分別していますか。

- 分別している
- 分別していない

【設問 40】 残骨灰、集じん灰の発生量を把握していますか。

- 把握している
- 把握していない ⇒ (設問 41 へお進み下さい)

1 把握している場合、それぞれの発生量をお答え下さい。

残骨灰_____kg/年、集じん灰_____kg/年

【設問 41】 残骨灰はどのように処理処分していますか。

- 専門業者に委託している
- 自ら処理処分している ⇒ (設問 42 へお進み下さい)
- その他(_____)

1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認はしていますか。

- 処理工場、最終処分地まで確認している
- 処理工場は確認したが、最終処分地まで確認していない
- 書面で確認している
- 確認していない

○ その他 (_____)

2 専門業者の選考方法は何ですか。

○ 複数業者による競争入札

○ 随意契約

○ その他 (_____)

2-1 委託費用は有償ですか、無償ですか。

○ 有償 (処理費用を支払っている)

○ 無償 (処理費用を支払っていない) ⇒ (3へお進み下さい)

2-2 有償の場合の金額はどのようですか。

○ 入札の最低価格を設定している。

○ 1円

○ その他 (_____)

3 含有する有価物についてはどのようにしていますか。⇒ 回答後は設問 43 へお進み下さい。

○ 有価物相当額を返納させている

○ 委託費に含まれると考え、返納させていない

○ 含まれる有価物相当額が分からないので、返納させられない

○ その他 (_____)

【設問 42】「残骨灰を自ら処理している」場合、処理方法は何ですか。

○ 安定化処理 (薬剤、セメントによる不溶化処理等)

○ 高温処理 (加熱脱塩素化、熔融処理等を含む)

○ そのまま埋立

○ その他 (_____)

【設問 43】集じん灰はどのように処理処分していますか。

○ 専門業者に委託している

○ 自ら処理処分している ⇒ (設問 44 へお進み下さい)

○ その他 (_____)

- 1 「専門業者に委託している」場合、処理処分状況の確認はしていますか。
- 処理工場まで確認している
 - 書面で確認している
 - 確認していない
 - その他 (_____)
- 2 委託費用はどのようにしていますか。 ⇒ 回答後は設問 45 へお進み下さい。
- 残骨灰処分料に含む
 - 残骨灰処分料とは別に支払っている
 - その他 (_____)

【設問 44】「集じん灰を自ら処理している」場合、処理方法は何ですか。

- 安定化处理（薬剤、セメントによる不溶化处理等）
- 高温処理（加熱脱塩素化、熔融処理等を含む）
- そのまま埋立
- その他 (_____)

【設問 45】 残骨灰、集じん灰の分析は行っていますか。（複数回答可）

- ダイオキシン類の測定は定期的実施している。頻度は1回/ (_____)
- 六価クロムの測定は定期的実施している。頻度は1回/ (_____)
- 委託業者に分析させ報告を受けている
- 全く行っていない
- その他 (_____)

第6 風習、慣習等について

【設問 46】 葬儀の流れの中で、告別式と火葬の順序はどのようですか。

- 告別式の後に火葬
- 告別式の前に火葬
- どちらもある
- その他 (_____)

【設問 47】火葬後に収骨する際に、遺骨を乗せておく容器は何ですか。

- 台車式なら台車、ロストル式なら骨受け皿
- 収骨専用トレイ
- どちらもある
- その他 (_____)

【設問 48】火葬後の収骨方法に大きく 2 通りの方法がありますが、どちらですか。

- 全部収骨 (できるだけすべての遺骨を骨壺に収める、中部地方以東に比較的多い)
- 部分収骨 (のど仏等の主要な遺骨を骨壺に収める、中部地方以西に比較的多い)
- どちらもある
- その他 (_____)

第 7 火葬場の整備費

(平成 20 年以降に新設、増改築を行った火葬場のみご記入ください。該当する整備が無い場合は設問 50 にお進み下さい。)

【設問 49】整備工事の内容はどれに該当しますか。

- 新設
- 増築
- 改築
- 火葬炉の入替
- その他 (_____)

1 その工事の概算工事費をお聞かせ下さい。

1-1	総工事費	_____ 千円
1-2	その主な内訳	
	1-2-1 用地費	_____ 千円
	1-2-2 建物工事費	_____ 千円
	1-2-3 火葬炉関連工事費	_____ 千円

2 財源についてお聞かせ下さい。

2-1	起債	_____ 千円
2-2	一般財源	_____ 千円

2-3 () 補助金 _____ 千円

2-4 その他 () _____ 千円

第8 火葬場の収入、支出【令和元年度（平成31年4月から）実績でご記入下さい。】

【設問 50】 年間の火葬手数料、施設使用料等の収入額合計はいくらですか。

_____ 千円

【設問 51】 年間の支出額合計はいくらですか。 _____ 千円

【設問 52】 設問 51 の支出額の内訳をお聞かせ下さい。

- | | | | |
|---|-----------------|-------|----|
| 1 | 火葬業務用人件費（又は委託料） | _____ | 千円 |
| 2 | 火葬業務用燃料費 | _____ | 千円 |
| 3 | 火葬炉関連設備修理費 | _____ | 千円 |
| 4 | 火葬炉の保守点検費 | _____ | 千円 |
| 5 | 1～4 を除いた管理費 | _____ | 千円 |
| 6 | 公債費 | _____ | 千円 |
| 7 | その他 | _____ | 千円 |

第9 火葬手数料、施設利用料

(汚物、身体の一部、動物、施設利用料等、いくつかの料金設定がある場合は、最も頻度の高い料金をご記入下さい。)

【設問 53】 管内利用者の火葬手数料は有料ですか、無料ですか。

 有料 無料 ⇒ (設問 54 へお進み下さい)

- 1 有料の場合、大人 _____ 円 (_____ 歳以上)
- 小人 _____ 円
- 死産児 _____ 円 (妊娠 85 日以上の胎児を含む)
- 汚物 _____ 円 (妊娠 85 日未満の胎児を含む)
- 身体の一部 _____ 円
- 動物 _____ 円

【設問 54】 管外利用者の火葬手数料は有料ですか、無料ですか。

- 有料
- 無料 ⇒ (設問 55 へお進み下さい)

1 有料の場合、大人_____円 (_____歳以上)

小人_____円

死産児_____円 (妊娠 85 日以上の胎児を含む)

汚物_____円 (妊娠 85 日未満の胎児を含む)

身体の一部_____円

動物_____円

【設問 55】 施設利用料 (該当する施設がなければ空欄にして、次にお進み下さい。)

1 待合室

- 有料
- 無料 ⇒ (2 へお進み下さい)

1-1 有料の場合 (最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者_____円

管外利用者_____円

2 霊安室、保冷庫、保管料等

- 有料
- 無料 ⇒ (3 へお進み下さい)

2-1 有料の場合 (最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者_____円

管外利用者_____円

3 葬儀式場

- 有料
- 無料 ⇒ (4 へお進み下さい)

3-1 有料の場合 (最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者_____円

管外利用者 _____ 円

4 その他 (_____)

- 有料
- 無料又は該当するものが無し ⇒ (設問 56 へお進み下さい)

4-1 有料の場合 (最も使用頻度の高い料金をご記入下さい。)

管内利用者 _____ 円

管外利用者 _____ 円

【設問 56】 火葬料金について原価計算を行っていますか。

- 原価計算を行っている
- 原価計算を行っていない ⇒ (設問 58 へお進み下さい)
- 分からない ⇒ (設問 58 へお進み下さい)

【設問 57】 原価計算を行った場合、火葬料金はどの程度となりますか。

管内大人 _____ 円

【設問 58】 火葬料金見直しの考えはありますか。

- 火葬料金の見直しを考えている
- 火葬料金の見直しを考えていない ⇒ (設問 60 へお進み下さい)
- 分からない ⇒ (設問 60 へお進み下さい)

【設問 59】 火葬料金見直しの時期はいつ頃と考えていますか。

- 火葬場 (火葬炉) 新築 (更新) の後
- できるだけ早急に
- 現在検討しており、数年後に
- 分からない
- その他 (_____)

第 10 大規模災害時の火葬炉の運転

【設問 60】 災害時対応指針 (事業継続計画等) は策定していますか。

- 災害時対応指針 (事業継続計画等) を策定している

- 特に指針として策定していない
- その他 (_____)

【設問 61】 職員の災害時に備えた定期的な訓練を実施していますか。

- 定期的な訓練を実施している
- 特に定期的な訓練は実施していない
- その他 (_____)

第 11 火葬場の運営管理、職員数、休日等

【設問 62】 火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか。

- 直営
- 全面委託
- 一部委託
- 指定管理者による管理
- P F I による運営
- その他 (_____)

【設問 63】 火葬場の職員数、種別（直営、委託、嘱託）

- 1 総数 _____人
 - その内訳 1-1 直営 _____人
 - 1-2 委託 _____人
 - 1-3 嘱託 _____人
- 2 火葬業務 _____人
 - その内訳 2-1 直営 _____人
 - 2-2 委託 _____人
 - 2-3 嘱託 _____人
- 3 管理業務 _____人
 - その内訳 3-1 直営 _____人
 - 3-2 委託 _____人
 - 3-3 嘱託 _____人

4 サービス（湯茶等） _____人

その内訳 4-1 直営 _____人

4-2 委託 _____人

4-3 嘱託 _____人

5 その他 施設借入者が従業員 _____人を置き _____を営業している。

【設問 64】現在の職員体制で、火葬作業ができる職員数は何人ですか。

_____人

【設問 65】職員の休日（火葬場の休場日とは別に、職員の休日についてお聞きします。）

1 令和元年度の年間休日数（最大取得可能数） _____日

2 国民の休日（国民の祝日に関する法律（祝日法）第3条第3項で定められた休日の通称）以外の特別な休日を設定していますか。

特別な休日を設定している

特別な休日を設定していない ⇒ （3へお進み下さい）

2-1 特別な休日の内容をお答えください。

(_____)

3 「4週8休制度」は導入されていますか。

導入している

導入していない

その他 (_____)

4 休日は次のどれに該当しますか。（複数回答可）

火葬場の休場日

火葬の無い日

日曜・祝祭日

年末・年始

お盆

友引日

その他 (_____)

【設問 66】 職員の部内、部外での教育訓練はどのように取り組んでいますか。(複数回答可)

- 管理職への技術研修
- 事務職員への研修
- 民間団体での火葬場管理者研修等への参加
- その他 (_____)

【設問 67】 火葬場の管理監督体制として火葬場管理者以外に管理責任者を選任していますか。

- 選任している
- 選任していない ⇒ (設問 69 へお進み下さい)
- その他 (_____)
⇒ (設問 69 へお進み下さい)

【設問 68】 管理責任者を選任している場合、その肩書をお答えください。

【設問 69】 管理監督体制の一環として部内ミーティングを実施していますか。

- 実施している
- 特に実施していない
- その他 (_____)

【設問 70】 火葬場利用者の方々に火葬場のイメージ向上を目指した活動、取組事例等がありますか。(複数回答可)

- アンケート、意見箱等の設置
- 広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施
- 葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施
- 地域自治会との定期的意見交換会の開催
- ホームページでの利用方法等を適切に開示している
- 特に実施していない
- その他 (_____)

【設問 71】 火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等がありますか。(複数回答可)

- 委託事業者から適切な賃金が支払われている等の実態調査

- 職場環境向上に向けての現地調査や業者への指導等
- 特に実施していない
- その他 (_____)

第12 公害対策・労働安全関連

【設問 72】 排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できないと言われていることに対してどう思いますか。

- 排ガス処理装置があり問題ない
- 排ガス量が少ないので問題ない
- 基準値が低いので問題ない
- 基準が無いので問題としていない
- 排気筒は大気汚染防止法と同様に高くするよう指導すべき
- 分からない
- その他 (_____)

【設問 73】 残骨灰の処理基準が無いが、どのように対応していますか。

- 特に気にしていない
- 六価クロムなどの有害物質は濃度が低いので問題ない
- 基準が無いので問題としていない
- 有害物質が含まれているので熔融処理など適正に処理すべき
- 分からない
- その他 (_____)

【設問 74】 火葬従事者の作業場所の環境測定はしていますか。

- 環境測定をしたことがある
- 環境測定をしたことがない ⇒ (設問 75 へお進み下さい)
- 分からない ⇒ (設問 75 へお進み下さい)
- その他 (_____)
⇒ (設問 75 へお進み下さい)

1 「したことがある」とお答えの方、環境測定的项目は何ですか。(複数回答可)

- 粉じん
- 臭気
- 騒音
- アスベスト
- 分からない
- その他 (_____)

2 環境測定はどのような頻度で行っていますか。(複数回答可)

- 作業場所の粉じん 頻度は _____ に1回
- 作業場所の湿度 頻度は _____ に1回
- 作業場所の騒音 頻度は _____ に1回

第13 指定管理者制度について

【設問 75】あなたの火葬場では指定管理者制度を導入していますか。

- 導入している
- 条例では規定しているが、導入していない ⇒ (3へお進み下さい)
- 導入していない ⇒ (3へお進み下さい)
- 今後、導入を計画している ⇒ (4へお進み下さい)
- 分からない ⇒ (設問 76 へお進み下さい)
- その他 (_____)
⇒ (設問 76 へお進み下さい)

1 導入してよかったと思われる点は何ですか。(複数回答可)

- 市民サービスが向上した
- トラブルが減った、トラブル対応が迅速になった
- 経費節減となった
- 特になし
- その他 (_____)

- 2 導入した後、何か問題となった点がありますか。(複数回答可)
⇒ (ご回答後は設問 76 へお進み下さい)
- 市民サービスが低下した
 - 職員の専門性、質が確保されていない
 - 行政との意思疎通がうまくいっていない
 - 施設の改善が不十分
 - 特になし
 - その他 (_____)
- 3 「導入していない」とお答えの方、今後導入を考えていますか。
- 導入を考えている
 - 導入を考えていない ⇒ (5 へお進み下さい)
- 4 「導入を考えている」とお答えの方、導入により期待することは何ですか。(複数回答可)
⇒ (ご回答後は設問 76 へお進み下さい)
- 市民サービスを向上させたい
 - トラブルを減らしたい
 - 経費節減を図りたい
 - その他 (_____)
- 5 「導入を考えていない」とお答えの方、その理由は何ですか。(複数回答可)
- 市民サービスの状況を的確に把握できない
 - 職員の専門性、火葬への理解度を向上することが困難
 - 運営上のトラブルを把握しにくい
 - その他 (_____)

第 14 最近の諸問題への対応について

【設問 76】ペースメーカー装着遺体については、どのように対応していますか。(複数回答可)

- 事前にペースメーカーの取り外しをお願いしている
- 葬祭業者に届け出をお願いしている
- 遺族に届け出をお願いしている

- ペースメーカー装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまで点検口を開かないようにしている。その一定時間とは_____分
- ペースメーカー装着の届け出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでデレッキ操作をしないようにしている。その一定時間とは_____分
- ペースメーカー学会に、火葬する場合の適切な処置を明記するよう要請している
- その他 (_____)

【設問 77】 感染症についてお聞きします。感染症への対応はどのようにしていますか。(複数回答可)

- 保健所と連携し対応している
- 葬儀業者と連携し対応している
- 感染症対応について職員の教育を行っている
- その他 (_____)

【設問 78】 感染症への対応として資材の備蓄は行っていますか。(複数回答可)

- マスク
- 手袋
- 納体袋
- 消毒薬
- ガウン
- 防護服
- その他 (_____)

【設問 79】 副葬品の制限を行っていますか。

- 行っている
- 行っていない ⇒ (設問 80 へお進み下さい)

1 「行っている」という場合、どのようなことを行っていますか。(複数回答可)

- 柩内のチェック
- チラシ等により遺族への協力要請
- 葬儀業者等への協力要請
- その他 (_____)

※ 副葬品のパンフレットや協力要請の資料がございましたら、本アンケートと併せてお送り下さい。

【設問 80】放射線治療器具の装着遺体の火葬について、「注意が必要」などと聞いたことがありますか。

- 聞いたことがある
- 聞いたことが無い

【設問 81】その他、今困っている問題があればご記入ください。

第 15 新型コロナウイルス感染症に関連してお尋ねします。

【設問 82】あなたの火葬場で、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の火葬が行われましたか。

- 行われた
- 行われていない ⇒ (設問 83 へお進み下さい)

1 「行われた」とお答えの方、どのくらいの方の火葬がありましたか。

- 1～3 件
- 4～6 件
- 7～9 件
- 10 件以上

2 火葬に当たって、安全、安心のため、どのような対策を取られましたか。(複数回答可)

- 密にならないよう、ご参列者の方を制限していただいた
- お具合の悪い方は、参列をご遠慮いただいた
- マスクの着用をお願いした
- 手指の消毒をお願いした
- 体温を測らせていただいた
- ご遺体に触れないよう、納体袋に収めていただき、管理を徹底した

- 通常の方と新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のルートを分離して、交錯しないようにした
- その他 (_____)

【設問 83】 職員の安全、安心のため、どのように対応されましたか。(複数回答可)

- 体調の悪い職員には、休んでいただいた
- 毎日体温を測るよう指導した
- マスク着用、消毒用アルコールでの手指の消毒をお願いした
- 体調に気を付けるよう指導した
- その他 (_____)

【設問 84】 職員や利用者の中で、新型コロナウイルスに感染した方がありましたか。

- あった
- なかった ⇒ (設問 85 へお進み下さい)

1 関係者の中で感染者が発生した際は、どのような方策を取りましたか。

- 事業を一時休業して、消毒を徹底した
- 職員を一定期間休業させた
- その他 (_____)

第 16 最後に

【設問 85】 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会のことはご存知ですか。

- 知っているし、各種活動に参加している
- 知っているが、特に対応していない
- 全く知らない
- その他 (_____)

【設問 86】 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会では、毎年、火葬行政担当職員、火葬従事職員等に対する表彰を行っておりますが、ご存知ですか。

- よく知っており、対象職員がいれば推薦したい
- 今まで知らなかったが、対象職員がいれば推薦したいので、詳細を知りたい
- あまり必要性を感じない

- その他 (_____)

【設問 87】 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会が発行する以下の書籍をご存知ですか。

1 火葬場の建設・維持管理マニュアル

- 購入し、必要な時に読んでいる
- 知っているが、読んだことはない
- 全く知らない
- その他 (_____)

※ 「火葬場の建設・維持管理マニュアル」は、2018年（平成30年）8月に改訂新版が発行されており、価格は9,000円＋消費税＋送料となっています。

2 火葬概論

- 購入し、必要な時に読んでいる
- 知っているが、読んだことはない
- 全く知らない
- その他 (_____)

※ 「火葬概論」は、2017年（平成29年）8月に改訂新版が発行されており、価格は4,300円＋消費税＋送料となっています。

3 火葬問題Q&A

- 購入し、必要な時に読んでいる
- 知っているが、読んだことはない
- 全く知らない
- その他 (_____)

※ 「火葬問題Q&A」は、2017年（平成29年）8月に改訂新版が発行されており、価格は4,500円＋消費税＋送料となっています。

【設問 88】 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会が開催する以下の研修会等をご存知ですか。

1 火葬技術管理士通信教育（1級、2級）

- 受けたことがある
- 受けてみたいと思っている
- 聞いたことがある

- 全く知らない
- その他 (_____)

※ 近々、「総括火葬技術管理士コース」(仮称)を開始する予定です。

2 厚生労働省後援 火葬場管理者研修会

- 受けたことがある
- 受けてみたいと思っている
- 聞いたことがある
- 全く知らない
- その他 (_____)

3 火葬場指定管理者セミナー

- 受けたことがある
- 受けてみたいと思っている
- 聞いたことがある
- 全く知らない
- その他 (_____)

4 全国火葬情報交換会

- 受けたことがある
- 受けてみたいと思っている
- 聞いたことがある
- 全く知らない
- その他 (_____)

【設問 89】日本環境斎苑協会に今後より一層期待する役割・事業などについて、ご意見等をご記入下さい。

本調査票の他に提出いただいた書類

- 施設パンフレット
- 利用案内
- 副葬品のパンフレットまたは協力要請
- その他 (_____)

アンケートへのご協力をありがとうございました。

提出先・問合せ先

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会 科研費担当
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6
TEL 044-270-0123、FAX 044-270-0766
電子メール：saien2@j-sec.jp

提出方法

① 電子メールによる提出

[アンケート調査票]：当協会ホームページ（アドレス <http://www.j-sec.jp>）から用紙（Excel 2007）をダウンロードして下さい。

[データ送信]：設問に沿って回答をご記入いただき、データを上記電子メールアドレスに送信して下さい。なお、火葬場が複数の場合は、火葬場ごとにファイル名を変えてご提出ください。

[ファイル名の付け方]：ファイル名は、自治体名+施設名として下さい。

[保存ファイル形式]：Excel 2003 以降

② 郵送による提出

本調査票にご記入の上、同封の封筒でご返送下さい。

なお、火葬場が複数の場合、施設数分の調査票を同封していますので、個々の火葬場分の状況をご記入いただき、それぞれをご提出ください。万が一、調査票が不足している場合は、ご面倒でもコピーしていただき、全施設分をご提出いただきますようお願い申し上げます。

第 10 火葬場関係地方自治体ヒアリング結果の概要

今回の厚生労働科学研究の一環として、全国の火葬場の実態に関するアンケート調査を行うとともに、関東、中部の 2 地方自治体に出向き、火葬場の実態を把握するため、地方自治体の担当官から、ヒアリングを行わせていただいた。その概要は以下の通り。

1 日時

A市 令和 3 年 2 月 9 日(火) 13:15～14:30

B市 同 17 日(水) 13:30～15:30

の 2 回、それぞれ、おおむね 2 時間程度

2 結果の概要

(A市)

- 冒頭に、今回厚生労働科学研究の概要及び日本環境斎苑協会の概要を説明し、協力方を要請した。
- A市担当者から市営斎場の概要に関し説明があった。
同市の火葬件数(死体)は、令和元年 6,189 件、平成 30 年 6,220 件、29 年 5,981 件、28 年 5,701 件 であり、年々増加している。
管内件数 5,899 件のほか、管外件数も 290 件ある。
火葬までの待機時間は、最大で 10 日前後、保冷庫は 4 体分ある。年間稼働率は 74.5% である。
同市では、令和 24 年まで増加傾向にあり、その後横ばいに推移すると予測しており、現在、新たな候補地を決めて、斎場建設の検討を行っている。現在の施設は、平成 4 年に設置。28 年を経過しており、老朽化が進んでいる。改修の検討を始めている。
新斎場については炉数は 8。施設としては、式場の機能を併設して検討している。現市営斎場については空調が老朽化しており、大きな改修に合わせて改善を検討している。
現市営斎場は、住宅地にあり、住民の要望もある。要望は、植栽の伐採、交通渋滞の緩和などである。
- ヒアリングの後で、質疑に移り、以下質疑の概要とアンケート調査の回答状況を踏まえて、以下の内容を整理した。
 - ・ 災害時の対応については、県で広域火葬計画を策定しており、市から災害時の必要な報告を県に行うとともに、県と協力する体制になっている。市としても災害時の対応に関し、マニュアルを作成している。

- ・火葬作業の時間は、条例で9時から17時までとなっているが、「市長が必要と認めるとき」という規定があるので、災害時には、時間延長をする可能性がある。当市では、友引でも一部の日は、稼働している。市では、災害時に備え、災害時の対応指針(事業継続計画)の策定しており、市営斎場では災害時のための定期的な訓練も実施している。
- ・残骨灰と集じん灰は、委託業者により分別して処理しており、見積み合わせによる随意契約をしている。
残骨灰・集じん灰の最終処理については、適切な処理を行い環境汚染等の防止に努めている。処分状況の確認は、書面で行っている。
作業従事場所の環境測定は、行ったことがない。
- ・ペースメーカーについては、葬祭業者からその装着の有無について連絡をいただいている。
- ・新型コロナで亡くなられた方への対応については、アンケート作成時には、4～6件の対応があった。納体袋に収めていただきその安全管理を徹底している。
新型コロナで亡くなられた方の火葬は、最終の火葬枠である15時(1枠)で対応している。納体袋はいきわたっている。健康福祉局から病院に配っているようだ。これまでの対応件数は、トータルで30件程度。
- ・火葬場整備は、国からの補助金制度がなく、地方自治体としては負担が大きい。補助制度が作られるべきだと考える。

(B市)

- 今回厚生労働科学研究の概要及び日本環境斎苑協会の概要を説明し、協力を要請した。
- B市の担当者からの市斎苑の概要に関し説明があった。
同市の火葬件数は、平成29年5,026件(市内4,398件)、平成30年5,066件(市内4,448件)令和元年5,088件(市内4,459件)管外件数はそれぞれ628件、618件、629件となっている。火葬件数のピークが想定される令和21年及び22年で火葬件数はトータルで6,184件と予測している。
現有の施設で1日当たり30件を火葬することとしており、令和22年まで現有斎苑で、火葬を行い、それ以降に改築を考えることとしている。
保冷庫は4体分あるが、生活保護者の対応があり、引きとり手を探すため、数か月待機する場合もある。
年間稼働率は58.77%である。
現在の施設は、平成4年12月に供用開始。28年を経過しており、老朽化している。部分改修の必要がある。炉が古い基準となっており、整備が必要

である。

排ガス処理は、かなり古いもので、集じん装置を設置していない。

炉数は、15基。式場の機能あり。非常用発電装置を来年更新する予定であるが、建物内には設置できないので外に出して設置する予定である。

現在の火葬場は、住宅地にあり、住民の苦情もあり、苦情内容は、ばい煙、交通公害などである。

地元とは年2回協議会を開いて話し合いをしている。

その話し合いの中で道路の改築、地元の方たちが使いやすい部屋の設置など、地元還元策を講じている。

斎苑が市役所の分室的な役割を果たしており、直営で行っている。

また、地元の水路の浚渫などの要望を市役所担当部局に伝えることことや、地域の清掃活動にも参加している。

- その後、質疑に移り、以下その概要とアンケート調査の回答状況を踏まえて、以下の内容を整理した。

- ・災害時の対応については、県で広域計画を策定しており、市から災害時の必要な報告を行うとともに、協力する体制になっている。

市では、災害時対応指針（事業継続計画等）を策定している。

火葬の受入時間は、条例施行規則で9時から15時30分までとなっているが、災害時には、3回転で時間延長をすることになることも想定している。

当市では、避難訓練は実施しているが、災害訓練としては行っていない。

- ・残骨灰と集じん灰は、分別していない、残骨灰等の処理は、競争入札で業者にゆだねており、委託費用は有償で行っている。有価物相当額を返納させている。

処分状況の確認は、処理工場、及び最終処分場まで確認に行っている。残骨灰、集じん灰の分析は、行っていない。

斎苑周辺的环境測定は臭気と騒音、振動について、行っている。

- ・ペースメーカーについては、葬祭業者及びご遺族にお願いし、届出をいただいている。

- ・コロナ対応については、アンケート作成時には、4～6件の対応があったが、現在は、29件になっている。

納体袋に収めていただきその管理を徹底した、入口を別にしており特別なルートを設定したなどの対応を行っている。最終枠で実施している。納体袋はいきわたっている。コロナの場合は友引日でも受け入れを可としている。ご遺族は、できるだけ少なくしていただいている。柩入場時は、職員は防護服を着ているが火葬の時は脱いでいる。

火葬業務は直営及び嘱託職員で行っており、定期的に人事異動があり、1月

2日に職員が感染したが、前いた職員が応援に来て火葬を行ったので支障はなかった。

- ・火葬場は、補助金制度がなく、地方自治体としては負担が大きい。補助制度が作られるべきだ。

以 上

第2章 散骨に関するガイドラインの提案

1 墓理法と散骨

わが国ではほぼ全数の遺体が火葬に付される。よってここでは火葬が行われた後の焼骨についてのみ論じる。

火葬及びその後の焼骨の扱いは、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓理法」という。）に定めるところにより行われなければならない。すなわち「火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはなら」ず（4条2項）、「焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない」（同条1項）とされている。

いわゆる散骨は、墓理法に基づく火葬の後、その焼骨を粉砕し、墓理法が規定する埋蔵、収蔵以外の方法で処分する行為である（納骨堂にあつては2条6項により埋蔵ではなく、収蔵という。）。

ここで焼骨の処理に関する墓理法2条の構造を見てみよう。まず7項で「火葬場」は都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可施設とする。次に4および5項で焼骨を埋蔵する施設である墳墓が設けられる区域である「墓地」を都道府県知事の許可対象とする。また6項で他人の委託を受けて焼骨を収蔵する施設である「納骨堂」もまた都道府県知事の許可対象である。

墓理法に違背する行為は違法であり、処罰の対象にもなる（20条以下）。では墓理法に明記されていない行為であれば、まったくの無制限なのか。これが散骨をめぐる議論のすべてである。

そこで墓理法の性格であるが、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」（1条）とされていることから、法の趣旨を考慮した解釈と運用が必要になる。

例えば地表に焼骨を散じた後、その上に落ち葉をかけるなどといった簡易な方法で焼骨を覆う行為について、行政解釈は埋蔵に該当するとしているから許可が必要となる（平成16年10月22日健衛発第1022001号）。さすれば焼骨を地上にむき出しのままにするという（散骨）行為は、法1条の趣旨を考慮すれば、なおいっそう無制限に行つてよいとはいひ難い。行政解釈で、ご遺族が故人の遺志を尊重し、公衆衛生その他の公共の福祉に問題が生じないように節度をもつてご遺骨を自然に撒くことが、墓地埋葬法において直接禁止されるものではない（平成26年6月3日健衛発第0603第1号）とするのは、この文脈から導かれる。

当研究班が実施した国民意識調査によつてもいわゆる散骨が一定数実施され、また実施を希望する者も少数ながら存在する。さらに今般の会葬の小規模化が散骨等の意向増加につながる可能性も考えられる。こうした現状を踏まえれば、墓理法の関連領域において散骨をどう考えるかについておおよその整理をしなければならぬ。

これに関しては「これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書（平成10年6月厚生省生活衛生局、座長浦川道太郎）」がある。そこでは「墓地埋葬法が想定していない葬法として、焼骨を粉末状にして、墓地又は墓地以外の場所に焼骨を散布する散骨を行う人々が現れた。墓地埋葬法は、本来、伝統的な葬法である埋葬・火葬の取締法規であり、葬法の在り方自体を直接的に規制するものではない。また、刑法の遺骨遺棄罪は社会的な習俗、倫理に関するものであり、相当の節度をもって行なう場合は、散骨を処罰の対象とすることはできないと解されている。」としつつも、「しかし、一方で散骨の方法によっては紛争が生じる可能性がある、…意識調査の結果でも街中、水源地、公園などでは散骨を行うべきではないという意見が8割から9割を占めている。…したがって、散骨については、その実施を希望する者が適切な方法によって行なうことは認められようが、その方法については公認された社会的な取り決めが設けられることが望ましい。」とし、散骨に対する規制の在り方については「国として、散骨の定義、散骨が許容される区域等を定める基準、行為規制の態様、制裁の程度など条例の基準を示すことが考えられよう。」としている。

当研究班もこれと問題意識を共有する。そして先の報告書から20年を経て、少なからぬ地方公共団体において、地方自治に拠った散骨に関する条例制定などがなされている。それら条例等の制定がなされるきっかけとなった背景には、直接・間接の程度の差こそあれ、散骨をめぐるトラブルが契機であったことが当研究班の地方自治体アンケートで明らかになっており、国として、社会的取り決めを定めるべき時期に来ていると考える。

2 散骨に関するガイドラインの提案

墓埋法の目的規定は「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」であり、法文上の規制対象は「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等」に限定されている。これは「これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書」が指摘するように、同法制定時に行われていた葬法を対象にしたからに過ぎない。散骨はその後に見られるようになった葬法であり、法の目的を達成するために所要の法改正を行うべきとの議論が聞かれるところである。事実、墓地設置及管理規則（大正6年）では、墓地のみへの言及に留まっていたが、関東大震災を契機に「納骨堂」という焼骨を扱う新しい方式が現われ、これに対して、納骨堂取締規則（大正13年）を制定する、というように、適時、法令の見直しがされてきた経緯がある。

もともと、葬法では地域差が大きく、それを踏まえ、墓埋法の実施権限は地方自治体の判断事項とされている。それゆえ「現時点で墓埋法に新たに散骨に関する全国統一的な規制事項を定めるには、まだ準備が整っていない」とも言える。

今回行った国民意識調査では、「散骨についてなんらかのルールを示すべきである」との考えが9割を超える。これは今回の調査のみから導き出された一過性のものではなく、前述した20年前の「これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書」においても、「(み

だりに) 散骨を行なうべきではないという意見が9割を占めている」とある。これは焼骨を地中に埋める行為が規制されるのであれば、焼骨を砕いて海洋または地表に撒いて処分する行為にも何らかのルールが必要との意識の表れであろう。

そこで当研究班では、関係者の共通認識となるべき散骨の定義を定め、地方公共団体に向けて散骨への対応に当たり参考となる事項を、また散骨を行う事業者に向けて散骨を行うに当たり考慮すべき事項をガイドラインとして示すことにした。

3 散骨の定義

散骨についての考え方を整理するためには、まず散骨の定義が必要であるが、現状では統一的な定義は存在しない。また合葬墓、樹木葬のように現行墓理法にその用語はないものの解釈上受け入れられ、各地方自治体で適切に規制が実施されているものもある。ここでは、「墓理法に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に砕き、墓理法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為」と定義することにする。

散骨の場所は陸地の場合と水面の場合があり、水面の場合、海洋と内水に分かれる。このうち湖沼河川といった内水については、生活用水として利用されていることが一般的であるため避けるべきであろう。また海面の場合、陸地から散骨行為が視認されない距離が置かれているようであるが、この場合においても関係者への配慮が特に重要となることとはいうまでもない。

4 地方公共団体における散骨への対応

(1) 既存の規制の種類

これまで14(複数制定の地方公共団体があるので実数では12)の地方公共団体が規制の基準を明文化している。このほか明文化されていない行政指導等による散骨規制があると考えられるが、今回の研究を通してその実態は把握されていない。

明文化された規制を類型化すれば次のようになる。

第1類型 「何人も」により、個々の散骨も規制しようとするもの。ただし、墓地内の散骨は認めている。罰則あり。

第2類型 「散骨場」の概念で、事業者の規制を行おうとするもの。これに加えて、個人の散骨を届出制にするもの。散骨場の場所制限あり。散骨場の経営者に関し、欠格事由あり。罰則ありと罰則なしに分かれる。岩見沢市、秩父市ほか。

第3類型 もっぱら散骨場の規制を行おうとするもの。罰則ありと罰則なしに分かれる。

第4類型 要綱という形で、行政内部の規範を定めるもの。

第5類型 ガイドライン又は指針という形で、海洋散骨に関して行政側の考え方を示そうとするもの。

(2) 地方公共団体向けガイドライン

墓理法において散骨の定義や、所要の規制条項が定められていない現状においては、何らかの規制を行う場合、各地方公共団体が散骨をどのように規制するかを自主的に判断することになる。その場合、先行地方公共団体の事例も踏まえ、条例、要綱、指針等を定めることが考えられる。

その場合、散骨を基本的に認めない考えから、要件を定めて適合するものを認めていくものまで対応は地方公共団体の判断事項になる（健発 0830 第 1 号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行について」および地方自治法 252 条の 17 の 2（条例による事務処理の特例）など）。

いずれにしても広く住民や利害関係者の意見を聞くことが重要であろう。規制の条例等を定める場合、そうした意見聴取の手続きを定めることが望ましい。

（散骨の定義）

規制内容としては、まず散骨行為を定義することになる。散骨の前提行為は粉骨であるが、焼骨を砕く行為を規制対象とするか、それとも散骨に付随する行為として特段の定めをしないか。また粉状の大きさを定めるかも同様である。

関連事項としては、当該地方公共団体が運営する火葬場での業務に粉骨依頼を受け入れるかの判断がある。

（散骨の方法）

散骨方法としては、陸地や水面を吹きぬける風に向けて文字どおり粉骨を投げかけるものから、粉骨を自然溶融性の袋や容器に納めて水中に沈めるものもある。したがって散骨として認定する形態を指定する必要があるといえる。しかしながら、焼骨が様々な取り扱い方をされている、あるいはなされることを想定するならば、前述したように「墓理法に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に砕き、墓理法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為」などと定義し具体的、個別の運用、適用などについては、各々の地方公共団体における実情などを反映させるというあり方も考えられよう。

（散骨の場所）

散骨の場所であるが、既存の許可墓地内での散骨については、当該地方公共団体における墓地の許可の一環として対応することになる。墓地外に新たに散骨場を設定する場合には、これを許可制にするか届出制にするか、またそうした規制に反している場合の罰則の有無などが判断事項になる。また散骨場は概念上、陸地と水面があり、そのいずれ（または両方）を対象とするのかを明確にする必要がある。

散骨場の設定においては、陸地、水面の一定領域を指定する方式（ポジティブチェック）と陸地、水面の一定区域を除外指定してそれ以外の領域を広く散骨可能域とする方式（ネガティブチェック）が考えられる。

（散骨場の経営者の義務）

墓理法は墓地、納骨堂、火葬場を営もうとする者に対して、許可申請のほか各種

の報告義務等を課している（10条以下）¹。散骨場の経営者に対してどのような義務を課すかを定める必要がある。特に散骨においては粉状の焼骨が埋蔵または収蔵されて残ることはない。このため散骨場の管理者に散布の場所を記録、保管させる必要性があるろう。

（水面での散骨の規制の対象）

水面での散骨（以下「海洋散骨」という。）では、公共水面が対象であること、散骨の場所への往復には船舶を利用することになるなどの特色あることから、個人から散骨を委託された者、船舶の所有・運航者など多数が関与することになる。このためだれを散骨事業者とみなすのかを明確にする必要があるろう。

（その他）

墓理法 4 条 1 項に準じ散骨場以外の区域において散骨行為を原則禁止し、散骨行為を行う場合に届出等の義務を課すか否かの判断も必要であろう。

5 散骨事業者が考慮すべき事項

(1) 散骨事業者の責務

散骨は墓理法制定時には存在しなかった葬法であるがゆえに、同法に規制条項が設けられていない。しかしある程度の実施例が見られ、また希望者も存在することから、適法な葬法として認知する必要があることは、縷々述べてきたとおりである。諸外国での散骨においても、当研究班での調査の限りでは、差異はあるものの何らかの形で散骨への規制を行っている。

わが国における散骨の多くの場合、その実施、履行を標榜する事業者や団体を介して行われている。

このため節度を保った散骨が行われるためには、散骨に関わる事業者の意識が重要である。その必要性は海洋散骨において特に高いと考えられるのであるが、海洋散骨に関しては事業者の団体が組織され、それぞれ加入事業者への指導や散骨に携わる職員への研修、資格付与などを行っているようである。

(2) 散骨事業者向けガイドライン

散骨の規制をどのように考えるかは基本的に地方公共団体の判断事項というのが、当研究班の立ち位置である。よって散骨事業者は、散骨を行なおうとする陸地または水面に関わる地方公共団体の規制方針を事前に把握し、その意向を受け入れなければな

¹ 詳細は「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」（平成 25 年度 厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業）「1.地方公共団体の墓地行政等に関する情報収集と分析」や、「各地方公共団体における墓地経営に関する情報共有のあり方に関する研究」（平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業）「3-2 墓地等の経営許可等に関する条例の調査・検討」を参照のこと。

らない。また許可制や届出制など、条例等の規制が施行された場合はそれに服することになる。しかしながら、散骨の規制を行っている地方公共団体が少数にとどまっている状況を踏まえ、当研究班では、別添のとおり、散骨事業者自らが散骨を行うに当たり考慮すべき事項をガイドラインとして取りまとめた。散骨を適切に行うための取組みの一助としていただきたい。

特に供養すべき遺骨の安置先がなくなること、天候不順による日程の変更など散骨に伴う特殊な事情がある。このため利用者との契約内容は、利用者に一方的に不利でなく、合理的なものであることが求められる。散骨が確実に行われたことを証する散骨証明書の作成、交付は必須事項であろう。

今後、国レベルにおいても、散骨に関わる事業者およびその団体との協議の場を設け、散骨への適切な規制の在り方について検討されることが望まれる。

(別添)

散骨に関するガイドライン（散骨事業者向け）

1 目的

本ガイドラインは、散骨が関係者の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生等の見地から適切に行われることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 散骨 墓理法に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に砕き、墓理法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為
- (2) 散骨事業者 業として散骨を行う者
- (3) 散骨関係団体 散骨事業者を会員とする団体

3 散骨事業者に関する事項

(1) 法令等の遵守

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）、民法（明治 29 年法律第 89 号）等の関係法令、地方公共団体の条例、ガイドライン等を遵守すること。

(2) 散骨を行う場所

散骨は、次のような場所で行うこと。

- ① 陸上の場合 あらかじめ特定した区域（河川及び湖沼を除く。）
- ② 海洋の場合 海岸から一定の距離以上離れた海域（地理条件、利用状況等の実情を踏まえ適切な距離を設定する。）

(3) 焼骨の形状

焼骨は、その形状を視認できないよう粉状に砕くこと。

(4) 関係者への配慮

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、地域住民、周辺の土地所有者、漁業者等の関係者の利益、宗教感情等を害することのないよう、十分に配慮すること。

(5) 自然環境への配慮

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、プラスチック、ビニール等を原材料とする副葬品等を投下するなど、自然環境に悪影響を及ぼすような行為は行わないこと。

(6) 利用者との契約等

① 約款の整備

散骨事業者は、あらかじめ散骨に関する契約内容を明記した約款を整備し、公表するとともに、利用者の求めがある場合には、約款を提示すること。

② 利用者の契約内容の選択

散骨事業者は、約款に定める方法により、利用者の契約内容に関する選択に応じる
こと。

③ 契約の締結

・ 契約内容の説明

散骨事業者は、契約の締結に当たっては、必要な教育訓練を受けた職員にあらか
じめ適切な説明を行わせ、利用者の十分な理解を得ること。

・ 契約の方法

散骨に係る契約の方法は、文書によること。

・ 費用に関する明細書

散骨事業者は、契約の締結に当たっては、費用に関する明細書を契約書に添付す
ること。

④ 契約の解約

散骨事業者は、約款に定めるところにより、利用者の解約の申し出に応じること。

⑤ 散骨証明書の作成、交付

散骨事業者は、散骨を行った後、散骨を行ったことを証する散骨証明書を作成し、
利用者に交付すること。

(7) 安全の確保

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、次のような措置を講ずるなど、参列者の安
全に十分に配慮すること。

① 陸上の場合 歩道、安全柵等、必要な施設の設置等

② 海洋の場合 必要な教育訓練を受けた従事者及び補助者の配置、ライフジャケッ
ト等の安全装具の確保等

(8) 散骨の実施状況の公表

散骨事業者は、自らの散骨の実施状況（散骨の件数、散骨の場所等）を年度ごとに取
りまとめ、自社のホームページ等で公表すること。

公表あるいは事業の紹介、PRにおいては、亡くなった人を含め、個人情報の取り扱
いには十分に配慮すること。

4 散骨関係団体に関する事項

(1) 散骨関係団体の役割

散骨関係団体は、会員事業者やその職員に対する研修会の開催等、散骨が適切に行わ
れるための取組みに努めること。

(2) 散骨の実施状況の公表

散骨関係団体は、会員の散骨の実施状況（散骨の件数、散骨の場所等）を年度ごと
に取りまとめ、自団体のホームページ等で公表すること。また地方公共団体の求めが
あれば提出すること。

第3章 火葬場の建設・維持管理に関するマニュアル見直しに

あたって留意すべき事項

1 趣旨

今回のアンケート調査は、前回平成24年に行った同様のアンケート調査から8年を経過しているが、現時点における火葬場を取り巻く諸問題を反映していると考えられるので、この内容を参考として、マニュアルを最新のものとすることが望まれる。その主なポイントは以下のとおりである。

2 留意すべき事項

- (1) 火葬場のほとんどは、市町村が実施主体となっており、住民全員にかかわる公共施設として、大事な役割を果たしていることに変わりはない。しかし、火葬場の運営形態を見ると、直営は、18.5%にとどまっており、一部委託を含め委託が51.5%、指定管理が29.7%と合わせて81.2%が何らかの形で民間的運営を行っていることがわかる。従って、公的施設としての位置づけを保ちながら、いかに民間的な運営を行っていくかが課題となっていると考えられる。その際、指定管理者制度が必ずしも急速に増加する傾向にあるわけではないことにかんがみ、指定管理者制度の問題点を把握しつつ、適切な活用していく仕組みを検討する必要がある。
- (2) 火葬場の施設規模を見ると、前回調査に比較すると、炉の平均基数は、3.7基から4.5基に拡大しており、6基以上で見ると、前回は15.0%であるのが、22.3%となっており、大規模化の傾向が続いていることがわかる。

火葬場は、数多くの炉を持ち、公害防止施設などしっかりした設備を持ち、専門的な運営と適切な管理が必要となってきたことが分かる。その傾向は、今後も強まると考えられるので、火葬場運営管理に関する専門家の養成、確保が課題となっている。
- (3) 火葬場の建設年を見ると、基準年となる1983年以前の施設が前回調査の37.3%から28.4%に減少しており、建て替えが進んできたことがわかるが、なお、基準年以前の施設が3割近くを占めており、引き続き建て替えを進めることが求められていることに変わりがない。
- (4) 火葬場の建て替えなどについては、「必要あり」が48.6%と5割近くを占めており、その理由も「施設の老朽化」が99%を超えている。また、火葬場の能力不足については、「不足している」が12.6%とまだ多くはないが、その理由は、施設の老朽化と死亡者数の増加が半々となっており、今後、両方の理由から建て替えへのニーズが高まっていくことが想定される。今後の建て替えにあたっての基本的考え方

を整理し、地方自治体への指針を提供することが求められていると考えられる。

- (5) 火葬場の設備内容としては、ほとんどの施設で再燃料炉ができているが、集じん装置が3割の施設でまだなく、まだまだ改善が望まれる。また、排ガスの測定も、ほとんど測定していない施設がほぼ半数を占めるなど、管理者の理解が十分でないことがうかがわれる。地域への理解を深めるとともに、適切な労働環境を維持改善する見地から、管理者の理解の徹底を求める必要がある。
- (6) また、公害対策・労働安全対策に関しても、排ガスの拡散効果に関し、「わからない」との回答が4割を占めるなど、設置者、管理者の理解が十分でないことがうかがわれる。残骨灰の適正処理についても、「わからない」が3割を占めており、理解が行き届いていないことが懸念される。また、作業環境の測定も6割が「したことがない」と答えており、今後の意識啓発が求められる。また、残骨灰と集じん灰の分別についても、半数以上が「分別していない」と答えており、残骨灰、集じん灰の分析についても、「全く行っていない」が半数を占めており、マニュアルの記載内容の充実、各種研修などを通じ、引き続き、理解と徹底を求めていく必要がある。
- (7) 大災害時の対応については、各種資材に関する協定締結がある程度進んでいるが、未だ「協定を締結していない」が3割近くを占めており、引き続き理解の醸成に努める必要がある。災害時の人的協力体制については、火葬炉メーカーの支援を中心に都道府県内施設からの支援が進んでいるが、「事業継続計画等」の策定、「災害時に備えた定期訓練」の実施は、進んでいない。この点も管理者の理解をさらに深める必要がある。
- (8) 最近の諸問題への対応については、ペースメーカーについては、葬儀業者との連携などを含め対応が進んでおり、感染症への対応も同様である。副葬品の制限についても努力されていることがうかがわれる。引き続き適切な対応を求めていく必要がある。
新型コロナ対応については、行われた火葬件数で10件以上の施設が約3割を占めており、このアンケート調査報告後にもその数が増えていることが想定される。火葬場は、ひとたび感染が拡大すれば、その社会的使命を果たすことができなくなる恐れがある施設であることにかんがみ、国においても、ガイドラインを示しており、様々な支援をおこなっていただいている。特に、納体袋については、安全安心のため欠かせないことから国においてもその確保に努めていただいているところである。幸い、納体袋の収容は、95.0%が行われており、今後ともこの傾向が維持改善されることが望まれる。改めて、コロナ問題に対する対応についても、国のガイドラインなどを踏まえ、マニュアルの内容を拡充する必要がある。
- (9) 火葬場のイメージ向上のための方策については、いろいろ工夫して行われていることが推測されるが、未だ、「実施していない」が約7割となっており、今後の努力が期待され、マニュアルにおいても対応の在り方を検討する必要がある。
- (10) 日本環境斎苑協会の事業に関しては、今回初めてアンケート調査に加えたが、まだ

まだその内容が認知されていない状況が明らかになっている。それぞれの地方自治体が各地の地方自治体の対応について知見を共有すること、大規模化し、専門化しつつある火葬場の運営に関する専門家の養成に関し、理解を広めていただくこと、火葬場の運営に苦勞しておられる方々の表彰制度等協会の事業をもっと広く知っていただき、ご参加をいただくための努力が必要なが示されている。

また、アンケート調査の結果によると、設置管理にかかわるマニュアル、研修事業、火葬技術管理士養成制度についても理解が進んでいないことが明らかとなっており、協会事業をもっと知っていただき、多くのご参加をいただく努力が求められる。

4 これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書

(平成10年6月
厚生省生活衛生局)

はじめに

今年、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）が戦後間もない昭和23年に制定されてから50年となる。今日、我が国は戦後の混乱期、高度経済成長期を経て、世界の主要国としての地位を築いた。

このような経済の発展は、同時に、社会構造や家族の形態を大きく変貌させ、人々の生活様式や生活意識をも著しく変化させるものであった。

墓地については、都市化の進展、核家族化の進行、高齢人口の増加、火葬率の上昇等の社会的要因や家意識の稀薄化、葬送の自由の主張等の国民意識の変化の影響を受けている。

墓地は億万人の生活の営み即ち文化を反映するものであり、墓地行政は土地の習俗や人々の宗教的感情を尊重しつつ、社会情勢に即して展開されなければならぬ。

50年の月日の経過は墓地行政の見直しを要求し、また、今後予想される少子高齢化の進行は、来るべき社会に適合した墓地等の在り方を求めている。

本懇談会はこのような認識の下に、墓地を利用する者の視点に立って、これからの墓地等の在り方について検討を行い、現段階における見解を以下のようにまとめた。

第1 墓地を巡る現在の状況

1 総説

今日の墓地埋葬等を取り巻く社会環境は、墓地埋葬法の制定当時と比べて、大きく変貌を遂げている。

第一は火葬率の上昇である。昭和25年当時において5割強にすぎなかった火葬率が平成8年には99%弱にまで上昇した。しかし、火葬率の上昇は火葬場の増加にはつながらず、逆に昭和85年には約24,000か所の火葬場が平成7

このような段階における承継者のいない墳墓の改葬問題は、墓地経営の観点からだけでなく、国民の宗教的平穩を確保するために、そこに葬られている人あるいはそこに葬られるであろう墓地使用者の利益を守るという観点からも、その対応について考える必要があるだろう。具体的には、墓地使用の有期限化や多様な墓地の在り方についての検討が求められる。

さらに、現在の人口構造から見ても、これから死亡者の数が増大し、祭祀承継者を確保することができない人々が増大するであろう。そうであるとなれば、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年）、生活保護法（昭和25年）、老人福祉法（昭和38年）等の規定による対応だけではなく、今後、これらの人々の必要に応じたより多様な葬送のサービスを提供するシステムの整備が必要である。

第三は、葬送に関する国民意識の変化である。高度経済成長期の墓地需要の増加の背景には死者のための墓地の確保のためだけではなく、将来「私」が入るための墓地の確保であったといわれている。「私」の死後を子孫に全面的に委ねるのではなく、自らが「死後の住処（すみか）」を求めている傾向は以前から顕著に見られる現象であった。この傾向が今日ではより積極的に展開し、「私」の死後を私の意思によって決定したいという考え方（「葬送の自由」）が自己決定権の具体的表現として主張されるようになった。その表現形態は多様であるが、散骨という葬送の選択もその一つである。伝統的な慣習からの解放や価値観の多様化を背景とした「葬送の自由」の要求は尊重されるべきものであろう。しかし、葬送に関して法律が想定していない状況も生まれてきたからには、新しい時代の葬送に適合するような法の体系的整備が求められる。

2 墓地需要の増大

（都市化の進展）

戦後における経済成長は、産業化の進展の成果であり、産業化は労働力として多くの人々を地域社会から離脱させ、都市の住人とした。

我が国の人口は、高度経済成長以降、都市圏への人口の集中が進んだが、

年には約8,500か所に減少している。つまり、火葬が増加する一方で火葬場の統廃合が進み、その近代化・整備が行われてきた。法制定当時においては、土葬や火葬場に対する公衆衛生の確保が重要な任務であった。しかし、公衆衛生の確保の重要性に変化はないものの、土葬の減少や火葬場の近代化・整備が進んだ今日においては、公衆衛生の観点からの規制だけでなく、生活環境に配慮した墓地や火葬場の量的整備や質的な水準の向上等について、地方自治体が基本的な住民サービスの行政として積極的に取り組むことが求められる。

第二は、高度経済成長の下での急激な人口移動による都市の過密化・農村の過疎化と核家族化の進行、更には少子化の進展という社会環境の変化である。大都市では急激な人口の増加及び世帯数の増加によって墓地の需要が増大し、墓地需要に対する対応がこれまでの墓地行政の重要な課題となってきた。現在でも、地域的な偏差があるものの、墓地不足の状況は解決されていない。

また、急激な人口移動によって生じてくるのは、「墓地不足」だけではなく、人口移動によって祭祀承継者のいない墳墓が増加し、その墳墓の改葬問題（いわゆる「無縁墳墓」）も社会問題となってきた。

元来、死者の祭祀は私的な問題であり、国民の宗教的感情を尊重する意味からも承継者のいない墳墓の改葬については慎重な手続が課せられている（墓地埋葬法施行規則第3条）。しかし、承継者のいない墳墓の増加が墓地の管理及び経営を圧迫する要因になり、他方では改葬公告を2種以上の日刊新聞に3回以上公告することを義務づけた改葬手続の不合理性が指摘されるようになった（注1）。

また、近年の子どもの減少、更に昭和49年以降の人口置換水準を下回る合計特殊出生率の低下、少子化の進行とともに、墓地承継者の不在がより深刻になってきた。つまり、墓地承継者の不在は、都市化や過疎化という人口移動の要因だけでなく、家族構造の変化に根ざした問題として広く認識されるようになってきた。

さらに、夫婦のみの世帯及び単独世帯の数は、それぞれ昭和60年に520万世帯、790万世帯であったものが、平成7年には760万世帯、1,120万世帯に増加するなど世帯に子どもがいらない人も増加の傾向にあり、これらの人も墓を求めると世帯に子どもと予想すれば、承継者のいない墓が増えていくことが見込まれる。

人々の意識においても、いわゆる家意識の後退とともに、「先祖の祭祀を祭ることは子孫の義務である」と考えることが若年層ほど徐々にではあるが希薄化する傾向にある(注6)。

これらのことは、将来において無縁化する墓の増加を示しており、承継者のいない墓の取扱いは今後の墓地問題の一つの焦点となろう。

なお、現在においても、無縁墳墓については、その改葬手続が煩瑣で、かつ、実効性がないという強い批判があり、その改善が求められている。

4 事業型墓地の増加

(墓地事業の展開)

都市人口の増大とともに、都市に定住する人々が墓を購入するようになると、宗派を問わず一般公衆が利用可能な事業型墓地が出現するようになってきた。

1ha以上の大規模墓地は、全国で、昭和60年に約900か所(厚生省：全国主要墓地経営実態調査)であったものが、平成9年には約1,400か所(社)全日本墓園協会：大規模墓地経営実態調査)に及んでいる。

事業型墓地の経営主体は地方自治体以外は公益法人又は宗教法人に限定する行政方針(注7)が示されている。これは、墓地の永続性と非営利性の確保を図るためであるが、この趣旨を達成するためには、墓地事業を営む公益法人あるいは宗教法人においても安定的な財政運営が必要である。

また、墓地の利用者は自分の死後にしても適切な管理を望んでいるのであるから、墓地の経営、管理の方法について、利用者の期待権保護のための適切な対策が講ぜられなければならない。

さらに、墓地の経営者は、このような墓地の利用者の意思や期待に誠実に

今後都市圏の人口の増大が見込まれている(注2)。新たに都市住民となった人々の多くは、そこを故郷とするようになり、自らの墓と死者を弔うための墓を求めると、墓地需要は大きく伸びることとなった。例えば、東京都の都立霊園の応募状況を見ても、壁型墓地などを増設し、納骨堂を新設した後の平成5年度以降は4倍程度の公募倍率であるが、それ以前は10倍を大きく超える倍率であった(注3)。

このため、意識調査(注4)においても、人口流入が顕著な都市部を中心に墓地の不足を指摘する数値が高い。すなわち、12大都市においては、4割強の人が墓地は不足していると認識しており、4人に1人が実際に自分自身が利用できる墓を持っていないと答えている。

(高齢人口の増加)

また、今後、高齢者数の絶対的増大が見込まれるが、このことは、死亡者数の増大を意味するものであり、墓地需要増大の要因として位置づけられる。死亡者数の推移は、平成8年に約90万人であったものが、最大時平成48年の約175万人に達するまで増加し続ける見込みである(注5)。

(供給の停滞)

以上のような要因から、墓地需要は増大しているが、墓地は一般にいわゆる「迷惑施設」として受け止められることなどから、人の居住する地域の近隣では新たな立地が困難な場合が多く、供給も滞りがちになる傾向がある。

3 承継者のいない墓の増加

(家族像の変化)

都市化の過程で、人口が流出し、過疎化した地域においては、世帯数が減少し、あるいは跡継ぎ世帯が流出し、一部の地域においては墓地の無縁化が進んでいる。

また、核家族世帯数は、昭和50年に1,930万世帯であったものが、平成8年には2,580万世帯に増加するなど、核家族化の進展と家族規模の縮小がみられ、墓を守ることが期待される子どもの数が減少している。少子化の進行はこの傾向に拍車をかけるものとなっている。

こたえるよう、高い職業倫理が求められている。

5 散骨の出現

(法の態度)

墓地埋葬法が想定していない葬法として、焼骨を粉末状にして、墓地又は墓地以外の場所に焼骨を散布する散骨を行う人々が現れた。

墓地埋葬法は、本来、伝統的な葬法である埋葬・火葬の取締法規であり、葬法の在り方自体を直接的に規制するものではない。また、刑法の遺骨遺棄罪は社会的な習俗、倫理に関するものであり、相当の節度をもって行う場合は、散骨を処罰の対象とすることはできないと解されている。

現在、死後に自然に帰るといふ志向等を背景に、「自然葬」と称して散骨を行う市民団体が結成され、その普及活動も行われ、葬儀会社の中には事業として散骨を行う例も現れてきている。

時の経過とともに新しい葬法である散骨を容認する人々も増加の傾向にある。散骨を葬法として容認する人の割合は、平成2年の調査では2割強であったが(注8)、本年(平成10年)の調査では7割を超え(注9)、散骨についての理解が進んでいることが伺える。

しかし、一方で散骨の方法によっては紛争が生じる可能性がある。平成6年には、東京都所有の水源地の区域に散骨が実施され、地域住民から苦情が出ており、地元市町村が東京都に対して散骨を容認しないことを求める要請書を提出している。

意識調査の結果でも街中、水源地、公園などでは散骨を行うべきではないという意見が8割から9割を占めている(注10)。

したがって、散骨については、その実施を希望する者が適切な方法によって行うことは認められようが、その方法については公認された社会的な取決めが設けられることが望ましい。

第2 今後の墓地の在り方

1 経営主体の適格性

(営利企業)

墓地の経営については、永続性と非営利性の確保の観点から、株式会社などの営利企業が経営主体となることは適当ではないという国の行政方針が提示されている。

墓地埋葬法の墓地の経営許可権限は団体委任事務として都道府県等の権限であるが、各都道府県等においても国の行政方針を概ね尊重して行政運営がなされている。

この点、多様なサービスを提供するという観点から、また、規制緩和の観点から、営利企業に墓地経営を認めてもよいのではないかという議論がある。

この問題については、墓地に対する国民の意識を踏まえて考えるべきであろう。多くの人が自らの死後も長期にわたって墓が守られていくことを望み、そのことは保護に値する価値と考えられる。一方、営利企業は、「解散の自由」があり、かつ、他の事業で失敗すれば倒産の危険もある。また、意識調査においても、営利企業が経営する墓地を利用したくないとする人が6割を超える結果となっている(注11)。したがって、事業の性格から永続性の確保が基本的に求められる墓地の経営については、現状では、行政方針に示されているように、営利企業を墓地の経営主体として認めることは適当ではないと考えられる。

民間資本を墓地事業に活用する方策としては、公益信託の制度が考えられる。公益信託は公益法人制度に比較して現在あまり活用されていないが、英国では併並み保存などにも利用されている。墓地経営に公益信託を利用することができれば、民間資本を活用しつつ、信託による安定した経営管理を確保し、併せて、いわゆる名義貸し防止の副次的効果も期待することができるので、制度活用のための積極的努力を関係者に期待したい。

(地方自治体)

墓地の公益性にかんがみると、老人ホームや学校などと同様に地方自治体が基礎的な住民サービスとして積極的な提供を図ることが望ましく、現状を

きないような例外的な場合を除き、原則として墓地埋葬法による許可を行わない行政方針（注12）が採られてきたところであるが、引き続きこのような運用が行われることが適当であると考えられる。また、無許可の個人墓地が設けられないよう地方自治体の適正な行政運営が求められる。

2 利用者保護の充実

（情報の提示・開示）

墓の購入は生涯に一度の体験であることが多く、しかも高額になる場合が少なくない。意識調査においても墓地の価格の高騰が墓地問題の一番の問題であるとして挙げられている（注18）。また、供給側と購入側の情報量の格差も著しい。消費者契約の適正化を求める動きがある中で、墓地の選択に資するよう墓地に関する情報を広く提供するシステムの整備が望まれる。

事業型墓地にあっては、特定の階層にとどまらない多数の利用者を予定している事業の公共性にかんがみ、墓地使用契約の内容について利用者保護の観点から契約内容の明確化等を図るべきである。例えば、標準的な契約約款を作成することなども望ましいといえよう。特に、墓地の使用に際しての料金体系については、墓地使用の権利を取得するための「（永代）使用料」と墓地の共用部分を管理するための「（年間）管理料」が徴収されているが、これらの料金に対応する権利の内容は統一されていないだけでなく、一般に周知されておらず、また、種々の名目で多くの費用を徴収される場合もある。このような料金の内容の明確化と合理的な価格体系の整備が必要である。

また、墓地の経営者団体等においては、事業型墓地についての経営情報を積極的に開示するなど利用者の信頼を維持獲得する活動を行うことが望まれる。

（契約の解除）

墓地使用契約の解除についても、利用者の保護が求められる。墓地使用契約の解除において、既に支払済みの永代使用料の取扱い、解除に至るまでの利用期間についての最低保障など利用者の権利保護に十分な配慮が行われる

把握し、将来の需要を見通した行政の計画的な対応が必要である。

（宗教法人）

宗教法人が宗教活動の一環として信徒のために墓地経営を行う場合は特に問題はないが、公益事業として宗派を問わない墓地の経営を行う場合、営利企業等が経営の実権を握るいわゆる名義貸しの事例があることが指摘されている。名義貸しが行われた場合は、実質的な経営主体の営利企業等に収入が集中されるなどの危険があり、経営責任を果たせない事例が生じる可能性が高い。

このようなことを防止するためには、墓地埋葬法上の墓地経営の許可に当たって、都道府県等の行政事務当局において宗教法人所轄部局と墓地埋葬法担当部局が密接な連携を保ち、許可申請をする宗教法人が、宗教法人としての活動実績があるか、実質的に墓地経営を行う能力があるか等について精査すべきである。

（公益法人）

公益法人が経営する墓地についても確かな財政運営がなされているか十分に監督が行われなければならない。したがって、公益法人設立の認可に当たっての審査が十分に行われることに加えて、墓地埋葬法上の監督と法人監督が密接に連携し、一体となって行われることが望ましい。これらの権限が分離されることとなる大臣認可の墓地事業を目的とする公益法人は、原則として今後認めないことが適当であろう。

（個人墓地）

個人墓地も、設置をする場合は、都道府県知事等の許可が必要であるが、これを広く認めることとすると、墓地の乱開発を招き、小規模の墓地が各地に多数散在することとなり、快適な生活環境を求める国民の感情にそぐわないばかりか、公衆衛生の見地からも望ましいとはいえない。また、墓地の存在が土地等の取引価格に大きく影響することなどから、土地取引における紛争の原因ともなりかねない。

したがって、個人墓地の新設については、これまで、既存の墓地を利用

すること、監査法人による財務監査を受検すること、財務諸表を公開することなどの条件を付することが望ましい。

経営内容についての情報を公開することは、いわゆる名義貸しを防止する効果があると考えられる。

(墓地使用契約の有期限化)

事業型墓地にあっては、墓地の使用権について有期限更新制を採用している場合がある。墓地の使用権は無期限であるべきであるという考え方もあるが、更新できるのであれば有期限であってもよいと考える人々も多い。意識調査によれば、東京都区部では6割近い人々が有期限更新制を認容する態度を示している(注14)。承継者を期待できないう身者が墓地を入手することができないという事例に対応するためにも死者を追悼するのによさわしい相当期間を保障し、期限経過後は合葬墓に改葬することとすれば利用者の要望に合致するとともに、墓の無縁化を防止し、墓地の管理の合理化にも資するであろう。

(管理の合理化)

墓地の管理(経理を含む。)の質の向上を図るためには、墓地の管理についての指針の策定とその普及が必要である。特に現在の墓地使用者の確認と死亡者を把握しておくための墓籍簿の整備などについては現行法令上も規定が設けられており、こうした記録の管理を確実にを行うこと、墓地管理者の研究の充実を図ることが望まれる。

墓地の日常的な管理については、コストの低減に努めるべきであり、必要に応じて管理業務の外部委託等も考えられてよい。管理業務の合理化については、墓地の経営者団体が指導力を発揮する事柄であろう。

墓地の経営者団体においては、各種共同事業の実施、公益的事業の展開と事業型墓地経営の信頼性の確保、向上に努めることを期待したい。

なお、業務の外部化については、いわゆる名義貸しの手段とならないよう、明確な委託関係に基づくことが必要である。

(無縁墳墓の改葬)

必要がある。墓地使用契約の解除によって、墓地管理者が改葬を行うことは認められようが、実行する場合は、利用者との紛争を防ぐ観点から、利用者の改葬承諾書を添付させるなど厳格な手続によるものとする等制度の整備が必要であるほか、焼骨等を引き取らない場合には、合葬式の共同墓、壁型墓地又は納骨堂を改葬先として用意することが望まれる。

事業型墓地にあっては、転居等により墓を改葬したことにより、墓地使用権が不要になった利用者に対しては、管理者の承認の下に有償での譲渡又は経営者に対する買取り請求が可能となるような仕組みの導入についても考える余地がある。これは、墓地の有効利用の観点からも有益であると考えられる。

(墓地の多様化)

利用者の多様な要望にこたえることも必要であろう。人々の墓に対する意識の変化が進めば、合葬式の共同墓、壁型墓地や芝生墓地などの新しい形式の墓地や納骨堂の活用などは、高価な墓石の費用を縮減することができるので、低廉な価格で提供が可能であり、また、大規模な土地開発を伴わないため、都市部において今後発展することが考えられよう。これらの墓地においては使用権の在り方も多様になるため、それらについても十分に検討する必要がある。

散骨を希望する者が増加すれば、諸外国の例に見られるように、墓地のうちの一定の区域を散骨場所として提供することも考えられよう。

3 経営の安定と管理の合理化

(墓地経営の安定)

墓地には永続性が求められ、墓地の経営主体から営利企業を排している主な理由もこの点にある。しかし、その趣旨をより確かにするためには、日常の経営が適切に行われるような仕組みが必要であると考えられる。

都道府県知事等が墓地の経営許可を行うに当たっては、十分な基本財産を有していることを審査するとともに、許可の条件として、将来にわたって安定した経営を行うために計画的に永代使用料等を原資とする管理基金を造成

のは当然である。公衆衛生上危険であったり、又は国民の宗教的感情に反するような葬送行為が公共の福祉により制約されるのは、いわゆる「権利の内的制約」によるものである。

(規制の方法)

散骨については、街中や水源地など人々の日常生活に密接な関係のある場所に於いて行うことは妥当ではないという人々が圧倒的に多数である。散骨を希望する者が適切な方法により散骨を行う自由を前提にした上で必要な規制を行うことが適当であると考えられる。

規制の方法については、国民の習俗に関する重要な事項に関わるものであるので、議会が制定する法規である法律又は条例によることが必要であろう。

法律によるべきか条例によるべきかについては、葬送方法には強い地域差があると考えられること、また、墓地埋葬に関する規制権限は地方自治体上、団体委任事務とされている（地方分権推進計画においては、地方自治体の本来的事務である自治事務として整理されている。）ことから、それぞれの地方の実情を踏まえて、地方自治体の条例で定めることが適当であると考えられる。

国としては、散骨の定義、散骨が許容される区域等を定める基準、行為規制の様態、制裁の程度など条例の準則を示すことが考えられよう。

おわりに

本懇談会においては、墓地埋葬法とその運用について、制定から50年を経過した現在の社会環境と国民の生活意識の変化をもとに見直す作業を行った。

その作業を通して、法制度に関しては墓地埋葬法全体を改正する必要はないものの、いくつかの補正を必要とする部分が生じていることが明らかになった。

その一つは、無縁墳墓の改葬手続（墓地埋葬法施行規則第3条）である

無縁墳墓の改葬手続は改める必要がある。現行制度は、2紙以上の新聞に3回以上の公告を求めているが、この公告手続が今日では高額の費用がかかりながら実効性が薄いことは、総務庁の「あっせん」が指摘するとおりである。本懇談会は、現行の公告手続に代わる方法として次のような方法を提案する。

・官報で公告する。

(理由) 公的な手続として一般的であり、廉価である。

・無縁墳墓として改葬する墳墓に立札を立て、一年間維持する。

(理由) 最も原初的ではあるが、社会常識に合致すると考えられる。

・公的な団体が公告内容を永久保存し、当該団体の事務所で公衆の閲覧に供する。それとともに、当該団体のインターネット上のホームページに公告する。

(理由) 墓地経営者の公的団体が自らの責任で公告内容を保存することは望ましく、また、インターネット上の公告は、最も今日的な伝達方法であり、全国から用意にアクセスが可能である。さらに、永久的な記録保存という要請にこたえられる。

4 散骨についての考え方

(散骨)

散骨は、墓地埋葬法の立法当時、社会的事実がなかったためにあえて規定しなかったものと考えられる。

散骨が公衆衛生上の問題を生じたり、社会通念上国民の宗教的感情を損なうような形で行われるのであれば、現行法上特に規制の対象にする必要がないというのが現在の行政の考え方であり、これは是認できるものである。

しかし、死者の遺志を尊重した散骨が認められるとしても、それは無制限のものではない。現行法のままでも、公衆衛生上又は国民の宗教的感情上の問題を生じるような方法で散骨が行われる場合には、墓地埋葬行政として当然規制の対象となる。

他の権利行使と同様に、「散骨の自由」も公共の福祉による制約を受ける

生省に対し、現行の無縁墳墓改葬手続が不合理であるとす意見を「あっせん」した。

注2：四全総総合的点検中間報告「人口減少、高齢化の進展と活力ある地域づくり」（国土審議会調査部会地域社会専門委員会、平成5年6月）国

土庁計画・調整局試算

注3：東京都調査

都立霊園の公葬状況の推移

元年度	公葬数	申込数	倍率	うち一般、芝生墓地		うち新形式墓地	
				公葬数	倍率	公葬数	倍率
元年度	750	14,282	19.1	750	19.1	—	—
2年度	750	14,463	19.3	750	19.3	—	—
3年度	1,000	14,652	14.7	550	22.1	450	5.6
4年度	1,350	14,249	10.6	350	29.7	1,000	3.9
5年度	4,250	16,528	3.9	300	31.6	3,950	1.8
6年度	3,350	14,145	4.2	350	24.8	3,000	1.8
7年度	2,700	13,360	4.9	320	25.5	2,380	2.2

(備考) 1 東京都建設局資料より作成。

2 「新形式墓地」とは壁型墓地と多摩霊園みたま堂の合計であり、壁型墓地は平成3年度より、多摩霊園みたま堂は平成5年度より供給を開始した。

3 一般墓地及び芝生墓地は、その多くが再貸付けである。

注4：平成10年、厚生科学研究「墓地に関する意識調査」（主任研究者：森謙二）

注5：平成9年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（中位推計）

注6：前掲厚生科学研究

注7：墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱について（昭和43年4月5日厚生省環衛第8058号）

注8：総理府調査「墓地に関する世論調査」

なお、平成5年東京都調査「都政モニターアンケート「東京都の霊園行政」」では、容認する人の割合は62.2%となっている。

が、これは既に述べたような形に簡易化することが早急に望まれる。また、事業型墓地における墓地契約関係解消に伴う改葬手続についても、従来明確でなかったため、法令上明らかなにすることが必要である。

第二に、散骨に関しては、それを望む者が存在し、国民の意識でも肯定的にとらえる者の数が増えてきているが、不適切な方法で行うことによりトラブルが発生しないように、その実施方法等について、法制度として明確な基準を設けることが望ましい。

墓地埋葬法の運用に関しては、墓地の安定供給、墓地使用者の保護、墓地経営の安定化のための施策等に関して、多くの課題が存在していることが明らかになった。

第一に、墓地の安定供給については、今後も地方自治体の墓地供給への努力が望まれるが、国の行政としては、地方自治体に対して必要な情報提供等の支援を行うほか、民間の事業型墓地を経営する公益法人に対する適切な監督、新たな事業型墓地を供給するための公益信託の開発の支援等を進めることが望まれる。

第二に、墓地使用者の保護と承継者のいない墓地の出現に対応するため、事業型墓地の経営者が現在使用している墓地使用契約の内容の見直しと適正化が必要である。墓地経営者団体等が中心となって積極的にこの作業を行うことが望まれる。

第三に、近年になって多く開設された事業型墓地については、その適正な管理と墓地経営の安定化が今後の課題となるが、この面でも、ガイドラインの作成等の国による協力・支援策が必要である。

以上述べてきたように、制定後50年を迎えた墓地埋葬法を巡っては法制度と運用の面で多くの解決すべき問題がある。墓地は社会にとって必要な施設であり、人々の最終的な安住の場所でもある。本懇談会の報告書は、国の墓地行政について提言するものであるが、この報告書が契機となって、多くの人がもう一度、墓地について考えていただければ幸いである。

注1：平成8年、総務庁が国民の意見を行政に反映させる制度により、厚

また、平成7年東京都調査『都市型墓地に関する意識調査』では、散骨を容認する人の割合は69.1%となっている。

注9：前掲厚生科学研究

注10：前掲厚生科学研究

注12：個人墓地の意義について（昭和27年10月25日厚生省衛発第1025号）

注13：前掲厚生科学研究

注14：前掲厚生科学研究

〔附属資料〕 これからの墓地等の在り方を考える懇談会委員名簿（◎：座長）

石井 幸一（第1回～第3回）

元東京都建設局公園緑地部霊園課長

磯部 力 東京都立大学法学部教授

◎楠川道太郎 早稲田大学法学部教授

大澤 秀行 財団法人墓園普及会専務理事

甲斐 麗子 主婦連合会参与

金光 克己 社団法人全日本墓園協会理事長

木村 潔（第1回～第4回）

前千葉市保健福祉局保健衛生部生活衛生課長

塩見 戎三 産経新聞社客員論説委員

長江 麗子 聖徳大学短期大学部助教授

橋本 泰子 大正大学人間学部教授（前西南女学院大学教授）

藤井 正雄 大正大学文学部教授

増田 聖三（第5回～第12回）

千葉市保健福祉局保健衛生部生活衛生課長

松浦いづみ（第11回～第12回）

東京都建設局公園緑地部霊園課長

森 謙二 茨城キリスト教大学文学部教授（前シオン短期大学教授）✓

森田 敏一（第4回～第10回）

前東京都建設局公園緑地部霊園課長